

# 官報

号外 昭和二十九年五月十四日

## 第十九回 参議院會議錄第四十六号

昭和二十九年五月十四日(金曜日)午前十一時三十一分開議

議事日程 第四十六号

昭和二十九年五月十四日

午前十時開議

- 第一 漁港審議会委員の任命に関する件
- 第二 けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第三 通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるの件(衆議院送付)
- 第四 離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第五 交付税及び譲与税配付金特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 経済援助資金特別会計法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の

- 整理に関する政令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第九 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一〇 大蔵省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一一 農林省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一二 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一三 補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一四 軍事郵便貯金等特別処理法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一五 通商産業省関係法令の整理に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一六 厚生年金保険法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一七 船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

- 第一八 厚生年金保険及び船員保険交済法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一九 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第二〇 日本放送協会昭和二十七年年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
- 第二一 旧海仁会等の施設及び附屬物の転換処理に関する請願
- 第二二 農山漁村の農業協同組合等の法人税減免に関する請願
- 第二三 国有地の地上権確認に関する請願
- 第二四 旧軍用財産の防衛施設使用計画に関する請願
- 第二五 岩手県田瀬ダム建設に伴う漁業権補償の請願(二件)
- 第二六 兵庫県猪名川改修工事施行に関する請願
- 第二七 群馬県藤原ダム建設に伴う補償等の請願
- 第二八 群馬県藤原ダム建設に伴う補償道路等確定の請願

- 第二九 災害復旧費国庫補助概算交付に関する請願
- 第三〇 兵庫県田山川改修工事促進に関する請願
- 第三一 高知県物部川東岸改修工事促進に関する請願
- 第三二 岡山県粟谷川砂防工事施行に関する請願
- 第三三 岡山県湯船川砂防工事施行に関する請願
- 第三四 岡山県野土路川砂防工事施行に関する請願
- 第三五 岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願
- 第三六 岡山県山乗川砂防工事施行に関する請願
- 第三七 岡山県西谷川砂防工事施行に関する請願
- 第三八 岡山県皆畑川砂防工事施行に関する請願
- 第三九 岡山県且土川砂防工事施行に関する請願
- 第四〇 岡山県西河内川砂防工事施行に関する請願
- 第四一 岡山県行者川砂防工事施行に関する請願
- 第四二 岡山県引谷川砂防工事施行に関する請願
- 第四三 岡山県塩谷川砂防工事施行に関する請願
- 第四四 岡山県中谷川砂防工事施行に関する請願
- 第四五 岡山県道仙寺川砂防工事施行に関する請願
- 第四六 岡山県羽出西谷川砂防工事施行に関する請願

- 第四七 岡山県下り芳川砂防工事施行に関する請願
- 第四八 岡山県舟山川砂防工事施行に関する請願
- 第四九 岡山県鶴の羽川砂防工事施行に関する請願
- 第五〇 岡山県阿波川砂防工事施行に関する請願
- 第五一 岡山県加茂町公郷地内砂防工事施行に関する請願
- 第五二 岡山県中田川砂防工事施行に関する請願
- 第五三 岡山県五番川砂防工事施行に関する請願
- 第五四 岡山県岸谷川砂防工事施行に関する請願
- 第五五 岡山県新谷川砂防工事施行に関する請願
- 第五六 岡山県大井町宮部上地内砂防工事施行に関する請願
- 第五七 岡山県宮地川砂防工事施行に関する請願
- 第五八 岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願
- 第五九 岡山県寺部川砂防工事施行に関する請願
- 第六〇 岡山県末谷川砂防工事施行に関する請願
- 第六一 岡山県細田川砂防工事施行に関する請願
- 第六二 岡山県小坂部川砂防工事施行に関する請願
- 第六三 岡山県井原川砂防工事施行に関する請願
- 第六四 岡山県三室川砂防工事施行に関する請願

昭和二十九年五月十四日 参議院會議錄第四十六号

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号

- 第六五 岡山県高野川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六六 岡山県井原川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六七 岡山県高尾川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六八 岡山県後門川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第六九 岡山県東谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七〇 岡山県堀江川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七一 岡山県那岐、成松河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七二 岡山県和田谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七三 岡山県入江谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七四 岡山県津和谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七五 岡山県河内谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七六 岡山県小高下谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七七 岡山県清常川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七八 岡山県興法寺川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第七九 岡山県尾原川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八〇 岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八一 岡山県下郷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八二 岡山県坂本川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八三 岡山県島本川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八四 岡山県井谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八五 岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八六 岡山県横谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八七 岡山県血吸川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八八 岡山県新本川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第八九 岡山県滝山川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九〇 岡山県大武谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九一 岡山県牛神谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九二 岡山県八塔寺川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九三 岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九四 岡山県奥山川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 九五 岡山県竜王川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九六 岡山県正平谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九七 岡山県豊浦川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九八 岡山県鳴滝川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第九九 岡山県堀川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 岡山県本庄川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 岡山県鴨川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 岡山県築瀬川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇三 岡山県保々呂川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 岡山県水尻川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 岡山県山王、清迫河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 岡山県金上川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇七 岡山県玉原川外二河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 岡山県小田川上流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 岡山県堀木川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 岡山県大谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一一 岡山県谷山川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一二 岡山県砂川支流砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一三 岡山県長谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一四 岡山県西宝伝川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一五 岡山県平田川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一六 岡山県高桑川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一七 岡山県三谷川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一八 岡山県馬屋下村地内山林砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一一九 新潟県早川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一二〇 災害復旧対策に関する請願 (委員長報告)
- 第一二一 北海道別所川等治水工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二二 北海道別所川等治水工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二三 埼玉県小山川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一二四 大阪府淀川補修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二五 兵庫県豊川一部改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一二六 京都府不動川等改修工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一二七 災害復旧事業促進等に関する請願 (委員長報告)
- 第一二八 長野県三滝川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一二九 湯田ダム建設に伴う早期補償に関する請願 (委員長報告)
- 第一三〇 広島県上蒲刈島村堤屋谷砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一三一 佐久間ダム建設に伴う天龍川西岸湖畔道路新設の請願 (委員長報告)
- 第一三二 北海道夕張市紅葉山、占冠村間等に道路新設の請願 (委員長報告)
- 第一三三 国道二十九号線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三四 国道二十九号線中一部改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三五 鹿児島県串木野市内国道舗装工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一三六 二級国道宮崎福山線中一部改良工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一三七 県道小出只見線中一部改良工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一三八 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一三九 北海道日勝道路開設に関する請願 (委員長報告)
- 第一四〇 北海道洞爺湖、虹田駅間道路舗装工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一四一 北海道二股、上猿松間産業開発道路新設に関する請願 (委員長報告)
- 第一四二 関門国道トンネル工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一四三 一級国道十七号線中三國峠開き工事促進に関する請願 (委員長報告)
- 第一四四 岡山県道周南町前線改修工事施行に関する請願 (委員長報告)
- 第一四五 道路整備費確保に関する請願(二件) (委員長報告)
- 第一四六 静岡県清水市、新沼原直江津町間道路改良工事促進に関する請願(二件) (委員長報告)

第一四七 宮城県道白沢長町停車場線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)  
第一四八 国道三十三号線中高知県大崎村寺村橋架替促進に関する請願 (委員長報告)  
第一四九 府県道等の除雪費国庫補助に関する請願 (委員長報告)  
第一五〇 国道一号线中箱根道路改修工事施行に関する請願 (委員長報告)  
第一五一 大分県久住町、堀岳村間に自動車道路開設の請願 (委員長報告)  
第一五二 県道後免佐古線を東佐古まで延長するの請願 (委員長報告)  
第一五三 広島県道隠地天応停車場線復旧改良工事促進に関する請願 (委員長報告)  
第一五四 国道四号線中広瀬橋の幅員拡張に関する請願 (委員長報告)  
第一五五 京津国道中京都市山科ガード下に歩道設置の請願 (委員長報告)  
第一五六 都市計画法等改正に関する請願 (委員長報告)  
第一五七 東京都国立町周辺排水幹線路建設に関する請願 (委員長報告)  
第一五八 住宅建設増加促進に関する請願 (委員長報告)  
第一五九 公営住宅建設財源確保に関する請願 (委員長報告)  
第一六〇 住宅金融公庫融資の貸貸共同住宅重点化に関する請願 (委員長報告)

第一六一 首都圏の住宅供給対策に関する請願 (委員長報告)  
第一六二 産業労働者給与住宅融資の一元化に関する請願 (委員長報告)  
第一六三 第二期公営住宅建設計画に関する請願 (委員長報告)  
第一六四 建設省補助員の身分保障に関する請願 (委員長報告)  
第一六五 国連軍の演習場使用に伴う損害補償等の請願 (委員長報告)  
第一六六 駐留軍労働者の退職手当に関する請願 (委員長報告)  
第一六七 農林漁業金融公庫出資金のわく拡大等に関する請願 (委員長報告)  
第一六八 中小企業金融難打開に関する請願 (委員長報告)  
第一六九 信濃川水系砂防工事促進に関する請願 (委員長報告)  
第一七〇 岩手県伊手川上流に砂防ダム構築の請願 (委員長報告)  
第一七一 静岡県瀬戸川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)  
第一七二 災害復旧費の施行年割額繰延べ反対に関する請願 (委員長報告)  
第一七三 山口県有帆川等改修工事施行に関する請願 (委員長報告)  
第一七四 埼玉県二瀬多目的ダム建設促進に関する請願 (委員長報告)  
第一七五 静岡県焼津川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)  
第一七六 過年度災害復旧促進に関する請願 (委員長報告)

第一七七 石川県浅野川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)  
第一七八 準用河川厚別川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)  
第一七九 砂利道補修等の公共事業費国庫補助復活に関する請願 (委員長報告)  
第一八〇 一級国道八号線改良工事促進に関する請願 (委員長報告)  
第一八一 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の案施行等に関する請願 (委員長報告)  
第一八二 国道一号线中瀬田川の架橋に関する請願 (委員長報告)  
第一八三 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の案施行等に関する請願 (委員長報告)  
第一八四 道道札幌内線中一部舗装工事等施行に関する請願 (委員長報告)  
第一八五 都市計画促進に関する請願 (委員長報告)  
第一八六 住宅難解決促進に関する請願 (委員長報告)  
第一八七 国連軍の土地施設取用に伴う特別損失立立法の請願 (委員長報告)  
○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。  
一昨十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。  
法務委員 加藤 武徳君  
通商産業委員 山縣 勝見君  
予算委員 佐藤清一郎君  
議院運営委員 田中 啓二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。  
法務委員 山縣 勝見君  
通商産業委員 加藤 武徳君  
予算委員 田中 啓二君  
議院運営委員 佐藤清一郎君  
同日議院運営委員会において当選した理事は左の通りである。  
理事 寺本 廣作君(松浦定義君の補欠)  
同日議員から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを人事委員会に付託した。  
昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案(千葉信君外六十七名発議)  
同日衆議院から左の議案を提出した。よつて議長は即日これを建設委員会に付託した。  
道路整備特別措置法の一部を改正する法律案  
同日委員長から左の報告書を提出した。  
国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律案可決報告書  
金融機関再建整備法の一部を改正する法律案可決報告書  
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第三一三)可決報告書  
同日衆議院から、左の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。  
労働基準法の一部を改正する法律案  
同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。  
労働基準法の一部を改正する法律案

同日内閣から議長宛左の通知があつた。  
四月二十一日付内閣第二〇二号を以て日本国有鉄道経営委員会委員任命につき貴院の同意を求めました阿部廉造外四名のうち、左記の者の任命は都合により取止めることと致しましたので、削除方お取扱願います。  
記  
村田 省蔵  
同日衆議院から、同院は漁港審議会委員に井出正孝君、小田賢郎君、板垣卯佐治君、松平武一君及び池田駒平君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。  
同日衆議院から、同院は日本国有鉄道経営委員会委員に阿部廉造君、工藤義男君、佐藤喜一郎君及び佐々木義彦君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。  
同日内閣を経由して土地調整委員会委員長から土地調整委員会設置法第十九条の規定に基く左の報告書を受領した。  
昭和二十八年土地調整委員会年次報告書  
同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。  
南方連絡事務局局長 石井 通則君  
科学技術行政協 千秋 邦夫君  
議院事務局局長 千秋 邦夫君  
第十九回国会政府委員を命ずる

昭和二十九年五月十四日 参議院會議第四十六号 會議 議員の請願 警察大学における憲法違反の疑いある教育に関する緊急質問

九二四

昨十三日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

亮春等処罰法案(提ッルヨ君外十一名提出)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

昭和二十九年六月に支給されるべき国家公務員の期末手当の臨時措置に関する法律案(千葉信君外六十七名発議)

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案  
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案  
入場競争税法案  
土地区画整理法施行法案  
同日委員長から左の報告書を提出した。

日本放送協会昭和二十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書議決報告書

○議長(河井彌八君) これより本日の會議を開きます。

この際、お諮りいたします。宇垣一成君から、病氣のため八日間請假の申出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、許可することに決しました。

○羽仁五郎君 私はこの際、警察大学における憲法違反の疑いある教育に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○天田勝正君 私は、只今の羽仁五郎君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 羽仁君の動議に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり、拍手

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより發言を許します。羽仁五郎君

「羽仁五郎君登壇、拍手」

○羽仁五郎君 尊敬なる我が国会議員各位の前に、私は最近政府機関たる警察大学がその現実の活動において、憲法を踏みにじつてゐるという疑いを受けてゐる事実につき、その責任につき政府の判断を質すことを許されたいのであります。

今日、いわゆる左右の問題の対立の中に、自由を守り、民主主義を守り、人權を守らんとすることは、政府当局、我々国会お互いに全力を尽しつつあるところであると確信しております。

自由に対する鋭敏の感覚が常に目覚められてゐるのでなければ、自由を守ることはできません。只今の問題のような問題であいまに始末され、我が国民の自由に対する感覚が鈍鈍にされ眠らされてしまふことほど恐るべきことはございません。秩序が守られてゐるというところは、一体どういふことでありましょうか。政府において、秩序が守られてゐるというところは一体どういふことだと思ふになつておるか。我々の先輩である日本民主主義の先覚者植木枝盛が言つて言つたことがあります。民衆が武器をとつて政府に對抗するというのが内乱ではな

い。政府が国民の人權を蹂躪することには更に恐るべき秩序の紊乱であり内乱である。と(拍手)我が憲法が日本国民に保障する基本的人權は、世界の人類の多年に亘る涙と血によつて自由を得て来たその努力の結晶であります。これらの権利は、過去の幾多の試練の一つに堪えて、そして現在及び將來の国民に対して侵すことのできない永久の権利として信託されたのであります。憲法第十章最高法規、第九十七條はこれを明文を以て保障してゐることは御承知の通りであります。そしてこの憲法が国民に保障する自由及び權利は、我が国民の日々、時々刻々、不斷の努力によつてこれを保持しなければならぬといふことを憲法は第三章第十二條によつて命じております。国民の人權を侵すといふことが如何に恐るべきであるかといふことについては、私は旧約聖書を思い出さざるを得ないのであります。旧約聖書の中にダヴィデといふ、皆さんがよく御承知の英明の君子と言われている、名君の代表のようになつてゐたときに、パレスチナに疫病が起つたといふことが書いてあります。これは今日の言葉で言へば國勢調査といふものであつても、それが国民の、民衆の人權を侵すといふことになれば、そこに疫病が起るのだといふことを、すでにこの古い時代に我々の先輩は教へてゐるのであります。我が日本國の国民にいたしましても、百姓町人が如何に多年の努力によつて、今日の憲法が保障してゐる基本的人權を得たかといふことは、或いは佐倉宗吉であるとか、或いは福沢諭吉であるとか、或いは自由民権に關つた我々の先輩であるとか、

か、そういうかたがたの話として決して忘れることはできない。又先年の悲惨なる戦争の前におきましても、或いは滝川教授であるとか、或いは河合栄治郎教授であるとか、この河合栄治郎教授が如何に当時、人權蹂躪と關つたか、その日記は、我々が涙なくして読むことはできないものであります。そして又現在警察の國務を担当しておられます國務相の、恐らく愛し尊敬してやまれないかつたであろう美濃部博士が、如何に人權を迫害されて苦しめられたかは私から申し上げるまでもありません。又大内教授が、如何にこの人權を守るために涙の戦いをせられたかは、最近教授が発表せられた回顧録の中にも記されてゐる。私は戦争の終りの頃に牧野伸顯伯爵をお訪ねしたときに、私がお訪ねする打合せに電話を使用したことができないといふように言われたことを今でも忘れません。そして戦争が終る直前の昭和二十三年三月に、私が逮捕されて、そして私の家内が牧野伯爵をお訪ねしたとき、牧野先生が最初におつしやつた言葉は、この乱世といふものは長く続くものではない、自分の机の中に入つてゐる封書がときどき紛失する、そして暫らくするとその封書が自分の所へ又戻つて来る。これは自分の屋敷を警戒するといふ名目でつけられてゐるところの警官がなりとうとするところはこれは乱世だと、牧野先生が私の家内に言われたといふことを私は聞いております。こういうことがたをも苦しめたような人權蹂躪の悪習といふものを根絶する決意を、小坂國務大臣は必ずお持ちのことと私は確信します。そしてこれらの血の滲

むよる努力の結果、敗戦後、新憲法は、基本的人權を永久に侵すことのできないものとして、これを我々に信託したのであります。

然るにこの新憲法下において、再び人權蹂躪の悪習が復活しようとしてゐるのであります。先年これは自治体警察であつたでしょうか、東京警視庁でありましたでしょうか、指紋を取りたいといふことを考へて、そしてその指紋に対する国民の氣持を啓発するのだといふようないわゆる宣伝活動を企圖されて、そして名士の指紋を取つて頂くと、それを始めたことを新聞で讀みました。そのときに鷹司平通君の所を訪ねて、指紋を頂戴したいといふことを言われたのであります。そのときに鷹司平通君が、自分が指紋を差上げていいものかどうか、自分の家内にも相談したいと思つと、それで警視庁でしたか、その警察關係の方はそれを喜ばれて、それではお宅に何つてお二方頂戴すればなお結構だと言つて、家庭をお訪ねになつたのであります。そして鷹司平通君が夫人に向つて、警察がこういうことをおつしやるがどうしようと言われたらば、鷹司平通君の夫人が、自分の父と母とがすることならば私はいたしませんが言つたところで、国民一人の人權を侵すことは、まさにこの鷹司平通夫人が言われる通り、天皇、皇后の御自身の秘密を侵すことなんです。今日において私は、人權擁護局が発表しておる数字によります、悲しいかな、例年警察官による人權蹂躪事件が殖えてゐる。これらの事例の中には、誠に恐るべき拷問の復活の事例さえございます。これは政府においても必ずや、そういう事実

か、そういうかたがたの話として決して忘れることはできない。又先年の悲惨なる戦争の前におきましても、或いは滝川教授であるとか、或いは河合栄治郎教授であるとか、この河合栄治郎教授が如何に当時、人權蹂躪と關つたか、その日記は、我々が涙なくして読むことはできないものであります。そして又現在警察の國務を担当しておられます國務相の、恐らく愛し尊敬してやまれないかつたであろう美濃部博士が、如何に人權を迫害されて苦しめられたかは私から申し上げるまでもありません。又大内教授が、如何にこの人權を守るために涙の戦いをせられたかは、最近教授が発表せられた回顧録の中にも記されてゐる。私は戦争の終りの頃に牧野伸顯伯爵をお訪ねしたときに、私がお訪ねする打合せに電話を使用したことができないといふように言われたことを今でも忘れません。そして戦争が終る直前の昭和二十三年三月に、私が逮捕されて、そして私の家内が牧野伯爵をお訪ねしたとき、牧野先生が最初におつしやつた言葉は、この乱世といふものは長く続くものではない、自分の机の中に入つてゐる封書がときどき紛失する、そして暫らくするとその封書が自分の所へ又戻つて来る。これは自分の屋敷を警戒するといふ名目でつけられてゐるところの警官がなりとうとするところはこれは乱世だと、牧野先生が私の家内に言われたといふことを私は聞いております。こういうことがたをも苦しめたような人權蹂躪の悪習といふものを根絶する決意を、小坂國務大臣は必ずお持ちのことと私は確信します。そしてこれらの血の滲

むよる努力の結果、敗戦後、新憲法は、基本的人權を永久に侵すことのできないものとして、これを我々に信託したのであります。

然るにこの新憲法下において、再び人權蹂躪の悪習が復活しようとしてゐるのであります。先年これは自治体警察であつたでしょうか、東京警視庁でありましたでしょうか、指紋を取りたいといふことを考へて、そしてその指紋に対する国民の氣持を啓発するのだといふようないわゆる宣伝活動を企圖されて、そして名士の指紋を取つて頂くと、それを始めたことを新聞で讀みました。そのときに鷹司平通君の所を訪ねて、指紋を頂戴したいといふことを言われたのであります。そのときに鷹司平通君が、自分が指紋を差上げていいものかどうか、自分の家内にも相談したいと思つと、それで警視庁でしたか、その警察關係の方はそれを喜ばれて、それではお宅に何つてお二方頂戴すればなお結構だと言つて、家庭をお訪ねになつたのであります。そして鷹司平通君が夫人に向つて、警察がこういうことをおつしやるがどうしようと言われたらば、鷹司平通君の夫人が、自分の父と母とがすることならば私はいたしませんが言つたところで、国民一人の人權を侵すことは、まさにこの鷹司平通夫人が言われる通り、天皇、皇后の御自身の秘密を侵すことなんです。今日において私は、人權擁護局が発表しておる数字によります、悲しいかな、例年警察官による人權蹂躪事件が殖えてゐる。これらの事例の中には、誠に恐るべき拷問の復活の事例さえございます。これは政府においても必ずや、そういう事実

か、そういうかたがたの話として決して忘れることはできない。又先年の悲惨なる戦争の前におきましても、或いは滝川教授であるとか、或いは河合栄治郎教授であるとか、この河合栄治郎教授が如何に当時、人權蹂躪と關つたか、その日記は、我々が涙なくして読むことはできないものであります。そして又現在警察の國務を担当しておられます國務相の、恐らく愛し尊敬してやまれないかつたであろう美濃部博士が、如何に人權を迫害されて苦しめられたかは私から申し上げるまでもありません。又大内教授が、如何にこの人權を守るために涙の戦いをせられたかは、最近教授が発表せられた回顧録の中にも記されてゐる。私は戦争の終りの頃に牧野伸顯伯爵をお訪ねしたときに、私がお訪ねする打合せに電話を使用したことができないといふように言われたことを今でも忘れません。そして戦争が終る直前の昭和二十三年三月に、私が逮捕されて、そして私の家内が牧野伯爵をお訪ねしたとき、牧野先生が最初におつしやつた言葉は、この乱世といふものは長く続くものではない、自分の机の中に入つてゐる封書がときどき紛失する、そして暫らくするとその封書が自分の所へ又戻つて来る。これは自分の屋敷を警戒するといふ名目でつけられてゐるところの警官がなりとうとするところはこれは乱世だと、牧野先生が私の家内に言われたといふことを私は聞いております。こういうことがたをも苦しめたような人權蹂躪の悪習といふものを根絶する決意を、小坂國務大臣は必ずお持ちのことと私は確信します。そしてこれらの血の滲

むよる努力の結果、敗戦後、新憲法は、基本的人權を永久に侵すことのできないものとして、これを我々に信託したのであります。

然るにこの新憲法下において、再び人權蹂躪の悪習が復活しようとしてゐるのであります。先年これは自治体警察であつたでしょうか、東京警視庁でありましたでしょうか、指紋を取りたいといふことを考へて、そしてその指紋に対する国民の氣持を啓発するのだといふようないわゆる宣伝活動を企圖されて、そして名士の指紋を取つて頂くと、それを始めたことを新聞で讀みました。そのときに鷹司平通君の所を訪ねて、指紋を頂戴したいといふことを言われたのであります。そのときに鷹司平通君が、自分が指紋を差上げていいものかどうか、自分の家内にも相談したいと思つと、それで警視庁でしたか、その警察關係の方はそれを喜ばれて、それではお宅に何つてお二方頂戴すればなお結構だと言つて、家庭をお訪ねになつたのであります。そして鷹司平通君が夫人に向つて、警察がこういうことをおつしやるがどうしようと言われたらば、鷹司平通君の夫人が、自分の父と母とがすることならば私はいたしませんが言つたところで、国民一人の人權を侵すことは、まさにこの鷹司平通夫人が言われる通り、天皇、皇后の御自身の秘密を侵すことなんです。今日において私は、人權擁護局が発表しておる数字によります、悲しいかな、例年警察官による人權蹂躪事件が殖えてゐる。これらの事例の中には、誠に恐るべき拷問の復活の事例さえございます。これは政府においても必ずや、そういう事実

か、そういうかたがたの話として決して忘れることはできない。又先年の悲惨なる戦争の前におきましても、或いは滝川教授であるとか、或いは河合栄治郎教授であるとか、この河合栄治郎教授が如何に当時、人權蹂躪と關つたか、その日記は、我々が涙なくして読むことはできないものであります。そして又現在警察の國務を担当しておられます國務相の、恐らく愛し尊敬してやまれないかつたであろう美濃部博士が、如何に人權を迫害されて苦しめられたかは私から申し上げるまでもありません。又大内教授が、如何にこの人權を守るために涙の戦いをせられたかは、最近教授が発表せられた回顧録の中にも記されてゐる。私は戦争の終りの頃に牧野伸顯伯爵をお訪ねしたときに、私がお訪ねする打合せに電話を使用したことができないといふように言われたことを今でも忘れません。そして戦争が終る直前の昭和二十三年三月に、私が逮捕されて、そして私の家内が牧野伯爵をお訪ねしたとき、牧野先生が最初におつしやつた言葉は、この乱世といふものは長く続くものではない、自分の机の中に入つてゐる封書がときどき紛失する、そして暫らくするとその封書が自分の所へ又戻つて来る。これは自分の屋敷を警戒するといふ名目でつけられてゐるところの警官がなりとうとするところはこれは乱世だと、牧野先生が私の家内に言われたといふことを私は聞いております。こういうことがたをも苦しめたような人權蹂躪の悪習といふものを根絶する決意を、小坂國務大臣は必ずお持ちのことと私は確信します。そしてこれらの血の滲

むよる努力の結果、敗戦後、新憲法は、基本的人權を永久に侵すことのできないものとして、これを我々に信託したのであります。

然るにこの新憲法下において、再び人權蹂躪の悪習が復活しようとしてゐるのであります。先年これは自治体警察であつたでしょうか、東京警視庁でありましたでしょうか、指紋を取りたいといふことを考へて、そしてその指紋に対する国民の氣持を啓発するのだといふようないわゆる宣伝活動を企圖されて、そして名士の指紋を取つて頂くと、それを始めたことを新聞で讀みました。そのときに鷹司平通君の所を訪ねて、指紋を頂戴したいといふことを言われたのであります。そのときに鷹司平通君が、自分が指紋を差上げていいものかどうか、自分の家内にも相談したいと思つと、それで警視庁でしたか、その警察關係の方はそれを喜ばれて、それではお宅に何つてお二方頂戴すればなお結構だと言つて、家庭をお訪ねになつたのであります。そして鷹司平通君が夫人に向つて、警察がこういうことをおつしやるがどうしようと言われたらば、鷹司平通君の夫人が、自分の父と母とがすることならば私はいたしませんが言つたところで、国民一人の人權を侵すことは、まさにこの鷹司平通夫人が言われる通り、天皇、皇后の御自身の秘密を侵すことなんです。今日において私は、人權擁護局が発表しておる数字によります、悲しいかな、例年警察官による人權蹂躪事件が殖えてゐる。これらの事例の中には、誠に恐るべき拷問の復活の事例さえございます。これは政府においても必ずや、そういう事実

がないというようなお考えはないだらうと思う。警察法の前文に何と書いてあるかは今申上げるまでもございませう。そして憲法第二十一条に何と書いてあるかも今申上げるまでもございませう。旧憲法時代におきましても、この信書の秘密を破らざるを得ないような場合については、それ／＼法令の手続というものによつてこれをなしていただいことも皆さんのよく御承知の通りであります。

今日国家地方警察の予算はおおよそ二百億、我が国立学校の教育の予算二百億に匹敵するものである。そして警察大学は恐らく、おおよそ一億ほどの国費を使つてその教育を行なつてゐるのではありません。その警察大学において、刑法第三百三十三条に明らかに禁じておるところの故なくして信書の秘密を侵すものは懲役一カ年、そして刑罰を負わされてゐるところの、信書の秘密を破る講習を行なつてゐるというのには実に驚くべきことでもあります。この問題は、我が郵政にも不安を与えてゐる。現に先日郵務局においては局長会議を開いて、この問題について郵務局長の通達を以て、先頃よりして頻々として警察官による信書の秘密の侵害の事件があるが、郵政省当局は断じてこの警察と協力するものではないといふことを声明しておられる。今や、或いは破壊活動防止法又は警察法の変更又は防衛秘密法案の立法、これらによつて国民の人権を制限するところの手段が、さまざまの理由によつてなされてゐるときに、政府は、特に人権を尊重する意思があるのかないのか、この際はつきりせられたい。議員提出によつて人権擁護委員会法案が提出せられておる

理由もそこにあるので、恐らく大多数の議員各位の賛成によつて、これは立法が成功するものと思ひますが、こういう時期に及んで、特に私は、再び或いは美濃部博士の受難せられたような悲しい事件を繰返すべきではない。新聞紙の報道するところは、我々の心を痛ましめるものが多々ございませう。例へば昭和二十七年宇都宮素子投弾事件などにおいては、特審局がスパイを労働組合に入れて、挑発行為を行なつて爆弾を投じた。そしてその人が後に七年の刑を受けて、これは特審局から頼まれて爆弾を投じたのだと言つて広島高裁に控訴してゐる。こういうような事件である。これらの事件を根絶せられるために、政府は今警察大学が、国民の税金によつて、国民の基本的な人権を侵害する教育を全国から集まつた国家地方警察及び自治体警察の警官に向つて講習してゐるというところは、どうするおつもりであるか。これをそのまま放置すれば、これは全国に拡がつて行われるのであつて、一つの事件とは考えられませう。憲法及び警察法前文、そして警察法の第一章第一条第二項、又その第二章、第十二条第二、三項、第十四条など、これらによつて、政府は、国家地方警察の長官に対して、或いは警察大学の、大学の校長に対して、それ／＼適法な処置をとられる権限を持つておられるのであつて、決してこれに対して何も手をつけることができないといふものではないと思ひます。そして国家公務員法の明記してゐるよう、国民の税金を使つて、国民の人権を侵害する教育を全国より集まる警察官に行なつてゐるものが、これがその職務に資格であるとは

判断することができません。どうか牧野伸顯伯が嘆かれたような、信書の秘密を侵す乱世の嘆きをされたそうした嘆きを繰返さないために、国民の人権を侵すならば、全国に疫病が起るといふように古人が教へておる、こういう問題に対して、その意図の如何を問はず、故なくして国民の信書の秘密を侵害する、こういう教育を行なつておる、これを根絶し、且つ最近頻発してゐる人権侵害事件を根絶するために、政府が必要にして十分な措置をとられるお考えがあるかどうか、我が尊厳なる国会に向つて明らかにせられたいと思ふのであります。(拍手)

〔国務大臣小坂善太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(小坂善太郎君) 御質問の根拠になつておられます情報収集活動につきましても、これは警察大学の課程として行なつておるものではございせんが、特別の講習というコースで必要な教科を実施してゐるのであります。この講習を実施する目的は二つあります。一つは、暴力革命を企図する団体の組織とその活動を内偵いたし、暴行を未然に察知して対策を立てると共に、これらの容疑を捜査するに必要であるといふ観点からであります。例へば或る種の団体につきましても、公然活動とその組織といふものは極く一部分に過ぎないものであります。その主たる組織、特に直接武装行動の組織と計画に當るいわゆる軍事組織などは全然表面には現れておりませんで、高度な秘密技術による地下活動として極めて巧妙な網の目を張り、その強化をめぐらしてゐるわけでありまして、これらの実態

はいわゆる通常のパトロール、職務等問などの警察活動では把握できないのであります。その地下活動が高度の技術と厳しい規律を持つて行われてゐることは、例へば日本共産党が党内に流してあります各種の技術指導書によつて見ましても明らかであるところでありませう。併し警察としては、この種団体の活動の実態を全然把握することなく、ただ起つた暴力事件のあとを追うといふことでは、その都度の警備処置を誤るのみでなく、彼らが暴力を以て立ち上るまで何らの措置ができないといふことにもなるわけでありまして、それでは到底治安の維持の使命を完うすることができないことになるのであります。

必要の第二は、それらの組織自体の中に、いわゆる人民監視網その他の対警察組織がありまして、警察の組織や装備、或いは活動の内容を調査すると共に、警察の内部へスパイを送り込んで、警察活動を探偵し、或いは内部の対立、離間を図るといつたような活動が企図せられました。又、最近特に目立つて見られて来ました警察官に対する逆尾行などから見ましても、彼らの対策、牽制、麻痺の活動は計画的にもくろまれてゐるのであります。警察といたしましては、彼らの対警察闘争の手口を十分に理解し、経験に学び、これらに十分対応できるだけの防衛措置を不断に研究して対策をとる必要が日本共産党の最近の活動からも極めて重要になつて参つてゐるのであります。従ひまして、この教育はお説のような意図を持つものでは絶対にない。例へば、飽くまで革命勢力による暴力破壊的な企図と活動から、民主主義を擁護

するための必要、即ち警察本来の任務遂行の必要から行なつてゐるものであります。法の擁護遵守を第一義とする警察活動そのものが、みづから法の許す範囲を超えるといつたような内容を教育してゐるというところは、絶対に行なつておりません。教育してゐる内容といふものは、民主主義的な諸国における活動の経験などに学びまして、さまざまな技術に及んでおられますが、飽くまでそれは法の許す範囲内において行使すべきものであり、法の許さない行使は、絶対に禁ぜられておりますことは申すまでもございませう。

而うして、そのような観点から、本教育の場合には、特に受講させる警察官には十分な教養を経て、民主主義をしつかり心得させるといふ前提をおいておるものであります。民主主義を守り抜くといふ強固な信念を持ち、人格の高潔にして正しい者に限定するといふ方針の下に、先ず適格者を所属の長から推薦せしめ、その中において更に選定するといふ方針をとつておりまして厳密しておるのであります。そしてお説のような悪用、濫用の弊害といふものについては、これを絶対に起りませんやうに心がけると共に、更に監督者による不断の指導監督を厳にいたしまして、かりそめにもそのようなことのないよう注意いたしたいと思ひておる次第でございます。

なお御質問中にごさいました指紋の件は、防犯展覧会というものが東京の百貨店で行われたのであります。その際に、名士の指紋といふものを出しまして一般に認識してもらふ。そういうためにとられた措置でありまし

て、別に特別の意図はないのであります。

なお信書の秘密を破るといふことは、これは絶対に許されないことでありまして、人権の尊重は当然であります。で、先ほども申し上げましたように、私もどなたも申し上げては、あらゆる民主主義国が行なつておられます人権を尊重しつつ、而も如何にして治安を守るかといふことを研究することの建前でありまして、御懸念のような点については全然その趣旨を持つておりませんことを申し上げまして御答弁をしたいと思います。(拍手)

〔羽仁五郎君発言の許可を求む〕  
○議長(河井彌八君) 羽仁君は、どういふことですか。

○羽仁五郎君 只今の國務大臣のお答えに、私は遺憾ながら満足はできませんので、首相が私の質問の速記を御覧下さいまして、後に、お答え下さるよう求めます。

○八木幸吉君 私はこの際、院議尊重に關する内閣総理大臣に対する緊急質問の動議を提出いたします。

○阿貝貞吉君 私は、只今の八木幸吉君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 八木君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。よつて、これより発言を許します。八木幸吉君。

〔八木幸吉君登壇。拍手〕

○八木幸吉君 私は改進黨を代表いたしましたして、吉田内閣総理大臣に対し、院議尊重に關する質問をいたしたいと存じます。

檢察権の中立性確保に關する廣義議員の再度に亘る質問に対し、吉田総理の御答弁を拝聴いたしますと、檢察庁法第十四条の指揮権を發動し、手続幹事長の逮捕許可の請求を延期せしめた理由として挙げられましたところは、重要法案を審議促進せしむるために本人が必要であり、同時に逃亡又は証拠隠滅の虞はないといふことの二点でありました。更に、警告決議案に對し、ましては、謹んで承わたり、將來の戒めとするとのことであります。私はこの御答弁を伺つて、一体、總理は、警告決議案を仔細に御検討になつたかどうかといふことを怪しんだのであります。故にこの際、改めて決議の案文を朗讀いたしますから、よくお聞きを願ひたいと思つてあります。

法務大臣の檢察總長に対する指揮権發動に關し内閣に警告するの決議案

檢察總長が自由黨幹事長である國會議員の逮捕請求許可の請訓をなしたのに対して、法務大臣が法律的性格と重要法案の審議の現狀に鑑み、特別例外的事情にある」との理由に基き指揮権を發動してこれをおさえたことは、檢察庁法第十四条の不当な運用と認める。議員の逮捕許可と法案審議の關係は、國會の決すべき問題であつて、政府今回の措置は、國民國心的である被疑事實に對し、累次の言明に反して、檢察権の行使を制約し、捜査を困難ならしめ、延いては國民の疑惑を深め政治の信用を失墜せしめることとなる。本院はこれを極めて遺憾とする。政府は、過ちを改め速やかに善後の措置をとるべきである。右決議する。

即ちこの決議は、第一に、檢察庁法第十四条の指揮権の發動は、法の不当なる運用なりと断定いたしましたものであります。その結果は、檢察権の行使を制約し、捜査の困難を來たし、國民の疑惑を招き、政治の信用を失墜せしめたものである。従つて參議院はこれを極めて遺憾として、政府が過ちを改め、速かにその善後措置をとるべしと警告をいたしましたものであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)

そこで私の總理に伺ひたい第一点は、總理はこの決議を尊重して、指揮権發動による手続幹事長の逮捕延期を中止なさるか、又は院議を無視して逮捕の延期を強行なさるか、いずれをとられるかといふことであります。(拍手)

〔議長退席、副議長着席〕  
第四に、昨日、テロ事件に対する質問に對しまして總理は暴力を否定せられましたが、これは當然のことでありました。併しながら、私は國民の代表を以て構成する參議院の院議無視は、暴力の温床なりと考えますが、如何でございますか。(拍手)國民の政府に對する要望、批判、不平不満が、國會を通じて表明せられ、その結果集されたものが院議でありました。院議を無視すれば、その不平不満は、再び國民に返つて、暴力と化せないと誰が一体保証いたしますか。(拍手)私の、院議無視は暴力の温床なりと言ふゆゑんであります。これに對する總理の御見解を承わりたいのであります。

第二に伺ひたいのは、從來汚職に關連した國會議員の逮捕請求の理由として法務當局の挙げられましたところは、逮捕をなすにあらざれば証人隠滅の虞ありといふことであります。今回の指揮権發動によつて、捜査は極めて困難、むしろ殆んど不可能になつたといふのが井本刑事局長の説明であります。(「その通り」と頭が痛いぞと叫ぶ者あり)今回の手続幹事長の逮捕請求は、檢察最高官職務の慎重熱慮の結果なるものであるにもかかわらず、素人たる總理が、証人隠滅の虞れなしと断定せられたのは、如何なる根拠に基くものでありますか、國民の疑惑を解くに足る明確なる御説明をこの席上において承わりたいと思つてあります。(拍手)

第三に申し上げたいのは、指揮権發動の他の一つの重要な理由となつておる、重要法案審議の促進といふことであります。法案審議と議員の逮捕許可との關係は、國會の決すべき問題であつて、何ら法務大臣の関知するところでないことは、警告決議案の明快に断定いたしておるところであります。(拍手)

最後に、私は總理の良心を喚起する意味合いにおきまして、第二次吉田内閣成立当時の新聞記事をお披露申し上げます。当時の官房長官は、問題の人、佐藤榮作君であります。(これは昭和二十三年十月二十日の朝日新聞の記事であります)吉田總理の談話として次の通り内閣の心がまえを述べておられます。「第一に民主政治の要は專ら國民の總意に基き、私心を去り一切の権謀を排し、公明に行動して自己の政治的責任を明らかにすることである」と申されております。更に第二の心がま

あります。法案審議と議員の逮捕許可との關係は、國會の決すべき問題であつて、何ら法務大臣の関知するところでないことは、警告決議案の明快に断定いたしておるところであります。(拍手)

これは關連して私のお伺ひ申し上げたいのは、戸塚建設大臣の長期欠勤といふことであります。戸塚建設大臣は病氣のために三月上旬から約六十日欠勤をされ、すでに辞表を御提出になつておると新聞紙は報じております。然るに何が故にこれを放置しておかれるのであるか。建設省というところは極めて重要な行政官庁であります。昨年は關西地方の風水害、十三号台風など、我が國未曾有の災害に襲われて、その対策樹立のため、臨時國會すら召集せられたのであります。昨日も本議場におきまして、北海道の風水害に對しまして緊急質問が行われた際、總理は、治山治水は政府の重要政策である。治山治水対策審議會において慎重審議中であると御答弁になつておるものであります。その担当大臣の欠勤を漫然放置して、専任大臣を置かないのは一体何事でありませうか。一方において重要法案審議促進と稱して指揮権を發動し、手続幹事長の逮捕を延期せしめ、他方において、國會開會中にもかかわらず、建設大臣の二カ月に亘る欠勤を見送つて、國務の渋滞を來たす。この両者の取扱ひの矛盾を如何に説明されますか。党利党略にとらわれて、國家の大事をなさうに思ふのであります。(拍手)これに對する十分納得の行く御答弁を頂きたいと思ひます。

最後に、私は總理の良心を喚起する意味合いにおきまして、第二次吉田内閣成立当時の新聞記事をお披露申し上げます。当時の官房長官は、問題の人、佐藤榮作君であります。(これは昭和二十三年十月二十日の朝日新聞の記事であります)吉田總理の談話として次の通り内閣の心がまえを述べておられます。「第一に民主政治の要は專ら國民の總意に基き、私心を去り一切の権謀を排し、公明に行動して自己の政治的責任を明らかにすることである」と申されております。更に第二の心がま



えとして、政界、財界、官界を通ずる

網紀の肅正と社会道義の確立である。

現下の大疑獄は徹底的に且つ公明適切

に処理されなければならない。政、官、

財界を通じて根を張つた網紀の毒れと

道義の頹落とは、この際これを抜本的

に一掃し、終戦以来失われかけた官紀

を振奮し、緩みかけた社会道義を立て

直して、正しい者の報いられる道義の

国、日本の姿を取り戻すことが祖国再

建の根本であると信ずる。

更に、翌二十一日の朝日新聞は、吉

田兼法務総裁が初登壇して、部下

の檢察職員を集め次の通り訓示して

ると報じております。「大臣は国民の

儀表たるべきもので、今回の事件は日

本の民主政治の発達を傷付けたもので

ある。疑獄の糾弾は何の遠慮もなくや

つても構はない。確固たる態度で、権

勢に恐れず、十分活動してもらいた

い。」更に最高檢察庁においては検事

団に對しまして、内閣總理大臣といえ

ども疑獄があればどしどし檢察権を発

動してもらいたい」と述べておられる

のであります。(拍手)

又、同年十二月十一日、衆議院予算

委員会における疑獄事件に対する質問

に對しまして、「私の内閣としては、

かねてから申す通り、疑獄事件は檢察

当局の処断に政府としては干渉しな

い。檢察当局のなすがままに、或いは

民自覚員であるから特別扱いをするこ

か何とかいふようなことは一切しない

方針で臨んでゐるのであります。」こ

ういふ答弁があります。

以上は、反対党の昭和電工事件とい

う疑獄事件摘発に對する吉田總理の態

度でありました。私は疑獄の糾弾、網

紀の肅正が祖国再建の根本であるとす

るならば、与党たると野党たるを問

わず、これを徹底的に糾明すべきであ

つて、その間の取扱いに、いささかの

差等をつけるべきではないと確信をい

たします。(拍手)野党の疑獄摘発に

は、これを徹底的に行へと指示し、与

党の幹事長には、指揮権発動という暴

挙をあえてする。(その通り)と呼ぶ

者あり。これで果して正しい取扱いと

言えましようか。私は吉田總理の良心

的な見解を承わりたいのであります。

これを以て私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) 答えをいた

します。

院議尊重については、しばしば私は

ここに申述べております。尊重するこ

とは当然であります。併しながら政

府といはしましては又政府の見解が

あります。この今回の事件について、

政治上の理由、即ち重要法案の通過と

いうことの理由は過日申した通りであ

ります。これまでは申し通りでありま

す。又法律上の理由については、昨日

申述べました。新憲法においては、基

本的人権を尊重するのが建前でありま

す。基本的人権を尊重する以上、むや

みに勾留、若しくは逮捕するといふこ

とは、よほど慎重に考えるべきもので

あります。この際においては、逮捕せず

とも捜査は継続できるものと政府は考

えるのであります。諸君が何と考へら

れるか私は知りませんが、政府として

は捜査は十分にしている。併しなが

ら逮捕せずとも捜査ができる以上は、

逮捕せずして捜査せよといふことが、

これは政府として当然なすべきことで

あると確信いたすのであります。こ

の確信から、院議は尊重いたします

が、この問題に對して政府がなした処

置を取消することはできにくいことは、

昨日申し通りであります。

又、これが暴力行為の原因をなすと

言われまして、政府はすでに、院議

を尊重すると申しておるのであります

から、これが暴力行為の原因になると

は私は考えないのであります。又、私

はこの院議が行き過ぎだと申したこと

はないのであります。これは何かの誤

解であらうと思ひます。又新聞談話等

でいたしたことはありません。

又、警察当局に對して、或いは檢察

当局に對して、只今申す通り捜査は十

分するがよいと申しましたが、干渉す

る意思は毛頭ないのであります。

又網紀肅正、汚職問題については、

この儀は飽くまでも政府の方針とし

て、網紀は肅正する考えであります。

汚職の問題につきましては、飽くまで

徹底的にその捜査をなすことには、

政府は何ら異存はないのであります。

(拍手)

〔八木幸吉君発言の許可を求む〕

○副議長(重宗雄三君) 八木君、何で

すか。

○八木幸吉君 再質問。

○副議長(重宗雄三君) 再質問です

か、時間が切れております。

○八木幸吉君 切れておりません。

〔そなた切れてないぞ。切れてない〕

と呼ぶ者あり、その他発言する者多し

○副議長(重宗雄三君) 切れておりま

す。

○八木幸吉君 二分ばかりあるわけで

あります。

○副議長(重宗雄三君) いや、ないの

であります。(あるよ)と呼ぶ者あ

り、その他発言する者多し)約一分間

延びておりました。お静かに……。

○八木幸吉君 私は前の時計を見て演

説をいたしておりました。且つブザー

が鳴りませんので、残つております。

○副議長(重宗雄三君) 時間は残つて

おりません。(ブザーは鳴らなかつた

じやないかと呼ぶ者あり、その他発

言する者多し)

議事の都合により、暫時休憩いたし

ます。

午後零時十四分休憩

午後三時十九分開議

○議長(河井彌八君) 休憩前に引続

き、これより會議を開きます。

〔參事朗讀〕

本日委員長から左の報告書を提出し

た。

義務教育諸学校における教育の政治

的中立の確保に関する法律案修正議

決報告書

教育公務員特例法の一部を改正する

法律案(閣法第四一號)修正議決報告

書

○議長(河井彌八君) この際、日程に

追加して、義務教育諸学校における教

育の政治的中立の確保に関する法律

案

教育公務員特例法の一部を改正する

法律案(いづれも内閣提出、衆議院送

付)

以上、兩案を一括して議題とするこ

とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認

めます。先ず委員長の報告を求めま

す。文部委員長川村松助君。

〔審査報告書は都合により附録に

掲載〕

義務教育諸学校における教育の政

治的中立の確保に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付

する。

昭和二十九年三月二十六日

衆議院議長 堤 康次郎

參議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

義務教育諸学校における教育の政

治的中立の確保に関する法律案

義務教育諸学校における教育

の政治的中立の確保に関する

法律案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法

(昭和二十二年法律第二十五號)の

精神に基き、義務教育諸学校にお

ける教育を党派的勢力の不当な影

響又は支配から守り、もつて義務教

育の政治的中立を確保するとともに

に、これに従事する教育職員自主

性を擁護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「義務教

育諸学校」とは、学校教育法(昭和

二十二年法律第二十六號)に規定

する小学校、中学校又は盲学校、

ろう学校若しくは養護学校の小学

部若しくは中学部をいう。

2 この法律において「教育職員」と

は、校長(盲学校、ろう学校又は

養護学校の小学部又は中学部にあ

つては、当該部の属する盲学校、

ろう学校又は養護学校の校長とす

る。、教諭、助教諭又は講師をい

(特定の政党を支持させる等の教育の教諭及びせん動の禁止)

第三条 何人も、教育を利用して、特定の政党その他の政治的団体(以下「特定の政党等」という。)の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体(その団体を主たる構成員とする団体を含む。)の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる<sup>〇たのめ</sup>教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

12 前項の特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育には、良識ある公民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育を含むものとする。

(罰則)

第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(処罰の請求)

立大学の学部(附屬して設置される場合には、当該国立大学)の学長

二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(当該地方公共団体が、特別区である場合には都の教育委員会、地方公共団体の組合であつてこれに教育委員会が置かれていないものである場合には当該学校を所管するその執行機関)

三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事

2 前項の請求の手続は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して十日を超えた日から施行し、その効力を有する。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付す。

昭和二十九年三月二十六日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

(小学は衆議院修正)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案

教育公務員特例法の一部を改正する法律

教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「同法第三十一条から第三十八条まで及び第五十二条を」と第三十一条の三第一項並びに地方公務員法第三十一条から第三十五条まで、第三十七条、第三十八条及び第五十二条に改める。

第二十一条の三を第二十一条の四とし、第二十一条の二の次に次の一条を加える。

(公立学校の教育公務員の政治的行為の制限等)

第二十一条の三 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、<sup>〇地方の間</sup>地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国立学校の教育公務員の例による。

2 前項の規定によりその例によるものとされる国家公務員法第二百一条第一項に規定する政治的行為の制限に違反した者は、同法第二百一条第一項の例によるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から<sup>〇起算して十日を超えた日から</sup>施行する。

2 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「この法律を」とこの法律若しくは第五十七條に規定する特例を定めた法律に改める。

第三十六条第二項但書中「公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいう。以下同じ)に勤務する

職員以外の職員は、及び公立学校に勤務する職員は、その学校の設置者たる地方公共団体の区域(当該学校が学校教育法に規定する小学校、中学校又は幼稚園であつて、その設置者が地方自治法第百五十五条第二項の市であるときは、その学校の所在する区の区域)外において、を削る。

第五十七条中「公立学校」を「公立学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する公立学校をいう。以下同じ)に勤務する職員をいう。」に、「学校教育法に」を「同法に」に改める。

〔川村松助君登壇、拍手〕

〇川村松助君 只今上程されました義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案、並びに教育公務員特例法の一部を改正する法律案の両案につきまして、文部委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず初めに、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案について、政府の提案の理由とするところ、並びにその内容の骨子を簡単に申し上げます。

そも、教育上、良識ある公民たるに必要な政治的教養は、これを尊重しなければならぬことは、教育基本法第八条に規定するところでございますが、同時に同条第二項には、法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならないことが明らかに示されております。なかななく義務教育は、国民教育の基本をなす極めて重要な過程でありますから、特にその政治的中立の確保が必要であります。

ります。本法案はその趣旨に基きまして、義務教育諸学校における教育を党派の勢力の不当な影響又は支配から守り、以て義務教育の政治的中立を確保すると共に、これに従事する教育職員の自主性を擁護することをその提案の理由といたしております。

法案は、この目的を達成いたすために、義務教育諸学校に勤務する教育公務員に對しまして、これらの者が児童生徒に對つて、特定の政党を支持し、又はこれに反対させるための教育を行うように教唆し、又は煽動すること、何人にも禁止しようとしたものであります。この罪の具体的な構成要件といたしましては、教唆、又は煽動が、特定の政党その他の政治的団体の政治的勢力の伸長、又は減退に資する目的を以てなされること、及び教唆又は煽動するに當つて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体、又はその団体を主たる構成員とする団体の組織又は活動を利用することが定められております。

この禁止に違反した者は、一年以下の懲役、又は三万円以下の罰金に処することになつておりますが、その違反行為に對する罪を論ずるに當つては、それらの学校の所轄機關の請求を待つべきことになつております。

次に、教育公務員特例法の一部を改正する法律案について申し上げます。

教育公務員に對する政治的行為の制限に関する現行法は、国立学校の教育公務員と、公立学校の教育公務員との間に、顯著な差異が設けられております。即ち国立学校の教育公務員は、国家公務員として国家公務員法の定めるところにより制限を受けているのに對



しまして、公立学校の教育公務員は、地方公務員法による制限を受けておりますから、その制限事項及び罰則の有無について差異がありませんのみならず、更にその制限を受ける地域についても、国立学校の教育公務員が全国的に制限を受けているのに反し、公立学校の教育公務員は、原則としてその勤務する学校の設置者たる地方公共団体の区域内に限られております。

然るに義務教育は国民全体に直接責任を負うて行われるべきものでありまして、一地方だけの利害に関するものではないのみならず、この職務を担当する教育公務員は、行政面を担当する一般公務員と、その職務の性格が大いに異なっております。義務教育を担当する教育公務員の政治的中立性を保障して、その職務たる学校における教育の公正な運営を確保するには、公立学校と国立学校の教育公務員の間に、政治的行為の制限に差別の存することは妥当ではなく、教育公務員の職務の特殊性に鑑み、公立学校の教育公務員に対する政治的行為の制限を、国立学校の教育公務員と同様の取扱にいたそうとすることが、本法案の提案の理由であります。

以上が両法案の提案の趣旨及びその内容の概略であります。この両法案は、いずれも衆議院より修正議決の上送付されております。衆議院における修正点を簡単に申し上げますと、義務教育諸学校における政治的中立の確保に関する法律案につきましては、次の三点であります。

第一に、法案の名称を「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」と改めました。

第二に、本法の中心たる第三条について、第二項を削除し、第一項中の「特定の政党等」を支持させ、又はこれに反対させる教育を「特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させるための教育」と改めております。

第三に、本法案の施行に關して、附則が「公布の日から施行する」となっており、これを「公布の日から起算して十日を経過した日から施行し、当分の間、その効力を有する」と改めております。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきましては、本法案によつて、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限について、これを国家公務員の例によらしむることを当分の間に限定し、又施行期日が公布の日から起算して十日を経過したことを、それより修正を加えております。

次に、文部委員会におきまして、これら二法案を審議いたしました経過並びに結果について申し上げます。

本法案は、去る二月二十四、五両日に亘り、参議院本会議において、内閣からその趣旨の説明があり、これに對しての質疑応答が行われました。二月二十五日予備付託せられ、三月二十六日に本付託と相成りましたが、三月十一日に政府の提案理由の説明を聞きまして以来、本委員会では十数回に亘つて審議を重ね、更にこれより先、二法案の関連事項といたしまして、偏向教育の推定される事例に関する資料、及び警察官の教職員に対する思想調査に関する情報につきまして、その真相を確める必要上、二月二十八日から三月七日の間に於きまして、第一班

は青森県、茨城県、第二班は山口県、静岡県、各班とも各党各派合せて三名ずつの調査員を派遣して現地調査を実施いたしました。

次いで三月十二、十三の両日に亘り、偏向教育の推定される事例九件につき三十名の証人を喚問いたしました。その真相を確かめ、更に二十二、二十三、二十四の三日間公聴会を開きまして、十二名の公述人によつて、各界代表者の二法案に対する意見を聴取いたしました。又三月二十日には地方行政委員会と、同月二十六日には法務委員会、人事委員会と、翌二十七日には労働委員会と、それより連合審査を行なつております。委員会におきましては、文部当局は勿論、総務副総理、労働大臣、国警長官、公安調査庁、人事院総裁、内閣法制局等の出席を求め、あらゆる角度から周到慎重な検討を加えて参つたのでございしますが、本委員会及び連合委員会の質疑過程において問題となりましたのは、およそ次の諸点であります。

先ず、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案につきましては、第一に、「本法案によつて、義務教育諸学校教職員が教唆・扇動を受けて偏向教育をいたしました場合、その行為自体はこれを犯罪行為とはしない、教唆又は扇動だけを独立した犯罪行為とするか、これは或る犯罪行為を前提としてのみ、その実行の教唆又は扇動を処罰するという刑法の一般原則とは甚だ異なる立法であるが、その合理的根拠如何」という点が最も問題となりました。これに對しまして政府から、「教唆・扇動だけを独立犯罪として罰することは決して甚だしい異例ではなく、又教職員の偏向

向教育を罰しなかつたのは、学校は可及的に警察の管轄外に置くことが教育上望ましいと思つたためと、これらの教職員の偏向教育は、現在主として外部からの教唆・扇動に基づくものであり、先ずこれを抑止することが何より必要だからである」と旨の答弁がありました。

第二は、「このような法案が成立すれば、教員は必然的に萎縮し、遂には教育基本法の規定するような、公民たるに必要な政治的教育についても口を緘するに至り、社会科教育等は到底行い得ないことになる虞はないか」という質問に對しましては、「本法案の目的は、要するに教育基本法第八条第二項のいわゆる教育の政治的中立性を確保することを目的とするものであり、而もたとえ偏向教育と思惟される事態があつても、本法案は当該教職員を罰する趣旨のものではないから、本法案の成立によつて教職員が萎縮するわけはなく、又若し本法案が目的とする教育の政治的中立性について、その概念のあいまい性を問題にするというならば、教育の政治的中立性を規定した現行の教育基本法第八条第二項自体を非難攻撃することに相當するのであり、このような批判は理解に苦しむ」という旨の答弁がありました。

第三は、「本法案の規定する罪は、教員を所轄する各行政機関の請求を待つて論ずることになつておるが、これらの行政機関のうち地方教育委員会、現在なお甚だ弱体なものが多く、これらのものにもすべて請求の権限を与へるならば、請求権の行使には統一性もなく、又その委員構成の如何によつては権限の濫用を招く虞はないか」という質問に對しましては、「これら

の行政機関は、ただ起訴を請求するだけであり、結局は裁判所によつて問題が決定するのであるから、刑罰権行使の客観性、妥当性については、通常の犯罪行為の場合と全く同様にこれを期待し得る」という答弁がありました。

第四は「成るほど本法案は公訴提起の要件を教育行政機関の請求によらしめておるが、犯罪の捜索はこのような請求と無関係に行われることが可能であり、その結果、たとい本法案は教育者自体を処罰しなくとも、実際には警察によつて監視されることにならないか」という質問に對しましては、「そのような捜索はできないことはなからうが、起訴を前提としていないような捜索はナンセンスであり、このような捜索は常識上行わ

るわけはない」という答弁でありました。

第五に、「たとえ偏向教育の実例は現実には或る程度これを認め得るとしても、教育問題は権力的手段を以て是非すべきものではなく、教員の自覚自戒等何らかの別個の方法によつて、而もかすに時日を以てしてその是正を図るべきではないか」という点がしばしば指摘されましたが、これに對しまして、政府は、「現在義務教育諸学校について危惧される偏向教育の根源は外部の勢力に基づくものであつて、単に教員に對して自覚を求める程度を以てしては、到底これを排除することができないこと、及びこの法案は、むしろこのような外部の勢力に對し教職員を庇護し、以て教育の中立性を維持しようとするにはかならないものであり、又教育に對する法的干渉は政府も又決して望むところではないから、事態の推移

によつてこれを廃止し得ることは当然であり、この意味において衆議院が本法案を臨時措置法とされた修正について、これを了承、同意したのである」といふ答弁がありました。

第六には、「本法案の犯罪構成要件が極めてあいまい不明確ではないか、殊に衆議院修正案によると、構成要件中特定の政党等支持させ又はこれに反対させるための教育、即ち「ため」という極めて広汎な表現があるが、これは因果關係を極めて広汎ならしむるものであつて、危険極まりない辞句ではないか」といふ質問に対しては、「本法案の犯罪の構成要件は十分に絞つてあり、とり立ててあいまいではない、又「ため」といふ概念も、そのように無制限の因果關係にまで拡張する意味のものとは考えない」旨の答弁がありました。

次に、教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきましては、第一に、「本法案は従来公務員としての身分上の取扱を受けて来た公立学校の教員を、その政治的活動の点において国家公務員の例によらしめようとするものであるが、何故に地方公務員である教員についてこのような特例を設けるのであるか」といふ点が最も論議の対象となりましたが、これに対しては、政府は、「一般的根拠としては、教育の国家的特質を挙げ、教育基本法或いは教育委員会法の示す通り、教育は国民全体に対して直接責任を負つて行われるものであり、又常に政治的中立性を保持すべきものであるにかかわらず、現在地方公務員法による政治的行為の制限に関する規定は、地域或いは制限事項等において国家公務員とは差

異があり、そのため選挙活動その他活潑な政治運動に没頭して、教育の国民全体に対する責任と中立性の保持がとかく背反されやすいため、その点国家公務員の例によらしめ、地方教育公務員をしてそのような煩瑣と危険性から解放しようとするためである」といふ答弁がありました。

第二に、「このように政治活動の制限の面において国家公務員並みに取扱ふことになると、人事院規則（一四の七）がこれに対して全面的に適用されることになるが、人事院が国家公務員に対して強力な自由制約の権限を持つてゐるのは、一方において人事院が国家公務員の利益保障について、諸種の機能を持つてゐるからである。人事院は地方公務員に対して何らの利益保障機能をも与へないのか」といふ質問に対しては、人事院の決定に任すことは如何なる理由か」といふ質問に対しては、「人事院が国家公務員に対して人事院規則による諸種の制約を加へてゐるのは、別にいづゆる利益保障機能を持つからではなく、両者は決して対応關係によるものとは考へべきではない」といふ答弁がありました。

又第三に、「地方教育公務員に対しては、このように卒然として人事院規則を適用することになると、人事院規則は、本来国家公務員に適用するために構想されたものであるから、實際上多くの矛盾齟齬を生ずるではないか」との質問に対しては、「確かに政治的行為の制限に関する現在の人事院規則は、地方教育公務員に適用する場合、不足乃至不十分の点を認めねばならないが、別に矛盾齟齬を生ずるもの

ではない。又不足の点は、今後人事院において然るべく考慮いたす」といふ答弁がありました。

第四には、「政治的行為の制限に関する人事院規則は極めて広汎に規定されておき、このような規則の下では、地方教育公務員の行為は何らかの意味においてこれに結び付けられ、行動の自由を全面的に束縛されることにはならないか」といふ質問に対しては、「人事院規則が精密に違反行為を列挙して規定してゐる理由は、法の適用を明確ならしめ規定適用の虞れなからしめるためであり、むしろ公務員の利益保障の意図に基づくものである。又全面的に行動の自由が束縛される虞れがあると言われるが、現在国家公務員たる教育職員は、極めて自由に行動しておるものであり、又この規則は、従来殆んど発動されたこともない。従つて、地方教育公務員も国家公務員たる教育職員が現に行動してゐる境内にとどまる限り、自由の全面的束縛等ということは全く杞憂に過ぎない」旨の答弁がありました。

最後に第五といたしまして、「本法案によると、従来地方教育職員が、地方公務員法による政治的行為の制限規定に違反しても、懲戒罰を課せられるにとどまつたのが、更に刑事的制裁をも科せられることになり、一般地方公務員に比して甚だしい矛盾、不平等ではないか」といふ質問に対しては、「本法案は、教育の特殊性からいたしまして、政治的行為の制限に關し、地方教育公務員を国家公務員の例によらしめる以上、刑事的制裁についても、国家公務員たる教育職員と均衡した取扱となす旨の答弁がありました。

かくて四月三十日、二法案に關する質疑を終了いたしました。五月十四日討論に入りましたところ、加賀山委員より、二法案に対する修正案が提議せられました。修正案を朗讀いたします。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案に対する修正案

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の一部を改正する法律案

第三條中「反対させるための教育」を「反対させる教育」に改める。

教育公務員特例法の一部を改正する法律案に対する修正案

教育公務員特例法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十一條の二の次に一條を加へる改正規定のうち、第二十一條の三の見出し中「制限等」を「制限」に改め、同條第二項を次のように改める。

2前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法第百十條第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

これらの修正案提案の理由といたしまして、先ず「反対させるための教育」を「反対させる教育」といたしましたのは、「犯罪の構成要件を明確にして、基本的人權の侵害の虞れを少くしたいためであり、又刑事罰を懲戒罰に変へたものでは、教員の政治的行為の制限に當つても、憲法は、國民の政治的活動の自由を原則的に認めてゐる限り、その制限を可及的に軽くしたいためと、政治的行為制限の違反問題に對す

る制裁を教育行政の枠内において解決したいためである」旨の説明があり、修正部分を除く原案について賛成されました。

ついで自由党を代表して田中委員は、加賀山委員提出の修正案に対し「反対させるための教育」を「反対させる教育」と改めることは、「教育基本法第八條自体がすでに「特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育」と謳つてゐる以上、このような修正が行われた場合は、教育基本法の表現と一致しないこととなり、却つて紛糾を生ずること、及び刑事罰を懲戒罰に改めるならば、現在世論の激しい旭丘中学事件では、すでに三教員は懲戒免職の処分を受けてゐるにもかかわらず、これを無視して学校管理の暴挙をあえてしてゐるものであつて、懲戒罰を以てしては不十分なことではすでに実証されておること、又爭議行為の制限規定違反に対しては、すでに地方公務員法において刑事罰の規定があるのであつて、政治的行為の制限違反の場合を懲戒罰とすることは、むしろ均衡を失する」といふ点を理由として修正案に反対し、原案に賛成の討論があり、社会党第四控室を代表して荒木委員から、「二法案は憲法の保障する教員の政治的活動を封殺し、組合運動を抑圧するもので、比類のない悪法であり、我々は全面的に反対するものであるが、修正案が悪法の弊害点を或る程度除去してゐる限り、現在とり得る途に賛するほかはない」旨を述べ、修正案及びそれを除く原案に賛成せられました。

次いで、社会党第二控室を代表して永井委員、改進黨を代表して松原委員から、又無所属クラブの須藤委員及び純無所属クラブの野本委員から、それぞれ修正案及びこれを除く原案に賛成の討論がありました。

かくて討論を終結いたし、採決に入りましたところ、先ず内閣提出案議院送付の義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案につきましまして、加賀山君ほか二名提出の修正案を多数を以て可決、ついで修正案を除く原案を同じく多数を以て可決、結局本案を多数を以て修正議決すべきものと決定いたしました。(拍手)ついで内閣提出案議院送付、教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきましても、先ず加賀山君ほか二名提出の修正案を多数を以て可決、ついで修正案を除く原案を多数を以て可決、結局本案も、多数を以て、修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会の質疑応答の内容の詳細は会議録に譲りたいと存じます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 両案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。御木幸弘君。

〔御木幸弘君登壇、拍手〕

○御木幸弘君 私は、只今議題となりました教育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案について、自由党を代表しまして両案の衆議院送付原案に対し賛成、文部委員会可決の修正案に反対の意思を明らかにしたいと存じます。

参議院において一世の言論を沸騰せしめたこの教育二法案の運命を決すべ

き最後の段階に立至つた今日只今、日本の文化の伝統を誇る京都において、旭丘中学校事件が発生し、今や全国の新聞、ラジオは、俄然この問題の重大性を報道し、全国民の関心もこのことに集中している事実は、単にこれは偶然の一致としてこれを看過するわけには参らないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手) 旭丘中学校における偏向教育の事例こそは、本二法案審議に際し、文部省が提出した二十四事例の一つであり、その真偽が本二法案の成立に重大なる関係ありとして、遂に事件の内容を究明すべく、文部委員会は証人喚問を行い、証人との質疑応答を通じて、事件の内容が次第に判明するに連れて、我々は全く戦慄を感じたのでございます。(拍手) 而も、証人北小路君は、本校の教育方針は正しいと聲明して憚らず、教育に中立性なしとする共産党以外は、旭丘中学校に偏向教育ありと認せざるを得ないとするその教育を実施しながら、何ら反省の色なきをむしろ驚歎せざるを得なかつたのでございます。それ以後、我々はその後、旭丘中学校に対し、重大なる関心を以て見守つて参つたのであります。

然るに今、戦後日本教育の民主化のための重要な機関として設置せられた教育委員会の命令や指示に従わざるのみか、これに反抗し、京都教職員組合の手によつてこれを管理し、組合の闘争本部を校内に設け、赤旗は翻転として校内に翻り、宣伝カーを市内に横行させ、日教組の平和と独立の教育の突破口として、我々の教育を闘いとれと絶叫しつづめる様は、まさに共産主義の前後、(「そうだ」と呼ぶ者あり、

拍手) 否、その前哨戦として我々は戦慄なくしては見るべきでない事件でございませう。

而も私どもはかかる事態を恐れ、かかる事態の発生を我が国教育界から未然に防がなければならない、この教育二法案を今日まで審議して来たのであります。日教組が平和と独立のための教育、平和憲法を守る平和教育として、全国教職員組合にその実施を指令し、これに基いて行われた教育の成果が現実の事態としてここに現われて来たのでございませう。(拍手) いわば一定の成果を期待して行なつた実験が、ここに予期の成果を得たものであります。この事態を重視せず、この事実を目を覆つて、この二法案の可否を決することとは、あたかも科学の研究におきまして、妥当なる実験の結果が出たにもかかわらず、これを故意にその結論から避けて行く態度と全く同様でございませう。(拍手) 旭丘事件は一つの特例に過ぎない。かかる稀有なる事実を以て、すべてを律することは当たらないと論ずるかたがございませう。而もこれが京都教組の指導に基き、着々と実施して来た教育の結実したものであり、偏向教育の表現せられた露頭であることと考へるとき、これが両法案に関係なしと否定せんとする心情を解するに苦しむものがあります。

又、旭丘事件は破防法の対象となるべきもので、この両法案に関係がないと論ずるかたがございませう。結果の現れた現在の事象については、或いは破防法の対象となることがあるかも知れませう。併しこの事件が両法案の対象とする偏向教育の累積の上に成立したものであつて、かかる事実を否定する理由を解し得ないのであります。更に、旭丘事件は、人事院規則違反の行為にあらず、従つて教育公務員特例法とは何らの関係なしとの論をなすかたがございませう。如何なる理由で、かかる旭丘事件のごとき顕著なる事実を、あえて公務員法違反と何ら関係なしと主張せられるのか全く理解に苦しむところであります。教育委員会制度は、日本の戦後民主化に対する基本的国策に基き制定せられたものでありまして、その教育委員会の学校管理権を侵害し、その命令に服せざるのみか、却つてこれに反抗し、学校の組合管理を強行していることが人事院規則の「公の機関において決定した政策の実施妨害」の政治的目的に該当することとなし、この理由なきことは明白であります。疑う余地はないと考へるのでございませう。(拍手) まして懲戒免職を聞き入れず、学校にとどまり、休校の命令に反し、授業を強行している事実が、国家公務員法に關係なしとすることの不可解なることは申すまでもないのであります。

今回提出された教育二法案は、申すまでもなく、教育基本法に定められた教育の中立性を確保し、教員の政治行為についての行き過ぎを是正せんとするものであります。今回その原案を修正し、旭丘事件のごとき明らかなる教育の偏向、政治行為への逸脱をすらすら、この修正によつて無力にし、かかる事象の発生を未然に防止し得ず、一度かかる事件が行われた場合、本二法案を以て何らの措置に出ることのできないような無力なるものにいたすことなるならば、私どもはこの立法は全く無用のものであり、本二法案の成立を心から念願し、日本の教育の正常なる運営から逸脱せんとする傾向を、今こそ是正すべき時期であると認識することの熱意が強ければ強いだけ、かかる修正案に對しては賛成をいたすことは何としてもできません。

教育二法案が国会に提案せらるるや、全国五十万の組合員を擁する日教組は、その全組織を通じてあらゆる手段方法を講じて、これが粉砕のための闘争を続け、殊に全国一斉に振替授業を実施し、或いは日教組幹部有志はハンストまでも実施して、これが阻止に狂奔して参つたのであります。全国教師よりの両法案を拜むれの通信は、日々教百通を超え、私個人に対しても数千通に及んでおります。学者及び言論界においても両法案の国会通過を阻止せんとする所論及び運動は、極めて熾烈でございまして、表面に現れた現象は、世を挙げて本法案に絶対的反対であるかのごとき様相を呈したのであります。而してその反対の所論の主なものは、本二法案は教育の自主性を侵害し、不当の支配を及ぼすものであり、教育者を威嚇し、教育の自由なる発展を阻害するものとしていのでございませう。文部委員会において、共産党の委員は、「教育に中立性なし」、従つて文部省の提出した二十四の事例のごときは、若しその内容が真実なりとするも、真実を教える教師の態度として当然のごとき、これを以て偏向教育なりとすることこそ不当なりとする所論すらなされたのであります。偏向教育の傾向の事実あることを認め、教員の政治的行為に多少の行き過ぎあることを認めらるる両社会党のかたも、あらゆる理論を尽して本法案を全面的

に否定せんとする所論が行われて来たことは、委員会における速記録を見られれば歴然たるものであります。  
(拍手)

然るに、本日の文部委員会において、緑風会より出られた委員のかたによつて提出せられた両法案の一部修正

りに、共産党までこれを支持せられ、ここに委員会において修正可決せられたたのであります。私どもも自由党といましては、旭丘中学、山口日記、滋賀日記、武佐中学、その他特筆すべき事例においてのみならず、日教組の教研大会の決定を通じ、又は日教組内に重大なる地位を有する共産党グループ活動の実情を通じ、今や我が国の義務教教育をむしろまんとする偏向教育は顕著なる事実としてこれを認めざるを得ず、従つて決して望ましき立法ではないが、現下の情勢下、本法法律案の成立が絶対に必要であると主張し、衆議院送付の原案を飽くまで支持して来たのであります。とにかく修正案に賛成された限りにおいて、両社会党はもとより共産党に至るまで、両法案提出の立法理由を承認せられ、恐らく全面的に成立は希望しないが、内容が一部緩和さえすれば、これが成立も又やむを得ざるものとなされたものと考えられるのであります。(拍手)最初この二法案の審議において徹底的に絶対反対の態度であられた方々が、ここまで一大変化をされたことは、実に百時間に及ぶ審議において、或いは三十二人の野人を喚問し、或いは九人の学識者による公聴会を開き、実に熱心なる質疑応答等を通じ、我々と同様、偏向教育の実在を認識せられ、政治的行き過ぎを

是認せられ、何らかの法的規正も又やむを得ざるものとする我々と全く同様の立場に立たれるに至つたものとして、百時間の熱心なる審議が、実に無駄でなかつたことを全国民にお知らせすることのできることを心から喜ぶものであります。(拍手)

ただ、あれほど本法案に対し絶対的対を表明し、全力を挙げて本法案の成立を阻止せんとせられた全国五十万の教育者が、言論界が、學者グループが、果して本修正案を以て満足せらるるか否か、今後私は興味ある問題として注視して行きたいと考えているのであります。(拍手)特に教育に偏向教育なしと主張し、日本共産化の重要な足場として教育のあらゆる場に侵入せんとする共産党が、本修正案に賛成し、教員の政治活動の自由を主張し、教育者の自主性に待つて法的規正を飽くまで排除せんとした社会党が、年来の主張を一擲し、にわかにその基本的態度を変更して、本修正案に賛成したことは、本修正案が問題となるや、全面的に本法律案を粉碎せんとして実行中のハナストを中止し、旭丘中学問題に關し京教組に態度変更の指がをしたかに承知される等の挙に出たことは、修正を通じて本法案の廃案を企図する戦術的行為なりと論ずる人もあります。(拍手)私はいかかる議論の可否を論ずることすら不快に感ずるものでござります。

次に修正点に対する反対理由を申述べます。

先ず義務教育諸学校における中立性確保に關する法律案第三条「これに反対させるための」の、「ための」の三字の削除の点であります。恐らくこの修

正案に賛成せられる方々の中には、僅かに三字を削るだけで、本案の骨子には殆んど大なる影響なきもの、殊に公聴会における牧野博士の「ための」があつてもなくても大した相違はないとの所論により、僅か三字の削除が本法律の生命にも関する重大なる意義を持つものであることを深く御考慮になつていただけないかともいっているのではないかと存するものであります。御承知のごとく、この「ための」の三字は、政府原案

作成の過程において、最も政府部内において論争のあつた点で、最初、文部省原案においては、衆議院送付原案のままであつたものが、政府提出案となつたときには、この「ための」がとられたとき、この「ための」と第二項とはありませぬ。然るに衆議院における三派修正案において、第二項が削除せられ、この「ための」が加えられたのであります。この「ための」と第二項とは重大なる關係があつて、今この兩者とも本法案から削除されることは、極めて重大なる問題であります。本法律案は、教育基本法第八條第二項の偏向教育そのものを示すので、その内容や範圍は全く同様であります。若し「ための」の字句が最初からなく、何らこれに対する解釈上の論争なかりし状態においては、或いは牧野博士の理論は正しいかも知れません。然るに、本法律案の審議を通じ、今や「ための」をとつた場合の偏向教育の内容は、極めて嚴格に具体的に特定の政党を支持させ、又は反対させることを明示して行なう場合に限定せられ、従つて現在偏向教育が、殊に児童、生徒に対して行われる場合、極めて巧妙にして、直接論法よりも間接論法を以て行われ、知ら

ず知らずの間に或る特定政党支持への心持を植えつける方法において行われる場合が多い現状であつて、総合的に且つ精細に観察すれば、明らかに偏向教育であることは明確である場合でも、直接且つ具体的に特定政党を支持させることを明示しない限り、本法案に該当しないことになるのでございまして、本法適用の事例は殆んど皆無となつてしまふとすら言えると思われるのであります。

本法案提出の原動力となつたと思われ、ます山口日記はもとより、その他の顯著なる事例も、殆んど本法案とは關係なきものとなる虞れがあると思われ、ます。或いはこの私の解釈は狭きに過ぎ、予防的には、ないよりもましだとお考えになられる方がおられるかも知れません。併し私は却つてこの「ためめ」をとることにより、教育基本法第八条の内容を變更し、特定政党を明かに示し行わない限りは偏向教育とはせず、従つて、如何に内心において意図あるも、その意図が明示せられざる限り、自由に行ふことは法律も又認めたところであるとの主張さえ起り得る危険さえ伴うものであり、僅か三字の削除ながら、かかる重大なる意義を持つものとなされるので、我々は斯じて修正案に賛意を表することができなないのであります。(拍手)

次に、教育公務員特例法の一部改正に關する法律案についてであります。公立学校の教育公務員の政治行為の制限を国立学校の教育公務員の例によるが、その罰則の適用を排除せんとする修正案でありますが、本修正に反対する第一の理由は、政治的行為の制限を、國家公務員と同様にしながら、そ

の処罰について、一つは刑罰により、一つは行政罰によらんとする両者の矛盾であります。若し政治行為が単なる服務に関する違反であり、服務に関する違反は行政罰を以て足り、刑罰とすべきものにあらざるとの論をなすかたが、おられますが、若しこれを是認せられるとしまして、何故に国家公務員法そのものを改正しないのか。同様の事例に対し、全く異なる二つの措置が併立することは、国家意思の分裂であり、立法院として国家最高の機関なる国会としてとるべき態度であるかどうか。いわんや政治行為は単なる服務の問題に止まらず、選挙の公正を保持し、政治的社会秩序に深く関連する問題であつて、単なる行政罰を以て臨むべきや否やに多大なる疑義があるに依つておやでございませう。

第二の理由は、行政罰とすることきは、その権限者は市町村の教育委員会でございます。而うして現在教職員の政治的行為の行き過ぎは全国的規模において行われるものでございまして、決して一市町村に限定できません。片田舎の町村の教育委員会が、本案において行われる教員の政治行為を監視する能力があると何人が保証し得られるでございましょうか。

理由の第三は、刑事罰が威嚇的であり、行政罰といたしますことは如何にも教師に対して有利であるかのごとく誤認していられるかたが多いのであります。が、事実にはむしろ教師にとつては全く不安不利、恐らくは我々が想像しないような、教師に對しまして取返しのつかぬ状態が起り得る可能性があると存するのであります。政治行為は必ずしも服務そのものに限定せられる

ものではなく、選挙活動をも含むものでございませう。選挙活動の違反は極めて微妙でございまして、これを行政罰にする危険は、現に知事選挙において、市町村長の選挙において、或いは教育委員の選挙において、主観的な解釈によつて公務員が退職を迫られた例を余りに多く私は知つています。このことは同時に、必ず教師自身の上に降りかかる火の粉であります。私は長年教育行政に従事し、教育者に対する尊敬と愛着は何人にも劣らないと信じております。多年日教組と交渉相手となつて来ましたが、教員の待遇改善、地位向上には、全力を挙げて努力して来たつもりであります。このことは交渉の相手方である日教組の方々でさへお認め下さつてゐると思ひます。私は、行政罰にすることにより、実質的に教師の上に降りかかるこの恐るべき火の粉について、何故にお氣付きになられないのか、全く不可解に存してゐるものであります。

保障する上からも、決して行政罰にすることは適当でないと確信するものであります。これを要するに、教育二法案は文部委員会において共産党までの賛成を得て可決成立したのであります。本修正案に賛成せられた方々の中にも、恐らく日本を共産化するのことに對して極めて真剣なる反対の態度を持せらるる方も多々あるかと存じます。恐らく本法案が修正案として参議院において成立しても、結局において、共産党も是認し得る程度の法案たることに思ひをいたすとき、我らは飽くまでこの修正案に反対する理由を、全国民はこれを是認して下さいとの確信いたすものでございませう。

(拍手)

以上の理由で、私は教育二法案の修正に強く反対し、衆議院送付の原案に對して賛成の意を表するものでございませう。(拍手)

○議長(河井彌八君) 加賀山之雄君。

「加賀山之雄君登壇、拍手」

○加賀山之雄君 私は、只今議題となつてまいりました教育二法案即ち教育公務員特例法の一部を改正する法律案及び義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の両案に關し、本院文部委員会において可決せられたところの修正部分並びに修正部分を除く原案につき、緑風会多数の意見を代表して賛成の意思を表明せんとするものであります。(拍手)

そも、教育は、人間を作り、社会を作り、国家を作る基礎とも申すべきものであつて、神聖にして賤賤なる使命を有するものであることは申すまでもありません。(拍手)従ひまして、教育は、いやくも一部の人の意図や特定の団体の恣意にその運営を任せざることはできないことは勿論でございませうと共に、時の政府といへども、基本的な教育の思想や理念を左右することは許さるべきでなく、この意味よりして、教育は政治権力より隔離されるべきものであつて、絶対にこれに隷屬せしむべきものではありません。然らば教育は如何なる理念に基いて行われるべきか、それを定めたものが即ち教育基本法であります。教育基本法は、その第一条教育の目的の項において、「平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定し、更に第二条には、「この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養ひ、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」と。又その前文には、「世界中にも通用し、同時に我が民族古来の伝統や個性を十分に生かそうとする我が国独自の文化が推し進められなければならない趣旨を要請しておる」のでございませう。教育基本法は、このように新憲法の下において、新しい教育の理念と方針とを宣言したものでありまして、誠に立派な法律である。然るにこれらの立派な前文の理想は果して実現されておるか。それ／＼の条項は十分に実施されておるか。私は遺憾ながら否と言わざるを得ないのであります。その罪は誰にあるか。文部行政の弱体によるものであるか。教育関係者の誤解や錯覚に基くか。国民全体の関心の足りなさによるか。或いは又我々が曾て受けた時代の教育への懐古意識にとらわれた見方から来る判断に過ぎないと言ひ得るか。今ここで、その責任を追及すべき場合ではありませんが、折角この教育基本法が生かされていない原因というものを、我々国民は先ず挙つて反省いたしてみねばならないと思ひます。(拍手)

今回政府が提出いたしました二法案は、この教育基本法八条が定めておられますところの政治教育に關しまして、義務教育諸学校における教育に、顕著な政治的偏向が認められる、教員の政治活動に行き過ぎがある、教育基本法がこの面を矯正されていなければならないと思ひます。今にしてこの弊を矯めなければ、国家百年の計を誤る虞れありという理由の下に立案されたものであります。政治と教育とは切り離し得ない關係にあつて、その一つが他の一つに作用することは当然であります。政治が教育を不当に支配することも、教育が現実の政治に深入りをして特定の政治的勢力の消長に貢献することも、そのいづれも、教育基本法の条項に鑑みてもなく不法であることは言を待たないところでありませう。私は、この政府の推断を単なる杞憂と考へ、妄想と断じたいのであります。遺憾ながら、我が国教育界の現状を見るに、教員諸君の中には公民たすべき政治的教養を与える名の下に、児童、生徒の発育の段階に不適応と思はれるような政治教育を行い、或いは教育の本義を忘れたかのような政治的偏向があり、又それらの諸君の組織する団体の運動においても、本来の性格や使命を越えた

組織的活動が随時行われ来たつたことを認めざるを得ないのであります。(拍手)これらの事實は、本法案の大前提であると同時に、この事態の認識の程度如何によつて、諸論が必ずしも一致しないゆゑんがあると存するのであります。これらの行動は教育の本義に照らし、教育基本法の精神に鑑みて、厳にこれを抑制すべきものであつて、その点については何らの疑ひの余地のないことを確信するものであります。

(拍手)この事態を昇護する立場に立てば、新憲法、教育基本法の下に新教育が唱えられて以来日浅く、教育者も被教育者及びその父兄もその把握が十分でないこと、単に教員組合のみでなく、一般的に労働運動としての組織活動が極めて稚拙の域を脱していないこと、教育行政機構は根本的な変革を受けて、その機能は整備充実にほゞ遠いことなどの理由が挙げられるのであります。従つて教員諸君から言へば、そのよるべき途、頼るべきものを求めて半ば意識的に、或いは無意識的に組織活動一本槍になり、いつしか教育界今日の状況を現出するに立ち至らざるを得なかつたと言ひ得ると思ひます。一方におきましては、組合並びに組合員自体の中に、すでに強い自衛と反省とが行われ、社会の風潮や秩序の鎮静に伴つて徐ろに健全化への歩みを取り戻して行くのではないかと申されておりました。この觀察も単なる希望の観測とのみは言ひ得ないではないかと考えられるのであります。

我々としては衷心から、教員諸君の同胞民族としての良識とみずからの自衛反省に期待したいのである。現



状を一つの歴史的過程として、或いは一時の動揺期としてこれを観察し、この偏向もやがては正常に復するであろうことを願う者は、単に本議員のみにとどまらないであらうと思われれるのであります。私は又今日まで終始一貫熱意を以て教壇に立ち、愛情を以て子供たちを育み、善意に基いてそれらの政治的行動をとつて来た多くの教員諸君のあることにつきましても、決して疑いを差挟むものではないのであります。併しながら「地獄に通ずる道は善意」といふ言葉の通りに、その数多くの人々が善意の石を踏みつつ、知らず知らずか地獄の門に行きついてしまつては、はや事は終りでありませう。願わくば全国の教員諸君はみづから教職の尊厳を思い、幼い者たちの行末を、且つは我が国の将来を考へてこの際三思三省してくることを心から願うものであります。(拍手)

今回の二法案は、政府の提案理由もさることながら、私はこの教員諸君の反省に、一つには法的規制による他律的な力を加へ、一つにはこれに働きかける他動的な力を禁圧して、その面から教育の真の自由を守るといふ点に重点を置いて解釈したいのであります。憲法の保障する基本的人権の論よりすればもとよりのこと、反省を手えるに必要にして十分なものであれば足りるという趣旨からすれば、その制約は必要の最小限度にとどめ、その罰則も必要の限度を越えるものであつてはならないことは理の当然と言わねばなりません。(拍手)私は先ず教員を信頼したい。断じて民族としての自信は失

いたくないのであります。(拍手)反省ということを考えない人々や、民族意識を喪失した人はいざ知らず、これは日本人誰しもが抱く気持でございませう。折檻の度を増すことが決して悪癖を矯めるゆゑでなく、熱さまじし強過ぎるほどよいというものではあるまいと思ふのであります。これは常識というものである。

第一のいわゆる特例法の一部改正案につきましても、この法案が特に教育者のみが対象であるという点より見て、教育界の内部、教育行政自体の手によつてこれを匡正し、禍根を除去する方策をとるべきである。眼には眼を、思想には思想を、教育には教育行政を以て報ゆるが当然であると思ふのであります。(拍手)修正案において原案の罰則規定を削除し、これを教育行政の措置に委ねたことは、従つて極めて至当な修正と存するのであります。

次に、地方公務員たる公立義務教育諸学校の教員は、この法律によつて地方公務員としての身分はそつくりそのまゝとして、新たに人事院規則で定められた政治的行為を全般的に広汎且つ多岐に亘つて制限されることとなるのであります。が、これらの人事院規則の諸条項は、国家公務員法と共に国家公務員の場合についても再検討を要するものを含んでおり、その解釈においても必ずしも明確にして一点の疑問なしとしないのであつて、その点よりしても罰則までは国家公務員の例によつて刑罰を以て臨まんとするのは、全く不当であると認めざるを得ないのであります。(拍手)この修正意図に対する反対は、行政罰を以てしては目的を達し得ずというにあり、又その理由とする

ところは、一つは地方教育委員会等の実勢力の強弱、提訴の場合における地方財政のこうむるべき莫大な負担等にあるのでありませうが、これらについてはその困難とする事由の解決に努力すべきが本来であつて、これを以て反対理由とするがこゝときは本末顛倒も甚だしいと言ふべきであります。(拍手)

次に、いわゆる中立確保の法律案について一言いたしたいと思ひます。教育を政治の道具とするこの危険は今更申すまでもない。曾つてのナチス等の例に徴するまでもなく、我が国戦前の教育についても、果してあの式に限るのだと言ひ切れるのでありませう。か。而も基本法第八条に明らかに規定された趣旨を意圖的に侵犯し、あえて教壇動向を行ひ、政治的野心を満たさんとする者ありとせば、容赦なくこれを刑罰の下に置くべきものであつて、その行為の違法性は改めてここで論ずるまでもないであります。併しながら同法案第三條後段「反対させるための教育」におきまして「ための」の字句は、基本法にその字句が用いられておるからと申しまして、刑罰法規にそのまゝそれを用いていいいことにはならないと考へるのであります。この法案が基本的人権、特に思想、言論、学問、研究、集会、団体活動の自由等に密接な關係を有する点より見て、かの破壊活動防止法制定に當つて論ぜられた精神はこの際想起されなければならぬと信ずるのであります。(拍手)

その解釈と適用を必要最小限度にとどめるべきは当然のことであり、この見地から修正案においてともすれば拡張解釈の虞のある「ための」の字句を削除したことは当然であると思へるものであります。(拍手)剣米議員は、旭丘中学の事例に触れられましたが、果して事態が剣米議員が述べられるようなことでありますならば、私は今回の二法案を以てしても足りないものであつて、果して事態が然りとすれば、これに対応する更に適當なる法案を必要とするとは私は考へるのであります。もと／＼この二法案を以てあつて事態に對抗しようとするこゝ自体が、これは無理があると思ふのであります。

私は今一つの挿話を思い出したのであります。モスクワの或る学校の教師が、「或る人が五十ルーブルで品物を買い、一割の利益でこれを売ればその人の儲けは幾らになるか」といふ簡単な問題を子供たちに出したところが、クラスの中の頭のよい子が、「三年間の重労働」と即座に答へたという話であります。(笑聲)政治が教育を支配する場合には、かかることも笑ひ事ではなくなるのであります。(拍手)「革命は感情によつて起るのであつて知識によつて起るのではない」といふ言葉もあります。学校が社会や家庭と並んで未来の社会を作り出す最も重要な機関であることは間違いない事実であります。学校の教育が政治をよくするの如何なる役割を持つべきか、積極的にこれに参加するのがいか悪いかといふことは、誠にデリケートな問題であると思ふのであります。

教育は何よりも先ず関係者の信頼を基調とせねばなりません。愛情を以て子供の中にあるものを伸ばし引つ張り出して行くところに教育の本義がある。教育者はこれを忘れてはならんと同時に為政者も教育者も憎悪や反感を

を削除したことは当然であると思へるものであります。(拍手)剣米議員は、旭丘中学の事例に触れられましたが、果して事態が剣米議員が述べられるようなことでありますならば、私は今回の二法案を以てしても足りないものであつて、果して事態が然りとすれば、これに対応する更に適當なる法案を必要とするとは私は考へるのであります。もと／＼この二法案を以てあつて事態に對抗しようとするこゝ自体が、これは無理があると思ふのであります。

最後に、政府においてはこの国民にとつて不幸とも申すべきこの二法案が通過した際におきましても、いやしくも我が事成れりとなすことなく、みづからの責任において教育基本法の理念に立脚した正しい教育の目的を遂行するために、必要なあらゆる条件の整備を目標として教育行政の全般的確立に最善を尽されんことを強く要望して、私の討論を終る次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 高田なほ子君。(高田なほ子君登壇、拍手)  
○高田なほ子君 人類の破壊を予告するビキニの死の灰の降る中で、明けても汚職、暮れても汚職、綱紀肅正一枚看板の吉田政府の公約はどこへやら、自党の居坐り工作となれば全く手段を選ばぬ厚顔無恥振、政治の道義も自主性も今や完全に喪失した吉田内閣がその身のほどをきかずに、教育の民主化の未だ十分に行われていないこの段階に、新教育の芽を摘む虞のある悪法を提出いたしましたことは誠に遺憾極まりないことであり、日本の将来のための最大の不幸と思わざるを得ないのでございます。今日の吉田内閣には、もはや教育を説く資格はな

助長するようなことをすることこそ革命への最もよい教材であり、教育への反逆であることを知らねばならぬと思ふのであります。



いはずである。若し政府に日本の将来を思ふ一片の愛情と青少年のために一かけらの正義感が残つておりますならば、先ずみずから汚れを国民の前に謝し、その非を改め、出直して来べきであると思ふのでございます。政府は全国に偏向教育の兆が甚だ起つて来て、これは日本の将来に重大な問題であるから、この法案を出すのだ。成るほど我々も偏向教育を是認する立場はとつておらないのでございますが、全国教育委員会の全国的な調査によれば、偏向教育はただの一件もなかつたという事はすでに文部委員会において明確に知られてゐる通りであります。(拍手)京都の旭丘中学の問題について御木委員は述べられたのでございますが、このことは日本の教育行政の面における重大なる遺憾事と言わなければなりません、この遺憾事に對しまして、若し大連文相が一片の愛情があるならば、この非を国民の前に心から謝すべきであつて、一方的にこれを政争の具にするがごとき行動は断じて許されるべきではないのでございます。(拍手)喧嘩両成敗は常識であります。喧嘩両成敗の原則も又政治の原則だと私は思ふのでございます。この原因の究明に當り、この原因の解決に當ることこそ、大連文相のとられる最大の途であらうと思ふのでございます。

つてやまないものでございしますが、(拍手)本院におきましては総風會議各位の前日十日間に亘る極めて御熱心なる御検討の結果、ここに加賀山委員ほか二名にかかる修正案が上程されましたが、その御労苦と御良識に對し深甚な敬意を表しまして修正案に賛成し、修正案を除く残余の部分に對して賛成の意思を表明するものでございします。(拍手)本案が衆議院に上程せられて以来、全国を挙げて惡法撤回の聲が津々浦々に捲き起り、各新聞は筆を揃えてその非を説き、その撤回を迫りました矢内原總長、南原前總長、又日本の五十万の教職員を初め各大学の教授、学会、文化人、全国中学校長、全国小学校長、全国教育委員会協議会、信濃教育会、PTA、各婦人団体、県議會、恐らく教育に關心を持つ者が挙げてこの法案の行方を注目したのです。七百三十万の組織労働者總評は、國際自由労働の自由諸國家傘下五千四百萬の労働者と共に、人種を越え、國境を越えて、この惡法が世界の人類に与える不幸を強く指摘して、去る二月九日オールデンブロック書記長は、日本政府の法案作成に關して嚴重なる抗議を行いました。更に國際公務員書記長M・C・ボレー氏を日本に派遣して、平和と民主主義擁護のために、各方面に理解を深め、この理解を深めるために最大の協力を惜しまず、この惡法の撤回を心から希つたことは、我々の記憶に新しくいゝところでございます。(拍手)即ちこのことは今日、日本に抬頭してゐるところのアシズムに對する世界各國からの嚴重なる抗議と考へなければならぬのでございます。(拍手)心にあらざれば聞けども聞

えず、自党の勢力温存に狂奔する吉田政府は、かかる國を挙げての、世界を挙げての世論に耳をかさず、法案の審議は二の次とし、我々野黨議員の總括質問も逐条審議も強引に打ち切り、委員会の最終段階に至るまでその運営に醜態をさらしたことは、広く國民世論の前にさらさるべきであつて、断じて日本の民主政治の許し得ないところでございします。(拍手)私はこの法案の持つ性格の二、三について、ここに指摘しなければならぬのでございします。即ち本法案の性格は、昨年来池田・ロバートソン會談の日本側の議定書によつて明らかである通り、アメリカの急速なる再軍備の要請に應ずるために、日本側は憲法上、經濟上、社會上、教育上の四つの制約があるが、この制約を急速に克服しなければならぬとして、教育上の制約としては、占領後八カ年間の教育の結果、直接防衛の任に就かなければならぬ青少年が、日本は如何なることがあつても武器はとつてはならないという教育を受けたことを指摘し、これを是正するために、日本は教育と広報を通じて再軍備の空気を助長することを定め、日本政府は愛國心の振興に責任を持つことを明らかにいたしました。かかる秘密と独善の向米一辺倒の外交の中で、日本人の愛國心が取引されたといふことは、獨立國家として誠に悲しむべき状態であると言わなければなりません。(拍手)而もこの約束を果すために、この役割を演じたのが、戦争裁判は人食人種の首祭りだと譏諷する大連文相であり、(拍手)それに続くは元特高警察の、ブレーションとして腕を鳴らし

た田中次官、同じく元特高の緒方初等中等局長、およそ教育とは縁の遠い面々が、特に愛國心の強化を掲げたこの教育内容の改善が、如何なるものを意味しているかといふことについては、すでに我々良識の判断に容易なところでございします。(拍手)即ちMSA協定の第八条に明示されてある通り、國際緊張の原因を除去するため、安保条約に基いて負つてゐる軍事的義務を履行することの決意を再確認し、日本の人力、資源、施設を、自國の防衛及び自由世界の防衛力の發展維持に寄与し、自國の防衛力の増強に必要なあらゆる合理的な措置をとること等、軍事的義務が明らかにされたのであります。即ちこの義務の一環として、物心両面の自衛力増強を公約した政府は、本國會において防衛二法案を提出いたしました。自衛隊法第八十八條によれば、防衛出動時の武力行使を明文化し、領空侵犯に對する實質的な交戦權を認め、國防會議や統合幕僚會議等、明らかに國防の基本並びにその具體的作戰計画までもが法文の上に示されて、各こそ交れ、大本營の復活を見る國內態勢に変貌したことは、すでに各位の御承知の通りであります。(拍手)この態勢順応のために必要なことは、平和よりも再軍備であり、その精神的な支柱を教育に求め、ここに教育方針の改革をしようといふ狙いを持つてゐるのがこの法案の性格でございます。

今日の教育方針は、憲法を確認し、平和な國家社會の形成者として、あらゆる場所、あらゆる機会に、心身共に健全な、眞の平和と正義を愛する國民の育成を期することになつております。これは御承知の通りでございます。その目的完成のために、教師は戦前のうち、平和教育担当者としての資格があるかないかといふことを検査され、旧教科書に残る軍國主義教材を抹殺せよといふ文部省の方針に従つて、いたげな子供の手から愛する教科書を取つて、この教科書を破り、墨を塗らせ、心の片隅に残る奉安殿の幻影を拭き消し拭き消し、新日本誕生のために奮み続けながら、教師としての人間像改革に努力し、骨の髄まで戦争反對の改革が行われたのは、はかならぬ五十萬の教職員でございます。君が代を歌つた教師が睨まれ、日の丸を立てようとした教師が睨まれ、教育制度の改革と共に、児童に對する徹底的な平和教育を、教師みずからのもとするために、戦争に對して最も深く、最も嚴肅な反省を強いられた今日の教育者、かくて平和を求め教育の実践として出発されたのでございます。私はこの道は、人類の最高の道であり、この道こそは、政争の具には絶対供してならない道であるといふことを心から叫ばざるを得ないし、(拍手)この日本の将来を託す幼なき者のために、全國民はこの道をこそ、今こそ子供達の前に確信を持つて示さなければならぬのではございませんか。(拍手)然るに自由黨議員各位には、平和教育なるものの眞意を極めて曲解せられ、深い御理解を持たずして、これは共産黨の方針であるといふやうなことを言つておられますが、誠にこれは悲しむべきことであると思います。

私は極めて少い時間でございますが、日本の教師たちが、平和教育の実践を如何にしておるかといふことにつ



昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件

かつた結果によるのであつて、(拍手)  
この汚れた政治の中に生き、子供を善導する教師は、今日、襟を正して、正しい政治教育に邁進しなければならぬと思ふのでございます。

元来、文部省は、教育行政に対するサービスの省であつて、決して取締や弾圧の府ではないのである。そのサービスの省が使命を忘れたところに、今日、日本の二千万の学童が喘ぐところの教育面のある面の破壊を招来してゐるというところを、深く大臣は肝に銘ずべきであります。(拍手)今日あなたが真に教育の中立性を主張なさるのであるならば、なぜにこの教育行政の偏向性を目を向けられないのでありましようか。

地方教育委員会制度は、日本の教育の民主化のために設けられた制度であるにかかわらず、自由党政府、それに属するところの大連文相の、その陰に、この地教委が一手に握られて、文部省のあるがままの命令に直ちに服従し得るような体制を作つてゐる。誠にこのことは恐るべきことである。而も日教組防衛対策なるものを編み出し、暗号電報一本で全国の地教委が日教組に刃向かうという、こういうことを指導して、何であなは教育の中立性を主張することができましようか。日本の国の教育の中立維持は、全国民の名において守らなければなりません。地方におけるこの誤まれる文部省の指導こそ排撃されなければならぬ。あなたこそ偏向の元兇であるということを言わなければならぬのであります。最近の風潮は、この地方教育委員会の偏向性によつて、鉄砲をかついで、やれ戦力だ、やれ再軍備だなどという教育を、而も八紘一宇の精神が、今許されてお

る。文部大臣が認めておる。こういう偏向教育を、なぜあなたは改めることをしないか。(拍手)私どもは、教育の中立を守るが故に、両面における厳正なる批判と愛情のある正し方というものを根本として考へて行かなければならぬと思ふのでございます。

最後に申上げなければならぬのは、本法案によつて思想警察が復活し、日本が警察国家という形相を呈するということでありまう。正しい教育、子供のための教育が、警察国家の中において果してでき得るかという問題であります。教育の中立は、警察の不当干渉を排除し、政党的不当干渉を排除するところから始まらなければならぬ。最近全国各地に起つた教員の思想調査は、遂に子供の抱の中にまで及んでゐるというところは、大臣もすでに御承知の通りであります。こんなことが一体許されていいのでございませうか。而も言論或いは思想、これらのものは自由であり、政治への批判も又善行として、これは大いに奨励されなければならぬものを、まるで巡査部長に毛の生えたような、学力の低い巡査のやうな者に、教育基本法の精神をも弁えずして、これが弾圧されるに至つては、我々子供を守る者の立場として、どうしてもこの警察の干渉を排除して行かなければならぬ。併しながら今日のこの刑罰法規は、警察権発動の法的根拠を与え、常時警官の監視の中に教育が進められなければならぬというところは、誠に悲しまなければならぬところでありまう。私どもは民主主義を守るが故に、言論と思想、結社の自由を飽くまで確保すると共に、この正しい道を子供のために伝

えなければならぬのでございます。我々は太平洋戦争によつて、無謀な指導者によつて、あらゆる幸福を失ひました。併しながら戦後八十年間の平和教育は、幼い者の魂にふつ／＼と滲透し、やがて我々大人が誤つた道、世界が誤つた戦争への道を行こうとするときに、この小さき者が成長し、これを打開する日本の楔となつて、平和な世界建設のために大なる力を注ぐであらうということを期待して、どうぞ、この極風会各位の良識が、全参議院の権威を守るために支持せられますよう心から期待いたしまして、討論を終ります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 相馬助治君。

〔相馬助治君登壇、拍手〕

○相馬助治君 長きに亘つて世論を沸かせて参りました教育二法案の成否は、あと二、三十分の後に諸君の意思によつて決せられようとしております。日本の教育のみか、日本民族の将来の運命を左右するこの重大なる時期に當りまして、私は二法案に対し、委員長報告の通り、加賀山君提案の修正案並びに修正部分残余の原案に対し賛成の意思を表明すると共に、諸君の賛同を期待して、以下討論を進めて参りたいと思ふのであります。

申すまでもなく、文化国家の建設とか或いは民主国家の建設と申しまして、その基礎をなすものは、

〔議長退席、副議長着席〕

まさに健全な教育の伸展を基調とするものでありますことは、教育基本法を引出すまでもなく、諸君の了解するところでありまう。従ひましてこのことは、教育立法はまさに慎重を以てな

さなければならぬことを意味するのであります。

本法案上程に當りまして、委員会の審議過程において明らかとなりました政府の見解は、現在の義務教育諸学校においては特に教育の中立が守られていない。第二には偏向教育が行われてゐる。赤の危険がある。又その手当といふものを今にしてなさなければ時機を失する。第三には、日教組は明らかに政治団体で、その主張、行動が非常に左傾して、民族の将来にも悪影響を及ぼすというような極めて一方的な見解を披瀝し、その根の深さからして、この辺で警官と牢屋とを以て教員を威嚇すにしくはなしとして本法案を提案したと説明をしてゐるのであります。

ここで問題になりますことは、同地的に、或いは又五十万教職員の中の一部には、それ／＼毛色の変わった者もあるであらう。偏向教育として誇りを受ける危険のある現象もないではないのであります。日教組に対しては運動上の或いは手続上の錯誤等も否定するところではございせん。ただ問題は、今日教員に対して親心を持つべきはずの政府、文部当局が、警官と牢屋とを以て教員に立ち向わんとするとは、先ず第一に文部大臣である大連さんは、みずからの権威をみずから否定するものであると同時に、日本の五十万教職員を侮辱するもの以外の何物でもないというところを私は指摘しなければならぬ。(拍手)

あなたは日本の現在の教育の状況を知つてゐるであらう。私は教育界のみが貧困であるとは言わない。併しながら、市井の学校におきましては、給食費を持つて行けない子供、その子供をどうするかと頭を悩ませる受持の教員、又地域社会の貧困、失業者巷に溢れる現在の段階においては、長欠児の取扱或いは又盗難児、それ／＼の特殊児童の取扱に日夜頭を痛めつつある教職員、又危険校舍増、或いは今般の不幸な鏡子ちゃん殺しに現われたやうな社会悪の激増、この中に教員が如何に苦難の途を歩みつつあるか。問題はこの苦難の途を歩みつつある教員の身分は何によつて保障されてゐるか、あなたは御承知でありまう。閣議において、教職員の首を切らないとおきめ下さつた、私はその努力を多とするものであります。然るに何ぞ、地方においては、財政事情の逼迫は当然地方財政の逼迫となり、結果としてこれが教職員の身に及び、結果として希望退職という名の強制退職が行われて参つてゐるのであります。特にこれが婦人教員の場合に多い。共済であるということでは首を切られるというところは、これは将来にとつて実に重大なる問題でなければならぬ。若き女教員が、みずからの職場の若き男教員を侮辱するといふならば、事は笑い事では済まされないうことを私は指摘しなければならぬ。而も勇退でありますが故に、一カ年の待命制度もない。六十日前の予告制度もない。そして勇退せしめられた校長が、その明日よりは騰手版の原紙を抱えて、曾つてみずからの下僚であつた教員の前に頭を垂れて、その職の途に歩まんとするがとき悲劇をあなたは知つておいでになるか。かやうな実質的な首切りが現に行われてゐる。その教員に対して、一部の局地的な現象を以て今日かかる威嚇法案を

以て威かすといふことが、それは、誠に問題であると言わなければならぬのであります。而もあらゆる問題が、給食のことにして、危険校舎のことにして、みずからの身分の問題にしても、今日日本の教員は、これらすべて政治的な段階において解決することを知つておる。

曾つて教育の立法は根柢院においてなされた。今日教育の立法はすべて国会においてなされることを今日教員は知つておる。このこと自体を我々は否定できない。ここで政府のとりんとする道は、教育界を知らないというよりは、教育界というものを知らなければよくなるかといふことを知らない。そこらのおやじが知らないならば問題でないが、現在の吉田内閣の、而も大達さんが、この事情を知らないといふのは、日本民族のための悲劇であると言わざるを得ない。(拍手)私は今日思ふことは、警官と牢屋によつて、即ち刑罰を以て教育を威かすといふことは、ただ沈黙に通ずる道であるといふことを指摘したい。成るほど教員は勇気を持たなければならぬ。真理は堂堂と発表しなければならぬと申しましても、個々の教員は誠に猫のごとく弱いものである。この教員が、教育というものは批判精神を培ふことである。真理を守ることが大切であると、頭の中で知つていても、かかる悪法の前にさらされる教員は、賢明にもみずからの蓋をするであらう。このことを思ふべきときに、私はあなたに訴えなければならぬことは、お母さんが赤子に乳を飲ませないで殺したという場合に、このお母さんは赤子に対して何ら手を下していない。然るにもかかわらず、そのお母さんは刑法上の殺人

罪になる。母親としての当然の義務を遂行しなかつたからである。教員は子供をすく／＼と育てなければならぬ。正しい考えを教え込まなければならぬ。やがて世界の平和に貢献するようにな立派な人間を作らなければならぬ。こゝろを義務として知つておらなければ、この二法案に邪魔され

て、そうして正しいことがなされなかつたとしたならば、そのことこそが私は問題であるあなたに訴えなければならぬ。学制公布八十年が先般祝されたのであります。教員が自由にものを言へた時代は残念ながら日本においては極めて短かつた。この時代において民主主義への期待を持つたのでありますけれども、私も曾つてのあの戦争時代、血闘い戦争に我々の人命がやす／＼と捧げられたあの奴隷時代といふものを、今日端しなくも、次の時代に、我々は恐れおののく姿として予期せざるを得ないことを、國民と共にこの立法院は悲しまなければならぬと思ふのであります。日教組の問題にしてもさうです。戦後発達して来たこの教員組合運動といふものが、いろいろの行き過ぎはあつたのであります。併しながら、平和憲法を守れとする主張は、誰が何といつても正しい。民主主義を徹底せしめ、子供を戦場に送るなといふかけ声も、理窟はあろうけれども、間違ひと何人が否定することができません。問題は、ただ両条約を支持しなかつた議員に対しては云々といふようなことがなされたことを私はふと記憶いたします。一方において国会が意思を決定したかかる問題に対して、経済団体としての日教組の一部が、かような見解を出すことは、

これは非常なる誤解を招く種であるといふことを私は信じます。今日日教組の幹部諸君と言わず、これに結果した諸君は、このことを明らかに反省しておる。そして日本の教育を守り、これを復興するものは我々であるという熱意に燃えておる。我々は考えなければならぬことは、若しそれ教育界が間違つてゐた、偏向教育を行つたとしても、先ず教員並びに教育界自身の反省によつてこれを矯正せなければならぬ。

第二には、地域社会における言論の力がこれを教ふるものでなければならぬ。そうして万々止むを得なかつた場合において立法措置を講ずべきである。このことは委員会の審議の過程において、松原委員によつて、羽仁委員によつて、或いは野本委員等によりまして、烈々として説かれたところでありますけれども、政府を反省せしめることのできなかつたことを私は痛恨するものであります。要しますことに、この段階において非常に問題となつた旭丘の問題を取上げて見ました場合においても、これは阿派社会党が見解を表明したしておりますように、そのとりました態度といふものは、誠にこれはまづいのであります。学校を組合管理の下におくといふことがどことでは、理由の如何を問はず断じて許容し得ないところであります。併し問題は、御木委員が指摘して、旭丘の事件は、政府原案ならば取締れる、加賀山修正案では駄目だ、誠に牽強附会、先の文部次官の言葉とは受取れないのであります。なぜならば、旭丘の事例が若しそれ真に或る職員が教唆煽動によるとするならば、明らかに地公法三十

七条一項、六十一條四項の援用を以て、これを三年以下、十萬圓以下の処罰に該當せしめることが可能なのであります。問題は今日この法案において、この審議過程において旭丘事件を鬼の首をとつたように懸立てる手先の態度は、笑止と言はんよりは、むしろその知識の浅薄さに一驚を喫するものであります。(拍手)併しながら、問題はこの二法案は直接教員を対象として、一方においては政治活動の制限の面において国家公務員並みに取扱おうとするものであり、一方においては何人もという言葉を冠して、その教唆煽動を取締らんとするものであります。

私は先般夕食後、NHKの放送を聞いていた。すると、ユーモア劇場という中にこんなコントが出て参りました。「今から教員の審査をする。あなたは自由党という政を知つておりますか、どういふことを主張しておるか知つておりますか。知りません。共産党はどうだ。知りません。再軍備についてはどう思ふか。どうも思ひません。マルクスといふものを知つておるか。どういふ人か知りません。よし、教員として適格。(笑聲)突にこれは痛烈である。一体こんな教員に、私の例は、勿論極端である。併しながらこのユーモアが……(まじめにやれ)「これは国会だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し(強次らずに聞いて下さい)。たつた今までは、このユーモア劇場は、これはユーモアの素材である。併し本法案が成立するならば、これはユーモアでないといふことを私は指摘するのである。(拍手)要するにこの二つの法律案は非常な問題を含んでおる。人事院規則の適用がそれであり、拡大解釈

の虞れがあることが、それであり、「当分」といふような言葉をに入れてごまかしておることがその問題の第三点であります。

第二の法律案におきましても、これは又非常に「ために」といふ言葉を入れたことによつて拡大解釈を自在ならしめておりますと共に、この法律案は罰刑法定主義の理念に著しく反するものであることは諸君の知るところであります。私もがこゝろいふ法律案が成立したときの虞れを述べます。といふと、文部大臣は事なげに、それは教員をやめればよい。かかることを言つておる。これに対しては、まじめに私は批判討論する勇氣を持たない。次には、刑法上の処罰にしておけば、これはいづれ公判ではつきりする、だから心配はない。これは又、公務員の席に一月も着いたことのない議員さんの言ひそのやうなものである。公務員といふものは、罪があるかないかといふことより、警官に取調べられたらもう問題だ、引つつかまつたらなおのこと問題である。起訴されたらなおのこと問題だ。そして無罪になつたとしても、その長期間の苦難といふものを耐え得るものでない。而も長期間によつて彼は人間的に殺されておるといふことを私は幾多の事例によつて諸君に訴えなければならぬ。

以上のように、政府原案を中心としたこの衆議院回付案は恐るべき悪法である。我々は、今日声を大にしてこれに反対しなければならぬ。加賀山修正案はその意味において、その弊害を教ふるものである。即ち刑法罰より行政罰にこれを移すといふことは、少くとも現実をまじめに見た者の当然生れる

結論でありますと共に、「ための」を削除するといふことは、この中立維持法案というものが拡大解釈され、時の権力者の恣意によつて教育を誤ることのないことを厳重に監査するといふような意味合いにおいて、その着眼点を私どもは俾とするものであります。

要しますに、今日天下の視線はこの参議院における教育二法案の成否をじつと見守つております。参議院の良識の無限の期待と、それから日本の教育を真実に守らんとするまじめなる者が、一方においては一部の偏向教育を或いは認め、日教組の行き過ぎといふようなことを悲しみつつも、それらは問題は時間的に解決される問題であつて、かかる悪法が、そのような原因によつて生れるといふことを息を殺して、この決定を眺め、心配しておるものであります。(拍手)言うまでもなく教育のことは、一部の政治家のその時の便宜や、或いは軽々しいところの党の恣意によつて取扱われ、悔いを百年のあとに残すようなことがあつてはならないのであります。この際我々参議院は、第二院本来の機能と、意義と、使命とを果すべく、而も参議院の動向を決する鍵を持つております。緑風会の紳士諸君並びに改進黨、或いは無所属の諸君、諸君の良識こそが、この本院の良識を代表する自負を持つて頂きたい。

か。(拍手)そして日本の教育を再び暗黒面に逆戻りさせるような政府原案を中心とした衆議院回付案に対して我々は堂々と反対し、加賀山君ほか二名提案にかかる修正案に対し、我々は時宜を得たものとして、双手を挙げて賛成しようではないか。曾つての日本の教育界が誤り、腐つた道筋を静かに思い浮かべ、これを教訓的な事実として受取ることによつて、我々は思ひます。若しも誤つて衆議院回付案のごときものが成立するならば、その最大の被害者は教員にあらず、組合にあらず、実に次代の日本を背負う国民であることを我々は銘記すべきであります。(拍手)諸君が何と陳列しようとしても、汚職その他において今日国会の権威は落ちつた。日本の政治は汚れた。そこで我々はこの段階においてこの汚れた政治を呼び戻すためにも、汚れた教育を建設するために、加賀山君ほか二名提案の修正案に賛成すべきであらうと確信いたします。(拍手)

以上、私は社会党第二控室を代表し、その討論を述べ、諸君の深甚なる考慮と、これが賛同を心から期待いたします。論を結ぶ次第であります。(拍手)

○副議長(重原三三) 松原一彦君。  
〔松原一彦君登壇、拍手〕  
○松原一彦君 私は参議院改進黨議員の同意を得まして、今提案になつております教育二法案のうち、加賀山氏ほか二名の提出されました修正の部分と、これを除く原案に対して賛成の討論をいたしたいと思ひます。(拍手)  
この法案の性格は、五十万の義務教

育に従う教育者の思想、行動を厳罰の下に威嚇的に取締らうとするものであります。(拍手)御承知の通り教育者たるものの条件は、正しい良識と情熱とを傾けて、その人格一杯の努力を以て国民の信頼を通じて日本新建設、次代の一千五百万の児童生徒の教育に献身すべきものであつて、我々はこの教育者の動向が祖国日本を興すか亡ぼすかの最も大きな鍵を握つておるものと思ふ。(その通りと叫ぶ者あり)この人々に対して威嚇するに厳罰を以てする、さうなことで果して教育者たるものが動まるものであらうかどうか。我が文部大臣はかくのごとき見解の下にこの法案を出されたとするならば、私は教育者を知らないものであるといふことを断言したい。(拍手)教育者といふものはさうなものではないのであります。信頼の置かれぬ教育をやつて信頼は置かれぬといふではありません。只今、日本の教育界に誤りがあり、行き過ぎがあることについては私も認識するにやぶさかではない。(学校管理はどうだと呼ぶ者あり)併しながら、これは決して全般的なことではないのであります。たゞ／＼現れたところの特例、異例等を以て全般を律するごときは、誤れるも又甚だしいものである。(拍手)特に私はこの法律を編まれたる根本の認識が非常に大きな過誤を犯していると思ふ。何となれば、本年二月十三日付の自由党報というものが教育委員会を通じて全国に配られておりますが、その冒頭にある記事の中には、「今や現在の日本の小中学校の教員は共産党の宣伝隊であり、その職員室は共産党の出張所である」と書いてある。私は驚くべき認識だと思ふ。

一体、どこにさういふ事実があるか。たゞ／＼文部大臣がこの法案審議の資料として、偏向教育の事例二十四を挙げた出されておる。これが全国から集められた資料である。幸うじて全国から集められた資料二十四の中には、決してかようなものはない。それはたまたま北海道にある。或いは今回の旭丘中学のごときは確かにそれは偏向若しくは行き過ぎの事例であるに違いないけれども、全国から集めたものが五十万の教員のすべてをば共産党の宣伝隊であるといふがごときは、誣いも甚だしいものである。(拍手)さうな認識の上に立つての法律であることを、私は如何にも残念に思ふのであります。私は決して共産党を礼讃するものじやない。私の友人で大連におつて長く教育に従事し、而も共産党のためにひどい目にあつた男がある。この男は、理論的にも、共産党の事実の上からも、非常な共産党嫌いであるが、その嫌いだである私の友人は、この法案を見て、何という馬鹿氣きつた法律案であるかと云つて来ておる。(拍手)日本の現在の教育を知らざるに甚だしいものである。併しながら、その誤解を招いたるところの原因の一つに日教組があることだけは免れないと書いてある。であるが故に、一時臨時措置法として先ず置いておくことも止むを得ないだろうと、かように結んでおるのであります。

アメリカにマッカーシーという人がおつて、上院議院であります。何でも、共産党と言ふ、これがいつても、かようなことをば、人を見れば共産党のように思つてやつておりますが、私どもが知つておる限り、先日長野県



なかつたという懺悔が教育者を通じてあるのではありません。(拍手)曾てフイリンの戦線において、日本の弾丸にあつてまじに死のうとする兵士の遺言の中に、日本の教育の誤りを正さねばならぬ。自分が戦死すれば、アメリカから一万ドルの遺族扶助料がやつて来る。その遺族扶助料は母校に預けるから、母校に委託して、日本を救う教育者を養成してもらいたいという遺言をして死んでおる。(拍手)私は昭和二十一年の春に現われたるこの記事を読んで、心から懺悔したものであります。恥じ入つたのである。日本の教育を、人殺しの教育からヒューマニズムの教育に切替へなくてはならない。(拍手)平和な文化国家の建設を民主的にやうというこの新しい憲法の理想の下に打立てる教育は、戦前の教育とは根本的に質が違ふのである。(拍手)その質の認識がわからないで、そうして今日この教育者の管理をする者が、それは全国市町村の教育委員である。地方教育委員の方である。これが文部大臣の代理をいたすのであります。(「そんなことはない」と呼ぶ者あり)ここに、代理というのは言葉が当らない。昔は文部大臣が教育者を管理した。今日は文部大臣には管理権はない。この人々が教育を管理するばかりじゃない。今やこの二法律によつて一人々々の教員の行動を監視するのであります。この監視は危険なものがありましようか、皆さん。(「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)而もこの監視者があらゆるものを赤く見る。そうしてこれをば起訴に値するものとして請求する。そこには、何ら捜査の手段がない。警察に訴えざるを得ないので

す。刑事罰を以てするのである。警察を使う時期が来るでしょう。裁判所に訴えなくちゃならない。そうして学校の中は、裁判官、警察官によつていろいろな泥足が印せられるのであります。皆さん、私は日本の教育者が決して只今の姿を以ていいと申すのではない。偏向もあれば行き過ぎもあるけれども、それをば威嚇するがとき、威嚇を以てするがときは、日本の政治の貧困を語るものである。(「そうだ」と呼ぶ者あり、拍手)殊に今日の吉田内閣の悪政が、或いは汚職を實現し、又指揮権を發動して、捕らへべき者まで政治的にこれを捕へず、そうして閣の軍隊を置いて、憲法は変えない、再軍備はせんなどという厚顔無恥なことをやつておる。(拍手)かくのごときことを……自由党の諸君にお尋ねする。あなた方が教員となつて、憲法を子供の前に説いたときに、何とこれを説くか。(拍手)私は最近まで校長を勤めておつた。併しなから憲法の解釈のときに、はたと行詰つてしまつた。仕方がない。これは間違ひだと言わざるを得ないのであります。諸君、裸の王様は大人を欺くことはできませんが、子供を欺くことはできないのであります。(拍手)

私は幸ひにしてこの法案の一部が緑風会の委員諸君によつて緩和せられた。この法案は二つであつて、実は一つであります。政治的行動の軽き者は、これは行政罰を以てし、偏向の甚だしいものであり、児童を通じて政党をあげつらい、若しくはこれを批判する等の行動のあつた者に対しては刑事罰を以てする。行政罰でも行ける、刑事罰でも行けるやうにできておるけれども、これを私は暫定法としたところに、非常な妙味があると思う。かくのごとき法律はなきにしかず、一日も早く我が教育界が、自主、自制によつて、そうして全國民の信頼を取返し、安心して我が子を託し得るような状態が参ると同時に、かくのごとき法律の必要になる日が一日も早く来たらんことを期待いたしまして、私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(重宗雄三君) 長谷部ひろ君。  
〔長谷部ひろ君登壇、拍手〕  
○長谷部ひろ君 私は無所属クラブを代表いたしまして、只今提案になつております教育二法案に対するおるべき態度を表明申し上げたいと存じます。皆様の御存じの通り、教育基本法の根本理念は、真理と平和を希求する人間の育成ということでございます。この根本理念を離れての教育はございせん。申上げるまでもなく、教育というものは真実の上に立たなければならぬのでございせん。つまり真実を伝え真実を語るといふことが学問の根本の指導精神であり、真理を探究するということが学問の神髄と申さねばならないのでございせん。(「その通り」と呼ぶ者あり)このような点から正悪の判断力、批判力を養ひますことは、学問の使命でございせん。これが即ち教育基本法第八条の「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなげばならぬ」と示しているゆえんでございせん。さて、大連文部大臣は、この二法案の目的は、教育の政治的中立の維持のためであると申されておられました。が、これは中立の維持という美名によつてなされる吉田政府の政策であるところの戦争のための言論、思想の自由を奪う目的を以て出された法案であるということ、はつきり申上げなければなりません。(拍手)これはまさに憲法違反であり、教育の破壊でございまして、(拍手)この法案が国会に提出されましてから、新聞、ラジオを中心とした世論は勿論、学識経験者、学校職員、教育団体その他PTA又は婦人会等こぞつて立ち上り、この悪法の反対を叫び続けているのでございまして。(拍手)又陳情の手紙、電報なども連日たばになつて参つております。それは皆さんのところもそうだろうと存じております。このように全國民的な世論を巻き起しましたことは教育史上曾つてなかつたと報じられております。

本院におきましては、先ほど川村文部委員長の御報告にもございました通り、四月二十日には地方行政委員会と、四月二十六日には法務並びに人事委員会、翌二十七日には労働委員会との連合委員会を開き、慎重に審議をいたしましたことは、この二法案の及ぼす影響の如何なるものであるかを明らかに示しておるのでございせん。その委員会におきましての同僚羽仁議員の発言の一端をお伝え申し上げますと、民主主義の世の中で、政治教育は美徳である。その美徳であることが刑罰の対象になるということ、その美徳の活動を外部から動かすことが刑罰の対象になるということ、この法律で、美徳である政治活動の行き過ぎがある場合、それは、それを教へ得るものは政治活動あるのみである。言論を教へるものは言論である。これらが直ちに刑罰の対象になることは、大きな問題がある、又刑罰は人格上に及ぼすものであるし、たとえ行政罰にせよこれは身分上に及ぼすものであるなどとの御発言があり、その他の委員の方々から、教育という優すべからざる分野に對し言論と思想、人権上の問題として鋭く追及されたわけでございまして。  
〔副議長退席、議長登壇〕  
この法案の裏付けとして出されたいわゆる二十四の偏向教育の事例は、例えば山口日記で特に取上げられましたのは、再軍備反対が強く出ていたとか、自衛隊を批判したとか、或いは京都旭丘では文部省推薦の映画ひめゆりの塔、原爆の子などを見せて、そのあとで批判させたとか、又京都大將軍では、貧困のために給食費が払えないという子供たちに、先生とPTAと一緒にやつてこのために努力したとか、岩手県では君が代を歌わせなかつたとか、その他滋賀県での冬の友日記では、中国から帰つた子供が、その童心に映じた中国をありのまま作文したものが日記に載つていたので、中国礼讃であるとか、こうしたことばかりなのでございせん。こうした問題を取上げて偏向教育と銘をお打ちになつたことと自身が私にはどうして納得ができないのでございせん。(拍手)  
文部の最高の責任者であり、大連文部大臣の手許から、立法の府である国会に出されましたこの資料の所及び調査方法につきまして、何度お伺い申上げまして、言えませんが、何点張り、資料は自然に集まつたもの

である。自分は真実と認めるが、それをどう認めようか、各委員の判断次第で勝手である、終始非常に強引な態度をとつておられたが、なぜその出所や調査方法がおつしやれないのでしょうか。なぜこのように秘密になさるのでございましょうか。これは明らかに公然と調査したものでなく、憲法に違反する思想調査などが、秘密裡になされたものであることを物語つていふと思ひます。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)

そこでこの資料を中心に四月十二日、十三日の両日、三十人の証人喚問をいたしましたところ、その証人の証言すら真実と思へないという大連文相の横暴ぶりは、如何にその事例の根柢があいまいであつたかを如実に物語つております。(拍手)

現場に働く教職員の方々は、過去の過ちを再び繰返さないために、平和憲法を守ることを誓われ、宣誓書まで書かされてゐるのでございます。そして足りない教室、足りない教材、余りにも乏しい文教育算の中で文字通り血のにじむような苦しい毎日を、ひたすら平和と自由を希求する偉大な愛情を以て、いたけない子供たちと共に学び今日に至つたのでございます。御存じの通り、民主主義の確立は決してなまやさしいことでなく、終戦後九年の歳月を経たとは申せまだ、過渡期でございます。このような中で先生たちの至らなさも行き過ぎも、それはあつたかもしれません。併しこれは今後先生たちの真剣な反省によりまして、或いは切磋琢磨によつて、必ず正されることと私は信じております。(拍手)併しながら現在先生方はこの二法

案の内容から来る言い知れない圧迫感に毎日を不安な中で教鞭をとつておられる有様でございます。

この法案の解釈に對しましては、委員会で又あらゆる学識経験者の方々の、「明確にできない」と断言されておられますが、大連文相は、「観念的には言えるが、具体の場合には、はつきりできない」と御答弁になつておられますが、何人にも的確な判断のできない法律に、刑罰があるなどということとは、全く文化国家にはあり得ないこととであります。(拍手)そして又処罰の対象となる先生の証人に児童、生徒がされるということ、私は特別に考へ頂きたいと思つてございします。先刻御木議員が、この法案の必要の根柢であるがごとく取上げられました旭丘中学の問題は、実は極めて反動的な教育委員長の存在に由来するものでございします。(とんでもないことを言うな)と呼ぶ者あり)本事件で非常な迷惑を感じておられますのは児童及び教職員の方々でございます。万一自由党のお望み通り通過成立いたしましたならば、第二、第三の悪質反動的教育委員長及び教育当局者がこれに勢いを得て第二、第三の旭丘事件を殊更に引起すであろうことを心から私は心配いたしますものでございします。(拍手)

汚職で汚れた政府の黒い手で作られたこの法案に何の権威がございしますうか。五十万教職員たちは、この二法案の怖れが如何にならうとも、勇気を持って教育を正しく守り抜くことを私は強く期待いたします。真理を求める正しい理性と深い子弟愛に貫かれた教育の尊厳は何物にも、又どのよな法律にも侵されませんし、侵すことので

きないものでございします。これはすでに長い歴史が明白に証明しておるところでございます。

以上を以て、私はこの二法案の提案意図並びに内容が教育を束縛し、低下せしめるためのものと考へ、強く反対いたしますのでございします。このたびの修正案はこれに對しまして或る程度束縛を緩和するものでございします。現在の情勢におきましては、自由なるべき教育を束縛からいささかも守ることが大切であると考へまして、私はあえて修正案に賛成をいたし、且つ修正部分を除く原案に賛成いたす次第でございします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 中山福藏君。

〔中山福藏君登壇、拍手〕

○中山福藏君 私は只今上程されました教育二法案の修正案賛成、修正案を除外した残余の法律案に賛成の諸君の議論を謹んで拝聴いたしました。つきましてはこの場合、私は修正案反対、衆議院送付の教育公務員特例法の一部を改正する法律案及び義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の二法案に對して賛成の討論をいたしたいと考へるのであります。(拍手)

先ず第一に、教育公務員特例法の一部を改正する法律案につきまして、なぜ私が修正案に反対するかという理由を開陳したいと存じます。(自由党の過半数「失礼なことを言うな」懲罰だぞ「お前が懲罰だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) 諸君、御承知の通り教職員は、国民全体に對する奉仕者である。このことは、教育公務員特例法第一条に「この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する」云々ということが書かれておる

ことから見ても明らかであり、又憲法第十五条第二項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と書かれてある。なお教育基本法第六條第二項には「法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて」ということを謳われておるのであります。(何を論じておるのか、何を「呼ぶ者あり」教育基本法第十条には「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に對し直接に責任を負つて行われるべきものである。」というところが書かれてある。諸君、地方公務員である教育公務員が国家公務員である教育公務員と不平等な差別待遇を受けるといふことは、法の精神に反するものである。(拍手)故にこの点に立脚して教育公務員に對しては法律上同一の方針をとるべきである。これこそ公平の原則に副うゆゑである。即ち地方公務員である教育公務員と、国家公務員である教育公務員と、その間に何ら不平等な取扱があつてはならないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手)然るにこの法律上の理論上の根柢があるのに、公務員たる教育者の政治的行為に對する制限罰則を平等に取扱わないといふことを若し諸君が肯定するならば、諸君の法律的知識を疑わざるを得ないのであります。(その通り)「その通り」と呼ぶ者あり、(拍手)従つて、この両者に對して叙上の観点から法律上行政罰、司法罰の差別を排し、これを平等に取扱ふことは、理の当然であつて、常識上又これを肯定すべきである。又、地公法第三十七條及び第六十一條があるから、教育公務員特例法の改正によつて刑事罰を科する必要があるといふ者がおるが、これは理

論的に根柢がないのである。諸君も知る通り、(両天秤と呼ぶ者あり)公務員に對するところの政治的行為の制限と、争議行為の禁止とは別個の必要から生じておるのであつて、政治行為の制限は、職員の中立性を要求するものであり、争議行為の禁止は、政治的中立の要請とは直接関係がなく、主として経済的地位の向上のために行われるストライキ等を予想して、労働者の団体行動権の制限の必要から生れた、いわゆるストの禁止の法案である。従つて地方公務員法の第三十七條並びに第六十一條の規定があつて、地方公務員に對しても、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金ということが規定せられておるが、只今申述べた通り、この地方公務員の規定は、争議行為に對しては、非常なる偏頗な措置がとられておるといふことになる。これを国家公務員並みに平等なる立場をとらせることは、これ又立法院に職権を有する諸君のまさに行うべき当然の責任と言わなければならぬのであります。(拍手)

諸君、かくのごとき法律上の観点より、この法律上のごぼこを平坦ならしむる必要を痛感するのである。若しこれに修正論の諸君が反対すると云ふならば、國民は幸けて、諸君の法律知識が如何に貧弱であり浅薄であるかを認識するであらう。(何を言うのだ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、(拍手)

第二に、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の衆議院修正中「ための」を削除するといふのである。その理由として、かような字句があると、ややもすれば擴大

解釈をされて、人権が蹂躪される虞れがあるといふのである。即ち基本的人権の重大要素である憲法第十九条に掲げられておる良心並びに思想の自由、憲法第二十一条の言論、表現の自由、憲法第二十三条の学問の自由が侵されると言つておる。(拍手)然るに、今後、国民が主権者たる自覚がある限り戦前のごとき人権蹂躪は、そう簡単にはできないのである。その理由は憲法第十五条に、公務員の選定、罷免は国民の有する固有の権利なりと告げてゐる。(拍手)若し諸君のお氣に入らない官公吏があつたら、なぜ憲法の第十五条の適用によつてその首を切らないのか。(拍手)諸君が不埒不当の行動をなす公務員を野放しにしておくことは、これ、とりもなおさず諸君の職務の怠慢である。(何を言うか)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、(拍手)諸君、新舊憲法はその内容その実体、ともに非常なる差異を包蔵しておるのであります。昔の官公吏は天皇の官吏であつて、国民は多くの場合、これに反抗することはできないものであつた。今や日本の主権者は国民じやないか。その差別を打ち建てて頭がなくなつて、今日の政治はできないのである。諸君は誠に憐れな人々と私は感じておる。(憐れなのは前だと)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し、私はこゝういふ意味合いにおいて、諸君にもう少し憲法を御研究なさうと勧告する次第である。

次に私が申し上げたいことは、先ほど修正論の諸君がその言葉の中に、盛んに真理とか平和とかいふ言葉を使われた。而して昨年の高知市の日教組の大会にも、我が教育基本法の真理、平和といふことが問題になつたが、結局ソ連の平和だといふことになつたじやないか。(拍手)中共の平和だといふことになつたじやないか。北朝鮮の平和といふことになつたじやないか。今日我が国は申すに及ばず、世界は思想的に分裂して、ソ連の平和とアメリカ式の平和と二つあるといふことは、諸君御承知の通りだ。然るに日教組がしばしば大会を開いて、ソ連の平和を以て日本の教育の基本的精神とするならば、如何に偏向教育をしないといつても、その教職員の間から自己の信ずることが不知不識の間に生徒の頭に浸み込んで、その結果いつとはなしに偏向教育となつて現われて来る。諸君、私は曾つて果樹園をやつたことがある。果樹といふものは、花が咲いたら噴霧器で消毒をしなければならぬ。更に果樹が実ると紙の袋を着せるのである。河川の氾濫を防止するための砂防工事を施し、暴風の危害を免れるために防風林を設置すること、将来の日本を背負う子供のために、最も合理的な法的措置を講ずるのは、子供に対する愛情の発露であり、これを行ふのが当り前である。(拍手)思うにこの二つの衆議院送付教育法案は、子供らの雪のような心にしみの入らぬための防風林であり、砂防設備である。諸君がそれをやらないから、旭丘の子供や父兄が、あの争議に引込まれておるのである。(拍手)これは在来日本の教師が、自己の責任に反したる行動をとつておる唯一の証拠であると私は断言する。(拍手)故にかかる証拠の上に立つてこの際は、飽くまで衆議院送付のこの二法案に賛成の意を表するものであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は、全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより両案の採決をいたします。先ず義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案の採決をいたします。委員長(報告は修正議決報告)でございます。先ず委員会修正案全部の問題に供します。本修正案の表決は、記名投票を以て行います。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。なお松本昇君、西川基五郎君が、歩行不自由のため、登壇が困難でありますから、投票を参事に委託いたしましたとの申出がございました。これを許可いたします。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八票

白色票 百二十二票

青色票 百十六票

よつて、委員会修正案は可決せられました。(拍手)

| 賛成者(白色票)氏名 |        | 反対者(青色票)氏名 |         |
|------------|--------|------------|---------|
| 河野 謙三君     | 百二十二名  | 中田 吉雄君     | 三橋八次郎君  |
| 小林 政夫君     | 高良 とみ君 | 千葉 信君      | 羽生 三七君  |
| 片柳 眞吉君     | 岸 良一君  | 野澤 勝君      | 荒木正三郎君  |
| 上林 忠次君     | 梶原 茂嘉君 | 三木 治朗君     | 曾根 益君   |
| 奥 むめお君     | 楠見 義男君 | 山下 義信君     | 市川 房枝君  |
| 石黒 忠雄君     | 井野 碩哉君 | 東 隆君       | 野本 品吉君  |
| 加賀山之雄君     | 飯島連次郎君 | 松永 義雄君     | 石川 清一君  |
| 宮城タマヨ君     | 森 八三三君 | 最上 英子君     | 松浦 清一君  |
| 三浦 辰雄君     | 溝口 三郎君 | 赤松 常子君     | 深川タマエ君  |
| 後藤 文夫君     | 廣瀬 久忠君 | 武藤 常介君     | 寺本 廣作君  |
| 常岡 一郎君     | 野田 俊作君 | 松浦 定義君     | 須藤 五郎君  |
| 館 哲二君      | 田村 文吉君 | 平林 太一君     | 八木 秀次君  |
| 杉山 昌作君     | 高橋 道男君 | 加藤シヅエ君     | 紅 露 みつ君 |
| 島村 軍次君     | 新谷寅三郎君 | 八木 幸吉君     | 鈴木 一君   |
| 三輪 貞治君     | 永岡 光治君 | 加瀬 完君      | 千田 正君   |
| 大和 與一君     | 湯山 勇君  | 松澤 兼人君     | 上條 愛一君  |
| 内村 清次君     | 木下 源吾君 | 有馬 英二君     | 堀田 鍾三君  |
| 阿具根 登君     | 秋山 長造君 | 笹森 順造君     | 堀田 七平君  |
| 山口 重彦君     | 海野 三朗君 | 長谷部ひろ君     | 木村福八郎君  |
| 大倉 精一君     | 片岡 文重君 | 相馬 助治君     | 村尾 重雄君  |
| 岡 三郎君      | 河合 義一君 | 棚橋 小虎君     | 鶴見 祐輔君  |
| 小松 正雄君     | 亀田 得治君 | 一松 定吉君     | 苦米地義三君  |
| 近藤 信一君     | 永井純一郎君 | 松原 一彦君     | 羽仁 五郎君  |
| 清澤 俊英君     | 竹中 勝男君 | 大山 郁夫君     | 堀 眞琴君   |
| 小林 亦治君     | 成瀬 暢治君 |            |         |
| 佐多 忠隆君     | 小酒井義男君 |            |         |
| 江田 三郎君     | 重盛 壽治君 |            |         |
| 久保 等君      | 小林 孝平君 |            |         |
| 田畑 金光君     | 堂森 芳夫君 |            |         |
| 高田なほ子君     | 森崎 隆君  |            |         |
| 矢嶋 三義君     | 安部キミ子君 |            |         |
| 岡田 宗司君     | 藤田 進君  |            |         |
| 戸叶 武君      | 栗山 良夫君 |            |         |
| 吉田 法晴君     | 藤原 道子君 |            |         |
| 小笠原三三男君    | 菊川 孝夫君 |            |         |
| 若木 勝藏君     | 山田 節男君 |            |         |
| 天田 勝正君     | 松本治一郎君 |            |         |

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案外一件

|         |         |
|---------|---------|
| 井上 清一君  | 関根 久蔵君  |
| 川口爲之助君  | 吉田 萬次君  |
| 酒井 利雄君  | 佐藤清一郎君  |
| 御木 幸弘君  | 森田 豊彦君  |
| 谷口弥三郎君  | 宮本 邦彦君  |
| 長島 銀藏君  | 長谷山行毅君  |
| 宮田 重文君  | 滝井治三郎君  |
| 田中 啓一君  | 大矢半次郎君  |
| 石川 榮一君  | 岡崎 眞一君  |
| 松本 昇君   | 石原幹市郎君  |
| 植竹 春彦君  | 岡田 信次君  |
| 松岡 平市君  | 大谷 豊清君  |
| 西郷吉之助君  | 一松 政二君  |
| 北村 一男君  | 中川 幸平君  |
| 寺尾 豊君   | 左藤 義詮君  |
| 中川 以良君  | 中山 壽彦君  |
| 吉野 信次君  | 山縣 勝見君  |
| 大屋 晋三君  | 重宗 雄三君  |
| 大達 茂雄君  | 津島 壽一君  |
| 大野木秀次郎君 | 青木 一男君  |
| 古池 信三君  | 小瀧 彬君   |
| 杉原 荒太君  | 伊能繁次郎君  |
| 大谷 實雄君  | 横原 亨君   |
| 高橋 衛君   | 横山 フク君  |
| 西岡 ハル君  | 重政 庸徳君  |
| 小澤久太郎君  | 鹿島守之助君  |
| 木内 四郎君  | 藤野 繁雄君  |
| 雨森 常夫君  | 石村 幸作君  |
| 青山 正一君  | 秋山俊一郎君  |
| 入交 太蔵君  | 高橋進太郎君  |
| 仁田 竹一君  | 松平 勇雄君  |
| 加藤 武徳君  | 上原 正吉君  |
| 郡 祐一君   | 山本 米治君  |
| 西川甚五郎君  | 小野 義夫君  |
| 愛知 揆一君  | 平井 太郎君  |
| 川村 松助君  | 末治 君    |
| 白波瀬米吉君  | 池田宇右衛門君 |
| 島津 忠彦君  | 松野 鶴平君  |

○議長(河井彌八君) 次に、只今可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案の表決は記名投票を以て行います。修正部分を除いた原案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十六票。

白色票 二百二十六票。

青色票 なし。

よつて、修正部分を除いた原案は可決せられました。

右の結果、義務教育諸学校における政治的中立の確保に関する法律案は、委員会修正通り議決せられました。(拍手)

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 賛成者(白色票)氏名 二百二十六名 | 賛成者(青色票)氏名 二百二十六名 |
| 河野 謙三君            | 佐藤 尚武君            |
| 高良 とみ君            | 小林 武治君            |
| 小沢 政夫君            | 岸 良一君             |
| 北 勝太郎君            | 加藤 正人君            |
| 片柳 眞吉君            | 梶原 茂嘉君            |
| 上林 忠次君            | 楠見 義男君            |
| 柏木 庫治君            | 奥 むめお君            |
| 井野 碩哉君            | 石黒 忠雄君            |
| 飯島連次郎君            | 加賀山之雄君            |
| 赤木 正雄君            | 山川 良一君            |
| 森 八三三君            | 村上 義一君            |
| 宮城タマヨ君            | 三浦 辰雄君            |
| 三木與吉郎君            | 後藤 文夫君            |
| 廣瀬 久忠君            | 野田 俊作君            |
| 早川 慎一君            | 中山 福蔵君            |
| 西田 隆男君            | 常岡 一郎君            |
| 豊田 雅孝君            | 田村 文吉君            |
| 土田國太郎君            | 竹下 豊次君            |
| 館 哲二君             | 杉山 昌作君            |
| 高橋 道男君            | 新谷寅三郎君            |
| 高瀬莊太郎君            | 白井 勇君             |
| 島村 軍次君            | 深水 六郎君            |
| 横川 信夫君            | 伊能 芳雄君            |
| 安井 謙君             | 高野 一夫君            |
| 青柳 秀夫君            | 石井 桂君             |
| 西川弥平治君            | 関根 久蔵君            |
| 井上 清一君            | 酒井 利雄君            |
| 川口爲之助君            | 谷口弥三郎君            |
| 森田 豊彦君            | 長谷山行毅君            |
| 宮本 邦彦君            | 滝井治三郎君            |
| 宮田 重文君            | 石川 榮一君            |
| 大矢半次郎君            | 松本 昇君             |
| 岡崎 眞一君            | 松竹 春彦君            |
| 石原幹市郎君            | 松岡 平市君            |
| 岡田 信次君            | 大谷 豊清君            |
| 大谷 豊清君            | 一松 政二君            |
| 西郷吉之助君            |                   |

|         |         |
|---------|---------|
| 北村 一男君  | 左藤 義詮君  |
| 寺尾 豊君   | 中山 壽彦君  |
| 中川 以良君  | 山縣 勝見君  |
| 吉野 信次君  | 重宗 雄三君  |
| 大屋 晋三君  | 津島 壽一君  |
| 青木 一男君  | 大野木秀次郎君 |
| 小瀧 彬君   | 古池 信三君  |
| 伊能繁次郎君  | 杉原 荒太君  |
| 横原 亨君   | 大谷 實雄君  |
| 横山 フク君  | 重政 庸徳君  |
| 鹿島守之助君  | 藤野 繁雄君  |
| 石村 幸作君  | 秋山俊一郎君  |
| 高橋進太郎君  | 松平 勇雄君  |
| 松野 鶴平君  | 上原 正吉君  |
| 池田宇右衛門君 | 末治 君    |
| 白波瀬米吉君  | 三輪 貞治君  |
| 愛知 揆一君  | 小野 義夫君  |
| 西川甚五郎君  | 山本 米治君  |
| 加藤 武徳君  | 永岡 光治君  |
| 郡 祐一君   | 仁田 竹一君  |
| 松平 勇雄君  | 入交 太蔵君  |
| 高橋進太郎君  | 青山 正一君  |
| 秋山俊一郎君  | 藤野 繁雄君  |
| 石村 幸作君  | 鹿島守之助君  |
| 木内 四郎君  | 西岡 ハル君  |
| 小澤久太郎君  | 岡崎 眞一君  |
| 宮田 重文君  | 大矢半次郎君  |
| 大谷 豊清君  | 松本 昇君   |
| 松竹 春彦君  | 松岡 平市君  |
| 一松 政二君  | 西郷吉之助君  |

|        |        |
|--------|--------|
| 江田 三郎君 | 小林 孝平君 |
| 久保 等君  | 堂森 芳夫君 |
| 田畑 金光君 | 森崎 隆君  |
| 高田なほ子君 | 安部キミ子君 |
| 矢嶋 三義君 | 藤田 進君  |
| 岡田 宗司君 | 田中 一君  |
| 戸叶 武君  | 栗山 良夫君 |
| 吉田 法晴君 | 藤原 道子君 |
| 小笠原三男君 | 菊川 孝夫君 |
| 若木 勝蔵君 | 山田 節男君 |
| 天田 勝正君 | 松本治一郎君 |
| 中田 吉雄君 | 三橋八次郎君 |
| 千葉 信君  | 羽生 三七君 |
| 野瀬 勝君  | 荒木正三郎君 |
| 三木 治朗君 | 曾根 益君  |
| 山下 義信君 | 鮎川 義介君 |
| 市川 房枝君 | 東 隆君   |
| 木村篤太郎君 | 野本 品吉君 |
| 松永 義雄君 | 石川 清一君 |
| 最上 英子君 | 三好 英之君 |
| 鈴木 強平君 | 松浦 清一君 |
| 赤松 電子君 | 深川タマエ君 |
| 武藤 常介君 | 寺本 廣作君 |
| 松浦 定義君 | 須藤 五郎君 |
| 平林 太一君 | 八木 秀次君 |
| 加藤シヅエ君 | 井村 徳二君 |
| 紅澤 みつ君 | 八木 幸吉君 |
| 鈴木 一君  | 加瀬 完君  |
| 千田 正君  | 松澤 兼人君 |
| 上條 愛一君 | 有馬 英二君 |
| 堀木 謙三君 | 笹森 順造君 |
| 菊田 七平君 | 長谷部ひろ君 |
| 木村鶴八郎君 | 相馬 助治君 |
| 村尾 重雄君 | 棚橋 小虎君 |
| 鶴見 祐輔君 | 一松 定吉君 |
| 苦米地義三君 | 松原 一彦君 |
| 羽仁 五郎君 | 堀 眞琴君  |

○議長(河井彌八君) 次に、教育公務員特例法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

委員長の報告は修正議決報告であります。

先ず委員会修正案全部を問題に供します。本修正案の表決は記名投票を以て行います。本修正案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を御登壇の上、御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。

これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十八票

白色票 二百二十三票

青色票 百十五票

よつて、委員会修正案は可決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 百二十三名

河野 謙三君 高良 とみ君  
小林 政夫君 岸 良一君  
片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君  
上林 忠次君 楠見 義男君  
奥 むめお君 井野 碩哉君  
石黒 忠篤君 飯島連次郎君  
加賀山之雄君 森 八三一君

宮城タマヨ君 溝口 三郎君  
三浦 辰雄君 廣瀬 久忠君  
後藤 文夫君 野田 俊作君  
豊田 雅孝君 常岡 一郎君  
田村 文吉君 館 哲二君  
高橋 道男君 杉山 昌作君  
新谷賢三郎君 島村 軍次君  
永岡 光治君 三輪 貞治君  
湯山 勇君 大和 與一君  
木下 源吉君 内村 清次君  
秋山 長造君 阿具根 登君  
海野 三朗君 山口 重彦君  
片岡 文重君 大倉 精一君  
河合 義一君 岡 三郎君  
亀田 得治君 小松 正雄君  
永井純一郎君 近藤 信一君  
竹中 勝男君 清澤 俊英君  
成瀬 橋治君 小林 亦治君  
小酒井義男君 佐多 忠隆君  
重盛 壽治君 江田 三郎君  
小林 孝平君 久保 等君  
堂森 芳夫君 田畑 金光君  
森崎 隆君 高田なほ子君  
安部キミ子君 矢嶋 三義君  
藤田 進君 岡田 宗司君  
田中 一君 戸叶 武君  
栗山 良夫君 吉田 法晴君  
藤原 道子君 小笠原三男君  
菊川 孝夫君 若木 勝蔵君  
山田 節男君 天田 勝正君  
松本治一郎君 中田 吉雄君  
三橋八次郎君 千葉 信君  
羽生 三七君 野瀬 勝君  
荒木正三郎君 三木 治朗君  
曾根 益君 山下 義信君  
市川 房枝君 東 隆君  
野本 品吉君 松永 義雄君  
石川 清一君 最上 英子君  
松浦 清一君 赤松 常子君

深川タマエ君 武藤 常介君  
寺本 廣作君 須藤 五郎君  
松浦 定義君 平林 太一君  
八木 秀次君 加藤シヅエ君  
紅露 みつ君 八木 幸吉君  
鈴木 一君 加瀬 完君  
千田 正君 松澤 兼人君  
上條 愛一君 有馬 英二君  
堀本 謙三君 笹森 順造君  
堀本 七平君 長谷部ひろ君  
木村福八郎君 相馬 助治君  
村尾 重雄君 榎橋 小虎君  
鶴見 祐輔君 一松 定吉君  
苦米地義三君 松原 一彦君  
羽仁 五郎君 大山 郁夫君  
堀 眞翠君

反対者(青色票)氏名 百十五名

佐藤 尚武君 小林 武治君  
北 勝太郎君 加藤 正人君  
柏木 庫治君 赤木 正雄君  
山川 良一君 村上 義一君  
三木與吉郎君 早川 慎一君  
西田 隆男君 中山 福蔵君  
土田国太郎君 竹下 豊次君  
高瀬莊太郎君 白井 勇君  
横川 信夫君 深木 六郎君  
木村 守江君 安井 謙君  
伊能 芳雄君 青柳 秀夫君  
高野 一夫君 西川弥平治君  
石井 桂君 井上 清一君  
関根 久蔵君 川口爲之助君  
吉田 萬次君 酒井 利雄君  
佐藤清一郎君 鈴木 亨弘君  
森田 豊壽君 谷口弥三郎君  
宮本 邦彦君 長島 銀藏君  
長谷山行毅君 富田 重文君  
滝井治三郎君 田中 啓一君  
大矢半次郎君 石川 榮一君

岡崎 眞一君 松本 昇君  
石原幹市郎君 植竹 春彦君  
岡田 信次君 松岡 平市君  
大谷 豊潤君 團 伊能君  
一松 政二君 西郷吉之助君  
中川 幸平君 北村 一男君  
左藤 義詮君 寺尾 豊君  
中山 壽彦君 中川 以良君  
山縣 勝見君 吉野 恒次君  
重宗 雄三君 大屋 晋三君  
津島 壽一君 大達 茂雄君  
青木 一男君 大野木秀次郎君  
小瀧 彬君 古池 信三君  
伊能繁次郎君 杉原 荒太君  
榎原 亨君 大谷 賢雄君  
宮澤 喜一君 高橋 衛君  
横山 フク君 西岡 ハル君  
重政 庸徳君 小澤久太郎君  
鹿島守之助君 木内 四郎君  
藤野 繁雄君 雨森 常夫君  
石村 幸作君 青山 正一君  
秋山俊一郎君 入交 太蔵君  
高橋進太郎君 仁田 竹一君  
松平 勇雄君 加藤 武徳君  
上原 正吉君 郡 祐一君  
山本 米治君 西川甚五郎君  
小野 義夫君 愛知 揆一君  
平井 太郎君 川村 松助君  
堀 末治君 白波瀬米吉君  
池田中右衛門君 島津 忠彦君  
松野 鶴平君 小林 英三君  
草葉 隆圓君 泉山 三六君  
黒川 武雄君 石坂 豊一君  
井上 知治君 岩沢 忠恭君  
鮎川 義介君 木村篤太郎君  
三好 英之君 鈴木 温平君  
井村 徳二君

○議長(河井彌八君) 次に、只今可決せられました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案の表決は記名投票を以て行います。修正部分を除いた原案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票をお願いします。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(河井彌八君) 投票漏れはございませんか……投票漏れないと認めます。これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(河井彌八君) 投票の結果を御報告いたします。

投票総数 二百二十

白色票 二百二十

青色票 なし

よつて、修正部分を除いた原案は可決せられました。

右の結果、教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、委員会修正通り議決せられました。(拍手)

〔参照〕

賛成者(白色票)氏名 二百二十名

河野 謙三君 佐藤 尚武君  
高良 とみ君 小林 武治君  
小林 政夫君 岸 良一君  
北 勝太郎君 加藤 正人君  
片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君  
上林 忠次君 楠見 義男君  
奥 むめお君 井野 碩哉君  
石黒 忠篤君 飯島連次郎君  
加賀山之雄君 森 八三一君  
松浦 清一君



|         |         |         |         |        |
|---------|---------|---------|---------|--------|
| 井野 碩哉君  | 石黒 忠篤君  | 小澤久太郎君  | 三橋八次郎君  | 千葉 信君  |
| 飯島連次郎君  | 加賀山之雄君  | 木内 四郎君  | 羽生 三七君  | 野瀬 勝君  |
| 赤木 正雄君  | 山川 良一君  | 石村 幸作君  | 荒木正三郎君  | 三木 治朗君 |
| 森 八三三君  | 村上 義一君  | 秋山俊一郎君  | 曾根 益君   | 山下 義信君 |
| 宮城タマヨ君  | 溝口 三郎君  | 高橋進太郎君  | 市川 房枝君  | 東 隆君   |
| 三木與吉郎君  | 三浦 辰雄君  | 松平 勇雄君  | 木村篤太郎君  | 野本 品吉君 |
| 廣瀬 久忠君  | 後藤 文夫君  | 加藤 武徳君  | 松永 義雄君  | 石川 清一君 |
| 早川 慎一君  | 野田 俊作君  | 那 祐一君   | 最上 英子君  | 三好 英之君 |
| 中山 福藏君  | 豊田 雅孝君  | 西川 甚五郎君 | 鈴木 彌平君  | 松浦 清一君 |
| 常岡 一郎君  | 土田 國太郎君 | 愛知 揆一君  | 赤松 常子君  | 深川タマエ君 |
| 田村 文吉君  | 館 哲二君   | 堀 末治君   | 武藤 常介君  | 寺本 廣作君 |
| 竹下 豊次君  | 高橋 道男君  | 池田宇右衛門君 | 松浦 定義君  | 須藤 五郎君 |
| 杉山 昌作君  | 高瀬 莊太郎君 | 湯山 勇君   | 平林 太一君  | 八木 秀次君 |
| 新谷寅三郎君  | 島村 軍次君  | 松野 鶴平君  | 加藤シツエ君  | 井村 徳二君 |
| 白井 勇君   | 横川 信夫君  | 草葉 隆圓君  | 紅露 みつ君  | 八木 幸吉君 |
| 深水 六郎君  | 安井 謙君   | 黒川 武雄君  | 鈴木 一君   | 加瀬 完君  |
| 伊能 芳雄君  | 青柳 秀夫君  | 井上 知治君  | 千田 正君   | 松澤 兼人君 |
| 高野 一夫君  | 西川 弥平治君 | 木下 源吾君  | 上條 愛一君  | 有馬 英二君 |
| 石井 桂君   | 井上 清一君  | 秋山 長造君  | 堀木 謙三君  | 笹森 順造君 |
| 関根 久藏君  | 川口 爲之助君 | 海野 三朗君  | 菊田 七平君  | 長谷部ひろ君 |
| 酒井 利雄君  | 森田 豊壽君  | 片岡 文重君  | 木村 龍八郎君 | 相馬 助治君 |
| 谷口 弥三郎君 | 宮本 邦彦君  | 河合 義一君  | 村尾 重雄君  | 棚橋 小虎君 |
| 長谷山行敏君  | 宮田 重文君  | 龜田 得治君  | 鶴見 祐輔君  | 一松 定吉君 |
| 滝井治三郎君  | 大矢 半次郎君 | 永井純一郎君  | 吉米地義三君  | 松原 一彦君 |
| 石川 榮一君  | 岡崎 眞一君  | 竹中 勝男君  | 羽仁 五郎君  | 堀 眞琴君  |
| 石原幹市郎君  | 植竹 春彦君  | 成瀬 暢治君  |         |        |
| 岡田 信次君  | 松岡 平市君  | 小酒井義男君  |         |        |
| 大谷 豊潤君  | 西郷吉之助君  | 重盛 壽治君  |         |        |
| 一松 政二君  | 左藤 義隆君  | 小林 孝平君  |         |        |
| 北村 一男君  | 中山 壽彦君  | 堂森 芳夫君  |         |        |
| 寺尾 豊君   | 山縣 勝見君  | 森崎 隆君   |         |        |
| 中川 以良君  | 重宗 雄三君  | 安部キミ子君  |         |        |
| 吉野 信次君  | 青木 一男君  | 藤田 進君   |         |        |
| 大屋 晋三君  | 小瀧 彬君   | 田中 一君   |         |        |
| 大野木秀次郎君 | 伊能繁次郎君  | 栗山 良夫君  |         |        |
| 古池 信三君  | 榑原 亨君   | 藤原 道子君  |         |        |
| 杉原 荒太君  | 宮澤 喜一君  | 菊川 孝夫君  |         |        |
| 大谷 實雄君  | 重政 庸徳君  | 山田 節男君  |         |        |
| 西岡 八郎君  |         | 松本治一郎君  |         |        |

○議長(河井彌八君) この際、日程の順序を変更して、日程第一より日程第十二までをあとに廻したいと存じますが、御異議ございませんか。

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

日程第十三、補助金等の臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。先ず、委員長長の報告を求めます。補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員長松永義雄君。

三橋八次郎君 千葉 信君  
羽生 三七君 野瀬 勝君  
荒木正三郎君 三木 治朗君  
曾根 益君 山下 義信君  
市川 房枝君 東 隆君  
木村篤太郎君 野本 品吉君  
松永 義雄君 石川 清一君  
最上 英子君 三好 英之君  
鈴木 彌平君 松浦 清一君  
赤松 常子君 深川タマエ君  
武藤 常介君 寺本 廣作君  
松浦 定義君 須藤 五郎君  
平林 太一君 八木 秀次君  
加藤シツエ君 井村 徳二君  
紅露 みつ君 八木 幸吉君  
鈴木 一君 加瀬 完君  
千田 正君 松澤 兼人君  
上條 愛一君 有馬 英二君  
堀木 謙三君 笹森 順造君  
菊田 七平君 長谷部ひろ君  
木村 龍八郎君 相馬 助治君  
村尾 重雄君 棚橋 小虎君  
鶴見 祐輔君 一松 定吉君  
吉米地義三君 松原 一彦君  
羽仁 五郎君 堀 眞琴君

審査報告書

補助金等の臨時特例等に関する法律案

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十一日

補助金等の臨時特例等に関する法律案特別委員長 松永 義雄

参議院議長河井彌八殿

多数意見者署名

竹中 勝男 三橋八次郎  
常岡 一郎 小笠原三三男  
戸叶 武 寺本 廣作  
千田 正 成瀬 暢治  
三木與吉郎 島村 軍次  
上林 忠次 高橋 道男

3 第六条の規定は、昭和二十八年以前に新たに入学した児童に対する教科用図書の給与及びこの法律施行前に、新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律に基くものとして、昭和二十九年に新たに入学した児童に對し行つた教科用図書の給与に關しては、適用しない。

附則第四項中「第十六条、第十七条又は第十九条を、第十五条、第十六条又は第十八条に、この法律の施行前」を「昭和二十九年四月一日以前」に、「昭和二十九年四月一日以後」を「同日以後」に改め、附則第五項中「第十八条」を「第十七条」に、「補助金、負担金及び委託金」を「補助金及び負担金」に改め、附則第四項及び第五項をそれぞれ附則第十項及び第十一項とする。

附則第三項の次に次の六項を加える。

4 漁業協同組合の地区において、昭和二十九年三月三十一日以前に漁船損害補償法(以下「補償法」といふ)第百十二条第一項及び漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第四十六号)附則第二項(指定漁船に關する脱替)の規定による同意があつた場合には、当該地区においては、補償法第百十三条の三第一項(付保義務の消滅)各号の一に該當する場合を除き、その同意は、同年四月一日以後、補償法第百十二条第一項及びこの法律第十四条の規定によるものとして引き継ぎ効力を有するものとする。但し、同条の政令で指定する漁船(以下「新指定

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 議事日程変更の件 補助金等の臨時特例等に関する法律案

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 補助金等の臨時特例等に関する法律案

漁船」といふ。以外の漁船については、この法律施行の日以後は、この限りでない。

5 前項の規定は、昭和二十九年四月一日以後この法律施行前に補償法第百二十二条第一項の規定による同意があつた場合について準用する。この場合において、前項本文中「同年四月一日以後」とあるのは「同意があつた時以後」と読み替へるものとする。

6 前項の規定は、この法律施行の日において当該地区内に住所を有する新指定漁船の所有者の総員のうち、同項の同意に加わり且つその同意の際に新指定漁船に該当する漁船を所有していた者の占める割合が三分の二に満たない場合には、この法律施行の日以後は、適用しない。

7 第五項の場合において補償法第百二十二条第一項の規定により新指定漁船以外の漁船が普通損害保険に付されたとき(同条第二項(義務付保とみなされる場合)の規定により新指定漁船以外の漁船が普通損害保険に付されたものとみなされたときを含む)は、当該漁船については、国庫は、この法律施行の際まだ経過していない保険期間に対応する部分の保険料に係る負担を行わない。

8 前項の場合において補償法第百二十二条第一項の規定により新指定漁船以外の漁船が普通損害保険に付した者は、この法律施行の日から起算して二十日を経過するまでの期間内に、当該普通損害保険を将来に向つて解除することができ

る。この場合には、その者は、漁船保険組合に対し、解除の際まだ経過していない保険期間に対応する部分の保険料の払いもどしを請求することができる。

9 漁船保険組合は、前項後段の規定による請求に応じて保険料の払いもどしをすべきときは、政府に対し、その払いもどすべき保険料のうち純保険料の百分の九十に相当する金額の支払を請求することができる。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国の財政の健全化及び中央地方を通ずる財政調整の見地から、後日適當の措置をとるまでの間の臨時的な所謂一年間の時限立法として、この際妥当と思われる補助金、負担金等を整理しようとするものであつて、緊縮財政の立前上止むを得ない措置と考えられるが、委員会においては、農業改良普及事業の重要性にかんがみ、その補助率を現行通りとするとともに、新入学児童に対する教科書の無償配付及び漁船保険等に関し適當の措置を講ずべく所要の修正を行つた。なお、別紙の附帯決議を附することを決定した。

二、事件の利害得失

国の緊縮財政に寄与するとともに、補助金等の整理を行い得る利益がある。

三、費用

本法の施行により、約二十五億円の国費節約になる。

附帯決議

政府は、第十四条規定の漁船損害補償については、二十トン以上百トンまでの漁船に対しても二十トン未満一トン以上の動力漁船と同一の取扱ひをなすよう最近の補正予算編成の機会において、予算措置及び第十四条の政令の改正を講ずべきである。

補助金等の臨時特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年三月三十一日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 篤八郎

(小字及びハは衆議院修正)

補助金等の臨時特例等に関する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律

目次

- 第一章 文部省関係(第一条—第六条)
- 第二章 厚生省関係(第七条—第十一條)
- 第三章 農林省関係(第十二條—第十六條)
- 第四章 通商産業省関係(第十七條—第十八條)
- 第五章 運輸省関係(第十九條—第二十二條)
- 第六章 建設省関係(第二十三條—附則)

第一章 文部省関係

(公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法の施行の停止)

第一条 公立高等学校定時制課程職員費国庫補助法(昭和二十三年法律第三十四号)は、当分の間、その施行を停止する。

(社会教育法に基く補助の特例)

第二条 公立の公民館に関する国の補助については、当分の間、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第三十五条及び第三十六条(公民館の補助その他の援助)の規定によらず、次項及び第三項に定めるところによる。

2 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費について、その一部を補助することができる。

一 公民館の施設に要する経費

二 公民館に備え付ける図書その他の設備に要する経費

3 前項の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(図書館法に基く補助の特例)

第三条 公立図書館に関する国の補助については、当分の間、図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二十條及び第二十二條(公立図書館に対する補助その他の援助)の規定によらず、次項及び第三項に定めるところによる。

2 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費について、その一部を補助することができる。

一 図書館の施設に要する経費

二 図書館に備え付ける図書その他の設備に要する経費

3 前項の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

二 図書館に備え付ける図書館資料その他の設備に要する経費

3 前項の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(産業教育振興法に基く補助の特例)

第四条 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第二十条(教科用圖書の発行に関する補助)の規定は、当分の間、適用しない。

(博物館法に基く補助の特例)

第五条 公立博物館に関する国の補助については、当分の間、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十四條及び第二十五條(補助金の交付その他の援助)の規定によらず、次項及び第三項に定めるところによる。

2 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、左に掲げる経費について、その一部を補助することができる。

一 博物館の施設に要する経費

二 博物館に備え付ける博物館資料その他の設備に要する経費

3 前項の経費の範囲その他補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

(新たに入学する児童に対する教科用圖書の給付に関する法律の施行の停止)

第六条 新たに入学する児童に対する教科用圖書の給付に関する法律(昭和二十七年法律第三十二号)は、当分の間、その施行を停止する。

す。二分の一以内とすることがある。

七条(指導監督費の交付)の規定によらず、次項に定めるところにより、

3 国は、政令で定めるところにより、公営住宅法第二十六条第一項の規定により都道府県知事が行う指導監督に要する費用の一部を当該都道府県に交付する。

#### 附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 この法律は、昭和二十八年度分の予算に係る補助金、負担金及び委託金については、適用しない。

3 第六条の規定は、昭和二十八年以前に新たに入学した児童に対する教科用図書の給与に關しては、適用しない。

4 第十七条、第十八条又は第十九条の規定は、この法律の施行前に実施した競輪、小型自動車競走又はオートバイ競走(以下この項において「競輪等」という。)に係る国庫納付金の納付については、適用しない。この場合において、競輪等の実施期間が昭和二十九年四月一日以後にわたるときは、当該競輪等に係る国庫納付金の金額は、同年三月三十一日までの期間に對應する部分の金額とする。

5 この法律は、第十八条の規定を除くの外、昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失う。但し、昭和二十九年年度分の予算に係る補助金、負担金及び委託金については、同日後もなおその効力を有する。

○松永義雄君登壇、拍手  
補助金等の臨時特例等に関する法律案の特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

特別委員会は、去る三月一日日本法律案の審査のために設置されたものであります。委員会におきましては、翌二日委員長及び理事の互選を行い、以来二十二回に亘りまして慎重に審議をいたしたものであります。

先ず、本法律案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。本法律案は、国の財政の健全化及び中央地方を通ずる財政調整の見地から、後日適當の措置をとるまでの間の臨時的な措置として、この際妥当と思われる補助金、負担金等について整理しようとするものであります。文部省関係では、公立高等学校定時制課程教員費の国庫補助は、これを停止することとし、公立の公民館、図書館及び博物館

についての維持運営費はそれ、これをやめまして、施設に關する補助のみにとどめようとするものであります。又、産業教育に關する理科系統の教科書発行の経費についての補助を停止し、更に、新入学児童に対する教科書の無償配付についても、この際これを停止しようとするものであります。

厚生省関係では、保健所法に基く負担の特例が衆議院において修正削除されましたが、児童福祉の従来の母子手帳に關する国庫負担及び母子相談員に要する経費についての国庫負担は、これを停止して、それ、地方において負担させようとしているのであります。又、公立の性病診療所に對する負担率及び公立精神衛生相談所の運営及び職員に關する補助率を、それぞれ二分の一から四分の一に低減しようとするものであります。

農林省関係では、農業改良研究員、専門技術員或いは改良普及員等の設置に要する経費の補助率を三分の二から二分の一に低減し、漁業調整委員会の費用の全額を国庫が負担していたものを、そのうち事務局に屬するところのいわゆる書記の経費については、政令によつてこれを三分の二に改めようとするものであります。又、家畜伝染病の中等寄生虫についての、従来全額国庫負担であつたものを二分の一に低減し、水産資源保護法に基く貝類等の種苗の保護に要する経費も同じく全額国庫負担であつたものを、予算の範囲内においてその一部を補助すると規定しており、昭和二十九年年度においては二分の一が予算化されているのであります。更に、漁船保険の保険料半額国庫負担につきましては、現行法では付保義務漁船の範囲を百トン未満とあるのを二十トン未満とすべく、「政令が指定する漁船」に改めようとするものであります。

通商産業省関係では、自転車競技法及び小型自動車競技法に基く国庫納付金制度を廃止して、これを地方公共団体の自主財源として地方財政収入の中に見込もうとするものであります。運輸省関係では、日本国有鉄道法に基く共済組合事務費の全額国庫負担の規定を削除し、又、オートバイポートに關しても競輪等と同じく納付金制度を廃止することになつております。外航船舶建造の利子補給に關しましては、従来開發銀行に對して五分と三分五厘の間の一分五厘について利子補給をしていたので、今回これを停止しようとするものであります。更に、地方鉄道軌道整備法により、固定資産価格の六分相

当額或いは欠損相当額の補助をするところの、それ、六分相当額を限度として、或いは欠損相当額を限度としてというように改めようとするものであります。

最後に、建設省関係では、第一種公営住宅建設に關する補助率を二分の一から二分の一以内に改めようとするものであります。実際には八階以上の高層耐火住宅をその対象にいたしてゐるのであります。なお、本法律案は、衆議院の修正によりまして、日本国有鉄道共済組合の事務に要する費用の全額国庫負担の規定を除き、他はすべて昭和三十三年三月三十一日限り失効するところの、いわゆる一年間の期限立法と相成つておるのであります。

以上が本法律案の内容であります。が、委員会におきましては、本法律案の重要性に鑑み、副総理、官房長官、大蔵大臣及び農林大臣等関係大臣及び政府委員の出席を求めまして、委員との間に極めて熱心な、而も率直な質疑応答が交わされたのであります。ここにその主なるものを御報告申し上げます。

第一は、「本法律案提出の理由及び補助金制度に關する政府の基本的な考え方如何」という点でございます。この点に關しましては、政府から、「補助金制度からする考慮も勿論あつたが、その主なる理由は、緊縮予算面からの制約に基因しており、補助金制度全体に關しては地方制度調査会その他の要望等もあり、政府においてもその根本的検討を重ねては至つていない。併し衆議院の修正により一年間の期限立法となつてゐるので、その間に成るべ

く結論を出したい」との答弁があつたのであります。

第二は、「多くの補助金等のうち、本法律案に盛り込まれている品目を抽出した基準如何」という点でございます。この点につきましては、最も議論の沸騰したところでありまして、總論的には、政府は補助金制度に關する基本的検討を行うことなく、緊縮予算の面から単に事務的に抽出したのではないかという観点から、又、各論的には、個々の品目についてその重要度を比較して、例えば「義務教育無償の原則の現われとして極めて重要な意義を持つ新入学児童に對する教科書の無償配付を停止して、憲法の精神に逆行するの措置をとり、或いは食糧増産のための科学的知識普及及対策としての農業改良普及事業に對する補助率を引下げて、事業の継続困難或いは人員整理という窮地に迫つて、又百トン未満の中堅漁船に對する保険料補助を停止して、水産業の発展、向上を阻害するような措置をとろうとしているが、これらのものを抽出した基準はどこにあるのか」との質疑に對しましては、政府から、

「民間団体に對する補助金等は、この際成るべく整理し、又地方自治の建前から補助金を少くして、自主的に地方の自治に待つよう措置すると共に、補助金等のうち、その目的が一応達せられたと認められるもの及び少額のもの、この際整理して効率的に使用しようとの趣旨と、他方、緊縮予算という大きな線に沿つて諸種の事情を勘案した結果、妥當と思われるものを抽出したものであり、新入学児童に對する教科書無償配付の停止については、他面貧困者に対する生活保護法の規定の活用

によつて善処し、農業改良普及事業に  
ついては、事業の重要性は十分これを  
認めるが、その成果も一応現われ、本  
事業の性質上、国と地方が協同して遂  
行して行くべきものであるとの建前か  
ら、国庫補助を二分の一とし、三分の  
二との差額は地方交付税交付金に廻し  
て、実質的に地方の負担が重くならな  
いように措置している。更に、漁船保  
險の付保義務範囲の縮小については、  
水産業界における漁船の実態と緊縮予  
算の建前からする止むを得ない措置で  
あつて、政府としては、いづれも最善  
を尽したものである」との答弁があつ  
たのであります。

第三は、議員立法に対する政府の基  
本的態度に關連して、「制定以来一度  
も実施されてない法律或いは二十九  
年度において初めて予算化されるべき法  
律が、今回の措置によつて全然陽の目  
を見ないうちに抹殺されようとしてお  
り、内閣のかかる提案は憲法違反の疑  
いさえある」といふ点でございませう。  
この点につきましては、政府から「議員  
立法の如何にかかわらず、法律は誠実  
に実施すべきものと考え、財政上の  
理由から止むを得ず実施できなかつ  
たものもある。公立高等学校定時制課  
程職員費の補助については、昭和二十  
五年以来、平衡交付金でみており、日本  
国有鉄道共済組合の事務費補助につ  
いては、他の公社とのバランス上、従来  
とも補助してなかつたものであるが、  
法律をそのまゝにしておくことに、と  
かく疑義があるようでは如何かと思わ  
れるので、今回の措置をとつたのであ  
る。補助金等の整理については、全体  
として百件あり、法律の改正を要する  
もの二十三件のうち十三件が議員立法

によるものであるが、特に議員立法の  
故を以て云々といふことはない。又、  
法律案の提出権は従来とも内閣にも  
あるとされており、最終的には国会が  
決定するものであつて、憲法違反には  
ならない」との答弁があつたのであり  
ます。

第四は、本法律案の形式並びに手続  
に關する点でございませう。「本法律案  
は、個々独立の法律を内容としていて  
にかかわらず、これを一本とし、ひい  
ては所管事項に基く常任委員会制度に  
よる国会の審議を拘束する結果になる  
と思うが、どうか」との質疑に対しま  
しては、政府から「個々の法律は、それ  
ぞれ独立した別個の法律ではあるが、  
等しく補助金等の整理という面にお  
いては共通しており、又一括審議のほう  
が一貫した公正な判断が下せるという  
点も考慮したものであり、法律的にも  
疑義はない。又先例もある」との答弁  
があつたのであります。

第五は、本整理に伴う地方公共団体  
に対する財源措置及び国費節約の点で  
ございませう。この点につきましては、  
政府から、「内容的に停止するものを  
除いては、すべて地方交付税交付金と  
して財源を与えることになり、富裕県  
との関係で、その約八五〇の額が予算  
に計上されている。ただ第一種公営住  
宅建設費の分は起債を認めることにな  
つており、地方財政計画の中に繰込ん  
でいる。更に、本整理により、国とし  
ては約三十億円の節約になる」との答  
弁があつたのであります。

以上が質疑応答の主なるものでござ  
います。その他これら補助金等の整  
理により、さなきだに窮乏した地方財  
政をさすく／＼圧迫することになるので  
はないか、或いは競輪等国庫納付金制  
度の廃止に伴う当該地方公共団体に対  
する財源附与を、その基準財政収入と  
して正式に認めることは是非或いは本  
法律案と地方財政法第十條との関係、  
更に、整理の対象にならない他の多  
くの補助金等と対比しての各品目別の  
軽重度等について、極めて熱心な質疑  
があり、これらに対し政府の答弁が  
あつたのであります。詳細は速記録  
に譲ることとしたしまして御了承を得  
たいと存じます。

なお、委員会におきましては、三月  
十五日及び十六日の両日、参考人とし  
て關係者十二名から意見を聴取すると  
共に、今回の整理の対象となつてゐる諸  
施策、特に農業改良普及事業の実態等  
について、四月十六日から三日間を長  
野県、十七日から二日間を千葉県、  
二班に分れて議員派遣による現地  
調査を行う等、極めて慎重な態度で審  
議を進める一方、事情の許す限り委員  
会を開会して法案の実質的審議に専念  
いたしましたことを特に申し添えてお  
きたいと存じます。

かくて質疑を終り、討論に入りまし  
たところ、上林委員から緑風会を代表  
いたしました。農業改良普及事業の重  
要性に鑑み、これに關する第十一條を  
削除すると共に、新入学児童に対する  
教科書の無償配付及び漁船保険に關す  
る経過規定等の修正案が提出されまし  
た。又、青柳委員から自由党を代表し  
たしまして、緊縮予算の建前と、一年  
間の時限立法であるといふ点において  
各委員の御賛同を得たいといつて、漁船  
保険に關する経過規定等について、修  
正案が提出されると共に、農業改良普  
及事業に關する補助金及び漁船保険に

關する負担金について、「政府は可及  
的速かに適當の措置を講ずるものとす  
る」旨の附帯決議案が提出されまし  
た。次に、千田委員から、「二十ト  
ン以上百トンまでの漁船に對しても、二  
十トン未満の動力漁船と同一の取扱を  
なすよう、最近の補正予算編成の機会  
において、予算措置及び第十四條の政  
令の改正を講ずべきである」との附帯  
決議案を提出して、現状においては止  
むを得ず上林委員提出の修正案に賛成  
する旨の意見の開陳がありました。又  
小笠原委員、戸叶委員及び鈴木委員か  
ら、それ／＼の会派を代表いたしまし  
て、補助金制度全体に關する根本的檢  
討なしに行う、かかる整理案には極め  
て不満足であるが、現状においては農  
業改良普及事業の重要性に鑑みての上  
林委員提出の修正案に賛成すると共  
に、千田委員提出の附帯決議案に賛成  
する旨、それ／＼意見の開陳があつた  
のであります。

かくて討論を終り、採決を行なつた  
結果、上林委員提出の修正案は、多数  
を以て可決、修正部分を除く原案は、  
全会一致を以て可決され、よつて本法  
律案は、多数を以て修正議決いたした  
次第でございませう。

なお、千田委員提出の附帯決議案  
は、多数を以てこれを附することと決  
定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もな  
ければ、これより本案の採決をいたし  
ます。委員長の報告は、修正議決報告  
でございませう。先ず委員会修正案全部  
を問題に供します。本修正案に賛成の  
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めま  
す。よつて、本修正案は可決せられま  
した。(拍手)

次に、只今可決せられました修正部  
分を除いた原案全部を問題に供しま  
す。修正部分を除いた原案に賛成の諸  
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め  
ます。よつて修正部分を除いた原案は、  
全会一致を以て可決せられました。

よつて本案は、委員会修正通り議決  
せられました。(拍手)

○議長(河井彌八郎) お諮りいたしま  
す。この際、日程の順序を変更して、  
日程第十六、厚生年金保険法案  
日程第十七、船員保険法の一部を改  
正する法律案  
日程第十八、厚生年金保険及び船員  
保険交渉法案(いずれも内閣提出、衆  
議院送付)

以上、三案を一括して議題とするこ  
とに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認  
めます。先ず委員長の報告を求めま  
す。厚生委員長上條愛一君。

審査報告書  
厚生年金保険法案  
右多数をもつて別冊の通り修正議決  
しました。よつて多数意見者の署名を附  
し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十一日  
厚生委員長 上條 愛一  
参議院議長河井彌八郎  
多数意見者署名  
谷口弥三郎 大谷 登彌  
神原 亨 高野 一夫



昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 厚生年金保險法案外二件

横山 フク 西岡 ハル  
有馬 英二 常岡 一郎  
廣瀬 久忠

附則第一条を次のように改める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して、昭和二十九年五月一日から施行する。

附則第三条中「この法律の施行の際現に昭和二十九年五月一日において現に」、「この法律の施行の際におけるその資格の取得については」を「その引き続き資格の取得については」に改める。

附則第五条中「この法律の施行の際現に昭和二十九年五月一日において現に」、「この法律の施行の際におけるその資格の取得については」を「その引き続き資格の取得については」に改める。

附則第十二条第一項及び第四項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に改める。

附則第十三条第一項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に改める。

附則第十四条中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以後」に改める。

附則第十五条中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以前」に改める。

附則第十六条第一項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以後」に改める。

後を「同日以後」に、同条第四項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以前」に、「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以後」に改める。

8 昭和二十九年五月一日からこの法律が施行されるまでの間において、旧法による保険給付として年金又は一時金の支払が行われたときは、その年金又は一時金の支払は、これに相当する第一項又は第四項の規定によつて支給する保険給付の内払とみなす。

附則第十七条中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以前」に、「この法律の施行の際」を「同日」に改める。

附則第二十条第一項及び第二項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以前」に、同条第三項及び第四項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行の際」を「同日以後」に改める。

附則第二十一条第二項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以前」に、同条第三項及び第四項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以後」に改める。

附則第二十二條第一項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以後」に改める。

一日において、「この法律の施行の際」を「同日以後」に、同条第二項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日以後」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法案は、保険給付の内容を改善し、且つ、制度の恒久的な財政計画を樹立することによつて、長期社会保険としての厚生年金保険の基礎を将来に向つて確立するため、厚生年金保険法を全面的に改正しようとするものであつて、妥当な措置であるが別紙の通り修正し、附帯決議を附した。

二、事件の利害得失  
長期厚生年金保険の基礎を確立することにより被保険者の福祉増進を図り得る利益がある。

三、費用  
本法の施行に要する費用を昭和二十九年年度予算において六十九億七千二百二十九万四千円を計上してゐる。

附帯決議

政府は調査研究の上速かに左記諸施策を実施して厚生年金保険の内容充実を図ると共に、各種年金制度を整備統合して国民年金制度を樹立する最も善い努力を払うことを要する。

記

一、本法の適用範囲を従来員五人未満の事業所に拡張する様直ちに調査準備すること。  
二、老齢年金の支給開始年齢を男子六十歳を五十五歳に、坑内夫及び

女子五十五歳を五十歳に引下げること。

三、老齢年金基本額の定額分を三万六千円に引上げること。

四、重労働労働、光熱有害作業等の特殊労働に就業する者については坑内夫と同等の取扱をすること。

五、保険給付費の国庫負担金を増額すること。

六、脱退手当金の支給要件を従来通りすること。

七、厚生年金積立金についてはこれを民主的、効率的に管理運用する様特別の措置を講ずること。

八、厚生年金積立金を大幅に還元融資し、老人ホーム、児童保護施設、医療施設及び住宅等を増設し、被保険者の福祉増進を図ること。

厚生年金保険法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十二日

衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長 河井彌八郎

(小字及び一は衆議院修正)

厚生年金保険法案

厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則(第一条―第五条)
- 第二章 被保険者
- 第一節 資格(第六条―第十八条)
- 第二節 被保険者期間(第十九条)
- 第三節 標準報酬(第二十条―第二十六条)

九五〇

第四節 届出、記録等(第二十七條―第三十一條)

第三章 保険給付

第一節 通則(第三十二條―第四十一條)

第二節 老齢年金(第四十二條―第四十六條)

第三節 障害年金及び障害手当金(第四十七條―第五十七條)

第四節 遺族年金(第五十八條―第六十八條)

第五節 脱退手当金(第六十九條―第七十二條)

第六節 保険給付の制限(第七十三條―第七十八條)

第七章 福祉施設(第七十九條―第八十九條)

第八章 罰則(第九十條―第九十九條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、労働者の老齢、廃疾、死亡又は脱退について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

(管掌)

第二条 厚生年金保険は、政府が管掌する。

(用語の定義)

第三条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 第一種被保険者 男子である被保険者であつて、第三種被保険者及び第四種被保険者以外のものをいう。

二 第二種被保険者 女子である被保険者であつて、第四種被保険者以外のものをいう。

三 第三種被保険者 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第四条に規定する事業の事業場に使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつて、第四種被保険者以外のものをいう。

四 第四種被保険者 第十五条第一項の規定によつて被保険者となつた者をいう。

五 報酬 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問はず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。但し、臨時に受けるもの及び三箇月をこえる期間ごとに受けるものは、この限りでない。

2 この法律において、「配偶者」、「夫及び妻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

(権限の委任)

第四条 この法律に規定する厚生大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(諮問)

第五条 厚生大臣は、厚生年金保険事業の運営に關しては、その大綱につき、あらかじめ、社会保険審議会に諮問するものとする。

第二章 被保険者

第一節 資格

(適用事業所)

第六条 左の各号の一に該当する事業所又は事務所以下に「事業所」といふを適用事業所とする。

一 左に掲げる事業の事業所又は事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業

ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

ハ 鉱物の採掘又は採取の事業

ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業

ホ 貨物又は旅客の運送の事業

ヘ 貨物積みおろしの事業

ト 焼却、清掃又は殺の事業

チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介周旋の事業

ヲ 集金、案内又は広告の事業

ワ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

コ 通信又は報道の事業

ク 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める社会福祉事業及び更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)に定める更生保護事業

二 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事務所であつて、常時五人以上の従業員を使用するもの

2 前項の事業所以外の事業所の事業主は、都道府県知事の認可を受けて、当該事業所に適用事業所とすることができる。

3 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(第十二条に規定する者を除く)の二分の一以上の同意を得て、都道府県知事に申請しなければならない。

第七条 前条第一項第一号又は第二号の適用事業所が、それぞれ当該各号に該当しなくなつたときは、その事業所について同条第二項の認可があつたものとみなす。

第八条 第六条第二項の適用事業所の事業主は、都道府県知事の認可を受けて、当該事業所に適用事業所とすることができる。

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(第十二条に規定する者を除く)の四分の三以上の同意を得て、都道府県知事に申請しなければならない。

(被保険者)

第九条 適用事業所に使用される者は、厚生年金保険の被保険者とする。

第十条 適用事業所以外の事業所に使用される者は、都道府県知事の認可を受けて、厚生年金保険の被保険者となることができる。

2 前項の認可を受けるには、その事業所の事業主の同意を得なければならない。

第十一条 前条の規定による被保険者は、都道府県知事の認可を受けて、被保険者の資格を喪失することができる。

(適用除外)

第十二条 左の各号の一に該当する者は、第九条及び第十条第一項の規定にかかわらず、厚生年金保険の被保険者とならない。

一 国、地方公共団体又は法人に使用される者であつて、左に掲げるもの

イ 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員及び同条に規定する公務員とみなされる者

ロ 法律によつて組織された公共組合の組合員

ハ 地方公共団体の吏員

ニ 地方公共団体の事務所を使用される者

ホ 地方公共団体が行う第六条第一項第一号からタまでに掲げる事業の事業所に使用される者

二 船員保険の被保険者

三 臨時に使用される者であつて、左に掲げるもの。但し、イに掲げる者にあつては一箇月をこえ、ロに掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合を除く。

イ 日雇い入れられる者

ロ 二箇月以内の期間を定めて使用される者

四 所在地が一定しない事業所に使用される者

五 季節的業務に使用される者。但し、継続して四箇月をこえて使用されるべき場合は、この限りでない。

六 臨時的事業の事業所に使用される者。但し、継続して六箇月をこえて使用されるべき場合は、この限りでない。

第十三条 第九条の規定による被保険者は、適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた日に、被保険者の資格を取得する。

2 第十条第一項の規定による被保険者は、同条同項の認可があつた日に、被保険者の資格を取得する。

(資格喪失の時期)

第十四条 第九条又は第十条第一項の規定による被保険者は、左の各号の一に該当するに至つた日の翌日(その事実があつた日にさらに前条に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 その事業所に使用されなくなつたとき。

三 第八条第一項又は第十一条の認可があつたとき。

四 第十二条の規定に該当するに至つたとき。

(第四種被保険者)

第十五条 被保険者期間が十年以上である者が、被保険者でなくなつた場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていないときは、その者は、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。

2 前項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から起算して三箇月以内になければならない。但し、都道府県知事は、正当な事由があると認めるときは、その期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

8 第一項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、最後に

被保険者の資格を喪失した日にさかのぼつて、被保険者の資格を得るものとする。

4 前項の者が、はじめて納付すべき保険料を滞納し、第八十六条第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないときは、第一項の規定による被保険者とならなかつたものとみなす。

第十六条 第四種被保険者は、いつでも、都道府県知事に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

第十七条 第四種被保険者は、左の各号の一に該当するに至つた日の翌日(第三号に該当するに至つたときは、その日)に、被保険者の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしたとき。

三 第九條又は第十條第一項の規定による被保険者となつたとき。

四 前条の申出が受理されたとき。

五 保険料(はじめて納付すべき保険料を除く)を滞納し、第八十六條第一項の規定による指定の期限までに、その保険料を納付しないとき。

(資格の得喪及び種別の変更の確

認)

第十八条 被保険者の資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更は、都道府県知事の確認によつて、その効力を生ずる。但し、第十條第一項の規定による被保険者の資格の取得、第十四條第三号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに第四種被保険者の

資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2 前項の確認は、第二十七條の規定による届出若しくは第三十一條第一項の規定による請求により、又は職権で行ふものとする。

第二節 被保険者期間

第十九条 被保険者期間を計算する場合に、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。

2 被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一個月として被保険者期間に算入する。但し、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

3 第三種被保険者であつた期間につき被保険者期間を計算する場合に、前二項の規定にかかわらず、これらの規定によつて計算した期間に三分の四を乗じて得た期間をもつて被保険者期間とする。

4 前項の規定の適用については、被保険者の種別に変更があつた月は、変更後の種別の被保険者であつた月とみなす。同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があつたときは、その月は、最後の種別の被保険者であつた月とみなす。

5 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

第三節 標準報酬

第二十條 標準報酬は、被保険者の報酬月額に基き、左の区別によつて定める。

| 標準報酬等級 | 標準報酬月額  | 報酬月額                |
|--------|---------|---------------------|
| 第一級    | 三、〇〇〇円  | 三、五〇〇円未満            |
| 第二級    | 四、〇〇〇円  | 三、五〇〇円以上 四、五〇〇円未満   |
| 第三級    | 五、〇〇〇円  | 四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満   |
| 第四級    | 六、〇〇〇円  | 五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満   |
| 第五級    | 七、〇〇〇円  | 六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満   |
| 第六級    | 八、〇〇〇円  | 七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満   |
| 第七級    | 九、〇〇〇円  | 八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満   |
| 第八級    | 一〇、〇〇〇円 | 九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満  |
| 第九級    | 一二、〇〇〇円 | 一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級   | 一四、〇〇〇円 | 一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満 |
| 第一一級   | 一六、〇〇〇円 | 一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満 |
| 第一二級   | 一八、〇〇〇円 | 一七、〇〇〇円以上           |

(定時決定)

第二十一条 都道府県知事は、被保険者が毎年八月一日現に使用される事業所において同日前三箇月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、且つ、報酬支払の基礎となつた日数が二十日未満である月があるときは、その月を除く)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

2 前項の規定によつて決定された標準報酬は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準報酬とする。

3 第一項の規定は、七月一日から八月一日までの間に被保険者の資格を取得した者及び第二十三条の

規定により八月から十月までのいずれかの月から標準報酬を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第二十二条 都道府県知事は、被保険者の資格を取得した者があるときは、左の各号に規定する額を報酬月額として、標準報酬を決定する。

一 月、週その他一定期間によつて報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の三十倍に相当する額

二 日、時間、出来高又は請負によつて報酬が定められる場合に

は、被保険者の資格を取得した月前一箇月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額

三 前二号の規定によつて算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前一箇月間に、その地方で、同様の業務に従事し、且つ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額

四 前各号の二以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前各号の規定によつて算定した額の合算額

2 前項の規定によつて決定された標準報酬は、被保険者の資格を取得した月からその年の九月(七月一日から十二月三十一日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。

(改定)

第二十三条 都道府県知事は、前二条の規定によつて標準報酬が決定された被保険者について、現に使用される事業所において継続した三箇月間(各月とも、報酬支払の基礎となつた日数が、二十日以上でなければならぬ)に受けた報酬の総額を三で除して得た額が、その者の標準報酬の基礎となつた報酬月額にくらべて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬を改定することができる。

## 2 前項の規定によつて改定された

標準報酬は、その年の九月(八月から十二月までのいずれかの月から改定されたもの)については、翌年の九月)までの各月の標準報酬とする。

## (報酬月額算定の特別)

第二十四条 被保険者の報酬月額が、第二十一条第一項若しくは第二十二條第一項の規定によつて算定することが困難であるとき、又は第二十一条第一項、第二十二條第一項若しくは前条第一項の規定によつて算定した額が著しく不当であるときは、これらの規定にかかわらず、都道府県知事が算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

2 同時に二以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合においては、各事業所について、第二十一条第一項、第二十二條第一項若しくは前条第一項又は前項の規定によつて算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

## (現物給与の価額)

第二十五条 報酬の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の相場によつて、都道府県知事が定める。

## (第四種被保険者の標準報酬)

第二十六条 第四種被保険者の各月の標準報酬は、第二十一条から第二十四条までの規定にかかわらず、その被保険者の資格を取得する前の最後の標準報酬によるものとする。

## 第四節 届出、記録等

## (届出)

第二十七条 適用事業所の事業主又は第十条第二項の同意をした事業主(以下単に「事業主」という。)は、厚生省令の定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失、被保険者の種別の変更並びに報酬月額に關する事項を都道府県知事に届け出なければならない。

## (記録)

第二十八条 都道府県知事は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬その他厚生省令で定める事項を記録しなければならない。

## (通知)

第二十九条 都道府県知事は、第八条第一項、第十条第一項若しくは第十一条の規定による認可、第十八條第一項の規定による確認又は標準報酬の決定若しくは改定を行つたときは、前条の規定による記録をした後、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

2 事業主は、前項の通知があつたときは、すみやかに、これを被保険者又は被保険者であつた者に通知しなければならない。

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出があつたときは、所在が明らかでない者について記録した事項を公告

しなければならない。

5 都道府県知事は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第一項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

第三十条 都道府県知事は、第二十七条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項の通知について準用する。

## (確認の請求)

第三十一条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、第十八條第一項の規定による確認を請求することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による請求があつた場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

## 第三章 保険給付

## 第一節 通則

(保険給付の種類)

第三十二条 この法律による保険給付は、左のとおりとする。

- 一 老齢年金
- 二 障害年金及び障害手当金
- 三 遺族年金
- 四 脱退手当金

## (裁定)

第三十三条 保険給付を受ける権利は、その権利を有する者(以下「受給権者」という。)の請求に基

て、厚生大臣が裁定する。

(基本年金額及び加給年金額)

第三十四条 基本年金額は、一万八千円に、被保険者であつた全期間の平均標準報酬月額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額を平均した額をいう。以下同じ。)の千分の五に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額を加算した額とする。

2 被保険者期間の月数が二百四十に満たないときは、前項の規定中「被保険者期間の月数」とあるのは、「二百四十」と読み替へるものとする。

3 被保険者であつた期間の一部が第三種被保険者であつた期間であるときは、基本年金額は、第一項の規定にかかわらず、一万八千円に、第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額と、第三種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額の千分の五に相当する額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額を加算した額とする。但し、前項の規定が適用される場合は、この限りでない。

4 加給年金額は、その計算の基礎となる配偶者又は子一人について、四千八百円とする。

## (端数処理)

第三十五条 保険給付を受ける権利を裁定する場合において、保険給付の額に五十銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、五十銭

以上一円未満の端数が生じたときは、これを一円に切り上げるものとする。

(年金の支給期間及び支払期月)

第三十六条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終るものとする。

2 年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた月の翌月からその事由が消滅した月までの間は、支給しない。

3 年金は、毎年二月、五月、八月及び十一月の四期に、それぞれその前月分までを支払う。但し、前支払期月に支払うべきであつた年金又は権利が消滅した場合若しくは年金の支給を停止した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であつても、支払うものとする。

## (未支給年金)

第三十七条 年金たる保険給付の受給権者が死亡した場合において、その者に支給すべき年金であつて、まだその者に支給しなかつたものがあつたとき、その未支給の年金が加給年金額の加算されたものであるときは、その加給年金額の計算の基礎となつた者は、自己の名で、その年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその年金を請求していなかつたときは、その年金の加給年金額の計算の基礎となる者は、自己の名で、その年金を請求することができる。

## (併給の調整)

第三十八条 老齢年金及び障害年金の受給権者には、左の區別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。但し、第四十六条又は第五十四条の規定によつて、老齢年金又は障害年金の支給を停止されている者については、この限りでない。

一 年金の額が異なるときは、高額の年金

二 年金の額が同じであるときは、障害年金

## (年金の支払の調整)

第三十九条 乙年金の受給権者が甲年金の受給権を取得したため乙年金の受給権が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支給を停止して甲年金を支給すべき場合において、乙年金の受給権が消滅し、又は乙年金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月以後の分として、乙年金の支払が行われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。

## (損害賠償請求権)

第四十条 政府は、事故が第三者の行為によつて生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が、当該第三者から同一の事由によつて損害賠償を受けたときは、政府は、その額の限度で、保険給付をしないことができる。

(受給権の保護及び公課の禁止)  
第四十一条 保険給付を受ける権利

は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金額を標準として、課することができない。但し、老齢年金については、この限りでない。

## 第二節 老齢年金

## (受給権者)

第四十二条 老齢年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者に支給する。

一 被保険者期間が二十年以上である者が、六十歳(第三種被保険者としての被保険者期間が二十年以上である者及び女子については、五十五歳。この条において以下同じ。)に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

二 四十歳(女子については、三十五歳)に達した後の被保険者期間が十五年以上(そのうち、七年六箇月以上は、第四種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間でなければならぬ)である者が、六十歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

三 三十五歳に達した後の第三種被保険者としての被保険者期間が十五年以上である者が、五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして六十歳に達したとき。

を喪失したとき、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達したとき。

2 前項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が、被保険者の資格を喪失した後に疾病にかかり、又は負傷し、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病(以下「傷病」という。)につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した日(その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日)において、その傷病により別表第一に定める一級又は二級の傷病の状態にあるとき、又はそれそれ当該各号に規定する年齢に達する以前においても、同項の老齢年金を支給する。

(年金額)

第四十三条 老齢年金の額は、基本年金額に加給年金額を加算した額とする。

2 第三十四条第二項の規定は、前項の基本年金額については、適用しない。

第四十四条 前条第一項の加給年金額は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて生計を維持していたその者の配偶者、十六歳未満の子又は別表第一に定める一級若しくは二級の傷病の状態にある子について計算する。

2 受給権者がその権利を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、受給権者がその権利を取得した当時その者によつて

生計を維持していた子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3 第一項に規定する配偶者又は子が左の各号の一に該当するに至つたときは、その者については、同項の規定にかかわらず、加給年金額を計算しないものとし、左の各号の一に該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 死亡したとき。

二 受給権者による生計維持の状況がやんだとき。

三 配偶者が、離婚をしたとき。

四 子が、養子縁組によつて受給権者の配偶者以外の者の養子となつたとき。

五 養子縁組による子が、離縁をしたとき。

六 子(受給権者がその権利を取得した当時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の傷病の状態にある子を除く)が、十六歳に達したとき。

七 別表第一に定める一級又は二級の傷病の状態にある子(十六歳未満の子を除く)について、その事情がやんだとき。

(失権)  
第四十五条 老齢年金の受給権は、受給権者が死亡したとき、又は被保険者の資格を取得したときは、消滅する。

(支給停止)  
第四十六条 第四十二条第二項の規定によつて同条第一項各号に規定する年齢に達していない者に支給する老齢年金は、受給権者がそれぞれその年齢に達するまでの間に

において、その者の傷病の程度が別表第一に定める一級又は二級の傷病の状態に該当しない期間があるときは、その期間、支給を停止する。

第三節 障害年金及び障害手当金

## (障害年金の受給権者)

第四十七条 障害年金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過した日(その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日)において、その傷病により別表第一に定める程度の傷病の状態にある場合に、その傷病の程度に応じ、その者に支給する。

2 前項の期間内に当該傷病につき健康保険の療養の給付(健康保険の療養費の支給を受ける診療を含む。以下同じ。)を受けた者については、同項の規定にかかわらず、はじめて健康保険の療養の給付を受けた日から起算して三年を経過した日(その期間内にその傷病がなおつた場合においては、そのなおつた日)において、その傷病により別表第一に定める程度の傷病の状態にある場合に、同項の障害年金を支給する。

3 障害年金は、前二項の規定によつて傷病の程度を定めるべき日の属する月前の被保険者期間が六箇月未満である者には、支給しない。

(障害年金の併給の調整)  
第四十八条 障害年金の受給権者に

第四十八条 障害年金の受給権者に

第四十八条 障害年金の受給権者に

第四十八条 障害年金の受給権者に

第四十八条 障害年金の受給権者に

第四十八条 障害年金の受給権者に



昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 厚生年金保険法外二件

対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者が前項の規定により前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金の受給権を取得したときは、従前の障害年金の受給権は、消滅する。

第四十九条 期間を定めて支給を停止されている障害年金の受給権者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が生じたときは、前条第一項の規定により支給する前後の廃疾を併合した廃疾の程度による障害年金は、従前の障害年金の支給を停止すべきであつた期間、その支給を停止するものとし、その間、その者に従前の廃疾を併合しない廃疾の程度による障害年金を支給する。

2 障害年金の受給権者がさらに障害年金の受給権を取得した場合において、新たに取得した障害年金が第五十四条の規定によりその支給を停止すべきものであるときは、前条第二項の規定にかかわらず、その停止すべき期間、その者に対して従前の障害年金を支給する。

### (障害年金の額)

第五十条 障害年金の額は、左の各号に掲げる額とする。

一 廃疾の程度が別表第一に定める一級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額に一万二千円と加給年金額とを加算した額

二 廃疾の程度が別表第一に定め

る二級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額に加給年金額を加算した額

三 廃疾の程度が別表第一に定める三級に該当する場合の障害年金にあつては、基本年金額の百分の七十に相当する額

2 第四十八条第一項の規定による障害年金の額は、その額が同条第二項の規定により消滅した障害年金の額より低額であるときは、前項の規定にかかわらず、従前の障害年金の額に相当する額とする。

第五十一条 前条第一項各号の基本年金額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であつた期間は、その計算の基礎としない。

2 第四十四条の規定は、前条第一項第一号又は第二号の加給年金額について準用する。

第五十二条 厚生大臣は、障害年金の受給権者について、その廃疾の程度を診査し、その程度が従前の廃疾の等級以外の等級に該当すると認めるときは、その程度に応じ、障害年金の額を改定することができる。

2 障害年金の受給権者は、厚生大臣に対し、廃疾の程度が増進したことによる障害年金の額の改定を請求することができる。

3 前項の請求は、障害年金の受給権を取得した日又は第一項の規定による厚生大臣の診査を受けた日から起算して一年を経過した日後でなければ行ふことができない。

4 第一項の規定により障害年金の

額が改定されたときは、改定後の額による障害年金の支給は、改定が行われた月の翌月から始めるものとする。

### (支給)

第五十三条 障害年金の受給権は、第四十八条第二項の規定によつて消滅するほか、受給権者が死亡したとき、又は別表第一に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、消滅する。

(支給停止)

第五十四条 障害年金は、その受給権者が当該傷病について国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三条(他の法律において準用する場合を含む。以下同じ)若しくは労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けることができる者

(障害手当金の受給権者)

第五十五条 障害手当金は、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に疾病にかかり、又は負傷した者が、その傷病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日までの間にその傷病がなおつた場合において、そのなおつた日において、その傷病により別表第二に定める程度の廃疾の状態にある場合に、その者に支給する。

2 第四十七条第二項及び第三項の規定は、障害手当金について準用

する。この場合において、同条第二項中「別表第一」とあるのは、「別表第二」と読み替へるものとする。

第五十六条 前条の規定により廃疾の程度を定めるべき日において左の各号の一に該当する者には、同条の規定にかかわらず、障害手当金を支給しない。

一 老齢年金の受給権者  
二 障害年金の受給権者  
三 当該傷病について国家公務員災害補償法第十三条若しくは労働基準法第七十七條の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償費の支給を受けることができる者

(障害手当金の額)

第五十七条 障害手当金の額は、基本年金額の百分の百四十に相当する額とする。

### 第四節 遺族年金

(受給権者)

第五十八条 遺族年金は、被保険者又は被保険者であつた者が左の各号の一に該当する場合に、その者の遺族に支給する。

一 第四十二条第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が、死亡したとき  
二 被保険者期間が六箇月以上である被保険者(第四種被保険者を除く)が、死亡したとき  
三 被保険者期間が六箇月以上である者が、第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因

する疾病につきはじめて医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する日(その期間内に健康保険の療養の給付を受けた場合においては、はじめてその療養の給付を受けた日から起算して三年を経過する日)前に、その傷病により死亡したとき。

四 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある障害年金の受給権者が、死亡したとき。

(遺族)

第五十九条 遺族年金を受けることができる遺族は、被保険者又は被保険者であつた者の配偶者、子、父母、孫又は祖父(以下単に「配偶者」、「子」、「父母」、「孫」又は「祖父」という。)であつて、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、左の要件に該当したものとする。

一 妻については、左のいずれかに該当すること。  
イ 四十歳以上であること。  
ロ 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、且つ、第三号の要件に該当した子と生計を同じくすること。

ハ 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあること。

二 夫、父母又は祖父母については、六十歳以上であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること。

三 子又は孫については、十六歳

未満であるか、又は別表第一に定める一級若しくは二級の廃疾の状態にあること。

2 前項の規定にかかわらず、父母は、配偶者又は子が、孫は、配偶者、子又は父母が、祖父父母は、配偶者、子、父母又は孫が遺族年金の受給権を取得したときは、それぞれ遺族年金を受けることができる遺族としない。

3 被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、第一項の規定の適用については、将来に向つて、その子は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その者によつて生計を維持していた子とみなし、妻は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時その子と生計を同じくしていたものとみなす。

(年金額)

第六十条 妻又は子に支給する遺族年金の額は、基本年金額の百分の五十に相当する額に加給年金額を加算した額とし、その他の者に支給する遺族年金の額は、基本年金額の百分の五十に相当する額とする。

2 配偶者以外の者に遺族年金を支給する場合において、受給権者が二人以上であるときは、遺族年金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額を受給権者の数で除して得た額とする。

第六十一条 配偶者以外の者に遺族年金を支給する場合において、受給権者の数に増減を生じたとき

は、増減を生じた月の翌月から、年金の額を改定する。

第六十二条 妻に支給する遺族年金の加給年金額は、妻がその権利を取得した当時その者と生計を同じくし、且つ、第五十九条第一項に規定する要件に該当した子について、計算する。

2 妻が遺族年金の受給権を取得した当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、妻が遺族年金の受給権を取得した当時その者と生計を同じくし、且つ、第五十九条第一項に規定する要件に該当した子とみなし、その出生の月の翌月から、年金の額を改定する。

3 第一項に規定する子が左の各号の一に該当するに至つたときは、その子については、同項の規定にかかわらず、加給年金額を計算しないものとし、左の各号の一に該当するに至つた月の翌月から、年金の額を改定する。

一 妻と生計を異にするに至つたとき。

二 遺族年金の受給権を失つたとき。

3 子に支給する遺族年金の加給年金額は、受給権者である子のうち、一人を除いた子について、計算する。

(失権)  
第六十三条 遺族年金の受給権は、受給権者が左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 死亡したとき。

二 婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

ある場合を含む)をしたとき。

三 直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む)となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した被保険者又は被保険者であつた者との親族関係が終了したとき。

2 妻の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものになつたとき。但し、妻が四十歳以上であるとき、及び妻が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある妻について、その事情がやんだとき。但し、妻が受給権を取得した当時四十歳以上であつたとき、及び第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがあるときを除く。

3 子又は孫の有する遺族年金の受給権は、左の各号の一に該当するに至つたときは、消滅する。

一 子又は孫が、十六歳に達したとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子又は孫について、その事情がやんだとき。但し、子又は孫が受給権を取得した時から引き続き別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にあるときを除く。

三 直系姻族以外の者の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む)となつたとき。

二 別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある子又は孫について、その事情がやんだとき。但し、子又は孫が十六歳未満であるときを除く。

4 夫、父母又は祖父父母の有する遺族年金の受給権は、別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある夫、父母又は祖父父母について、その事情がやんだときは、消滅する。但し、夫、父母又は祖父父母が受給権を取得した当時六十歳以上であつたときを除く。

5 父母、孫又は祖父父母の有する遺族年金の受給権は、被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、消滅する。

(支給停止)  
第六十四条 遺族年金は、当該被保険者又は被保険者であつた者の死亡について国家公務員災害補償法第十五条(他の法律において準用する場合を含む)若しくは労働基準法第七十九条の規定による遺族補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第四号の規定による遺族補償額の支給が行われたときは、六年間、その支給を停止する。

第六十五条 妻に対する遺族年金は、妻が五十五歳に達するまでの期間、その支給を停止する。但し、第五十九条第一項第一号ロに規定する子であつて、引き続き妻と生計を同じくし、且つ、遺族年金の受給権を有するものがある間、及び妻が別表第一に定める一級又は二級の廃疾の状態にある間は、この限りでない。

第六十六条 子に対する遺族年金は、配偶者が遺族年金の受給権を有する期間、その支給を停止する。但し、配偶者に対する遺族年金がその支給を停止されている間は、この限りでない。

第六十七条 配偶者に対する遺族年金は、その配偶者の所在が一年以上明らかでないときは、遺族年金の受給権を有する子の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 配偶者は、いつでも、前項の規定による支給の停止の解除を申請することができる。

第六十八条 配偶者以外の者に対する遺族年金の受給権者が二人以上である場合において、受給権者のうち一人以上の者の所在が一年以上明らかでないときは、その者に對する遺族年金は、他の受給権者の申請によつて、その所在が明らかでなくなつた時にさかのぼつて、その支給を停止する。

2 前項の規定によつて遺族年金の支給を停止された者は、いつまでも、その支給の停止の解除を申請することができる。

3 第六十一条の規定は、第一項の規定により遺族年金の支給が停止され、又は前項の規定によりその停止が解除された場合に準用する。この場合において、同条中「増減を生じた月」とあるのは、「支給が停止され、又はその停止が解除された月」と読み替へるものとする。

第五節 脱退手当金

(受給権者)

第六十九條 脱退手当金は、第二種被保険者としての被保険者期間が二年以上である者が被保険者の資格を喪失した場合又は第一種被保険者若しくは第三種被保険者としての被保険者期間が五年以上である者が五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、若しくは被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくして五十五歳に達した場合に、その者に支給する。但し、左の各号の一に該当する場合、この限りでない。

一 その者が、第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしているとき。

二 その者が、障害年金の受給権者であるとき。

三 その者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において、次条第一項の規定によつて計算した額が、すでに支給を受けた障害年金又は障害手当金の額に満たないとき。

(金額)

第七十條 脱退手当金の額は、第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に別表第三に定める率を乗じて得た額とする。

2 脱退手当金の受給権者がその被保険者であつた期間の全部又は一部を基礎として計算された障害年金又は障害手当金の支給を受けたことがある者である場合において

は、脱退手当金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定によつて計算した額からすでに支給を受けたその障害年金又は障害手当金の額を控除した額とする。

(支給の効果)

第七十一條 脱退手当金の支給を受けたときは、支給を受けた者は、その額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間は、被保険者でなかつたものとみなす。

(失権)

第七十二條 脱退手当金の受給権は、受給権者が被保険者となつたとき、又は障害年金の受給権を取得したときは、消滅する。

第六節 保険給付の制限

第七十三條 被保険者又は被保険者であつた者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、廃疾若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生ぜしめたときは、当該廃疾又は死亡に係る保険給付は、行わず、また、当該廃疾については、第四十二條第二項の規定は、適用しない。

第七十四條 被保険者又は被保険者であつた者が、重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、廃疾若しくは死亡若しくはこれらの原因となつた事故を生ぜしめ、又はその廃疾の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

2 障害年金の受給権者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その廃疾の程度を増進させ、又はその回復を妨げたときは、第五十二條第一項の規定による改定を行わず、又はその者の廃疾の程度が現に該当する等級以下の等級に該当するものとして、同条同項の規定による改定を行うことができる。

第七十五條 保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該保険料に係る被保険者であつた期間に基く保険給付は、行われない。但し、当該被保険者であつた期間に係る被保険者の資格の取得について第二十七條の規定による届出又は第三十一條第一項の規定による確認の請求があつた後に、保険料を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、第三種被保険者について第一種被保険者としての保険料の徴収が行われた場合における第三種被保険者であつた期間に基く保険給付について、準用する。この場合において、同項但書中「被保険者の資格の取得」とあるのは、「被保険者の種別の変更」と読み替へるものとする。

第七十六條 遺族年金は、被保険者又は被保険者であつた者を故意に死亡させた者には、支給しない。被保険者又は被保険者であつた者の死亡前に、その者の死亡によつて遺族年金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者にも、同様とする。

2 遺族年金の受給権は、受給権者が他の受給権者が故意に死亡させたときは、消滅する。

第七十七條 年金たる保険給付は、左の各号の一に該当する場合に、その額の全部又は一部につき、その支給を停止することができる。

一 受給権者が、正当な理由がなくて第九十六條の規定による命令に従わなかつたとき。

二 別表第一に定める程度の廃疾の状態にあることにより、年金たる受給権を有し、又は加給年金額の計算の基礎となつてゐる者が、正当な理由がなくて、第九十七條の規定による命令に従わず、又は同条の規定による診断を拒んだとき。

三 前号に規定する者が、故意若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、その廃疾の回復を妨げたとき。

第七十八條 受給権者が、正当な理由がなくて第九十八條第三項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の支払を一時差し止めることができる。

第四章 福祉施設

第七十九條 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び受給権者の福祉を増進するため、必要な施設をすることが出来る。

第五章 費用の負担

第八十條 国庫は、左の區別によつて保険給付に要する費用の一部を負担する。

一 計算の基礎となつた被保険者

二 計算の基礎となつた被保険者期間の全部が第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間である保険給付について、保険給付に要する費用の百分の十五

三 計算の基礎となつた被保険者期間の一部が第三種被保険者としての被保険者期間である保険給付については、保険給付に要する費用の百分の十五のほか、第三種被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額を、その額と第三種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額との合算額で除して得た数を、保険給付に要する費用に乘じて得た額の百分の五

国庫は、前項に規定する費用のほか、毎年度、予算の範囲内で、厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用を負担する。

(保険料)

第八十一條 政府は、厚生年金保険事業に要する費用に充てため、保険料を徴収する。

2 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。

3 保険料額は、標準報酬月額に保

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 厚生年金保険法案外件

4 除料率を乗じて得た額とする。

4 保険料率は、保険給付に要する費用の予想額並びに予定運用収入及び国庫負担の額に照らし、将来にわたつて、財政の均衡を保つことが出来るものでなければならず、且つ、少くとも五年ごとに、この基準に従つて再計算されるべきものとする。

5 保険料率は、左のとおりとする。

一 第一種被保険者については、千分の三十

二 第二種被保険者については、千分の三十

三 第三種被保険者については、千分の三十五

四 第四種被保険者については、千分の三十

(保険料の負担及び納付義務)

第八十二条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料の半額を負担する。但し、第四種被保険者は、その全額を負担する。

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

3 第四種被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

4 被保険者が同時に二以上の事業所に使用される場合における各事業主と負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令の定めるところによる。

(保険料の納付)

第八十三条 毎月の保険料は、翌月末日(第四種被保険者が納付すべき保険料については、その月の十日)までに、納付しなければならない。

2 厚生大臣は、納入の告知をした保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたときは、又は納付した保険料額が当該納付義務者が納付すべき保険料額をこえていることを知つたときは、そのこえている部分に關する納入の告知又は納付を、その納入の告知又は納付の日の翌日から六箇月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

3 前項の規定によつて、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、厚生大臣は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

(保険料の源泉控除)

第八十四条 事業主は、被保険者に対して通貨をもつて報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月分の保険料(被保険者がその事業所に使用されなくなつた場合においては、前月分及びその月分の保険料)を報酬から控除することができる。

2 事業主は、前項の規定によつて保険料を控除したときは、保険料の控除に關する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

(保険料の繰上徴収)

第八十五条 保険料は、左の各号に掲げる場合においては、納期前であつても、すべて徴収することができる。

一 納付義務者が、左のいずれかに該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によつて、滞納処分を受けたとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

ハ 破産の宣告を受けたとき。

ニ 競売の開始があつたとき。

二 法人たる納付義務者が、解散をした場合

三 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

(保険料の督促及び滞納処分)

第八十六条 保険料を滞納する者があるときは、厚生大臣は、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 前項の規定によつて督促をしよるとするときは、厚生大臣は、納付義務者に対して、督促状を發する。

3 前項の規定による督促状は、納付義務者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第十一条の規定によつて督促を受ける者であるときは、同法同条の規定による督促状に併記して、發することができる。

4 第二項の督促状により指定する期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。

5 第二項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料を納付しないときは、厚生大臣は、国税滞納処分等の例によつてこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項の市にあつては、区とする。以下同じ)に対して、その処分を請求することができる。

6 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によつてこれを処分することが出来る。この場合において、厚生大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)

第八十七条 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、厚生大臣は、保険料額百円につき一日八錢の割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 保険料額が千円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴収するとき。

自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項の市にあつては、区とする。以下同じ。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。

2 前項の場合において、保険料額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料は、その納付のあつた保険料額を控除した金額による。

3 延滞金を計算するにあたり、保険料額に千円未満の端数があると

きは、その端数は、切り捨てる。

4 督促状に指定した期限までに保険料を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が千円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

5 延滞金の金額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特権の順位)

第八十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

(送還)

第八十九条 保険料その他この法律の規定による徴収金に關する書類の送還については、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四十条ノ九及び第四十条ノ十の規定を準用する。

第六章 審査の請求

第九十条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に關する処分不服がある者は、社会保険審査官に審査を請求し、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

2 審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

4 被保険者の資格又は標準報酬に關する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に關する処分についての不服の理由とすることができない。

第九十一条 保険料の賦課若しくは徴収の処分又は第八十六条の規定による処分不服がある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

第七章 雑則

(時効)

第九十二条 保険料その他この法律による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利及び障害手当金を受ける権利は、二年を経過したとき、障害手当金以外の保険給付を受ける権利は、五年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法(明治三十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。但し、保険料その他この法律による徴収金の納入の告知又は第八十六条第一項の規定による督促は、民法第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第九十三条 この法律又はこの法律に基く命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。

(印紙税の非課税)

第九十四条 厚生年金保険に関する書類には、印紙税を課さない。

(戸籍事項の無料証明)

第九十五条 市町村長は、厚生大臣、都道府県知事又は受給権者に對して、当該市町村の条例の定めるところにより、被保険者、被保険者であつた者又は受給権者の戸籍に關し、無料で証明を行うことができる。

(書類等の提出)

第九十六条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、年金たる保険給付の受給権者に對して、その者又は加給年金額の計算の基礎となつてゐる者の身分關係の異動及び廢疾の状態に關する書類その他の物件を提出すべきことを命ずることができる。

(診断)

第九十七条 厚生大臣は、必要があると認めるときは、別表第一に定める程度の廢疾の状態にあることにより、年金たる保険給付の受給権を有し、又は加給年金額の計算の基礎となつてゐる者に對して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの者の廢疾の状態を診断させることができる。

(届出等)

第九十八条 事業主は、厚生省令の定めるところにより、第二十七条に規定する事項を除くほか、厚生省令の定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

2 被保険者は、厚生省令の定めるところにより、厚生省令の定める事項を都道府県知事に届け出、又は事業主に申し出なければならぬ。

3 受給権者は、厚生省令の定めるところにより、都道府県知事に對し、厚生省令の定める事項を届け出、且つ、厚生省令の定める書類その他の物件を提出しなければならぬ。

4 第四種被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(事業主の事務)

第九十九条 厚生年金保険の施行に必要な事務は、厚生省令の定めるところにより、その一部を事業主に行わせることができる。

(立入検査等)

第一百条 厚生大臣又は都道府県知事は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に關する決定に關し、必要があると認めるときは、事業主に對して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入つて關係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定によつて質問及び検査を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実施規定)

第一百一条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關する必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則

第一百二条 事業主が、正当な理由がなくて左の各号の一に該當するときは、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十九条第二項(第三十条第二項)において準用する場合を含むものの規定に違反して、通知をしないとき。

三 第八十二条第二項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四 第一百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百三条 事業主以外の者が、第一百条第一項の規定に違反して、当該職員に對して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第一百四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第一百五条 左の各号に掲げる場合には、一万円以下の過料に処する。

一 第九十八条第一項の規定に違反して、事業主が届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九十八条第二項の規定に違反して、被保険者が届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたとき。

三 第九十八条第四項の規定に違反して、戸籍法の規定による死亡の届出義務者が、届出をしないとき。

附則

第一条 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

(厚生年金保険法特例の廃止)

第二条 厚生年金保険法特例(昭和二十六年法律第三十八号)は、廃止する。

(被保険者の資格に關する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に從前の厚生年金保険法(以下「旧法」という。)による被保険者である者が、引き続きこの法律による被保険者となつたときは、この法律の施行の際におけるその資格の取得については、第十八条第一項の規定による都道府県知事の確認を要しない。

第四条 旧法による被保険者であつた期間は、この法律による被保険者であつた期間とみなす。但し、旧法による脱退手当金(附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による脱退手当金を含む)の計算の基礎となつた期間は、この限りでない。

2 前項の期間のうち、次項の期間以外の期間は、男子にあつては、第一種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、第二種被保険者であつた期間とみなす。但し、その期間のうちに、職業法第四條に規定する事業の事業場を使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた期間があるときは、その期間は、男子にあつては、第三種被保険者であつた期間とみなし、女子にあつては、その期間について、この法律中第三種被保険者であつた期間に關する規定を準用する。

3 第一項の期間のうち、旧法第二十二條の規定による被保険者であつた期間は、第四種被保険者であつた期間とみなす。

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 厚生年金保険法案外二件

(標準報酬に關する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に旧法による被保険者であり、引き続きこの法律による被保険者となつた者のうち、左の各号に該当する者については、この法律の施行の際におけるその資格の取得に關しては、第二十一條第一項の規定による標準報酬の決定を行わず、それぞれ当該各号に定める額をその者の昭和二十九年四月から同年九月までの各月の標準報酬月額とする。

一 昭和二十九年四月の標準報酬月額が七千四百以下である者については、同月の標準報酬月額に相当する額

二 昭和二十九年四月の標準報酬月額が八千四百である者であつて、健康保険の被保険者であるものについては、その者の同年五月の健康保険法による標準報酬月額に相当する額。但し、その額が一萬八千四百をこえるときは、一萬八千四百とする。

2 第二十三條第一項の規定の適用

については、前項の規定による標準報酬は、第二十二條の規定によつて決定された標準報酬とみなし、昭和二十九年四月の標準報酬又は同年五月の健康保険法による標準報酬の基礎となつた報酬月額は、標準報酬の基礎となつた報酬月額とみなす。

第六條 旧法による標準報酬は、この法律による標準報酬とみなす。

(従前の処分等)

第七條 この附則に別段の規定があるものを除くほか、旧法又はこれに基く命令によつてした処分、手続その他の命令中の規定又はこれによつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(基本年金額の計算の特例)

第八條 基本年金額を計算する場合において、三千四百未満の標準報酬月額があるときは、これを三千円として計算する。

(老齢年金の受給資格年齢の特例)

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| 明治三十五年五月一日以前に生れた者               | 五十五歳 |
| 明治三十五年五月二日から明治三十八年五月一日までの間に生れた者 | 五十六歳 |
| 明治三十八年五月二日から明治四十一年五月一日までの間に生れた者 | 五十七歳 |
| 明治四十一年五月二日から明治四十四年五月一日までの間に生れた者 | 五十八歳 |
| 明治四十四年五月二日から大正三十五年五月一日までの間に生れた者 | 五十九歳 |

第四十二條第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、左の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のうちに読み替へるものとする。但し、附則第四條第二項但書の規定により第三種被保険者であつた期間とみなされる期間(以下「旧法による第三種被保険者であつた期間」という。)のある者に限る。

|                                |      |
|--------------------------------|------|
| 明治四十年五月一日以前に生れた者               | 五十歳  |
| 明治四十年五月二日から明治四十三年五月一日までの間に生れた者 | 五十一歳 |
| 明治四十三年五月二日から大正二年五月一日までの間に生れた者  | 五十二歳 |
| 大正二年五月二日から大正五年五月一日までの間に生れた者    | 五十三歳 |
| 大正五年五月二日から大正八年五月一日までの間に生れた者    | 五十四歳 |

(遺族年金の受給資格年齢の特例)

第十條 左の表の上欄に掲げる期間中は、第五十九條第一項第二号中「六十歳」とあるのは、旧法による被保険者であつた者の妻については、それぞれ同表の下欄のうちに読み替へるものとする。

|                           |      |      |
|---------------------------|------|------|
| 昭和二十九年五月一日から昭和三十三年四月三十日まで | 五十五歳 | 五十歳  |
| 昭和三十三年五月一日から昭和三十七年四月三十日まで | 五十六歳 | 五十一歳 |
| 昭和三十七年五月一日から昭和四十一年四月三十日まで | 五十七歳 | 五十二歳 |
| 昭和四十一年五月一日から昭和四十五年四月三十日まで | 五十八歳 | 五十三歳 |
| 昭和四十五年五月一日から昭和四十九年四月三十日まで | 五十九歳 | 五十四歳 |

(老齢年金の特例)

第十一條 この法律の施行の際現に旧法による養老年金の受給権を有する者には、その者が第四十二條に該当しない場合においても、同条の老齢年金を支給する。但し、その養老年金が、旧法第三十一條第二項又は第三十五條第一項の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

2 前項の老齢年金については、第四十四條中「受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは、「受給権者が旧法による養老年金の受給権を取得した当時」と読み替へるものとする。

3 第一項の者には、同項の規定による老齢年金の額と旧法による養老年金の額との差額の十二分の一に相当する額に、養老年金の支給を受ける事由が生じた月の翌月から昭和二十九年四月までの期間の月数を乗じて得た額を一時金として支給する。

4 第一項の者がこの法律の施行の際現に旧法による養老年金の受給権を有する場合には、その者には、前項の規定にかかわらず、同項の一時金を支給しない。但し、その養老年金が、旧法第三十六條第一項但書の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

5 第三項の規定による一時金については、その性質に反しない限り、この法律による保険給付に關する規定を準用する。

第十二條 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基く被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間

とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基く被保険者期間が十六年以上である者が、この法律の施行後五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくしてこの法律の施行後五十五歳に達したときは、その者が第四十二條に該当しない場合においても、その者に同条の老齢年金を支給する。

2 前項の規定中「五十五歳」とあるのは、附則第九條第二項の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のうちに読み替へるものとする。

(遺族年金の特例)

第十三條 この法律の施行の際現に旧法による遺族年金(旧法第三十一條第一項後段に規定する期間を満了している者が死亡したことによる遺族年金に限る。)の受給権を有する者には、その者が第五十八條及び第五十九條に該当しない場合において、第五十八條の遺族年金を支給する。

2 前項の者には、同項の規定による遺族年金の額と旧法による遺族年金の額との差額の十二分の一に相当する額に、旧法による遺族年金の支給を受ける事由が生じた月の翌月から昭和二十九年四月までの期間の月数を乗じて得た額を一時金として支給する。但し、旧法による遺族年金が、旧法第四十四條但書の規定により、その支給を停止されているときは、この限りでない。

3 前項の規定による一時金については、附則第十一條第五項の規定を準用する。

とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基く被保険者期間が十六年以上である者が、この法律の施行後五十五歳に達した後に被保険者の資格を喪失し、又は被保険者の資格を喪失した後に被保険者となることなくしてこの法律の施行後五十五歳に達したときは、その者が第四十二條に該当しない場合においても、その者に同条の老齢年金を支給する。

2 前項の規定中「五十五歳」とあるのは、附則第九條第二項の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄のうちに読み替へるものとする。



第十四条 継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間に基く被保険者期間又は継続した十五年間における旧法による第三種被保険者であつた期間とこの法律による第三種被保険者であつた期間とに基く被保険者期間が十六年以上である者が、この法律の施行後に死亡したときは、第五十八条に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

第十五条 旧法第二十四条から第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が六箇月以上の者であつて、この法律の施行前に被保険者の資格を喪失したものが、附則第四条第二項に規定する期間内に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつて、その被保険者の資格喪失後二年以内に死亡したときは、第五十八条に該当しない場合においても、その者の遺族に同条の遺族年金を支給する。

(従前の保険給付)  
第十六条 この法律の施行の際に旧法による年金たる保険給付(養老年金及び旧法第三十一条第一項後段に規定する期間を満たしている者が死亡したことによる遺族年金を除く)を受ける権利を有する者には、この法律の施行後も、なお従前の例による保険給付を支給する。その者又はその者の遺族が、死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるその者の遺族又は同順位若しくは次順位の遺族についても、同様とする。

2 前項の規定による保険給付に関する事項のうち、この法律の第三章第一節及び第六節並びに第四章昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 厚生年金保険法案外二件

から第八章までに定める事項については、同項の規定にかかわらず、この法律の規定を準用する。

3 第一項の規定による保険給付のうち、従前の障害年金の例によつて支給する保険給付は、第四十八条、第四十九条、第五十条第二項、第五十六条第二号及び第六十九条第二号の規定の適用については、この法律による障害年金とみなす。

4 旧法による年金たる保険給付のうちこの法律の施行前に支給すべきであつたもの及び旧法による一時金たる保険給付であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

5 前項の規定により従前の例によつて支給する旧法による脱退手当金の受給権は、その受給権者がこの法律による被保険者となつたときは、消滅する。

6 第一項の規定による保険給付については、同項の規定によるほか、左の各号に定めるところによる。  
一 従前の遺族年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子又は孫にも支給する。  
二 従前の遺族年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子がある算定にも支給する。

三 従前の遺族年金の例による保険給付は、十六歳以上十八歳未満の子にも支給する。  
四 従前の加給金に相当する給付額は、十六歳以上十八歳未満の子についても、加給する。  
7 前項第四号の規定は、この法律の施行の際に、障害年金、遺族年金又は養老年金を受け得る権利を有する者に支給する従前の加給金に相当する給付については、この法律の施行の際に当該加給金の計算の基礎となつていない子に適用しては適用しない。

第十七条 この法律の施行前に旧法によつて受給権が生じた年金たる保険給付に關して、前条第二項の規定により、第九十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項に定める消滅時効の期間は、この法律の施行の日から起算するものとする。

第十八条 附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の障害年金の例によつて支給する保険給付については、その額(従前の加給金に相当する給付の額を除く)が、二万一千六百円に満たないときは、同条同項の規定にかかわらず、これを二万一千六百円に引き上げる。

2 附則第十六条第一項の規定による保険給付のうち、従前の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金又は遺族年金の例によつて支給する保険給付については、その額(従前の加給金又は増額金に相当する給付の額を除く)が、一万〇〇〇円に満たないときは、同条同項の規定にかかわらず、これを一万〇〇〇円に引き上げる。

第十九条 附則第十六条第一項の規定による保険給付については、従前の加給金又は増額金に相当する給付の額は、同条同項の規定にかかわらず、一人につき四千八百円とする。

(障害年金の額の特例)  
第二十条 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の障害の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額

金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金の額を加算した額をその障害年金の額とする。

2 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者が、その資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める二級の障害の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二条の規定によつて療疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

3 この法律の施行の際に旧法による被保険者である者が、旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める一級の障害の状態にあることによる障害年金の受給権を取得した場合において、その障害年金の基本年金額に一万二千円を加えた額

が、その者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額額の五倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第一号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

4 この法律の施行の際に旧法による被保険者である者が、旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病につき、第四十七条の規定によつて別表第一に定める二級の障害の状態にあることによる障害年金の受給権を取得し、又はその者につき第五十二条の規定によつて療疾の程度が別表第一に定める一級から二級に減退したことにより障害年金の額を改定すべき場合において、その障害年金の基本年金額が、その者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第五十条第一項第二号の規定にかかわらず、その額に加給年金額を加算した額をその障害年金の額とする。

(遺族年金の額の特例)  
第二十一条 前条第一項又は第三項に規定する障害年金の受給権者が死亡したことによる遺族年金については、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その障害年金の額から加給年金額を控除した額の百分の八十に相当する額をその基本年金額とする。但し、その障害年金の受給権者が死亡した当時別表第一に定める一級の療疾の状態にあつた場合に限る。

九六一

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 厚生年金保険法案外二件

九六二

2 この法律の施行前に旧法による被保険者の資格を喪失した者がその資格喪失前に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条又は附則第十五条の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた者のその資格喪失の日の属する月前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

3 この法律の施行の際現に旧法による被保険者である者が旧法による被保険者であつた間又はこの法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者であつた間に発した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病によつてその資格喪失後二年以内に死亡したことによりその者の遺族が第五十八条の規定によつて遺族年金の受給権を取得した場合における遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者であつた者のこの法律の施行前三箇月間の平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

4 この法律の施行の際現に旧法による被保険者であり、この法律の施行後引き続き第四種被保険者以外の被保険者である者が死亡したことによる遺族年金については、その基本年金額が、その被保険者のこの法律の施行前三箇月間の

平均標準報酬月額額の四倍に相当する額に満たないときは、第三十四条第一項から第三項までの規定にかかわらず、その額をその基本年金額とする。

(脱退手当金の額及び受給資格年齢の特例)

第二十二條 旧法第二十四条から第二十五条ノ二までの規定によつて計算した被保険者期間が五年以上の者であつて、この法律の施行の際現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、第七十条の規定にかかわらず、旧法による被保険者であつた期間について従前の脱退手当金の例によつて計算した額と、この法律の施行後の第四種被保険者以外の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額額に別表第四に定める率を乗じて得た額との合算額とする。

2 前項の者がこの法律の施行後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、その者に第六十九条の脱退手当金を支給する。但し、同条各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(旧法による障害年金等と脱退手当金との関係)

第二十三條 旧法による障害年金若しくは附則第十六条第一項の規定により従前の障害年金の例によつて支給する保険給付又は旧法による障害手当金(附則第十六条第四項の規定により支給する旧法による障害手当金を含む)の支給を受けた者については、第六十九条第三号及び第七十条第二項の規定の適用については、これらの保険給付は、この法律による障害年金又は障害手当金とみなす。

(戦時特例)

第二十四條 昭和十九年一月一日から昭和二十年八月三十一日までの間に於いて、飲業法第四条に規定する事業の事業場を使用され、且つ、常時坑内作業に従事する被保険者であつた者のその期間における被保険者期間の加算については、なお従前の例による。

(被保険者の資格等に関する旧法による報告)

第二十五條 旧法による被保険者であつた期間に關して第七十五条の規定を適用する場合においては、同条第一項但書中「第二十七条の規定による届出」とあるのは、「旧法第九條の規定による報告」と読み替へるものとする。

(従前の保険料)

第二十六條 この法律の施行前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第二十七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(指定共済組合の組合員)

第二十八條 旧法第七十四条の規定に基く旧厚生年金保険法施行令(昭和十六年勅令第二百五十号)第三十二条の規定によつて指定された共済組合の組合員である者については、この法律の適用についても、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第二十九條 健康保険法の一部を次のように改正する。

第三十條 第三項第二号中「現ニ使用セラルル事業」を「現ニ使用セラルル事業所」に、同条同項第三号中「資格ヲ取得シタル日前」を「資格ヲ取得シタル月前」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条ノ二 被保険者ノ資格ノ取得及喪失ハ被保険者ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ但シ第二十条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得並ニ第十九条及前条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ喪失ハ此ノ限ニ在ラズ

被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ前項ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得

被保険者ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルキハ其ノ請求ヲ却下スベシ

第三十二条第一項中「厚生年金保険法第六十二条第一項」を「厚生年金保険法第九十条第一項」に、同条第二項中「厚生年金保険法第六十二条第二項」を「厚生年金保険法第九十条第二項」に、同条第三項中「厚生年金保険法第六十二条」を「厚生年金保険法第九十一条」に、同条第六項中「厚生年金保険法第九十一条」を「厚生年金保険法第九十二条」に改める。

(所得税法の一部改正)

第三十一条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項第二号中「同法第七十四条の規定に基く厚生大臣の指定した共済組合の組合員で同法の被保険者でない者」を「同法附則第二十八條に規定する共済組合の組合員」に改める。

(国庫出納金等端数計算法の一部改正)

第三十二条 国庫出納金等端数計算法(昭和二十五年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)第十九條第五項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第六十号)第十九條第一項」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第三十三条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第二第二号十八中「厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第六十号)」に改める。

(地方税法の一部改正)

第三十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百六十二条第三号中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 号）」に改める。  
（日本専売公社法の一部改正）  
第三十五条 日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。  
第五十三条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）」第十六条の二を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 号）」第十二条に改める。  
（日本電信電話公社法の一部改正）  
第三十七条 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）

（日本国有鉄道法の一部改正）  
第三十六条 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。  
第五十九条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）」第十六条の二を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 号）」第十二条に改める。  
（住宅金融公庫法の一部改正）  
第三十八条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。  
第四十一条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）」第十六

の一部を次のように改正する。  
第八十一条中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）」第十六条の二を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 号）」第十二条に改める。  
（私立学校教職員共済組合法の一部改正）  
第三十九条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第十三項中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）」第二十四条から第二十五条ノ二までの

条ノ二を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 号）」第十二条に改める。  
（私立学校教職員共済組合法の一部改正）  
第三十九条 私立学校教職員共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の一部を次のように改正する。  
附則第十三項中「厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）」第二十四条から第二十五条ノ二までの

規定の定めるところによる。」を「旧厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）」第二十四条から第二十五条ノ二までの規定の例による。」に改める。  
附則第十五項中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に改める。  
附則第十七項中「厚生年金保険法」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第 号）」に改める。

別表第一

| 別表第一 | 麻痺の程度 | 番号 | 麻 疾 の 状 態                                                                                  |
|------|-------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一    | 一     | 一  | 両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの                                                                         |
| 二    | 二     | 二  | 両上肢の用を全く廃したものの                                                                             |
| 三    | 三     | 三  | 両下肢の用を全く廃したものの                                                                             |
| 四    | 四     | 四  | 両上肢を腕関節以上で失つたものの                                                                           |
| 五    | 五     | 五  | 両下肢を足関節以上で失つたものの                                                                           |
| 六    | 六     | 六  | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を残すもの                                 |
| 七    | 七     | 七  | 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を残すもの                                             |
| 八    | 八     | 八  | 傷病がなおらないで、身体機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生大臣が定めるもの |
| 級    |       |    |                                                                                            |
| 二    | 一     | 一  | 両眼の視力が〇・〇四以下に減じたもの                                                                         |
| 三    | 二     | 二  | 一眼の視力が〇・〇二以下に減じ、且つ、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの                                                      |
| 四    | 三     | 三  | 両耳の聴力が、耳鼓に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度に減じたもの                                               |
| 五    | 四     | 四  | 咀嚼又は言語の機能を廃したものの                                                                           |
| 六    | 五     | 五  | 脊柱の機能に高度の障害を残すものの                                                                          |
| 七    | 六     | 六  | 一上肢を腕関節以上で失つたものの                                                                           |
| 八    | 七     | 七  | 一下肢を足関節以上で失つたものの                                                                           |
| 九    | 八     | 八  | 一上肢の用を全く廃したものの                                                                             |
| 一〇   | 九     | 九  | 一下肢の用を全く廃したものの                                                                             |
| 一一   | 一〇    | 一〇 | 両上肢のすべての指の用を廃したものの                                                                         |
| 一二   | 一一    | 一一 | 両下肢をリスフラン関節以上で失つたものの                                                                       |

|     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 級   | 三   | 級   | 二   |
| 一   | 一   | 一   | 一   |
| 二   | 二   | 二   | 二   |
| 三   | 三   | 三   | 三   |
| 四   | 四   | 四   | 四   |
| 五   | 五   | 五   | 五   |
| 六   | 六   | 六   | 六   |
| 七   | 七   | 七   | 七   |
| 八   | 八   | 八   | 八   |
| 九   | 九   | 九   | 九   |
| 一〇  | 一〇  | 一〇  | 一〇  |
| 一一  | 一一  | 一一  | 一一  |
| 一二  | 一二  | 一二  | 一二  |
| 一三  | 一三  | 一三  | 一三  |
| 一四  | 一四  | 一四  | 一四  |
| 一五  | 一五  | 一五  | 一五  |
| 一六  | 一六  | 一六  | 一六  |
| 一七  | 一七  | 一七  | 一七  |
| 一八  | 一八  | 一八  | 一八  |
| 一九  | 一九  | 一九  | 一九  |
| 二〇  | 二〇  | 二〇  | 二〇  |
| 二一  | 二一  | 二一  | 二一  |
| 二二  | 二二  | 二二  | 二二  |
| 二三  | 二三  | 二三  | 二三  |
| 二四  | 二四  | 二四  | 二四  |
| 二五  | 二五  | 二五  | 二五  |
| 二六  | 二六  | 二六  | 二六  |
| 二七  | 二七  | 二七  | 二七  |
| 二八  | 二八  | 二八  | 二八  |
| 二九  | 二九  | 二九  | 二九  |
| 三〇  | 三〇  | 三〇  | 三〇  |
| 三一  | 三一  | 三一  | 三一  |
| 三二  | 三二  | 三二  | 三二  |
| 三三  | 三三  | 三三  | 三三  |
| 三四  | 三四  | 三四  | 三四  |
| 三五  | 三五  | 三五  | 三五  |
| 三六  | 三六  | 三六  | 三六  |
| 三七  | 三七  | 三七  | 三七  |
| 三八  | 三八  | 三八  | 三八  |
| 三九  | 三九  | 三九  | 三九  |
| 四〇  | 四〇  | 四〇  | 四〇  |
| 四一  | 四一  | 四一  | 四一  |
| 四二  | 四二  | 四二  | 四二  |
| 四三  | 四三  | 四三  | 四三  |
| 四四  | 四四  | 四四  | 四四  |
| 四五  | 四五  | 四五  | 四五  |
| 四六  | 四六  | 四六  | 四六  |
| 四七  | 四七  | 四七  | 四七  |
| 四八  | 四八  | 四八  | 四八  |
| 四九  | 四九  | 四九  | 四九  |
| 五〇  | 五〇  | 五〇  | 五〇  |
| 五一  | 五一  | 五一  | 五一  |
| 五二  | 五二  | 五二  | 五二  |
| 五三  | 五三  | 五三  | 五三  |
| 五四  | 五四  | 五四  | 五四  |
| 五五  | 五五  | 五五  | 五五  |
| 五六  | 五六  | 五六  | 五六  |
| 五七  | 五七  | 五七  | 五七  |
| 五八  | 五八  | 五八  | 五八  |
| 五九  | 五九  | 五九  | 五九  |
| 六〇  | 六〇  | 六〇  | 六〇  |
| 六一  | 六一  | 六一  | 六一  |
| 六二  | 六二  | 六二  | 六二  |
| 六三  | 六三  | 六三  | 六三  |
| 六四  | 六四  | 六四  | 六四  |
| 六五  | 六五  | 六五  | 六五  |
| 六六  | 六六  | 六六  | 六六  |
| 六七  | 六七  | 六七  | 六七  |
| 六八  | 六八  | 六八  | 六八  |
| 六九  | 六九  | 六九  | 六九  |
| 七〇  | 七〇  | 七〇  | 七〇  |
| 七一  | 七一  | 七一  | 七一  |
| 七二  | 七二  | 七二  | 七二  |
| 七三  | 七三  | 七三  | 七三  |
| 七四  | 七四  | 七四  | 七四  |
| 七五  | 七五  | 七五  | 七五  |
| 七六  | 七六  | 七六  | 七六  |
| 七七  | 七七  | 七七  | 七七  |
| 七八  | 七八  | 七八  | 七八  |
| 七九  | 七九  | 七九  | 七九  |
| 八〇  | 八〇  | 八〇  | 八〇  |
| 八一  | 八一  | 八一  | 八一  |
| 八二  | 八二  | 八二  | 八二  |
| 八三  | 八三  | 八三  | 八三  |
| 八四  | 八四  | 八四  | 八四  |
| 八五  | 八五  | 八五  | 八五  |
| 八六  | 八六  | 八六  | 八六  |
| 八七  | 八七  | 八七  | 八七  |
| 八八  | 八八  | 八八  | 八八  |
| 八九  | 八九  | 八九  | 八九  |
| 九〇  | 九〇  | 九〇  | 九〇  |
| 九一  | 九一  | 九一  | 九一  |
| 九二  | 九二  | 九二  | 九二  |
| 九三  | 九三  | 九三  | 九三  |
| 九四  | 九四  | 九四  | 九四  |
| 九五  | 九五  | 九五  | 九五  |
| 九六  | 九六  | 九六  | 九六  |
| 九七  | 九七  | 九七  | 九七  |
| 九八  | 九八  | 九八  | 九八  |
| 九九  | 九九  | 九九  | 九九  |
| 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 厚生年金保険法案外二件

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廢したものととは、指の末節の半分以上を失ひ、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 足ゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 足ゆびの用を廢したものとは、第一趾は末節の半分以上、その他のゆびは末節以上を失つたもの又は趾趾関節若しくは第一趾趾関節（第一趾にあつては足趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

別表第二

| 番号 | 疾 状                                                          |
|----|--------------------------------------------------------------|
| 一  | 両眼の視力が〇・六以下に減じたもの                                            |
| 二  | 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの                                            |
| 三  | 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの                                            |
| 四  | 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの                         |
| 五  | 両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障害を残すもの                                     |
| 六  | 一耳の聴力が、耳鼓に接しなければ大声による話を解することができない程度に減じたもの                    |
| 七  | 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの                                            |
| 八  | 脊柱の機能に障害を残すもの                                                |
| 九  | 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの                                 |
| 一〇 | 一上肢の三大関節のうち、一関節に著しい機能障害を残すもの                                 |
| 一一 | 一上肢を三センチメートル以上短縮したもの                                         |
| 一二 | 長管状骨に著しい転位変形を残すもの                                            |
| 一三 | 一上肢の二指以上を失つたもの                                               |
| 一四 | 一上肢のひとさし指を失つたもの                                              |
| 一五 | 一上肢の三指以上の用を廢したもの                                             |
| 一六 | ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廢したもの                                      |
| 一七 | 一上肢のおや指の用を廢したもの                                              |
| 一八 | 一上肢の第一趾又は他の四趾以上を失つたもの                                        |
| 一九 | 一上肢の五趾の用を廢したもの                                               |
| 二〇 | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの |
| 二一 | 精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの           |
| 二二 | を必要とする程度の障害を残すもの                                             |

備考 別表第一の備考と同じ。

別表第三

| 第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間 | 率   | 第二種被保険者としての被保険者期間 | 率   |
|----------------------------|-----|-------------------|-----|
| 六〇月以上 七二月未満                | 一・一 | 二四月以上 三六月未満       | 〇・六 |
| 七二月以上 八四月未満                | 一・三 | 三六月以上 四八月未満       | 〇・九 |
| 八四月以上 九六月未満                | 一・五 | 四八月以上 六〇月未満       | 一・二 |
| 九六月以上 一〇八月未満               | 一・八 | 六〇月以上 七二月未満       | 一・五 |
| 一〇八月以上 一二〇月未満              | 二・一 | 七二月以上 八四月未満       | 一・八 |
| 一二〇月以上 一三二月未満              | 二・四 | 八四月以上 九六月未満       | 二・一 |
| 一三二月以上 一四四月未満              | 二・七 | 九六月以上 一〇八月未満      | 二・四 |
| 一四四月以上 一五六月未満              | 三・〇 | 一〇八月以上 一二〇月未満     | 二・八 |
| 一五六月以上 一六八月未満              | 三・三 | 一二〇月以上 一三二月未満     | 三・二 |
| 一六八月以上 一八〇月未満              | 三・六 | 一三二月以上 一四四月未満     | 三・六 |
| 一八〇月以上 一九二月未満              | 三・九 | 一四四月以上 一五六月未満     | 四・〇 |
| 一九二月以上 二〇四月未満              | 四・二 | 一五六月以上 一六八月未満     | 四・四 |
| 二〇四月以上 二一六月未満              | 四・六 | 一六八月以上 一八〇月未満     | 四・八 |
| 二一六月以上 二二八月未満              | 五・〇 | 一八〇月以上 一九二月未満     | 五・二 |
| 二二八月以上                     | 五・四 | 一九二月以上 二〇四月未満     | 五・七 |
|                            |     | 二〇四月以上 二一六月未満     | 六・二 |
|                            |     | 二一六月以上 二二八月未満     | 六・七 |
|                            |     | 二二八月以上            | 七・二 |

別表第四

| 第二種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間 | 率   | 第二種被保険者としての被保険者期間 | 率   |
|----------------------------|-----|-------------------|-----|
| 一二月未満                      | 〇・二 | 一二月未満             | 〇・二 |
| 一二月以上 二四月未満                | 〇・三 | 一二月以上 二四月未満       | 〇・四 |
| 二四月以上 三六月未満                | 〇・五 | 二四月以上 三六月未満       | 〇・六 |
| 三六月以上 四八月未満                | 〇・七 | 三六月以上 四八月未満       | 〇・九 |



- 第二節 療養ノ給付及傷病手当金(第二十八条—第三十一条ノ三)
- 第三節 分擔費、出產手当金及育兒手当金(第三十二条—第三十三条)
- 第四節 失業保險金(第三十三条ノ二—第三十三条ノ十四)
- 第五節 老齡年金(第三十四条—第三十九条)
- 第六節 障害年金及障害手当金(第四十条—第四十五条ノ三)
- 第七節 脱退手当金(第四十六条—第四十九条)
- 第八節 寡婦年金、寡夫年金及遺孀年金(第四十九条ノ二—第四十九条ノ六)
- 第九節 遺族年金及葬祭料(第五十条—第五十条ノ八)
- 第十節 保險給付ノ制限(第五十一条—第五十七条)
- 第十一節 福祉施設(第五十七條ノ二)
- 第四章 費用ノ負担(第五十八條—第六十二条ノ三)
- 第五章 審査ノ請求(第六十三条—第六十七条)
- 第六章 罰則(第六十八條—第七十條)
- 附則
- 第一条第一項中「負傷」の下に「分娩」を加える。
- 第四条第一項を次のように改め、同条第二項中「現在ニ依リ」の下に「都道府県知事」を加え、同条第三項中「場合ニ於テハ」の下に「都道府県知事ハ」を加え、「変更」を「改定」に改める。
- 標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ム

| 標準報酬等級 | 標準報酬額   |        | 報 酬 月 額             |
|--------|---------|--------|---------------------|
|        | 月 額     | 日 額    |                     |
| 第一級    | 四、〇〇〇円  | 一三〇円   | 四、五〇〇円未満            |
| 第二級    | 五、〇〇〇円  | 一七〇円   | 四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満   |
| 第三級    | 六、〇〇〇円  | 二〇〇円   | 五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満   |
| 第四級    | 七、〇〇〇円  | 二三〇円   | 六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満   |
| 第五級    | 八、〇〇〇円  | 二七〇円   | 七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満   |
| 第六級    | 九、〇〇〇円  | 三〇〇円   | 八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満   |
| 第七級    | 一〇、〇〇〇円 | 三三〇円   | 九、五〇〇円以上 一〇、〇〇〇円未満  |
| 第八級    | 一一、〇〇〇円 | 四〇〇円   | 一〇、〇〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満 |
| 第九級    | 一二、〇〇〇円 | 四七〇円   | 一一、〇〇〇円以上 一二、〇〇〇円未満 |
| 第一〇級   | 一六、〇〇〇円 | 五三〇円   | 一二、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満 |
| 第一一級   | 一八、〇〇〇円 | 六〇〇円   | 一三、〇〇〇円以上 一四、〇〇〇円未満 |
| 第一二級   | 二〇、〇〇〇円 | 六七〇円   | 一四、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満 |
| 第一三級   | 二二、〇〇〇円 | 七三〇円   | 一五、〇〇〇円以上 一六、〇〇〇円未満 |
| 第一四級   | 二四、〇〇〇円 | 八〇〇円   | 一六、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満 |
| 第一五級   | 二六、〇〇〇円 | 八七〇円   | 一七、〇〇〇円以上 一八、〇〇〇円未満 |
| 第一六級   | 二八、〇〇〇円 | 九三〇円   | 一八、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満 |
| 第一七級   | 三〇、〇〇〇円 | 一、〇〇〇円 | 一九、〇〇〇円以上 二〇、〇〇〇円未満 |
| 第一八級   | 三三、〇〇〇円 | 一、一〇〇円 | 二〇、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満 |
| 第一九級   | 三六、〇〇〇円 | 一、二〇〇円 | 二一、〇〇〇円以上 二二、〇〇〇円未満 |

第四條ノ二第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有若シハ使用セラルベキ被保險者ノ報酬ニ付基本タルベキ固定給ノ外船舶ニ乗組ムコト、船舶ノ就航区域、船積貨物ノ種類等ニ依リ變動スベキ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ前三号ノ規定ニ拘ラズ第一号ノ規定ニ依リ算定シタル基本タルベキ固定給ノ額ト變動スベキ報酬ノ額トヲ基準トシ厚生大臣ノ定ムル方法ニ依リ算定シタル額

第五條第一項中「療養費」の下に「家族療養費」を、「傷病手当金」の下に「分娩費、出產手当金、育兒手当金、配偶者分擔費」を加え、「又ハ葬祭料」を「葬祭料又ハ家族葬祭料」に改め、「二年ヲ経過シタルトキ」の下に「其ノ他ノ保險給付ヲ受クル權利ハ五年ヲ経過シタルトキ」を加える。

第九條第二項中「其ノ使用スル者ノ」を「其ノ使用スル者ニ關シ」に、「船舶所有者ノ使用スル者ノ異動及報酬ニ關シ」を「船舶所有者ノ使用スル者ニ關シ第二十一条ノ二規定スル事項以外ノ事項ニ付」に改める。

第十二條第一項中「保險料」を「保險料其ノ他本法ニ依リ徴収金」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 国家公務員共済組合法ニ依リ共済組合ノ組合員(以下単ニ組合員ト稱ス)タル被保險者ニ對シテハ本法ニ依リ保險給付ハ之ヲ為サズ

組合員タル被保險者タリシ者ニ對シテモ前項ト同様トス但シ組合員タル被保險者ガ組合員タル資格ヲ喪失シタル際ニホ本法ノ適用ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ者ガ再ビ被保險者タル組合員ト為ル迄ノ間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ規定ハ組合員タル被保險者タリシ者ガ組合員タル被保險者以外ノ被保險者ノ資格ヲ取得シタル場合ニ於テ其ノ者ニ對シ其ノ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日以後ノ期間ニ基キ本法ニ依リ保險給付ヲ為スコトヲ妨ゲズ

前三項ノ規定ニ依リ本法ニ依リ保險給付ヲ受クルコトヲ得ザル間ニ死亡シタル被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ遺族ニ對シテハ本法ニ依リ保險給付ハ之ヲ為サズ

第十五條ノ二中「前條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者」を「組合員タル被保險者」に改める。

第十五條ノ三の次に次の一條を加える。

第十五條ノ四 被保險者又ハ被保險者タリシ者ガ組合員タル被保險者



昭和二十九年五月十四日 参議院會議第四十六号 厚生年金保險法案の一部

- ト為リタルトキハ其ノ者ニ係ル積立金ニ相当スル金額ヲ船員保險特別會計ヨリ当該組合員ノ所屬スル共済組合ニ移換ス
- 前項ノ金額ノ計算ニ関シテハ命令ノ定ムル所ニ依ル
- 第十九条ノ次に次の一条を加える。
- 第十九条ノ二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得及喪失並ニ被保険者ノ種別(其ノ期間ガ失業保險金ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤ及其ノ期間ガ第三十四条第一項第二号ノ規定ニ依ル老齡年金ノ受給要件タル被保険者タリシ期間ニ算入セラルル被保険者ナルヤ否ヤノ區別ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ變更ハ都道府県知事ノ確認ニ依リ其ノ効力ヲ生ズ
- 前項ノ確認ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出若ハ第二十一条ノ五ノ第一項ノ規定ニ依ル請求ニ依リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ行フモノトス
- 第二十条第一項中「七年」を「七年六月」に改め、「被保険者タリシ者」の下に「(三十五歳以後ニ於ケル被保険者タリシ期間ガ十一年三月以上ナル者ヲ除ク)」を加える。
- 第二十一条第二号中「十五年ニ達シタルトキ」の下に「又ハ三十五歳以後ニ於ケル之等ノ期間ヲ合算シテ十一年三月ニ達シタルトキ」を加える。
- 第二章ノ次に次の一章を加える。
- 第二章ノ二 届出、記録等
- 第二十一条ノ二 船舶所有者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ノ資格ノ取得及喪失、被保険者ノ種別ノ變更並ニ報酬月額ニ関スル事項ヲ都道府県知事ニ届出ツベシ
- 第二十一条ノ三 都道府県知事ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認又ハ
- 第四条第二項ノ規定ニ依ル決定若ハ同条第三項ノ規定ニ依ル改定ヲ行ヒタルトキハ其ノ旨ヲ船舶所有者ニ通知スベシ
- 船舶所有者ハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ遅滞ナク之ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ通知スベシ
- 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テ其ノ者ノ所在ガ不明ナルハ前項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ船舶所有者ハ都道府県知事ニ其ノ旨ヲ届出ツベシ
- 都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ所在ガ不明ナル者ニ付船舶所有者ニ通知シタル事項ヲ公告スベシ
- 都道府県知事ハ船舶所有者ノ所在ガ不明ナルヲ為其ノ他已ムヲ得ザル事由アリタルヲ第一項ノ規定ニ依ル通知ヲ為スコト能ハザルトキハ同項ノ規定ニ依ル通知ニ代ヘ其ノ通知スベキ事項ヲ公告スベシ
- 第二十一条ノ四 都道府県知事ハ第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ其ノ届出ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ旨ヲ其ノ届出ヲ為シタル船舶所有者ニ通知スベシ
- 前条第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ通知ニ付テ之ヲ準用ス
- 第二十一条ノ五 被保険者又ハ被保険者タリシ者ハ何時タリトモ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認ヲ請求スルコトヲ得
- 都道府県知事ハ前項ノ規定ニ依ル請求アリタル場合ニ於テ其ノ請求ニ係ル事実ナシト認ムルトキハ其ノ請求ヲ却下スベシ
- 第二十一条ノ六 厚生大臣ハ被保険者ニ関スル原簿ヲ備ヘ之ニ被保険者ノ氏名、被保険者ノ資格ノ取得及喪失ノ年月日、標準報酬額其ノ他命令ノ定ムル事項ヲ記録スベシ
- 第三十三条ノ三「十六歳以上及十八歳以上」に改める。
- 第二十三条ノ四第一項中「第三十六条、第三十七条、第四十二条乃至第四十二条ノ三、第四十九条ノ七」を「第四十二条、第四十二条ノ三」に改め、「祖父母」の下に「並ニ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者」を加え、同条第二項及び第三項を削る。
- 第二十三条ノ五を次のように改める。
- 第二十三条ノ五 前条ノ一時金ヲ受クベキ者ノ順位ハ左ニ掲グル順序ニ依ルモノトシ第二号又ハ第四号ニ該当スル者ノ間ニ於テハ当該各号ニ定ムル順序ニ依ルモノトス
- 一 配偶者
- 二 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル子、父母、孫及祖母
- 三 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ死亡當時其ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ前号ニ掲グル者以外ノモノ
- 四 第二号ニ該当セザル子、父母、孫及祖母
- 第二十三条ノ二第一項但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
- 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第一項第二号乃至第四号ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シテ之ヲ厚生大臣又ハ船舶所有者ニ届出タルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラス其ノ者ニ前条ノ一時金ヲ支給ス但シ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ配偶者アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 前項ノ指定ハ遺言ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得
- 第二十三条ノ六第一項第一号中「五十歳以上」を「五十歳以上」に改め、同項第二号中「五十歳未満」を「五十歳未満」に改め、同項第五号を「第七号」とし、第四号を「第六号」とし、第七号を「第八号」と改め、同項第三号中「五十歳以上」を「六十歳以上」に改め、同項を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。
- 三 被保険者若ハ被保険者タリシ者又ハ障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ死亡當時四十歳以上ニシテ其ノ後五十五歳ニ達シタル寡婦(五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第二十五条ノ四第二号ニ該当スルニ至リタル者ヲ除ク)
- 四 第二号ニ該当スル寡婦ニシテ同号ニ定ムル子ガ第五号ノ四各号ノ一ニ該当スルニ至リタルコトニ因リ第四十九条ノ五ノ規定ニ依リ寡婦年金ヲ受クル權利ヲ失ヒタル當時四十歳以上ニシテ其ノ後五十五歳ニ達シタルモノ(五十五歳ニ達スル迄ノ間ニ第二十五条ノ四第二号ニ該当スルニ至リタル者ヲ除ク)
- 第二十四条中「養老年金」を「老齡年金」に改め、同条の次に次の一条を加える。
- 第二十四条ノ二 老齡年金、障害年金、遺族年金、寡婦年金、課税年金及遺族年金ノ金額ニ五十歳未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨テ五十歳以上一円未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ一円トス
- 第二十五条の次に次の一条を加える。
- 第二十五条ノ二 船舶所有者ガ故意又ハ重大ナル過失ニ依リ第二十一
- 条ノ二ノ規定ニ依ル届出ヲ為サザリシ場合ニ於テ其ノ届出ヲ為サザリシ期間内ニ生ジタル被保険者ノ職務上ノ事由ニ因リ疾病、負傷若ハ死亡又ハ其ノ疾病若ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病若ハ傷疾ニ付船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保險給付ヲ為シタルトキハ政府ハ当該船舶所有者ガ同法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額ノ限度内ニ於テ其ノ保險給付ニ要シタル費用ヲ当該船舶所有者ヨリ徴収スルコトヲ得但シ被保険者ノ当該疾病、負傷又ハ死亡ノ生ジタル前ニ当該期間ニ係ル被保険者ノ資格ノ取得ニ付第二十一条ノ五第一項ノ規定ニ依ル確認ヲ請求又ハ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル確認アリタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ
- 第二十六条但書中「養老年金」を「老齡年金」に改める。
- 第二十七条ノ二第一項中「又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ者ガ死亡シタルニ因リ支給スベキ脱退手当金」を削る。
- 第二十七条ノ三第三項及び第五項を削る。
- 第三十条第一項に次の但書を加え、同条第二項第三号中「職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト称ス)」を「職務外ノ事由」に改める。
- 但シ職務上ノ事由以外ノ事由(以下職務外ノ事由ト称ス)ニ因リ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付支給スベキ傷病手当金ハ其ノ支給開始後三年ヲ経過シタルトキハ之ヲ支給セズ
- 第三十二条を第三十一条ノ二とし、第三十三条を第三十一条ノ三と

し、同条の次に次の一節を加える。

### 第三節 分給費、出産手当金及育児手当金

第三十二条 被保険者又は被保険者たるシテ分給シタルトキハ分給費トシテ標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ被保険者又ハ被保険者タルシテ分給シタルトキハ分給費トシテ標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額ヲ支給ス

第三十二条ノ二 被保険者又ハ被保険者タルシテ分給シタルトキハ分給費トシテ標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額ヲ支給ス

第三十二条ノ三 被保険者タルシテ分給シタルトキハ分給費トシテ標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額ヲ支給ス

第三十二条ノ四 都道府県知事ハ被保険者又ハ被保険者タルシテ分給シタルトキハ分給費トシテ標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額ヲ支給ス

第三十二条ノ五 出産手当金ノ支給ヲ為ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手当金又ハ失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三条 被保険者ノ配偶者ガ分給シタルトキハ被保険者ニ対シテ配偶者分給費トシテ千四百円ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ出生児ヲ有テタルトキハ被保険者又ハ被保険者タルシテ分給シタルトキハ分給費トシテ標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額ヲ支給ス

第三十二条ノ二ノ規定ハ前項ノ育児手当金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ五ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ六ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ七ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ八ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ九ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十一ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十二ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十三ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十四ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十五ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十六ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十七ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十八ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ十九ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十一ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十二ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十三ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十四ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十五ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十六ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十七ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十八ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ二十九ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十一ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十二ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十三ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十四ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十五ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十六ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十七ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十八ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ三十九ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十一ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十二ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十三ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十四ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十五ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十六ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十七ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十八ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ四十九ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ五十ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ五十一ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ五十二ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ五十三ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ五十四ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ五十五ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

第三十二条ノ五十六ノ規定ハ前項ノ失業保険金ノ支給ニ付テハ準用ス

ヲ停止セラレタルトキ」に改める。  
第四十五条中「養老年金」を「老齡年金」に改める。

第四十五条ノ二の次に次の一条を加える。

第四十五条ノ三 厚生大臣ハ職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ニ付其ノ廢疾ノ程度ヲ診査シ其ノ程度ガ從前ノ廢疾ノ等級以外ノ等級ニ該當スルト認ムルトキハ其ノ程度ニ應ジ障害年金ノ額ヲ改定スルコトヲ得

職務上ノ事由ニ因ル障害年金ノ支給ヲ受クル者ハ厚生大臣ニ對シ廢疾ノ程度ガ増進シタルコトニ因ル障害年金ノ額ノ改定ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ハ障害年金ヲ受クル權利ヲ有スルニ至リタル日又ハ第一項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ診査ヲ受ケタル日より起算シ一年ヲ經過セザル間ハ之ヲ為スコトヲ得ズ

「第五節 脱退手当金」を「第七節 脱退手当金」に改める。  
第四十六条第一項中「死亡シタルトキ又ハ」を削り、「五十歳」を「五十歳に」、「若ハ」を「又ハ」に改め、但書を削り、同条第二項を次のように改める。

被保険者タリシ期間二年以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ脱退手当金ヲ支給ス

第四十六条第三項中「、傷病手当金ノ支給ヲ受クル者又ハ失業保険金ノ支給ヲ受クル者」を「又ハ傷病手当金、出産手当金若ハ失業保険金ノ支給ヲ受クル者」に、同条第四項中「第

三十四条第二号、第四十九条ノ二又ハ第四十九条ノ七」を「第三十四条第一項第二号又ハ第三号」に改める。

第四十七条但書を削る。

第四十七条ノ二を削る。

第四十八条に次の一項を加える。  
障害年金又ハ障害手当金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニシテ前条ノ規定ニ依ル脱退手当金ノ額ガ其ノ支給ヲ受ケタル障害年金及障害手当金ノ總額ニ滿タザルモノニハ脱退手当金ヲ支給セズ

第四十九条を次のように改める。  
第四十九条 障害年金又ハ障害手当金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニ支給スル脱退手当金ノ額ハ第四十七条ノ規定ニ拘ラズ同条ノ規定ニ依ル額ヨリ其ノ支給ヲ受ケタル障害年金及障害手当金ノ總額ヲ控除シタル金額トス

「第六節 寡婦年金、寡夫年金及遺孀年金」を「第八節 寡婦年金、寡夫年金及遺孀年金」に改める。  
第四十九条ノ二中「第三十四条第二号」を「第三十四条第一項第二号又ハ第三号」に「疾病ニ因リ其ノ資格喪失後二年以内ニ」を「疾病ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日より起算シ三年以内ニ其ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リテ発シタル疾病ニ因リ」に、「別表第六」を「別表第四欄」に改める。

第四十九条ノ三第二項及第四十九条ノ四中「二千四百円」を「四千八百円」に改める。

第四十九条ノ七を削る。  
「第七節 遺族年金及葬祭料」を「第九節 遺族年金及葬祭料」に改める。

昭和二十九年五月十四日 參議院會議錄第四十六号 厚生年金保險法案外二件

第五十条中「被保険者タリシ者ノ遺族」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族」に、同条第一号中「第三十四条各号」を「第三十四条第一項各号」に、「被保険者タリシ者」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者」に改める。

第五十条ノ二第二項中第一号を次のように改め、第二号及第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同条第二項中「第四号又ハ第五号」を「第二号又ハ第三号」に改める。

一 第三十四条第一項各号ノ一ニ該當スル被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ者ガ支給ヲ受ケ又ハ支給ヲ受ケタルコトヲ得ベカリシ老齡年金ノ額ノ二分ノ一ニ相當スル金額

第五十条ノ三「平均標準報酬日額ノ十分ノ二ニ相當スル金額（前条第一項第四号又ハ第五号ノ場合ニ於テハ二千四百円）を「四千八百円」に、「前条各項」を「前条第一項各号」に改める。

第五十条ノ四第二号中「又ハ養子縁組（届出ヲ為サザルモ事實上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ルモノヲ含ム）ニ因リ養子ト為リタルトキ」を削り、同条第四号中「男子タル配偶者」を削り、同条同条第六号とし、同条中第三号〇を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 直系姻族以外ノ者ノ養子（届出ヲ為サザルモ事實上養子縁組ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム）ト為リタルトキ

四 離縁ニ因リ死亡シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ親族關係ガ終了シタルトキ

第五十条ノ六中「遺族年金ノ支給ヲ受クル者」を「第五十条第二号又ハ第三号ニ該當シタルニ因リ遺族年金ノ支給ヲ受クル者」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とする。

第五十条ノ七中「被保険者タリシ者ノ遺族」を「被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ遺族ニシテ葬祭ヲ行フモノ」に改める。

「第八節 保險給付ノ制限」を「第十節 保險給付ノ制限」に改める。  
第五十一条第二項中「第三十六条、第三十七条、第四十二条乃至第四十二条ノ三、第四十九条ノ七」を「第四十二条、第四十二条ノ三」に改める。

第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条ノ二 保險料ヲ徴收スル權利ガ時効ニ因リ消滅シタルトキハ當該保險料ニ係ル被保險者タリシ期間ニ基ク保險給付ハ之ヲ為サズ但シ當該被保險者タリシ期間ニ係ル被保險者ノ資格ノ取得ニ付第二十一条ノ二ノ規定ニ依ル確認ノ請求アリタル後保險料ヲ徴收スル權利ガ時効ニ因リ消滅シタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十三条第一項中「療養ノ給付又ハ傷病手当金」を「療養ノ給付、傷病手当金、分娩費、出産手当金又ハ育児手当金」に改め、同項に次の但書を加え、同項第二号中「矯正院」を「少年院」に改める。

但シ第一号ニ該當スル場合ニ於テハ第二十八条ノ二ノ規定ニ依リ行政庁ノ指定スル者ニ就キ受クル第二十八条第一号乃至第三号ニ掲グル療養ノ給付ヲ除ク

第五十五条中「傷病手当金」の下に「又ハ失業保険金」を加える。  
第五十六条中「傷病手当金」の下に「、出産手当金」を加える。

第五十六条ノ二の次に次の二条を加える。  
第五十六条ノ三 被扶養者外國ニ在ルトキハ其ノ期間ニ係ル疾病又ハ負傷ニ關シテハ家族療養費ノ支給ヲ為サズ

第五十六条ノ四 配偶者外國ニ在ルトキハ其ノ期間ニ係ル第三十三条第一項ノ規定ニ依ル配偶者分擔費又ハ同条第二項ノ規定ニ依ル育児手当金ノ支給ヲ為サズ

第五十七条中「養老年金」を「老齡年金」に改める。  
「第九節 福祉施設」を「第十一節 福祉施設」に改める。

第五十七条ノ二中「被保險者タリシ者」の下に「被扶養者」を加える。  
第五十八条第一項中「、傷病手当金、葬祭料」を「、療養費、家族療養費、傷病手当金、分娩費、出産手当金、育児手当金、配偶者分擔費、葬祭料、家族葬祭料」に改める。

第五十九条第四項第一号中「千分ノ二十四」を「千分ノ百六十一」に、同項第二号中「千分ノ百九十四」を「千分ノ百四十五」に、同項第三号中「千分ノ百」を「千分ノ三十五」に改め、同条中第三項の次に次の一項を加える。

九六九

昭和二十九年五月十四日、参議院會議録第四十六号 厚生年金保険法案外二件

保険料率ハ保險給付ニ要スル費用ノ予想額並ニ予定運用収入及国库負担ノ額ニ照シ将来ニ亘リ財政ノ均衡ヲ保ツコトヲ得ルモノタルベク且少クとも五年毎ニ此ノ基準ニ從ヒ再計算サルベキモノトス

第六十条第一項第一号中「二百十四分ノ八十四を」百六十一分ノ四十九に、「二百十四分ノ百三十三を」百六十一分ノ百十二に、同項第二号中「百九十四分ノ七十四を」百四十五分ノ四十一に、「百九十四分ノ百二十を」百四十五分ノ百四に改める。

第六十三条第一項中「標準報酬」を「被保險者ノ資格、標準報酬」に改め、同条に次の一項を加える。

被保險者ノ資格又ハ標準報酬ニ關スル処分ガ確定シタルトキハ其ノ処分ニ付テノ不服バ之ヲ當該処分ニ基テ保險給付ニ關スル処分ニ付テノ不服ノ理由ト為スコトヲ得ズ

第六十九条第一号中「報告」を「届出」に改める。

附則第二項中「被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」を「昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第六ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ニ同日以後ニ於ケル被保險者タリシ全期間ノ平均標準報酬月額ニ別表第七ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額ヲ加ヘタル金額」に改め、同項但書及び附則第三項を削る。

別表第三を次のように改める。

別表第三

| 被保險者タリシ期間 | 月数  |
|-----------|-----|
| 一年以上      | 〇・六 |
| 二年以上      | 〇・九 |
| 三年以上      | 一・二 |
| 四年以上      | 一・五 |
| 五年以上      | 一・八 |
| 六年以上      | 二・一 |
| 七年以上      | 二・二 |
| 八年以上      | 二・五 |
| 九年以上      | 二・九 |
| 一〇年以上     | 三・三 |
| 一二年以上     | 三・七 |
| 一三一年以上    | 四・二 |
| 一四一年以上    | 四・七 |
| 一五一年以上    | 五・三 |

別表第四を削り、別表第五を別表第四とし、別表第六を別表第五とする。

別表第七中「被保險者タリシ期間」を「昭和二十九年五月一日前ニ於ケル被保險者タリシ期間」に改め、同表を別表第六とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第七

| 被保險者タリシ期間 | 月数  |
|-----------|-----|
| 一年未満      | 〇・二 |
| 一年以上      | 〇・四 |
| 二年以上      | 〇・六 |
| 三年以上      | 〇・九 |

|        |     |
|--------|-----|
| 四年以上   | 一・二 |
| 五年以上   | 一・五 |
| 六年以上   | 一・八 |
| 七年以上   | 二・一 |
| 八年以上   | 二・五 |
| 九年以上   | 二・九 |
| 一〇年以上  | 三・三 |
| 一二年以上  | 三・七 |
| 一三一年以上 | 四・二 |

附則

第一条 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

(標準報酬等)

第二条 この法律の施行前に被保險者の資格を取得して、この法律の施行の日まで引き続き被保險者の資格のある者のうち、同日の前日における標準報酬月額が四千五百円、三万二千円又は三万四千円である者については、昭和二十九年五月からその標準報酬を改定する。

第三条 この法律の施行前に被保險者であつた者の老齢、廃疾又は死亡に關し、この法律の施行後に保險給付の支給を受ける権利を有するに至つた者に支給する保險給付につき平均標準報酬月額を計算する場合において、その計算の基礎となる標準報酬月額に四千円に満たないものがあるときは、これを四千円とする。

第四条 昭和二十七年四月一日前及び同日以後において被保險者であつた者に關し、障害年金及び障害手当金並びに遺族年金、かん夫年金及び遺族年金の額を計算する場合においては、第二十七条ノ三第一項の規定にかかわらず、同日前の被保險者であつた期間の標準報酬月額は、平均標準報酬月額の計算の基礎となし。

(積立金の移換)

第五条 この法律による改正後の第十五条ノ四の規定は、この法律の施行前に組合員たる被保險者となつた者に關しても、適用する。

(従前の規定に依る報告)

第六条 この法律の施行前に船舶所有者が被保險者の資格の取得に關しこの法律による改正前の第九条第一項の規定に基き都道府県知事に対してした報告は、この法律による改正後の第二十一条ノ二の規定によつてした届出とみなす。

(従前の例による保險給付)

第七条 この法律の施行の際現に養老年金(この法律の施行の際現にこの法律による改正前の第三十九条第一項の規定によりその支給を停止されている養老年金を除く)を受ける権利を有する者に対しては、この法律の施行後も、なお従前の例による保險給付を支給する。その者若しくはこの法律の施行の際現に左の各号に掲げる保險給付を受ける権利を有する者又はこれらの者の遺族が死亡し、失権し、又は所在不明となつた場合におけるこれらの者の遺族又は同順位の者は次順位の遺族について、同様とする。

九七〇

一 職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金

二 遺族年金、かん夫年金又は遺族年金

三 この法律による改正前の第三十四条各号の一に該当する被保險者又は被保險者であつた者が職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

(従前の養老年金の例による保險給付)

第八条 前条の規定による保險給付のうち、従前の養老年金の例によつて支給する保險給付の額は、同条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十五条及び附則第三条の規定に準じて計算した額とする。但し、その額は、従前の養老年金の額を下らないものとする。

2 前項の保險給付については、前条の規定にかかわらず、この法律による改正後の第三十六条の規定を準用する。この場合において、同条中「老齡年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時」とあるのは、「従前ノ養老年金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルニ至リタル当時」と読み替へるものとする。

3 第一項の保險給付を受ける権利を有する者には、老齡年金を支給しない。

4 前項の者が、この法律の施行後に被保險者の資格を取得したときは、前条の規定にかかわらず、その保險給付を受ける権利を失う。

15 前項の規定により第一項の保険給付を受ける権利を失つた者が、老齢年金を受ける権利を取得した場合において、その者に支給する老齢年金の額が、同項の保険給付の額に満たないときは、この法律による改正後の第三十五条の規定にかかわらず、その額をその老齢年金の額とする。

(障害年金の特例)  
第九條 この法律の施行の際に職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

2 この法律の施行の際に職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金を受ける権利を有する者の障害年金の額については、第四十一条第一項第二号の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

(寡婦年金等の額の特例)  
第十條 この法律の施行の際に寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者の寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金については、第四十九条ノ二及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十八号)附則第二条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

第十條 この法律の施行の際に寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有する者の寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金については、第四十九条ノ二及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十八号)附則第二条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。但し、加給金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金の額を除く)が一万六千円に満たないときは、これを一万六千円とする。

す、なお従前の例による。但し、加給金又は増額金の額は、一人につき四千八百円とするものとし、また、その額(加給金又は増額金の額を除く)が八千円に満たないときは、これを八千円とする。この法律の施行の際に職務外の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行後に死亡したことにより、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を受ける権利を有するに至つた者についても、同様とする。

(遺族年金の特例)  
第十一條 左の各号に掲げる遺族年金については、その額(加給金の額を除く)が一万一千四百円に満たないときは、これを一万一千四百円とする。

一 この法律による改正前の第三十四条各号の一に該当する被保険者又は被保険者であつた者がこの法律の施行前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

二 被保険者又は被保険者であつた者がこの法律の施行前に職務上の事由により第四十二条ノ三第一項の規定による期間内に死亡したことによる遺族年金  
三 附則第七條第一項前段に規定する者が従前の養老年金の例によつて支給する保険給付を受け

る権利を失わないでこの法律の施行後に死亡したことによる遺族年金

2 左の各号に掲げる遺族年金については、その額(加給金の額を除く)が一万円に満たないときは、これを一万円とする。

一 職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行前に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

二 この法律の施行の際に職務上の事由により廃疾となつたことによる障害年金の支給を受ける者がこの法律の施行後に職務外の事由により死亡したことによる遺族年金

3 前二項の遺族年金については、加給金の額は、一人につき四千八百円とする。

(老齢年金の受給資格年齢の読替)  
第十二條 この法律による改正後の第三十四条及び第三十八条中「五十五歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者であつた者であつて、左の表の上欄に掲げるものについては、それぞれ、同表の下欄のように読み替へるものとする。但し、この法律による改正後の第三十四条第一項第三号の規定に該当する者については、この限りでない。

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 明治四十年五月一日以前に生れた者                   | 五十歳  |
| 明治四十年五月二日から<br>明治四十三年五月一日までの間に生れた者 | 五十一歳 |

|                                    |      |
|------------------------------------|------|
| 明治四十三年五月二日から<br>大正二二年五月一日までの間に生れた者 | 五十二歳 |
| 大正二二年五月二日から<br>大正五年五月一日までの間に生れた者   | 五十三歳 |
| 大正五年五月二日から<br>大正八年五月一日までの間に生れた者    | 五十四歳 |

2 附則第八條第四項の規定により、従前の養老年金の例による保険給付を受ける権利を失つた者については、この法律による改正後の第三十四条第一項中「五十五歳」とあるのは、前項の規定にかかわらず、「五十歳」と読み替へるものとする。

第十四條 左の表の上欄に掲げる期間は、この法律による改正後の第二十三条ノ六第一項第一号から第四号までの各号中「五十五歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者であつた者の寡婦について、それぞれ同表の中欄のように、同条同項第五号中「六十歳」とあるのは、この法律の施行前に被保険者又は被保険者であつた者のかん夫については、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

|                               |      |      |
|-------------------------------|------|------|
| 昭和二十九年五月一日から<br>昭和三十三年四月三十日まで | 五十歳  | 五十五歳 |
| 昭和三十三年五月一日から<br>昭和三十七年四月三十日まで | 五十一歳 | 五十六歳 |
| 昭和三十七年五月一日から<br>昭和四十一年四月三十日まで | 五十二歳 | 五十七歳 |
| 昭和四十一年五月一日から<br>昭和四十五年四月三十日まで | 五十三歳 | 五十八歳 |
| 昭和四十五年五月一日から<br>昭和四十九年四月三十日まで | 五十四歳 | 五十九歳 |

(脱退手当金)

第十五条 この法律の施行前における被保険者であつた期間が三年以上である者で、この法律の施行の際現に五十歳以上であるものに支給する脱退手当金の額は、この法律による改正後の第四十七条の規定にかかわらず、この法律の施行前における被保険者であつた期間について従前の例により計算した額に、この法律の施行後における被保険者であつた期間によりその期間の平均標準報酬月額に別表第七に定める月数を乗じて得た額を加えた金額とする。

2 前項の者がこの法律の施行後に被保険者の資格を喪失したときは、その者が五十五歳未満である場合においても、この法律による改正後の第四十六条第一項の脱退手当金を支給する。

(従前の例による保険給付に関する国庫負担)

第十六条 この法律による改正後の第五十八条第一項の規定は、附則第七条の規定によつて従前の例により支給する保険給付(附則第八条第二項の規定による加給金を含む。)に要する費用について準用する。

2 前項の保険給付のうち、船員保険法中改正法律(昭和二十年法律第二十四号)附則第二項第二号又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百三十三号)附則第三号の適用を受ける保険給付に關する国庫の負担すべき費用については、なおこれらの規定によるものとする。

(未支給給付)

第十七条 養老年金又は遺族年金、かん夫年金又は遺族年金のう

ち、この法律の施行前の月に係る分及びこの法律の施行前に受給権が生じた脱退手当金又はこの法律による改正前の第三十六條、第三十七條、第四十二條第二項、第四十二條ノ二、第四十九條ノ七若しくは第五十條ノ六第一号から第三号までの規定による一時金であつて、この法律の施行の際まだ支給していないものについては、なお従前の例による。

(遺族年金、加給金等)

第十八条 この法律の施行前に十六歳に達したことによりこの法律による改正前の第二十三條ノ三、第二十三條ノ六、第四十一條ノ二、第四十九條ノ五又は第五十條ノ四の規定の適用を受ける者に関する保険給付の支給については、この法律による改正後の第二十三條ノ三、第二十三條ノ六、第四十一條ノ二又は第五十條ノ四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(従前の保険料)

第十九条 この法律の施行前の月に係る保険料の徴収については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(遺族に対する年金制度の統合及び調整)

第二十條 養老年金、かん夫年金及び遺族年金の制度は、当分の間存置するものとし、すみやかに、これと遺族年金との統合及び調整が図られなければならない。

附則第二条を次のように改める。

第二条 削除

第二十二條 船員保険法等の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び附則第四項を削り、附則第五項を附則第三項とする。

第二十三條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から附則第四項までを削る。

第二十四條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「一般会計からの受入金」の下に、「国家公務員共済組合法による共済組合(以下「共済組合」という。)からの受入金」を、「保険給付費」の下に、「共済組合への移換金」を加える。

第二十五條 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「その者に係る責任準備金」を「その者に係る責任準備金」とし、その者に係る責任準備金を「その者に係る責任準備金」と改め、同条第三項中「前二項を第一項に改める。」を「前二項を第一項に改める。」と改める。

第八十二條中「養老年金」を「老齡年金」に改める。

第九十六條の二の次に次の一条を加える。

第九十六條の三 昭和二十九年五月一日前に第十三条第一号から

第三号に規定する事由に該当した船員たる組合員又は船員たる組合員であつた組合員について第八十二條の規定を適用する場合においては、同条中「老齡年金」とあるのは、「養老年金」と読み替へるものとする。

第二十六條 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「第五十條ノ六第一号」を「第五十條ノ六第一号」に改める。

審査報告書

厚生年金保険及び船員保険交渉法

右多数をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十一日

厚生委員長 上條 愛一

参議院議長 河井瀧八殿

多数意見者署名

谷口 隆三郎 大谷 豊潤

榎原 亨 高野 一夫

横山 フク 西岡 ハル

廣瀬 久忠 常岡 一郎

有馬 英二

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。

附則第二項中「この法律の施行の際」を「昭和二十九年五月一日において」に、「この法律の施行前」を「同日」に改める。

附則第四項中「この法律の施行の際現に厚生年金保険」を「昭和二十九年五月一日において現に厚生年金保険」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、厚生年金保険の被保険者が船員保険の被保険者となり、又は船員保険の被保険者が厚生年金保険の被保険者となることが多い実情にかんがみ新たに両保険の被保険者期間を相互に通算する制度を設け、もつて老齡年金又は遺族年金を受ける機会を広く与えようとするものであつて妥当な措置であるが別紙の通り修正した。

二、事件の利害得失

厚生年金及び船員保険の被保険者が相互に被保険者期間が通算されることにより老齡年金又は遺族年金を受ける機会を広く与えられる利益がある。

三、費用

本法施行のために特に費用を要しない。

厚生年金保険及び船員保険交渉法

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十九年四月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井瀧八殿



(小字及び一は衆議院修正)  
厚生年金保険及び船員保険交渉法  
案

厚生年金保険及び船員保険交渉  
法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、被保険者の老  
齢又は死亡による保険給付に關し  
て、厚生年金保険法(昭和二十九  
年法律第 号)による被保険者  
であつた期間と船員保険法(昭和  
十四年法律第七十三号)による被  
保険者であつた期間とを通算する  
ことにより、これらの保険給付を  
受けることを容易ならしめ、もつ  
て被保険者及びその遺族の生活の  
安定と福祉の向上に寄与すること  
を目的とする。

(被保険者期間の合算)

第二条 船員保険の被保険者又は船  
員保険の被保険者であつた者が、  
厚生年金保険の被保険者となつた  
ときは、厚生年金保険法による老  
齢年金又は同法第五十八条第一号  
の規定による遺族年金に關しては、  
その者の船員保険の被保険者  
であつた期間は、厚生年金保険の  
第三種被保険者であつた期間とみ  
なす。但し、左の各号に掲げる期  
間は、この限りでない。

一 船員保険法による脱退手当金の  
支給を受けた場合におけるその  
脱退手当金の計算の基礎とな  
つた期間

二 国家公務員共済組合法(昭和  
二十三年法律第六十九号)によ  
る共済組合の組合員(以下単に  
「組合員」という)たる船員保険  
の被保険者であつた期間

三 組合員たる船員保険の被保険  
者となる前の船員保険の被保険  
者であつた期間  
前項の者につき厚生年金保険の

被保険者期間を計算する場合にお  
いては、その者の厚生年金保険の  
被保険者期間と、同項の規定によ  
つて厚生年金保険の第三種被保  
険者であつた期間とみなされる期  
間に係る船員保険の被保険者であ  
つた期間に三分の四を乗じて得た期  
間とを合算するものとする。

3 船員保険法第二十條の規定によ  
る被保険者(以下「船員保険の任意  
継続被保険者」という)であつた  
ことがある者については、前二項  
の規定は、適用しない。但し、船  
員保険の任意継続被保険者であつ  
た期間を基礎として計算された脱  
退手当金の支給を受けた者につい  
ては、この限りでない。

第三条 厚生年金保険の被保険者又  
は厚生年金保険の被保険者であつ  
た者が、船員保険の被保険者(組  
合員たる船員保険の被保険者を除  
く)となつたときは、船員保険法  
による老齢年金又は同法第五十條  
第一号の規定による遺族年金に關  
しては、その者の厚生年金保険の  
第四種被保険者以外の被保険者で  
あつた期間(厚生年金保険法附則  
第四條第二項の規定により第一種  
被保険者であつた期間、第二種被  
保険者であつた期間又は第三種被  
保険者であつた期間とみなされる  
期間を含む)は、漁船(船員保険  
法第三十四條第一項第二号に規定  
する漁船を除く)以外の船舶に乗  
り組んだ船員保険の被保険者であ  
つた期間とみなし、厚生年金保険  
の第四種被保険者であつた期間(厚  
生年金保険法附則第四條第三項の  
規定により第四種被保険者であつ  
た期間とみなされる期間を含む)は、  
船員保険の任意継続被保険者

であつた期間とみなす。但し、厚  
生年金保険法による脱退手当金の  
支給を受けた場合におけるその脱  
退手当金の計算の基礎となつた期  
間は、この限りでない。

2 前項の者につき船員保険の被保  
険者であつた期間を計算する場合  
においては、その者の船員保険の  
被保険者であつた期間と、同項の  
規定によつて船員保険の被保険者  
であつた期間とみなされる期間に  
係る厚生年金保険の被保険者期間  
に四分の三を乗じて得た期間とを  
合算するものとする。

第四条 船員保険の任意継続被保  
険者であつたことがある者が、厚生  
年金保険の被保険者となつたとき  
は、船員保険法による老齢年金又  
は同法第五十條第一号の規定によ  
る遺族年金に關しては、その者の  
厚生年金保険の被保険者の資格の  
取得及び喪失を船員保険の被保  
険者の資格の取得及び喪失とみな  
す。但し、前条第一項の規定を準用  
する。

2 前条第二項の規定は、前項の者  
につき船員保険の被保険者であつ  
た期間を計算する場合に準用す  
る。

第五条 船員保険の被保険者又は船  
員保険の被保険者であつた者が、  
厚生年金保険の被保険者となり、  
その資格を喪失したときは、厚生  
年金保険の第四種被保険者の資格  
の取得及び喪失に關しては、その  
者の船員保険の被保険者であつた  
期間は、厚生年金保険の第三種被  
保険者であつた期間とみなす。但  
し、前条第一項各号に掲げる期  
間は、この限りでない。

2 第二条第二項の規定は、前項の  
者につき厚生年金保険の被保険者  
期間を計算する場合に準用する。

第六条 厚生年金保険の被保険者又  
は厚生年金保険の被保険者であつ  
た者が、船員保険の被保険者(組  
合員たる船員保険の被保険者を除  
く)となり、その資格を喪失した  
ときは、船員保険の任意継続被保  
険者の資格の取得及び喪失に關し  
ては、その者の厚生年金保険の被  
保険者であつた期間(厚生年金保  
險法附則第四條第一項の規定によ  
り厚生年金保険の被保険者であつ  
た期間とみなされる期間を含む)も  
のとし、厚生年金保険法による脱  
退手当金の支給を受けた場合にお  
けるその脱退手当金の計算の基礎  
となつた期間を除く)は、船員保  
險の被保険者であつた期間とみな  
す。但し、男子であつて、船員保  
險の被保険者の資格を喪失した際  
に船員保険の被保険者であつた期  
間が七年六箇月以上であるものにつ  
いては、その者の厚生年金保険の  
第一種被保険者又は第四種被保  
険者であつた期間(厚生年金保険法  
附則第四條第二項又は第三項の規  
定によりこれらの期間とみなされ  
る期間を含む)は、この限りでな  
い。

2 第三条第二項の規定は、前項の  
者につき船員保険の被保険者であ  
つた期間を計算する場合に準用す  
る。

(第四種被保険者又は任意継続被  
保険者の資格に關する特例)  
第七條 厚生年金保険の被保険者の  
資格を喪失した者が、厚生年金保  
險法第十五條第二項の期間内に船

員保険の被保険者(組合員たる船  
員保険の被保険者を除く)となつ  
たときは、その者は、同法同条第  
一項の規定にかかわらず、厚生年  
金保険の第四種被保険者となるこ  
とができる。

2 厚生年金保険の第四種被保  
険者は、船員保険の被保険者(組合  
員たる船員保険の被保険者を除く)  
となつたときは、その日に、厚生  
年金保険の被保険者の資格を喪失  
する。

3 船員保険の被保険者の資格を喪  
失した者が、船員保険法第二十條  
第一項の期間内に厚生年金保険の  
被保険者となつたときは、その者  
は、同法同条同項の規定にかかわ  
らず、船員保険の任意継続被保  
険者となることができる。

(被保険者期間の計算の特例)

第八条 船員保険の被保険者が、そ  
の資格を喪失すべき事実があつた  
日に、さらに厚生年金保険の被保  
険者の資格を取得したときは、第  
二条第二項(第五條第二項におい  
て準用する場合を含む)又は第四  
條第二項の規定の適用については、  
船員保険法第十九條の規定にかか  
わらず、その者は、その日に船員  
保険の被保険者の資格を喪失した  
ものとみなす。

2 厚生年金保険の被保険者が、そ  
の被保険者の資格を喪失すべき事  
実があつた日に、さらに船員保険  
の被保険者の資格を取得したとき  
は、第三条第二項(第六條第二項  
において準用する場合を含む)の  
規定の適用については、厚生年金  
保険法第十四條の規定にかかわら

ず、その者は、その日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したものとみなす。

第九條 船員保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、その月にさらに厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、第二條第二項(第五條第二項において準用する場合を含む。)又は第四條第二項において準用する第三條第二項の規定の適用については、船員保険法第二十二條第二項の規定にかかわらず、その月は、船員保険の被保険者であつた期間に算入しない。

2 厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失し、その月にさらに船員保険の被保険者の資格を取得したときは、第三條第二項(第六條第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、厚生年金保険法第十九條第二項本文の規定にかかわらず、その月は、厚生年金保険の被保険者期間に算入しない。(標準報酬月額)

第十條 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間を厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなす場合においては、その船員保険の被保険者であつた期間の各月の船員保険法による標準報酬月額を、それぞれその期間の各月の厚生年金保険法による標準報酬月額とみなす。

2 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間を船員保険の被保険者であつた期間とみなす場合においては、その厚生年金保険の被保険者であつた期間の各月の厚生

生年金保険法による標準報酬月額を、それぞれその期間の各月の船員保険法による標準報酬月額とみなす。

(船員保険法による老齢年金の受給資格の特例)

第十一條 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者については、船員保険法第三十四條中「五十五歳」とあるのは、「六十歳」と読み替へるものとする。但し、左の各号に掲げる者については、この限りでない。

一 厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を計算し入れないで、船員保険の被保険者であつた期間が十五年以上である男子

二 厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を計算し入れないで、三十五歳に達した後の船員保険の被保険者であつた期間が十一年三箇月以上(そのうち、七年六箇月以上は、船員保険の任意継続被保険者であつた期間以外の期間でなければならぬ)である男子

### 三 女子

2 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者については、船員保険法第三十四條第一項第三号中「三十五歳」とあるのは、「四十歳」と読み替へるものとする。但し、前項第二号又は第三号に掲げる者については、この限りでない。

3 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、左の各号の一に該当するものは、船員保険法第三十四條第一項第三号の規定の適用については、四十歳(第二号に該当する者については、三十五歳)に達した後の同法第十七條の規定による被保険者であつた期間が七年六箇月以上であるものとみなす。

一 四十歳に達した後の厚生年金保険の第一種被保険者又は第三種被保険者としての被保険者期間が七年六箇月以上である者

二 三十五歳に達した後の厚生年金保険の第二種被保険者としての被保険者期間が七年六箇月以上である者

(船員保険法による老齢年金の額の特例)

第十二條 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者に対する船員保険法による老齢年金の額は、同法第三十五條の規定にかかわらず、左の各号に掲げる額を合算した額とする。

一 厚生年金保険法による基本年金額に相当する額

二 厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五條の規定により計算した額から、一萬八千円を控除した額

2 前項第一号に規定する厚生年金保険法による基本年金額を計算する場合においては、同法第三十四條第二項の規定は、適用しない。

第十三條 船員保険の任意継続被保険者であつた者であつて、船員保険法第二十一條第二号の規定に該当するに至る前に、第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされるため、船員保険法第三十四條第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たすに至つたにもかかわらず、同法第二十一條第二号の規定に該当するに至るまで船員保険の任意継続被保険者であつたものに支給する同法による老齢年金の額は、その者が六十歳に達するまでの間は、前条の規定にかかわらず、船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の第一種被保険者又は第四種被保険者であつた期間を除外して船員保険法第三十五條の規定により計算した額とする。

(老齢年金の喪失)

第十四條 厚生年金保険法による老齢年金の受給権は、受給権者が船員保険の被保険者の資格を取得したときは、消滅する。但し、組合員たる船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

第十五條 船員保険法による老齢年金の受給権は、受給権者が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、消滅する。但し、同法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の受給権は、この限りでない。

2 船員保険法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の受給権は、受給権者が厚生

年金保険法による老齢年金の受給権を取得したときは、消滅する。

3 厚生年金保険法第三十九條の規定は、前項の場合に準用する。

### (老齢年金の支給停止)

第十六條 船員保険法第三十四條第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金は、受給権者が厚生年金保険の被保険者である間は、その支給を停止する。

(老齢年金の受給資格の喪失)

第十七條 厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしている者が、同法による老齢年金の受給権を取得する前に船員保険の被保険者の資格を取得したときは、その老齢年金を受ける資格を失ひ、組合員たる船員保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

2 船員保険法第三十四條第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たしている者が、同法による老齢年金の受給権を取得する前に厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、その者は、その老齢年金を受ける資格を失ひ、(任意継続被保険者であつたことがある者の老齢年金)

第十八條 第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者には、厚生年金保険法による老齢年金は、支給しない。

(老齢年金の受給資格を有する者が組合員となつた場合)

第十九條 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期

間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が、組合員たる船員保険の被保険者となつた場合において、その者が組合員たる船員保険の被保険者となる前に厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四條第一項第一号若しくは第三号に規定する期間を満たしているときは、船員保険法第三十四條及び第三十七條の規定の適用については、その者は、船員保険の被保険者とならなかつたものとみなす。

2 前項の者に關しては、老齢年金及び遺族年金並びに組合員たる船員保険の被保険者となる前に発生した疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病に係る障害年金及び障害手当金については、船員保険法第十五條第一項、第二項及び第四項の規定は、適用しない。

(老齢年金と障害年金との調整)

第二十條 厚生年金保険法による老齢年金(同法第四十六條の規定により支給を停止されている老齢年金を除く。)及び船員保険法による障害年金(同法第四十三條第一項の規定により支給を停止されている障害年金を除く。)の受給権者には、左の區別によつて、その一を支給し、他の支給を停止する。船員保険法による老齢年金(同法第三十四條第一項第二号の規定による老齢年金及び同法第三十八條の規定により支給を停止されている老齢年金を除く。)及び

厚生年金保険法による障害年金(同法第四十九條第一項又は第五十四條の規定により支給を停止されている障害年金を除く。)の受給権者についても、同様とする。

一年金の額が異なるときは、高額の年金

二年金の額が同じであるときは、障害年金

2 前項の規定により年金の額を比較する場合においては、船員保険法による老齢年金又は障害年金については、加給金の額を加算した額によるものとする。

3 第一項前段に規定する者が、同時に厚生年金保険法による障害年金の受給権を有するときは、同項の規定を適用しない。第一項後段に規定する者が、同時に船員保険法による障害年金の受給権を有するときは、同様とする。

4 厚生年金保険法第三十九條の規定は、第一項の場合に準用する。

(老齢年金と障害手当金との調整)

第二十一條 船員保険法による老齢年金の受給権者には、厚生年金保険法による障害手当金を支給しない。

2 厚生年金保険法による老齢年金の受給権者には、船員保険法による障害手当金を支給しない。但し、職務上の事由による障害手当金は、この限りでない。

(遺族年金の調整)

第二十二條 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が最後に船員保険の被保険者であつたときは、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たしていた場合においても、その者の遺族には、厚生年金保険法第五十八條第一号の規定による遺族年金を支給しない。第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡したときも、同様とする。

第二十三條 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が最後に厚生年金保険の被保険者であつたときは、船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金は、その者が死亡前に船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間を計算し入れないで、船員保険法第三十四條第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たしていた場合におけるその期間に基くものにより、支給する。

2 前項の規定により支給する船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金は、同項に規定する者の遺族が厚生年金保険法第五十八條第一号の規定による遺族年金の受給権を有する間、その支給を停止する。但し、厚生年金保険法第五十八條第一号の規定による遺族

年金の受給権を有する遺族(その遺族が二人以上であるときは、その全員)が、その遺族年金の支給を停止されている間は、この限りでない。

3 厚生年金保険法第三十九條の規定は、前項の場合に準用する。

第二十四條 第三條又は第四條の規定により船員保険の被保険者であつた期間と厚生年金保険の被保険者期間とを合算した期間に基く船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金については、同法の規定にかかわらず、厚生年金保険法第五十九條、第六十一條、第六十三條及び第六十五條から第六十八條までの規定を準用する。

第二十五條 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が、そのみなされる期間を計算し入れないで、船員保険法第三十四條第一項第一号又は第三号に規定する期間を満たした後に死亡した場合において、船員保険の被保険者であつた期間と厚生年金保険の被保険者期間とを合算した期間に基く船員保険法第五十條第一号の規定による遺族年金については、前條の規定により厚生年金保険法の遺族年金に關する規定が準用されるため、遺族年金の受給権者がなく、又は遺族年金の受給権を有する遺族(その遺族が二人以上であるときは、その全員)がその遺族年金の支給を停止されているときは、その受給権者がなく、又はその遺族年金の支給を停止されている間、その者の遺族に対し、船員保険の被保険者であつた期間と

みなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間を除外して計算した遺族年金を支給する。

2 厚生年金保険法第三十九條の規定は、前項の場合に準用する。

(遺族年金の額の特例)

第二十六條 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者が死亡前に厚生年金保険法第四十二條第一項第二号又は第三号に規定する被保険者期間を満たしていたときは、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、船員保険法第五十條第二項第一号の規定にかかわらず、一萬八千円に平均標準報酬月額額の千分の五に相当する額に二百四十を乗じて得た額を加算した額の百分の五十に相当する額とする。但し、その者が死亡前に船員保険法第三十四條第一項第一号に規定する期間を満たしていたときは、この限りでない。

(厚生年金保険法による遺族年金と船員保険法による遺族年金等との調整)

第二十七條 厚生年金保険の被保険者若しくは厚生年金保険の被保険者であつた者が船員保険の被保険者となつた後に死亡し、又は船員保険の被保険者若しくは船員保険の被保険者であつた者が厚生年金保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族が、同時に、厚生年金保険法による遺族年金及び船員保険法による遺族年金を受けること

ができるとき、又は厚生年金保険法第五十八条第二号、第三号若しくは第四号の規定による遺族年金及び船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金を受けることができるときは、その遺族には、左の区別によつて、その一を支給し、他を支給しない。

一年金の額が異なるときは、高額の年金

二年金の額が同じであるときは、死亡した者が最後に被保険者であつた保険の年金

2 第二十条第二項の規定は、前項の規定により年金の額を比較する場合に準用する。この場合において、同条同項中「老齢年金又は障害年金」とあるのは、「遺族年金、寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金」と、「加給金」とあるのは「加給金又は増額金」と読み替へるものとする。

3 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡した場合において、その者の遺族が船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金を受けることができるときは、その遺族には、同法による寡婦年金、かん夫年金又は遺児年金を支給しない。

(脱退手当金の調整)  
第二十八條 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険

者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者であつて、厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四條第一項第一号若しくは第三号に規定する期間を満たしたものに對しては、厚生年金保険法又は船員保険法による脱退手当金は、支給しない。

第二十九條 厚生年金保険法による脱退手当金の受給権者が船員保険の被保険者(組合員たる船員保険の被保険者を除く)となつたとき、又は船員保険法による脱退手当金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となつたときは、その被保険者である間は、当該脱退手当金を支給せず、その受給権者が船員保険法第三十四條第一項第一号若しくは第三号に規定する期間又は厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間を満たすに至つたときは、当該脱退手当金の受給権は、消滅する。

2 前項の規定により脱退手当金を支給しない間は、当該脱退手当金の受給権の消滅時効は、その進行を停止する。

(保険給付費の負担の特例)  
第三十條 第二條から第四條までの規定により合算された厚生年金保険の被保険者期間及び船員保険の被保険者であつた期間に基く厚生年金保険法又は船員保険法による保険給付については、当該保険給付に要する費用は、政令の定めるところにより、厚生保険特別会計

及び船員保険特別会計において負担する。

#### (国庫負担の特例)

第三十一條 第三條第一項又は第四條第一項の規定により厚生年金保険の第三種被保険者以外の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者に關する船員保険法による老齢年金及び同法第五十条第一号の規定による遺族年金に要する費用に對して国庫が負担する額は、同法第五十八條第一項の規定にかかわらず、保険給付に要する費用の百分の二十に相當する額から、保険給付に要する費用の百分の五に相當する額に第一号に掲げる額の同号から第三号までに掲げる額の合算額に對する割合を乗じて得た額を控除した額とする。

一 厚生年金保険の第三種被保険者以外の被保険者であつた期間の厚生年金保険法による平均標準報酬月額に厚生年金保険の第三種被保険者以外の被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額

二 厚生年金保険の第三種被保険者であつた期間の厚生年金保険法による平均標準報酬月額に厚生年金保険の第三種被保険者としての被保険者期間の月数を乗じて得た額

三 船員保険の被保険者であつた期間とみなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間を計算に入れないうで、船員保険法による平均標準報酬月額に船員保険

の被保険者であつた期間の月数を乗じて得た額

#### (船員保険の積立金の移換の特例)

第三十二條 第二條第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされ、又は第三條第一項若しくは第四條第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた期間とみなされる者が組合員たる船員保険の被保険者となつた場合において、その者が組合員たる船員保険の被保険者となる前に厚生年金保険法第四十二條第一項各号のいずれかに規定する被保険者期間又は船員保険法第三十四條第一項第一号若しくは第三号に規定する期間を満たしているときは、船員保険法第十五條ノ四の規定は、適用しない。

#### 附則

1 この法律は、昭和二十九年五月一日から施行する。

2 第二條から第六條まで、第八條及び第九條の規定は、この法律の施行の際現に厚生年金保険又は船員保険の被保険者である者については、この法律の施行前に生じた事項に關しても、適用する。

3 この法律の適用については、厚生年金保険法附則第十六條第一項の規定により旧厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)による障害年金の例によつて支給する保険給付又は同条第四項の規定により支給する旧厚生年金保険法による脱退手当金は、それぞれ厚生年金保険法による障害年金又は脱退

手当金とみなし、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)附則第七條の規定により従前の養老年金の例によつて支給する保険給付又は同法附則第十七條の規定により従前の例によつて支給する脱退手当金は、それぞれ船員保険法による老齢年金又は脱退手当金とみなす。

4 この法律の施行の際現に厚生年金保険の被保険者であつて船員保険法による養老年金の受給権を有する者又はこの法律の施行の際現に船員保険の被保険者であつて旧厚生年金保険法による養老年金の受給権を有する者が、厚生年金保険又は船員保険の被保険者の資格を喪失したときは、その者は、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)附則第七條の規定により従前の養老年金の例によつて支給する保険給付又は厚生年金保険法附則第十一條第一項の規定により支給する老齢年金の受給権を失う。

5 第二十條の規定は、この法律の施行の際現に船員保険法による養老年金及び旧厚生年金保険法による障害年金の受給権を有する者については、適用しない。

6 厚生年金保険法附則第九條の規定は、この法律の施行前に船員保険の被保険者であつた者について、船員保険法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第 号)附則第十二條第一項の規定は、厚生年金保険法附則第四條第二項の規定により第三種被保険者であつた期間とみなされる期間がある者

について、それぞれ準用する。

7 厚生年金保険法附則第九條第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により同法第四十二條第一項第一号中「六十歳」とあるのが「五十五歳」、「五十六歳」、「五十七歳」、「五十八歳」又は「五十九歳」と読み替えられる者については、この法律の第十一條第一項及び第十三條中「六十歳」とあるのも、同じように読み替えるものとする。但し、船員保険法第三十四條第一項第一号に規定する期間を満たした者に限る。

8 船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第七條の規定により従前の養老年金の例によつて支給する保険給付を受ける権利を有する者については、厚生年金保険法第四十二條第一項第一号中「五十五歳」とあるのは、「五十歳」と読み替えるものとする。

9 船員保険法中改正法律（昭和二十九年法律第二十四号）附則第二條第二項又は船員保険法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）附則第三條の規定により加算された期間がある者は、この法律の適用については、船員保険の任意継続被保険者であつたことがある者とみなす。但し、その期間を基礎として計算された脱退手当金の支給を受けた者は、この限りでない。

10 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第五條中「一般會計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入及」を

「一般會計及船員保險特別會計ヨリノ受入金、積立金ヨリ生ズル収入並ニ」、「並ニ同事業ノ福祉施設費又ハ營繕費ニ充ツルヲノ業務勘定ヘノ繰入金」と、同事業ノ福祉施設費又ハ營繕費ニ充ツルヲノ業務勘定ヘノ繰入金及船員保險特別會計ヘノ繰入金」に改める。

11 船員保險特別會計法（昭和二十二年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

第三條中「一般會計」を「一般會計及厚生保險特別會計年金額勘定」、「及附屬雜收入」と並びに附屬雜收入」に改め、「保險給付費の下に、厚生保險特別會計年金額定ヘノ繰入金」を加える。

12 國家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第八十二條第二号中「船員として」の上に「その者が組合員となつた」を加へ、同條に次の一項を加える。

2 前項に規定する場合の外、船員たる組合員若しくは船員たる組合員であつた者又はこれらの者の遺族に対する給付は、組合員若しくは組合員であつた者又はこれらの者の遺族として受けべき給付と、その者が組合員となつた者又はこれらの者の遺族として受けべき給付と、船員保險の被保險者若しくは被保險者であつた者又はこれらの者の遺族として受けべき給付（失業に關する給付を除く。）とのうち、これら

の者に有利ないずれか一つを支給するものとする。

第八十三條を次のように改める。

第八十三條 厚生年金保險及び船員保險交渉法（昭和二十九年法律第 号）第二條から第四條までの規定により厚生年金保險又は船員保險の老齡年金の受給資格期間を満たした者が、船員たる組合員となつたときは、船員たる組合員でない船員保險の被保險者であつた期間は、これを船員保險の被保險者でなかつたものとみなして、前條の規定を適用する。

第八十三條の二中「船員たる組合員」を「船員たる組合員若しくは船員たる組合員であつた者又はこれらの者の遺族に改める。

第九十六條の三中「第八十二條」を「第八十二條第一項に、同條」を同條同項に改める。

（上條第一項登壇、拍手）

○上條第一項 只今議題と相成りました。厚生年金保險法案外二法案につきまして、厚生委員會における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず厚生年金保險法案について申し上げます。

この法案につきましては、先般本議場におきまして、政府當局より提案理由並びに法案の内容につきまして一応の説明がなされ、これに対し同僚議員より種々質疑が行われたのであります。が、なお簡単に本法案の概要を御説明申し上げます。

今回の改正は、厚生年金保險制度の全般に亘つて再検討を加へ、保險給付

の内容を改善し、且つ、その将来に亘つての恒久的な財政計画を樹立することによつて、長期社會保險としての基礎を確立いたそうとするものであります。

改正の要點は、第一に、保險給付及び保險料の計算の基礎となる標準報酬については、できるだけ被保險者の賃金の實際に合うようにすると共に、勞使の負擔増を考慮して、若干の引上げを行うこととしたこと。第二に、すべての年金給付が、老齡年金の給付内容を中心として均衡を保つような体系を考慮してあること。第三に、老齡年金の支給開始年齢を五年引上げ、男子は六十才、坑内夫及び女子については五十五才とし、この年齢の引上げ措置は、二十年間に亘つて漸次行うようにすること。第四に、年金給付の額については、定額に報酬比例額を加えたものと、更に被保險者によつて扶養されていた者の数によつて、加給年金を支給し、生活の實際に關し得るようなものとしたことである。第五に、現行法においては、年額千二百円となつてゐる老齡年金の額の最低を二万一千六百円とし、標準報酬の額に応じて更に増額するようにいたしてあること。第六に、障害給付については、障害の程度を合理的に区分すると共に、障害の程度の増減に応じて、給付額を増減し得るように改めであること。第七に、現行の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を一つの総合的な体系に統一して、新しい遺族年金の制度を設けることとしたことであること。第八に、脱退手当金の制度を改正したこと。第九に、従來支給していた年金のうち、低額なものは一定

額まで引上げるよう特別の措置を講じてあること。第十に、坑内夫以外の被保險者についての國庫負擔の割合を、保險給付費の一分から一割五分に引上げることにいたしましたこと。第十一に、勞使の負擔を勘案しつゝ、財政の均衡を將來に亘つて保ち得るようにするために、保險料率を調節すると共に、少くとも五年ごとに再計算することとしたこと等であります。以上がこの法案の要點であります。

衆議院におきましては、本法案に対し、次の諸点につき修正を加へた上議決されたのであります。即ち、衆議院において修正された要點は、

一、基本年金額中、定額部分を一万八千円から二万四千円に引上げたこと。二、遺族年金の子又は孫に關する受給資格要件たる年齢を、十六才未満から十八才未満に引上げたこと。三、加給金の対象となる子の年齢を、十六才未満から十八才未満に引上げたこと。四、従前の遺族年金、寡婦年金、遺児年金の例による保險給付に關しては、子又は孫の年齢を、十六才未満より十八才未満に引上げたこと。五、従前の障害年金の例によつて支給する保險給付の最低額を、二万一千六百円から二万七千六百円に引上げ、又従前の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金、又は遺児年金の例によつて支給する保險給付の最低額を一万八千円から一万三千八百円に引上げたこと等であります。

額まで引上げるよう特別の措置を講じてあること。第十に、坑内夫以外の被保險者についての國庫負擔の割合を、保險給付費の一分から一割五分に引上げることにいたしましたこと。第十一に、勞使の負擔を勘案しつゝ、財政の均衡を將來に亘つて保ち得るようにするために、保險料率を調節すると共に、少くとも五年ごとに再計算することとしたこと等であります。以上がこの法案の要點であります。

衆議院におきましては、本法案に対し、次の諸点につき修正を加へた上議決されたのであります。即ち、衆議院において修正された要點は、

一、基本年金額中、定額部分を一万八千円から二万四千円に引上げたこと。二、遺族年金の子又は孫に關する受給資格要件たる年齢を、十六才未満から十八才未満に引上げたこと。三、加給金の対象となる子の年齢を、十六才未満から十八才未満に引上げたこと。四、従前の遺族年金、寡婦年金、遺児年金の例による保險給付に關しては、子又は孫の年齢を、十六才未満より十八才未満に引上げたこと。五、従前の障害年金の例によつて支給する保險給付の最低額を、二万一千六百円から二万七千六百円に引上げ、又従前の遺族年金、寡婦年金、かん夫年金、又は遺児年金の例によつて支給する保險給付の最低額を一万八千円から一万三千八百円に引上げたこと等であります。

本委員會におきましては、先ず政府當局より、提案理由並びに法案の内容について、又青柳衆議院議員より、衆議院における修正点について、それぞれ詳細なる説明を聴取いたしましてか

昭和二十九年五月十四日 參議院會議錄第四十六号 厚生年金保險法案外二件



ら審議に入つたのでありますが、本法案の重要性に鑑み、特に公聴会を開いて、湯淺蓄電池製造株式会社社長湯淺佑一君外五名の公述人より、それ／＼本法案に対する意見を聴取して、審議上の参考に資したほか、労働委員会と連合委員会を開いて審議する等、慎重審議を重ねたのであります。

委員会におきましては、種々活潑なる質疑応答が行われたのであります。が、なかんずく論議の中心となりました問題は、従業員五人未満の事業所に對しても本法を適用すべきではないかという問題、老齢年金基本額の定額分を三万六千四程度まで増額してはどうかという問題、老齢年金支給開始年齢、男子六十才を五十五才に、坑内夫及び女子の五十五才を五十才にそれぞれ引下げるべきではないかという問題、厚生年金積立金の運用問題、脱退手当は現行法通りとするべきではないかという問題及び各種社会保険の統合一元化の問題等でありまして、これらについての詳細は速記録によりまして御了承願いたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論に移りましたところ、先ず藤原委員より修正動議が提出され、堂森委員がこれに賛意を表されました。修正の要点は、一、老齢年金の支給資格年齢を原案より五才引下げて、坑内夫及び女子については五十才に、その他の者については五十五才とする。なお、これに伴つて高年齢者措置の労働年数を十五年から十三年に引下げる。二、遺族年金につき、妻に關してはその支給資格年齢を三十七才に引下げる。又その支給停止年齢を五十才に引下げる。夫、父母又は祖父母についてはその支給資

格年齢を五十五才に引下げる。三、施行期日を公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用するに改める。四、右の修正に伴い附則を整理すること。以上であります。次に、有馬委員から修正動議が提出され、谷口委員がこれに賛意を表されました。修正の要点は、一、施行期日を「公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。」ことに改める。二、右の修正に伴い附則を整理すること等であります。引続きまして、有馬委員より附帯決議の動議が提出され、谷口委員がこれに賛意の表されました。その案文は次の通りであります。

政府は調査研究の上速かに左記諸施策を実施して、厚生年金保険の内容を充実すると共に、各種年金制度を整備統合して、国民年金制度を樹立するよう最善の努力を払うことを要する。

一、本法の適用範囲を従業員五人未満の事業所に拡張するよう直ちに調査準備すること。

二、老齢年金の支給開始年齢を、男子六十才を五十五才に、坑内夫及び女子五十五才を五十才に引下げる。

三、老齢年金基本額の定額分を三万六千四に引上げる。

四、重労働労働、光熱有害作業等の特殊労働に就業する者については坑内夫と同等の取扱をする。

五、保険給付費の国庫負担金を増額すること。

六、脱退手当金の支給要件を従来通りにすること。

七、厚生年金積立金についてはこれを民主的効率的に管理運用するよう特別の措置を講ずること。

八、厚生年金積立金を大幅に還元融資し、老人ホーム、児童保護施設、医療施設及び住宅等を増設して、被保険者の福祉増進を図ること。

以上であります。而して常岡委員、有馬委員、谷口委員の各委員は、有馬委員提出の修正案及び附帯決議案に賛意を表し、残余の部分については種々希望意見を求べて、原案に賛成する旨を開陳せられ、又藤原委員、堂森委員、竹中委員の各委員は、それ／＼反対理由を述べて、原案に反対の旨を開陳されたのであります。

かくして討論を終結し、先ず藤原委員提出の修正案のうち、有馬委員提出の修正案と異なる部分について採決いたしましたところ、少数のため否決となり、次いで有馬委員提出の修正案は多数でこれを可決し、修正箇所を除く残余の部分につきましても、多数を以ちまして衆議院送付案通り可決すべきものと決定をいたしました。なお附帯決議案につきましても採決いたしましたところ、多数を以てこれを可決決定いたしました。

次に、船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。先ずこの法案の提案理由並びにその内容につきましても簡単に御説明申し上げます。船員保険法は、昭和二十四年に制定されまして以来、今日まで船員労働者の生活の安定と福祉の向上を図るため、唯一の総合的な社会保険制度として実施運営され、この間社会情勢、経済情勢の変動に即応するため、二十数回に亘る改正がなされたのであります。が、この際、保険給付の内容を改善、合理化すると共に、保険財政の基礎を将来の見通しの下に確立いたしました。できるだけ船員保険制度の内容の充実と合理化を図るため、本法の一部を改正しようとするものであります。

改正の要点は、第一に、標準報酬につきましても、他の社会保険との調整を図り、現行の二十一等級を十九等級に改めると共に、標準報酬の計算の基礎となる報酬月額算定方法を合理化しようとするものであります。第二に、従来船舶内にある期間には支給されていなかった療養の給付を、一定の場合には支給することとしたのであります。第三に、分俸等に関する保険給付として新たに分俸費、出産手当金及び育児手当金を創設いたしましたのであります。第四に、失業保険部門につきましては、失業保険法に準じて制度の合理化を図ろうとするものであります。

第五に老齢年金につきましては、現行の二万四千四の頭打ちを外すと共に、その額は厚生年金保険法の改正と歩調を合せて、定額に報酬比例額を加えたものとし、更に被保険者によつて扶養されていた者に加給金を支給することとしたのであります。なお、老齢年金の支給開始年齢は、現行の五十才を五十五才に引上げることとし、且つこの年齢引上げは二十二年間に漸次引上げるよう経過措置を講じてあります。第六に、職務外の事由により支給する障害年金及び障害手当金並びに寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金の額の計算の基礎となる標準報酬月額につ

きまして、現行の最終標準報酬月額をとることを改正して、平均標準報酬月額によることとしたのであります。第七に、脱退手当金の制度を合理化してあります。第八に従来支給しておりました年金のうち、低額のものは一一定額まで引上げるよう特別の措置を講じてあります。第九に、船舶所有者及び被保険者の負担を勘案しつつ、財政の均衡を将来に亘つて保ち得るようにするために保険料率を調整すると共に、少くとも五年ごとに再計算することとし、当分の間保険料率は、失業保険の適用を受ける者については千分の百六十一、その適用を受けない者については千分の百四十五にいたさうとするものであります。

以上がこの法案の大要であります。が、衆議院におきましては、厚生年金保険法案の修正に伴いまして、本法案に對しては次の諸点につき修正が行われたのであります。

即ち、一、老齢年金額中定額部分一万八千四を二万四千四に引上げること。二、遺族年金、寡婦年金、遺児年金に關する支給要件たる子又は孫の年齢を十六才より十八才に引上げること。三、加給金の対象となる子の年齢を十六才より十八才に引上げること。四、従前の遺族年金額の最低を一万一千四百四円から一万四千四百四円に引上げること等であります。

本委員会におきましては、慎重審議を重ね、各委員より熱心なる質疑が行われたのであります。が、その詳細は速記録によりまして御承知願いたいと存じます。かくて質疑を打ち切り、討論に入りまして、藤原委員より修正動議が



提出されたのであります。その要旨は、

一、寡婦年金の受給資格年齢を現行法通り五十才に、かん夫年金の受給資格年齢を五十才に据えおくこと。

二、老齢年金の受給資格年齢を現行法通り五十才に据えおくとともに、高年齢者措置の所要労働期間を厚生年金保険の場合と同様に短縮すること。

三、施行期日を、「公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。」に改めること。

四、右の修正に伴い、附則を整理すること。以上であります。

次いで有馬委員からも修正動議の提出がなされたのであります。その要旨は、厚生年金保険法案と同様に、施行期日を、「公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。」こととし、その他関係条文の整理をすること等でありました。

かくて討論を終結し、先ず藤原委員提出の修正案について、有馬委員提出の修正案と異なる部分につきまして採決いたしましたところ、少数のため否決となり、次いで有馬委員提出の修正案は、多数でこれを可決いたしました。右修正点を除く残りの部分につきましても多数を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に厚生年金保険及び船員保険交渉法案について申し上げます。

このたび改正される厚生年金保険及び船員保険の両制度におきましては、老齢年金及び遺族年金については、その給付の基準を原則として同一にいたしてありますので、この機会に、両保険における被保険者期間を通算して老齢年金又は遺族年金を支給できるように

いたし、以て両保険の被保険者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するようにいたしたいという趣旨に基きまして、この法律案が提出されているのであります。この法案の要点は、

第一に、両保険における被保険者期間を通算することにより、老齢年金を給付するに当たっては、老齢年金を支給する場合、及び老齢年金の受給資格期間を満了している者が死亡したことによる遺族年金を支給する場合、並びにいずれかの保険において任意継続被保険者となるために必要な被保険者期間を計算する場合の三つの場合に、これを行うことにいたしました。

第二に、両保険における被保険者期間を通算した場合における保険給付は、原則として最後に被保険者であった保険においてこれを行うことにいたしました。

第三に、老齢年金の受給資格を得るために必要な被保険者期間は、厚生年金保険法においては原則として二十年、船員保険法においては原則として十五年となつておりますので、両保険の被保険者期間を合算する場合には、この点を勘案して、それらの期間につき必要な調整を行うことにいたしました。

第四に、一の保険における老齢年金の受給権を有する者が他の保険の被保険者となつた場合、又は一の保険における障害年金の受給権を有する者が同時に他の保険における老齢年金の受給権を有する場合、或いは同時に両保険における遺族年金の受給権を有するに至つた場合等につき、それらの必要な調整を行うことにいたしました。

第五に、両保険の被保険者期間を通算して行う保険給付に要する費用については、政令の定めるところにより、厚生年金保険特別会計と船員保険特別会計とにおいて按分して負担することにいたしました。

以上がこの法案の概要であります。が、本法案に對しては、衆議院におきまして次のとき一部修正が加えられたのであります。即ち衆議院修正の要旨は、基本年金額中定額部分一万八千円を二万四千円に引上げることでありました。

本委員会におきましては、慎重審議を重ね、種々熱心なる質疑応答が行われたのであります。これらの詳細は速記録によりまして御了承願ひたいと存じます。

かくして質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、藤原委員より修正の動議が提出されたのであります。その要旨は、

一、厚生年金保険法案並びに船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正に伴い、本法案に對し所要の調整を行うこと。

二、施行期日を、「公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。」に改めること。

三、その他附則を整理すること等でありました。

次いで有馬委員から修正動議が提出されたのであります。その要旨は、施行期日を、「公布の日から施行し、昭和二十九年五月一日から適用する。」に改め、これに伴い関係条文を整理することでありました。かくて討論を終局いたしましたので、先ず藤原委員提出の修正案につき、有馬

委員提出の修正案と異なる部分につきまして採決いたしましたところ、少数のため否決となり、有馬委員提出の修正案は、多数でこれを可決いたしました。右修正点を除く残りの部分につきましても多数を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 三案に對し討論の通告がございします。順次発言を許します。竹中勝男君。

「竹中勝男君登壇、拍手」

○竹中勝男君 只今提案されております三つの厚生年金保険法の修正及びこれに關係する法案に對して、反対の意見を日本社会党第四控室を代表して申し上げます。

これに反対する理由は、我が国一千万労働者の老後の生活を保障すべき唯一の年金制度を規定するこの法案が、あまりにも日本の労働者の意思を無視し、その希望を蹂躪した形でここに提出されているからであります。政府は、これを画期的な改正法案だと言つておりますが、画期的ではなく、むしろ現在の法律よりも、重要な部分で後退している点すらあるのであります。例

えば現行法におきましては、老齢年金の支給開始年齢は、男子は五十五才であるのを六十才に引延ばしてあります。又、坑内夫及び女子は五十才であるのを五十五才に引上げてあります。この努力が本法改正案においてなされてないといふことが非常に欠点であると思ひます。

第三に、この法案は我々がかねてから反対し、又かねてからこれに入れることを要望し、又社会保障制度審議会

改善ではなくして改悪であり、進歩ではなくして後退であると考えます。従つてこれは画期的な改善というふうなふりに考えられない。労働者の期待を裏切るところのものであるという立場から反対しているものであります。

反対の理由数点を挙げたいのであります。第一の点は、本法案は我が国の社会保障制度の根幹をなすべきところの将来国民年金保険制度の基礎となるべきものでありますからして、現在我が国に行われておりますところの各種の恩給、公務員とか軍人の恩給、共済組合、船員保険その他各種の退職金制度などを統合して、そのでこばこを調整し、将来単一の国民年金保険法を作り上げる基礎となるべきものであるにもかかわらず、僅かに船員保険の一部と調整を図つたのみで、他の現在の年金或いは恩給或いは退職金制度などの調整は殆んどこれを、調整を顧みられていないのであります。で、日本労働者が受けるところの各種のこのよう

な年金が公務員や軍人の恩給に比べて格段に低い、又各種年金間にでこばこがあるといふこと、又その所管が、行政的な所管が分散しておるというやうなことは、日本の社会保障制度を建設して行く上に、或いは国民年金制度を樹立して行く上での大きな障害になつておるのであります。これを取払ふところの努力が本法改正案においてなされてないといふことが非常に欠点であると思ひます。

第三に、この法案は我々がかねてから反対し、又かねてからこれに入れることを要望し、又社会保障制度審議会

九八〇

しても、支給を開始する年齢におきましても、受ける額におきましても、年金給付の国庫の補助率におきまして、も、全く各個ばら／＼であります。従つて、厚生年金保険法の今度の改正では、このような不統一ばら／＼の年金制度を一本にまとめようという大理想があつて然るべきであると思うのであります。(拍手)然るにこのたびの年金保険法の改正案は、成るほど二年に亘りまして当局が苦心した跡は歴然と認められるものでありますけれども、併しなながら、現行年金制度の統一、進んでは全国民を対象とする国民年金制度の実現に對しての何らの意欲も示されていないことは、誠に遺憾千万と言わなければなりません。

公務員の普通恩給が約六万四千元に  
なるとしておるのであります。勤  
働者の年金が、本改正を以てしまし  
ても、本年から支給される坑内夫の年金  
は四万円にも満たないのであります。し  
て、法の前に平等であるべき国民の生  
活権が、まだ／＼極めて不平等な状態  
に放任されておるばかりではなく、明  
治時代の遺物、官尊民卑、官僚独善の  
思想が現在の恩給制度にも強く温存さ  
れておると断ぜざるを得ないのであり  
ます。

次に、三百万を超える五人以下の事  
業所において勤めております人たちが  
適用外に置かれてゐる点は、すでに竹  
中議員も触れられましたから、私はこ  
れを簡単に触れるものであります。こ  
が、成るほど委員会におきまして、本  
法の審議過程において政府当局の説明  
にも見られますように、五人以下の事  
業所という極めて不安定な移動の激し

い事実を認めなければ、一生を通じて、二十年、三十年、全く肉体的にも精神的にも全精力を消耗し尽したこれらの人々を、その適用外に放置したことは、何としても承知できないのであります。

年金額について見ますと、本年はいよいよこの改正によつて三万一千円平均、更に衆議院修正案によりまして三万七、八千円でありましたが、日本の基幹産業たる炭鉱労働者、なかんずく悪条件の下に十数年の間苦勞として働きながら、而も長年に亘る悪条件の下における労働によりまして生産の能力を失ひましたとき、年金額が、生活保護法に基く生活扶助額よりも低いといふことは絶対に耐得ることができないのであります。(その通り)と呼ぶ者あり。或いは年金支給年齢にしましても、恩給法によりましますときは、官吏は若年停止でございませうけれども、四十五才から始まります。而も本案により民間労働者は六十才にしなければならぬという理由はいずれにも見出すことができないのであります。政府は五十五才における雇用率は相当の高度に達しておるからと言つておられますが、我々は納得ができないのであります。殊に殆どの事業所におきましては、停年は五十五才を以て定められておられますから、この五年間を如何ようにして生活しろと政府は考へておられるのでありませうか。

標準報酬についてもそうであります。健康保険は三千円から刻みまして三万六千円、船員保険は四千円から三万六千円、本法は一万八千円に抑えておりますが、社会保険審議会の審議

の過程を見ますと、日経連の主張に完全に屈伏したことを物語つております。その結果、保険料の収入が低くなり、労働者に与える年金支給額が低くなるという悪循環を来たしつつあるという事実は、明らかに、政府が日経連の代弁者となつて、労働者の保険ではなく、経営者の利益を図つていゝと言われましても、これは過言ではないと思つておられます。(拍手)

又、積立金方式の問題にしても、数十年前には二兆億にも達すると言われ、増額につぎましても、すでに竹中議員から申されましたので、私は省略いたします。

ともかく今日、社会保障制度は全世界の政治最高目標となつておるのであります。然るに政府は、MSAの受諾に伴う防衛費の義務的支出は千三百億、社会保障費を八百八十億に抑えておるのであります。このようにして、国民の生活安定を軍事的な危険極まる冒險政策の犠牲に供せんとしておるのであります。政府は耐乏生活を国民に説いておられます。イギリスの国民に見倣えと言つておられます。併しイギリスの耐乏生活は、がっちり社会保障が国民生活を守る盾として確立してあることにこそ政府が見倣うべきであるといふことを強く警告いたしまして、私の討論を終るものであります。(拍手)

委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第一、漁港審議会委員の任命に関する件を議題といたします。  
四月二十一日、内閣総理大臣から、漁港法第九条第一項の規定により、井出正孝君、小田賢郎君、板垣卯佐治君、松平武一君、池田駒平君を漁港審議会委員に任命することについて、本院の同意を得たいとの申出がございました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本件は同意することに決しました。  
○議長(河井彌八郎) 日程第二、けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めます。  
日程第三、通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めます。  
以上、両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。  
○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長報告を求めます。外務委員長佐藤尚武君。  
〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めますの件  
右は本院において承認することを議決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月三十日  
衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長 河井彌八郎  
けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めますの件

〔参考〕  
けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書  
前文  
締結国は、麻薬系物質の中毒癮及び不正取引を防止するため引き続き努力することを決意し、並びにその努力がすべての国の間の緊密な協力によつてのみ所期の成果を収めることができることを認め、  
一連の国際文書により麻薬の取締の有効な方式の発達に努力してきたことを想起し、並びにこの取締を国内的及び国際的の両方面において強化することを希望し、

また、植物性麻薬を得る原料の生産を医薬上及び科学上の需要に制限して取り締ることが肝要であること  
を考慮し、並びにけしの栽培及びあへんの生産の取締が最も緊急な問題であることを認識し、  
このため議定書を締結することに決定し、  
次のとおり協定した。

第一章 定義  
次の定義は、別段の明文規定がある場合又は文脈により別に解釈される場合を除く外、この議定書に適用する。  
「千九百二十五年の条約」とは、千九百四十六年十二月十一日の議定書によつて改正された千九百二十五年二月十九日にジュネーヴで署名された国際あへん条約をいう。  
「千九百三十一年の条約」とは、千九百四十六年十二月十一日の議定書によつて改正された千九百三十二年七月十三日にジュネーヴで署名された麻薬の製造制限及び分配取締に関する条約をいう。

「中央委員会」とは、千九百二十五年の条約の第十九条に基いて設定された常設中央委員会をいう。  
「監督機関」とは、千九百三十一年の条約の第五条に基いて設定された監督機関をいう。  
「麻薬委員会」とは、国際連合経済社会理事会の麻薬委員会をいう。  
「理事会」とは、国際連合経済社会理事会をいう。  
「事務総長」とは、国際連合事務総長をいう。

九八二

礎として計算するものとする。

(b) 本条1(a)又は(b)が適用される締約国は、毎年一回中央委員会に次の事項を通告しなければならない。

- (i) 自国が本条1(a)に従つて選  
択した期間又は
- (ii) 本条1(b)による中央委員会  
の決定に当り、自国がその通  
常の需要と認められること  
を希望するあへんの量
- (c) 本項(b)に掲げる通告は、その  
通告が関係する期日の属する年  
の前年の八月一日よりも遅れな  
いように中央委員会に到着しな  
ければならない。
- (d) 中央委員会は、本項(b)に従つ  
て通告することを要求される締  
約国が期限までにこの通告を行  
わない場合には、当該締約国の  
最近の關係通告に記載された資  
料を採用するものとする。但  
し、本項(e)の規定の適用を妨げ  
るものではない。中央委員会  
は、当該締約国から關係通告を  
受領していない場合には、当該  
締約国と更に協議を行うことな  
く、且つ、同委員会が有する情  
報、この議定書の目的及び当該  
締約国の利益に妥当な考慮を払  
つた後、場合により、
- (i) 本条1(a)に掲げる期間を選  
択し、又は
- (ii) 本条1(b)に掲げる通常の需  
要と決定するものとする。
- (e) 中央委員会は、本項(c)に規定  
する期日より遅れて通告を受  
領した場合にも、この通告が期  
限までに受領されたものとして  
取り扱うことができる。
- (f) 中央委員会は、毎年一回、  
本条1(a)に掲げる各締約国  
に対し、本条1(a)又は3(d)及

- び(e)に従つて選択された年を  
通告するものとする。
- (ii) 本条1(b)に掲げる各締約国  
に対し、本条1(b)に従つて同  
委員会が当該締約国の通常の  
需要と認められるあへんの量を  
通告するものとする。
- (g) 中央委員会は、本項(f)に掲げ  
る通告を、その通告内容が關係  
する期日の属する年の前年の十  
二月十五日よりも遅れないよう  
に送付しなければならない。
- 4 (a) この議定書が効力を生じた日  
に同議定書の締約国である国に  
ついては、本条1の規定は、こ  
の議定書が効力を生じた年の翌  
年の十二月三十一日に効力を生  
ずるものとする。
- (b) その他の国については、本条  
1の規定は、その国が締約国と  
なつた年の翌年の十二月三十一  
日に効力を生ずるものとする。
- 5 (a) 中央委員会は、特別の事情が  
あると認める場合には、同委員  
会が定める条件で、及び指定す  
る期間、締約国に対しあへんの  
在庫量の最高水準について本条  
1に定める要件に従うことを免  
除することができる。
- (b) 中央委員会は、第六條2(a)に  
掲げる生産国が、この議定書が  
効力を生じた時において、本条  
1(a)によつて許可される最高水  
準をこえるあへんの在庫量を有  
している場合には、この在庫量  
を本条1(a)に規定する最高水準  
まで急激に減少させることによ  
り生ずる当該国の経済的困難を  
避けるため、その数量により、

- この事実を考慮するものとす  
る。
- 第六條 あへんの國際取引
- 1 締約国は、あへんの輸入及び輸  
出をもつば医療上及び科学上の  
目的に制限しなければならない。
- 2 (a) 締約国は、第七條5の規定の  
適用を妨げることなく、当該国  
があへんを輸入し、又は輸出す  
る時にこの議定書の締約国であ  
る次の諸国のいずれかにおいて  
生産されたあへん以外のあへん  
を輸入し、及び輸出することを  
許可してはならない。
- ブルガリア  
ギリシャ  
インド  
イラン  
トルコ  
ソヴィエト社会主義共和国連  
邦  
ユーゴスラヴィア
- (b) 締約国は、この議定書の締約  
国でないいかなる国からもあへ  
んを輸入することを許可しては  
ならない。
- 3 締約国は、本条2(a)の規定にか  
かわらず、自国の領域内において  
は、これらの領域のいずれかで生  
産されるあへんを、自国の一年間  
の需要と認められる範囲内でも  
つばら国内消費に充てるため輸入  
し、及び輸出することを許可す  
ることができる。
- 4 締約国は、千九百二十五年の条  
約の第五章に定める輸入証明書及  
び輸出許可証の制度をあへんの輸  
入及び輸出に適用するものとす  
る。但し、同条約第十八條は、適

- 用しない。締約国は、あへんの輸  
入及び輸出について、千九百二十  
五年の条約の第五章により要求さ  
れる条件よりも厳重な条件を課す  
ことができる。
- 第七條 押収したあへんの  
処分
- 1 本条に定める場合を除く外、不  
正取引において押収したすべての  
あへんは、廃棄しなければならない。
- 2 締約国は、政府の取締の下に、  
前記のあへんに含まれる麻薬系物  
質の全部若しくは一部を非麻薬系  
物質に転換し、又は、政府により  
若しくは政府の取締の下に、この  
あへん若しくはそれから製造され  
るアルカロイドの全部若しくは一  
部を医薬上若しくは科学上の用途  
に転換することができる。
- 3 第六條2(a)に掲げる生産国で  
この議定書の締約国であるもの  
は、国内で押収したあへん又はそ  
れから製造するアルカロイドを消  
費し、及び輸出することができ  
る。
- 4 押収したあへんをいずれかの政  
府の倉庫又は免許された倉庫から  
の物品であると判明したものは、  
その正当な所有者に返還すること  
ができる。
- 5 あへんの生産及びあへんアルカ  
ロイドの製造を許可しない締約国  
は、中央委員会から許可を得て、  
当該締約国の当局が押収したあへ  
んの特定量を、あへんアルカロイ  
ド若しくはあへんアルカロイドを  
含む薬品と交換で、又は自国の医  
薬上若しくは科学上の需要のため

- このようなアルカロイドを抽出さ  
せる目的で、あへんアルカロイド  
を製造する締約国の領域に輸出す  
ることができる。但し、一年間に  
このように輸出するあへんの量  
は、薬用あへん及びあへん又はあ  
へんアルカロイドを含む薬品の双  
方の形における当該輸出国の年間  
需要量のあへん相当量をこえては  
ならず、且つ、超過分は、廃棄し  
なければならない。
- 第三章 政府が提供する情報
- 第八條 見張り
- 1 締約国は、その領域のおのにお  
に關し、千九百三十一年の条約に  
おいて薬品につき要求される方法  
と同様の方法をもつて翌年の次の  
事項についての見張りを中心委員  
会に提出しなければならない。
- (a) 医薬上及び科学上の需要のた  
めあへん自体としての使用に要  
するあへんの量(千九百二十五  
年の条約の第八條に基いて除外  
される製剤に要する量を含む)。
- (b) アルカロイドの製造に要す  
るあへんの量。
- (c) 当該国が第五條の規定を考慮  
して維持しようとする在庫量及  
び現存の在庫量を望ましい水準  
に増加させ、又は減少させるた  
め必要なあへんの量。
- (d) 当該国があへんを軍事上の目  
的のため保有する場合には、そ  
の在庫量を追加し、又はこの在  
庫量から合法的な取引に転用し  
ようとするあへんの量。
- 2 各国又は各領域の見積りの総計  
は、前項(a)及び(b)に明示する量の  
總計に同項(c)及び(d)に明示する在

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号  
けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認  
九八四

庫量を望ましい水準に引き上げるため必要な量を加えるか、又はその総計からこの在庫量が前記の水準をこえる量だけを減じたものからなるものとする。もつとも、これらの増減は、当該締約国が中央委員会に対し適当な時に必要な見積りを送付している場合を除く外、考慮されないものとする。

3 あへんの生産を許可する締約国は、その領域のおおのほかに、あへんの収穫のためけしを栽培しよとする土地の面積を、ヘクタールで、できる限り正確に示す見積り及びその時までの五年間におけるあへんの平均生産量に基くあへんの収穫予想量のできる限り正確な見積りを毎年一回中央委員会に提出しなければならない。この目的のためのけしの栽培が二以上の地域に許可される場合には、この情報は、これらの地域のおおのほかに別個に示さなければならない。

4 (a) 本条1及び3に掲げる見積りは、中央委員会が随時定める様式によつて作成しなければならない。

(b) すべての見積りは、中央委員会が決定した期日までに同委員会に到着するように送付しなければならない。中央委員会は、本条1に掲げる見積り及び本条3に掲げる見積りについて異なる期日を定めることができる。中央委員会は、また、異なる収穫時を考慮して、本条3に基き締約国が提出すべき見積り

について異なる期日を定めることができる。

5 すべての見積りには、見積りを作成し、及びその中の諸量の量を計算した方法の説明書を添付しなければならない。

6 もとの見積りを増減する補足見積りは、提出することができる。この補足見積りは、このような修正の理由に関する説明書とともに遅滞なく中央委員会に送付しなければならない。本条の規定は、4 (b) 及び5を除く外、この補足見積りに適用するものとする。

7 見積りは、監督機関が検査するものとし、監督機関は、見積りを完全にするため又は見積りに記載された事項を説明するため更に情報を要請し、及び当該政府の同意を得てこの見積りを修正することができる。

8 中央委員会は、この議定書が適用されない国又は領域についての見積りがこの議定書の規定に従つて作成されるよう要請するものとする。

9 いずれかの国又は領域に関するいかなる見積りも本条4 (b) に基いて中央委員会が定める期日までに同委員会に到着しない場合には、このような見積りは、できる限り監督機関が作成するものとする。

10 締約国は、本条1に掲げる見積り又は本条9に従つて監督機関が作成する見積りの量、補足見積りによつて修正されない限り、こえてはならない。

11 中央委員会は、この議定書の第九條又は千九百二十五年の条約の第二十二條に基き同委員会に対し行われる輸出入報告によつて、いづれかの国又は領域に輸出されたあへんの量が、当該国又は領域についての本条2に規定する見積りの総計に当該国又は領域から輸出されていると認められる量を加えたものをこえていることが明らかである場合には、直ちにすべての締約国に通告しなければならない。

締約国は、当該年度が経過するまでの間、前記の国又は領域への新たな輸出を、次の場合を除く外、許可しないことに同意する。(a) 前記の国若しくは領域については超過輸入量及び追加需要量の双方に関する補足見積りが提出される場合又は

(b) 輸出締約国が輸出を人道に上若しくは医療上不可欠であると認める例外的な場合

第九條 統計  
締約国は、その領域のおおのほかに、中央委員会に対して、(a) おおそくとも三月三十一日まで、次の事項を示す前年度の統計を提出しなければならない。

(i) あへんの収穫のためけしを栽培した土地の面積及びそこで収穫したあへんの量

(ii) 消費したあへんの量、すなわち、小売取引のため交付したあへんの量、又は病院が、若しくは医薬業務に従事することによつて資格を有し且つ

正当に許可された者が調剤し、若しくは投与するため交付したあへんの量

(iii) アルカロイド及びあへん製剤の製造に使用したあへんの量。これは、千九百二十五年及び千九百三十一年の条約に従い、輸出許可証を要しない輸出のための製剤(国内の消費のためであると輸出のためであると問わない)の製造に要する量を含む。

(iv) 不正取引において押収したあへんの量、処分した量及び処分の方法

(b) おおそくとも五月三十一日まで、前年の十二月三十一日に保有している在庫量を示す統計を提出しなければならない。これらの在庫量に関する統計は、締約国が千九百五十二年十二月三十一日に軍事上の目的のため保有するあへんを除外するものとする。但し、その後前記のあへんに追加する量又は前記のあへんから合法的な取引に転用する量は、除外しないものとする。

(c) 輸入し、又は輸出したあへんの量を示す四半期統計をその期間の終りから四週間以内に提出しなければならない。

2 本条1に掲げる統計は、中央委員会が決定する様式及び方法によつて提出しなければならない。

3 この議定書の締約国である生産国は、千九百四十六年及びその後

の年に関する本条1 (a) (i) に掲げる統計を中央委員会に提出していない場合には、この統計のできる限り正確なものを提出しなければならない。

4 中央委員会は、適当と認める様式によつて及び適当と認める期間を置いて、本条に掲げる統計を公表しなければならない。

第十條 事務総長への報告  
締約国は、次の報告を事務総長に提出しなければならない。

(a) 第三條に掲げる機関の組織及び同条に基いて同機関に与えられた機能並びに、他の権限のある当局があれば、第三條に基いて同当局に与えられた機能に関する報告

(b) この議定書に従つて執られた立法上及び行政上の措置に関する報告

(c) この議定書の運用に関する年次報告。この報告は、麻薬委員会が定める様式に従つて作成されるものとし、且つ、千九百三十一年の条約の第二十一條に掲げる年次報告に含め、又は附属させることができる。

2 締約国は、事務総長に対し、前項に掲げる事項に関する重要な変更について、追加情報を提出するものとする。

第四章 監督及び執行に関する国際的措置  
第十一條 監督措置  
中央委員会は、この議定書の運用を監督するため、次の措置を執ることができる。

(a) 情報の要請  
中央委員会は、締約国に対し



内閣にこの議定書の実施に関する情報を要請することができ、及びこの要請に関連して当該締約国に適当な示唆を与えることができる。

### (b) 説明の要請

中央委員会は、自己が有する情報に基づきこの議定書の重要な規定がいずれかの国若しくは領域において遵守されていないか、又は当該国若しくは領域におけるあへんの状況が説明を要すると認める場合には、当該締約国に対し内閣に説明を要請する権利を有するものとする。

### (c) きよう正措置の提議

中央委員会は、適当と認めるときは、いずれかの政府がこの議定書の重要な規定を適確に実施しなかつたことにつき、又はその取締の下にある領域のいずれかにおける著しく不満足なあへんの状況につき、当該政府に対し内閣に注意を喚起することができ、中央委員会は、また、その状況に必要なきよう正措置を執ることができ、かつ、かかる措置を執るよう当該政府に要請することができる。

### (d) 現地調査

中央委員会は、現地調査が状況の解明に役たつと認めるときは、同委員会が指定する調査員又は調査団を当該国又は領域に派遣することを当該政府に提案することができる。当該政府は、中央委員会の提案に対し四箇月以内に回答を行わなかつた場合には、これに同意しなかつたものとみなされる。この調査は、当該政府により明示的に同意された場合には、同政府が指定する職員と協力して行うものとする。

たものとみなされる。この調査は、当該政府により明示的に同意された場合には、同政府が指定する職員と協力して行うものとする。

### 2 当該締約国は、自国の代表者を通じて、前項(c)に基いて決定が行われる前に中央委員会において意見を述べる権利を有するものとする。

本条1(c)及び(d)に従つて行う中央委員会の決定は、同委員会の全構成員の過半数によるものとする。

中央委員会は、本条1(d)に基いて行つた同委員会の決定又はこれに関する資料を公表する場合には、当該政府が要請するときは、同政府の意見も公表しなければならない。

第十二条 執行措置

### 1 公式宣言

中央委員会は、この議定書の規定を締約国が実施しないことによりその国の領域又は他の国の領域における麻薬系物質の取締が著しく妨げられてゐると認める場合には、次の措置を執ることができ、

### (a) 公式通告

中央委員会は、この問題についてすべての締約国及び理事会の注意を喚起することができる。

### (b) 公式声明

中央委員会は、本項(a)に従つて執つた措置が所期の成果を収めなかつたと認める場合には、いずれかの締約国がこの議定書

に基く義務に違反した旨の声明を、又はいずれかの国が、その国の領域におけるあへんの状況が他の締約国若しくは非締約国の一若しくは二以上の領域における麻薬系物質の効果的な取締を危くすることを防止するため必要な措置を執らなかつた旨の声明を公表することができる。

### 2 輸出禁止の勧告

中央委員会は、本条1(c)及び(d)に基いて行つた見積り及び統計を検討した結果、いずれかの締約国がこの議定書に基く義務を適確に履行しなかつたか若しくはいづれかの国がこの議定書の効果的な運用を著しく妨げてゐると認める場合又は

(a) 第八条及び第九条に基き提出された見積り及び統計を検討した結果、いづれかの締約国がこの議定書に基く義務を適確に履行しなかつたか若しくはいづれかの国がこの議定書の効果的な運用を著しく妨げてゐると認める場合又は

(b) 同委員会が有する情報に鑑み、過度の量のあへんがいづれかの国若しくは領域において蓄積されてゐるか若しくはいづれかの国若しくは領域が不正取引の中心地となる危険があると認める場合には、

当該国若しくは領域からのあへんの輸入、そのあへんの輸出又はその双方を、一定の期間、又は同委員会が当該国若しくは領域におけるあへんの状況につき満足するまでの間、禁止するよう各締約国に勧告することができる。当該国は、千九百二十五年の条約の第二十四条の規定に従つてこの

問題を理事會に提出することができる。

### 3 強制的輸出入禁止

(a) 輸出入禁止の公表及び強制  
中央委員会は、本条2(a)又は(b)に基いて行つた認定に基き、次の措置を執ることができる。

(i) 中央委員会は、当該国若しくは領域からあへんの輸入、そこへのあへんの輸出又はその双方を禁止する意向を公表することができる。

(ii) 中央委員会は、本項(a)(i)に掲げる公表によつてその状況をきよう正することができない場合には、輸出入禁止を行うことができる。但し、本条1(a)及び(b)に定める軽度の措置によつて不満足な状況をきよう正することができなかつた場合又はきよう正する見込がない場合に限り、この禁止は、一定の期間、又は同委員会が当該国若しくは領域における状況について満足するまでの間、行うことができる。

中央委員会は、その決定を直ちに当該国及び事務総長に通告しなければならない。中央委員会の決定は、秘密としなければならない。且つ、本条に明示的に定める場合を除く外、禁止を実施すべきことが本条3(c)(i)に従つて確定するまでの間、公表してはならない。

### (b) 提訴

(i) 強制的輸出入禁止を実施する決定の対象となつた国は、この決定を受領した日以後三十日以内に、提訴する意向を事務総長に対して書面により内閣に通告することができる。且つ、その後の三十日以内に、その提訴の理由を書面により提出することができる。

(ii) 事務総長は、この議定書が効力を生ずる時に、国際司法裁判所長に対し、三人の委員及び二人の委員代理からなる訴訟委員会を任命するよう要請しなければならない。これらの委員及び委員代理は、資質及び公平無私によつて一般

的信任を得る者でなければならない。国際司法裁判所長が、この任命を行うことができなかつた旨を事務総長に通報した場合又は任命の要請を受領してから二箇月以内に任命を行わなかつた場合には、事務総長は、この任命を行わなければならない。訴訟委員会の委員は、その任期を五年とし、再任されることができ、委員は、事務総長が作成する規則に従い、訴訟委員会が開会されてゐる期間のみについて報酬を受けるものとする。

(iii) 訴訟委員会における欠員は、本項(b)(ii)に定める手続に従つて補充するものとする。

(iv) 事務総長は、本項(b)(i)に掲げる提訴の書面による通告及

昭和二十九年五月十四日 参議院會議第四十六号 けしの栽培並びにあへんの生産、國際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を 九八六

- (c) 輸出禁止の実施
- (ix) 提訴した国が提訴を取り下げた場合には、事務総長は、この取下げを訴訟委員会及び中央委員会に通告しなければならない。
- (viii) 事務総長は、訴訟委員会の裁定を、提訴した国及び中央委員会に通報しなければならない。
- (vii) 訴訟委員会は、輸出入禁止の実施に関する中央委員会の決定を承認し、変更し、又は取り消すことができる。訴訟委員会の裁定は、最終的であり且つ拘束力を有するものとし、直ちに事務総長に通報しなければならない。
- (vi) 提訴した国及び中央委員会は、訴訟委員会が裁定を行う前に口頭審理を受ける権利を有するものとする。
- (v) 訴訟委員会は、その手続規則を採択するものとする。
- び理由の写を委員会に送付し、且つ、遅滞なく、提訴を審理して裁定すべき訴訟委員会の開会の準備を行い、並びに訴訟委員会の活動に必要なすべての措置を執らなければならない。事務総長は、中央委員会の決定、本項(b)(i)に掲げる通告及び理由、入手しうるときは同委員会の答弁並びにその他のすべての関係文書の写を訴訟委員会の委員に配付しなければならない。

- 4
- (i) 本項(a)に従つて実施する輸出入禁止は、提訴の通告が本項(b)(i)に従つて行われなければならない限り、中央委員会の決定の日の後六十日効力を生ずるものとする。この禁止は、提訴の通告が行われた場合には、当該国が提訴を取り下げたか又は訴訟委員会がその禁止の全部若しくは一部を確認することを裁定した日の後三十日で効力を生ずるものとする。
- (ii) 中央委員会は、本項(c)(i)に従つて輸出入禁止を実施すべきことが確定したときは、直ちに、すべての締約国に対し、その禁止の条項を通告しなければならない。締約国は、これを遵守しなければならない。手続上の保障
- (a) 本条に従つて行つた中央委員会の決定は、同委員会の全構成員の過半数によるものとする。
- (b) 当該国は、自国の代表者を通知し、本条に基いて決定が行われる前に中央委員会において意見を述べ権利を有するものとする。
- (c) 中央委員会は、本条に基いて行つた決定又はこれに関する資料を公表する場合には、当該政府が要請するときは、同政府の意見も公表しなければならない。中央委員会の決定が全会一致によつて行われなかつた場合には、少数の意見も公表されなければならない。

- 第十三条 普遍的適用
- 中央委員会は、この議定書の締約国でない国及び第二十條に基きこの議定書が適用されない領域について、実行可能な範囲内で、本章に掲げる措置を執ることが出来る。
- 第十五条 紛争
- 1 締約国は、國際司法裁判所がこの議定書に関する紛争を解決する権限を有することを明確に承認する。
- 2 この議定書の解釈又は適用に関する二以上の締約国間の紛争は、当該紛争当事国が別段の解決方式に同意しない場合には、そのいずれかの要請により國際司法裁判所に付託するものとする。
- 第十六条 署名
- 中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文をひとしく正文とするこの議定書は、國際連合加盟国、この議定書を作成した会議に参加するよう理事会の指示に従い招請された非加盟国及び事務総長が理事会の要請によりこの議定書の謄本を送付した他の国の署名のため、千九百五十三年十二月三十一日まで開放して置く。
- 第十七条 批准
- この議定書は、批准されなければならない。批准書は、事務総長に寄託するものとする。

- 第十八条 加入
- この議定書は、國際連合加盟国、第十六條に掲げる非加盟国又は事務総長が理事会の要請によりこの議定書の謄本を送付した他の非加盟国の加入のため開放して置く。加入書は、事務総長に寄託するものとする。
- 第十九条 過渡的措置
- 1 過渡的措置として、いづれの締約国も、署名又は批准書若しくは加入書の寄託に際して明示の宣言を行つた場合に限り、次の事項を許可することができる。
- (a) 自国のいづれかの領域において準医薬上の目的のためあへんを使用すること。
- (b) 前記の目的のため、あへんを生産すること又は前記の宣言を行つた際に指定すべき国若しくは領域からあへんを輸入し、若しくはそこへあへんを輸出すること。但し、次のことを条件とする。
- (i) 千九百五十年一月一日において、このようなあへんの使用、輸入又は輸出が、前記の宣言が行われる地域で慣習的であり、且つ、許されていたこと。
- (ii) この議定書の締約国でない国に対するいかなる輸出も許可してはならないこと。
- (iii) 当該締約国は、宣言に際して明示すべき期間内に、準医薬上の目的のためあへんの使用、生産、輸入及び輸出を廃止することを約束すること。

- 2 本条1に基いて宣言を行つたいづれの締約国も、同項(b)(iii)に掲げる期間においては、毎年、第五条に規定する最大在庫量の外、その時までの二年間に準医薬上の目的のため消費した額に等しい在庫量を保有することが認められる。
- 3 いづれの締約国も、また、過渡的措置として、署名又は批准書若しくは加入書の寄託に際して明示の宣言を行つた場合に限り、千九百五十三年九月三十日以前に権限のある当局が登録した二十一歳以上のあへん常用者に、あへんの吸食を許可することができる。但し、当該締約国が千九百五十年一月一日にあへんの吸食を許可していたことを条件とする。
- 4 本条に基いて過渡的措置を援用する締約国は、
- (a) 第十条に基いて事務総長に提出すべき年次報告中に、準医薬用あへん及び吸食用あへんの使用、生産、輸入又は輸出を廃止する方向に向かつて前年中に遂げられた進展の状況についての説明を含めなければならない。
- (b) 準医薬上の目的のため使用し、輸入し、輸出し、及び保有するあへんにつき、並びに吸食用として使用し、及び保有するあへんにつき、この議定書の第八條及び第九條により要求される見積り及び統計と同様の見積

り及び統計を別個に提出しなければならぬ。

5 (a) 本条に従つて過渡的措置を援用する締約国が、

(i) 4 (a)に掲げる報告を、その報告内容が関係する年度の終了の後六箇月以内に提出しない場合、

(ii) 4 (b)に掲げる統計を、第九条による提出期日の後三箇月以内に提出しない場合及び

(iii) 4 (b)に掲げる見積りを、中央委員会が第八條に従つてこのため定める日の後三箇月以内に提出しない場合には、中央委員会又は事務総長は、場合に応じ、当該締約国に過渡的措置を通告し、且つ、この通告の受領後三箇月以内に前記の報告、統計又は見積りを提出するよう要請するものとする。

(b) 締約国が前記の期間内に中央委員会又は事務総長によるこの要請に応じない場合には、本条に基いて許可される過渡的措置は、その期間の満了の日の後は当該締約国に適用されないものとする。

### 第二十条 地域的適用

この議定書は、いずれかの締約国が国際関係につき責任を有するすべての非自治地域、信託統治地域、殖民地及びその他の非本土地域に適用する。但し、非本土地域の事前の同意が当該締約国若しくは非本土地域の憲法により又は慣行上必要である場合を除く。この場合には、当該締約国は、できる限り短い期間内に、

非本土地域の必要な同意を得ることに努力し、その同意を得た場合には、事務総長にこれを通告しなければならない。事務総長が通告を受領した日から、この議定書は、通告に掲げる一又は二以上の地域に適用する。非本土地域の事前の同意を必要としない場合には、当該締約国は、署名、批准又は加入の際に、この議定書を適用する一又は二以上の非本土地域を宣言しなければならない。

第二十一条 効力発生  
1 この議定書は、第六條2 (a)に掲げる生産国のうち少なくとも三國と製造国たるベルギー、フランス、ドイツ連邦共和国、イタリア、日本国、オランダ、スイス、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国のうちの少なくとも三國を含むいくとも二十五國の批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目に効力を生ずるものとする。

2 この議定書は、本条1によりこの議定書の効力発生のため必要とされる批准書又は加入書を寄託された後に批准書又は加入書を寄託する国については、その寄託の日の後三十日目に効力を生ずるものとする。

### 第二十二條 改正

1 いずれの締約国も、事務総長にあてた通告によつて、いつでも、この議定書の改正を要請することができる。

2 理事会は、麻薬委員会に諮問の上、この要請につき執るべき措置を勧告しなければならない。

### 第二十三條 廃棄

1 締約国は、この議定書の効力発生の日から五年の期間が満了した後は、事務総長に文書を寄託することによりこの議定書を廃棄することができる。

2 本条1に掲げる廃棄は、事務総長がこれを受領した日の属する年の翌年の一月一日に効力を生ずる。

### 第二十四條 失効

この議定書は、第二十三條に従つて廃棄が行われた結果、締約国の国名表が第二十一条に規定するいずれかの条件を満たさなくなるときは、効力を失ふものとする。

### 第二十五條 留保

いづれの締約国も、第十九條に認められてゐる宣言については同条に明文規定がある場合及び適用地域については第二十条に認められてゐる場合を除く外、この議定書のいかなる規定についても留保を行うことができる。

### 第二十六條 事務総長による通報

事務総長は、すべての国際連合加盟国並びに第十六條及び第十八條に掲げる他の諸國に対し、次の事項を通告するものとする。

### (a) 国際連合あへん会議の閉会後この議定書に行つた署名並びに第十六條、第十七條及び第十八條に従つて行つた批准書及び加入書の寄託

(b) いずれかの地域で、その国際関係につき責任を有する国がこの議定書の適用される地域のうち第二十條に従ひ含めたもの

(c) 第二十一条によるこの議定書の効力発生

(d) 第十九條に規定する過渡的措置に従つて行つた宣言及び通告、並びにこの措置の終了及び失効の日付

(e) 第二十三條に従つて行つた廃棄

(f) 第二十二條に従つて行つたこの議定書の改正の要請及び

(g) 第二十四條に従つてこの議定書が効力を失う日付

中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による本文をひとしく正文とするこの議定書は、事務総長に寄託するものとする。事務総長は、この議定書の認証贈本をすべての国際連合加盟国並びにこの議定書の第十六條及び第十八條に掲げる他のすべての國に送付するものとする。

以上の証拠として、正当に委任を受けた下名は、各自の政府のためにこの議定書一通に署名した。

千九百五十三年六月二十三日にニューヨークで作成した。

アフガニスタンのために  
アルバニアのために  
アルゼンティーンのために  
オーストラリアのために  
オーストリアのために

ベルギー王国のために

ボリヴァリアのために

ブラジルのために

ブルガリアのために

ビルマ連邦のために

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カンボディアのために

カナダのために

セイロンのために

チリのために

中国のために

コロンビアのために

コスタ・リカのために

キューバのために

チエツコスロヴァキアのために

デンマークのために

ドミニカ共和国のために

エクアドルのために

エジプトのために

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号

けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を  
求めるの件外一件

九八八

イエヒア・サミ  
エル・サルヴァドルのために

エテイオピアのために

フィンランドのために

フランスのために

フランス及びフランス連合の  
領域のために

シャルル・ヴァーユ

フランス政府は、インドにお  
けるフランスの属地のためにこ  
の議定書の第十九条の過渡的措  
置を適用する権利を留保するこ  
とを、同条1(b)(iii)に掲げる期間  
がこの議定書の効力発生の日の  
後十五年であると了解して、こ  
こに明らかに宣言する。

フランス政府は、また、前記  
の期間、第十九条の過渡的措置  
に従いインドにおけるフランス  
の属地へのあへんの輸出を許可  
する権利を留保する。

シャルル・ヴァーユ

ドイツ連邦共和国のために

ドクトル ハンス・E・リー  
セル

ドクトル ハイナリツヒ・ダ  
シネル

ギリシャのために

アレクシス・キルー

グアテマラのために

ハイティのために

ホンデユラスのために

ハンガリーのために

アイスランドのために

インドのために

1 インド政府は、この議定  
書の第十九条の規定に従つ  
て次の事項を許可すること  
をここに明らかに宣言す  
る。

(i) 千九百五十九年十二月  
三十一日まで準医薬上の  
目的のためあへんを使用  
すること。

(ii) この議定書の効力発生  
の日の後十五年間、あへ  
んを準医薬上の目的のた  
め生産して、パキスタ  
ン、セイロン、アデン並  
びにインドにおけるフラ  
ンス及びポルトガルの属  
地に輸出すること。

(iii) 千九百五十九年九月三  
十日以前に権限のある当  
局が登録した二十一歳以  
上のあへん常用者が、そ  
の存命中あへんを吸食す  
ること。

2 インド政府は、批准書の  
寄託に際し、この宣言を修  
正し、又はこの議定書の第  
十九条に基いて他の宣言を  
行う権利を留保する。

E・S・クリシュナムー  
ルティ

インドネシアのために

イランのために

イラクのために

アイルランドのために

イスラエルのために

イタリアのために

グエリーノ・ロベルティ  
日本国のために

後宮虎郎  
ジョルダン・ハシエミット王国の  
ために

大韓民国のために

D・Y・ナムクン  
ラオスのために

レバノンのために

リベリアのために

リビアのために

リヒテンシュタインのために

A・リント  
ルクセンブルグ大公国のために

メキシコのために

モナコのために

M・バルマロー  
千九百五十九年六月二十  
六日

ネパールのために

オランダ王国のために

ニュー・ジブラルドルのために

ニカラグアのために

ノールウェー王国のために

パキスタンのために

パナマのために

パラグアイのために

ペルーのために

フィリピン共和国のために

エドゥアルド・キンテロ  
メルキアデス・イバニエス  
ポランドのために

ポルトガルのために

ルーマニアのために

サン・マリノのために

サウディ・アラビアのために

スペインのために

スウェーデンのために

スイスのために

A・リント  
シリアのために

タイのために

トルコのために

ウクライナ・ソヴィエト社会主義  
共和国のために

南アフリカ連邦のために

ソヴィエト社会主義共和国連邦の  
ために

グレート・ブリテン及び北部アイ  
erland連合王国のために

J・H・ウオーカー  
J・K・ジョーンズ

アメリカ合衆国のために

ハリー・J・アンスリンガー  
ウルグアイのために

ヴェネズエラのために

ヴィエトナムのために

チャナン・ヴァン・カ  
イエメンのために

ユーゴスラヴィアのために

ドラガン・ニコリチ  
千九百五十九年六月二十  
四日

〔審査報告書は都合により附録に  
掲載〕  
通商に関する日本国とカナダとの  
間の協定の批准について承認を求  
めるの件  
右は本院において承認することを議  
決した。  
よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和二十九年四月二十二日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるとの件

通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔参考〕

通商に関する日本国とカナダとの間の協定

日本国政府及びカナダ政府は、両国を結合する伝統的友好関係を強化し、並びに日本国とカナダとの間に存在する通商関係を一層円滑にし、及び発展させることを希望して、日本国とカナダとの間の通商関係を規律する協定を締結することに決定し、よつて、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国は、輸出若しくは輸入について若しくはそれらに関連して課税され、又は輸出品若しくは輸入品のための支払手段の国際的移転について課税されるすべての種類の関税及び課税金に関する事項、それらの関税及び課税金の賦課の方法に関する事項、輸出又は輸入に関連する規則及び手続に関する事項、すべての内国税その他のすべての種類の内国税課税に関する事項並びに自国の領域内における輸入貨物の販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に関する事項のすべてについて、他方の締約国に無条件の最恵国待遇を与えなければならない。

2 従つて、いずれか一方の締約国

の産品で他方の締約国の領域内に輸入されるものには、本条1に掲げる事項について、いずれかの第三国の同様の産品に課税されているか又は将来課税される関税、内国税又は課税金より一層高額の関税、内国税又は課税金が課税されることはなく、また、同産品に適用されているか又は将来適用される規則又は手続が適用されることはない。

3 同様、いずれか一方の締約国の領域から輸出され、且つ、他方の締約国の領域に仕向けられる産品には、本条1に掲げる事項について、同様の産品がいずれかの第三国の領域に仕向けられる場合に課税されているか又は将来課税される関税、内国税又は課税金より一層高額の関税、内国税又は課税金が課税されることはなく、また、同産品が同様の場合に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層厳重な規則又は手続が適用されることはない。

4 本条1に掲げる事項について、いずれか一方の締約国がいずれかの第三国を原産地とする産品又は、いずれかの第三国の領域に仕向けられる産品に對して与えられているか又は将来与えらるべきすべての利益、特典、特権又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の産品又はその領域に仕向けられる同様の産品に對し、それぞれ、運送手段の国籍のいかんを問はず、即時に、且つ、無償で与えられるものとする。

5 本条の最恵国待遇に関する規定は、カナダが英連邦の構成国（その

の属領を含む）及びアイルランド共和国に与える排他的利益については、適用しない。

第二条

いづれの一方の締約国も、他方の締約国の産品で輸入国から最恵国待遇を受けているいづれかの第三国の領域を通過してきたものに對し、それらの産品がその第三国の領域を通過することなく原産地から仕向地に輸送される場合に与えられる待遇より不利でない待遇を与えなければならない。もつとも、いづれの一方の締約国も、いづれかの貨物でその貨物についての直接運送が自国の関税上の所定の評價方法に關係があるものに對し、この協定の日付の日に至る直接運送の要件を維持することができる。

第三条

1 いづれの一方の締約国も、他方の締約国のすべての産品の輸入に對し、又は、重大な安全上の利益に關連がある法令で定める場合を除く外、当該他方の締約国の領域に仕向けられるすべての産品の輸出に對し、何らの禁止又は制限をも課してはならない。但し、すべての第三国の同様の産品の輸入又はすべての第三国への同様の産品の輸出が同様に禁止され、又は制限されている場合は、この限りでない。

2 各締約国は、他方の締約国に對し、貨物の輸出及び輸入に伴う取引に影響を及ぼす外国為替の割当と外国為替制限の実施とに關するすべての事項につき、無条件の最恵国待遇を与えることを約束する。

3 両締約国は、多数の国における国際收支上の困難の存在及び通貨の一般の交換不可能性が、輸入に影響を及ぼす貿易及び為替の制限の非差別的適用を即時且つ完全に實現することを許さないことを認める。従つて、この協定の規定にかかわらず、いづれの一方の締約国も、輸入に影響を及ぼす貿易又は為替の制限の適用に際しては、自国の対外財政状態及び国際收支を保護するため、一時的に本条1及び2の規定によらないことができる。但し、

(a) 当該締約国の制限は、他方の締約国の商業上又は経済上の利益に對する不必要な損害を避けるような方法で課さなければならない。

(b) 当該締約国の制限は、自国の為替管理の規則に基いて合衆国ドル地域の一部として取り扱われている国の間で、又は、いづれかの国の通貨がその国の為替管理の規則に基いて非居住者として取り扱われている者の手中において交換可能であるか若しくは交換可能となるときは、そのような国の間で、直接又は間接に差別する結果とならないような方法で課してはならない。

第四条

1 各締約国は、所在地のいかんを問はず国家企業を設立し、若しくは維持し、又はいづれかの企業に對して排他的の若しくは特別の特権を正式に若しくは事実上与えるときは、それらの企業が、輸出又は輸入に伴う販売又は購入に際し、この協定で定める非差別的待遇の原則に合致する方法で行動すべきことを約束する。この目的のため、第三条の規定に従うことを条件として、それらの企業は、すべての販売又は購入を商業上考慮される事項（価格、品質、入手可能性、市場性その他販売又は購入の条件をいう）に従つてのみ行わなければならない。また、他方の締約国の企業に對し、前記の販売又は購入に参加するために競争する適当な機会を通常の商慣行に従つて与えなければならない。

2 本条1の規定は、再販売するため又は販売のための貨物の生産に使用するためではなく直接に又は最終的に政府用として消費する産品の輸入には適用しない。各締約国は、そのような輸入に關しては、他方の締約国の貿易に對して公正且つ衡平な待遇を与えなければならない。

第五条

各締約国は、貿易及び通商において、特に、商標、原産地表示及び特許權に關する事項について、國際的に承認された公正な慣行に従うこと、及び両國間の通商に有害な影響を及ぼすことがあるすべての慣行を防止するため他方の締約国に協力することを約束する。

第六条

いづれの一方の締約国の政府も、他方の締約国の政府がこの協定の実施に關して行ないかなる申入に對しても好意的考慮を払わなければならない。

第七条

1 この協定は、両締約国により批准されなければならない。この協

定は、東京で行われるべき批准書の交換の日に効力を生ずる。

2 この協定は、その効力発生の日から一年間効力を存続し、且つその後は、いづれか一方の締約国が他方の締約国に対してこの協定を終了させる意思を通告した日から三箇月を経過するまで効力を存続する。

以上の証拠として、このために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月三十一日にオタワで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

松平康東(署名)

カナダのために

C・D・ハウ(署名)  
L・B・ピアソン(署名)

交換公文

(沖繩に関する交換公文)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された通商に関する日本国とカナダとの間の協定に關して、同協定の最惠国待遇の規定が、千九百五十四年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げる地域に対して日本国が与えているか又は將來与える利益については、当該地域に対する行政、立法及び司法に關して同条後段に定める状態が存続する限り、適用されないことを閣下に通報する光栄を有します。

本使は、更に、閣下が前記の了解を

貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年三月三十一日

カナダ駐在日本  
国特命全權大使

松平 康東 (署名)

カナダ外務大臣

L・B・ピアソン閣下

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月三十一日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本使は、本日署名された通商に関する日本国とカナダとの間の協定に關して、同協定の最惠国待遇の規定が、千九百五十四年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げる地域に対して日本国が与えているか又は將來与える利益については、当該地域に対する行政、立法及び司法に關して同条後段に定める状態が存続する限り、適用されないことを閣下に通報する光栄を有します。

本使は、更に、閣下が前記の了解を貴国政府に代つて確認されることを要請する光栄を有します。

本大臣は、カナダ政府に代つて、日本国との平和条約第三条に掲げる地域に対する本日署名された通商に関する協定の適用に關し閣下の前記の書簡に述べられた了解を確認する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年三月三十一日

カナダ外務大臣

L・B・ピアソン (署名)

カナダ駐在日本  
国特命全權大使

松平 康東閣下

(関税評価に関する交換公文)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、通商に関するカナダと日本国との間の協定の署名に際し、カナダ政府が次の条件に従つて普通の及び特別の関税上の価値を定める権利を留保する旨を閣下に通報する光栄を有します。

1 事情の予見されない発展と前記の協定に基いてカナダが負う義務の効果により、いづれかの産品が、カナダの領域における同様の産品又は直接の競争関係にある産品の国内生産者に重大な損害を与えるような又は与える虞があるような増加した数量及びそのような条件で、カナダの領域に輸入されるときは、その損害を防止し、又は救済するため必要な限度で及び必要な期間、普通の及び特別の関税上の価値を定めることができる。

2 いづれかの産品に關して1に従つて価値を定めるべきであるかどうかを決定するに際し、及びその価値をいかなる水準に定めるべきであるかを決定するに際しては、カナダは、その時に他の国から同様の産品又は直接の競争関係にある産品を輸入している場合には、

それらの産品の価格を考慮に入れなければならない。

3 カナダは、1に従つて措置を執るに先だち、できる限り早目に書面により日本国に通告しなければならない。また、その執るうとする措置についてカナダと協議する機会を日本国に与えなければならない。緊迫した事態においては、すなわち遅延すれば回復し難い損害を生ずる場合には、1に基く措置は、その措置を執つた後直ちに協議を行ふことを条件として、事前に協議することなく暫定的に執ることができ。

本大臣は、更に、カナダ政府の見解によれば前記の規定が関税及び貿易に関する一般協定と矛盾しないこと、及びカナダ政府は関税及び貿易に関する一般協定がカナダと日本国との間に適用される場合にこれらの規定が引き続き適用されるものとみなすことを述べる光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年三月三十一日

カナダ外務大臣

L・B・ピアソン (署名)

カナダ駐在日本  
国特命全權大使

松平 康東閣下

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、千九百五十四年三月三十一日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本大臣は、通商に関するカナダと日本国との間の協定の署名に際し、

し、カナダ政府が次の条件に従つて普通の及び特別の関税上の価値を定める権利を留保する旨を閣下に通報する光栄を有します。

1 事情の予見されない発展と前記の協定に基いてカナダが負う義務の効果により、いづれかの産品が、カナダの領域における同様の産品又は直接の競争関係にある産品の国内生産者に重大な損害を与えるような又は与える虞があるような増加した数量及びそのような条件で、カナダの領域に輸入されるときは、その損害を防止し、又は救済するため必要な限度で及び必要な期間、普通の及び特別の関税上の価値を定めることができる。

2 いづれかの産品に關して1に従つて価値を定めるべきであるかどうかを決定するに際し、及びその価値をいかなる水準に定めるべきであるかを決定するに際しては、カナダは、その時に他の国から同様の産品又は直接の競争関係にある産品を輸入している場合には、それらの産品の価格を考慮に入れなければならない。

3 カナダは、1に従つて措置を執るに先だち、できる限り早目に書面により日本国に通告しなければならない。また、その執るうとする措置についてカナダと協議する機会を日本国に与えなければならない。緊迫した事態においては、すなわち遅延すれば回復し難い損害を生ずる場合には、1に基く措置は、その措置を執つた後直ちに協議を行ふことを条件として、事前に協議することなく暫定的に執ることができ。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。



本大臣は、更に、カナダ政府の見解によれば前記の規定が関税及び貿易に関する一般協定と矛盾しないこと、及びカナダ政府は関税及び貿易に関する一般協定がカナダと日本国との間に適用される場合にこれらの規定が引き続き適用されるものとみなすことを述べる光榮を有します。

本使は、カナダ政府が、本日署名された通商に関する協定の適用に当り、閣下の前記の書簡に掲げる条件に従つて普通の及び特別の関税上の価値を定める権利を有することを日本国政府が承認する旨を述べる光榮を有します。日本国政府は、閣下の前記の書簡に掲げる規定が関税及び貿易に関する一般協定と矛盾しないとの見解に同意します。日本国政府は、また、関税及び貿易に関する一般協定が日本国とカナダとの間に適用される場合にこれらの規定が引き続き適用されるものとみなします。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年三月三十一日

カナダ駐在日本  
国特命全權大使

松平 康東 (署名)

カナダ外務大臣

L・B・ピアソン閣下

(九品目の非差別的待遇に関する交換公文)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日署名された通商に関する日本国とカナダとの間の協定に關し、一時的に第三條一及び二の規定によらないことを認める同條三の規定

定にかかわらず、日本国政府が、次の九商品に対しては、日本国政府とカナダ政府との間で合意される例外を除く外、無条件の非差別的待遇を与えることを約束する旨を述べる光榮を有します。

小麦  
大麦  
木材パルプ  
亜麻仁種子  
銅地金  
鉛地金  
亜鉛地金  
合成樹脂  
粉乳

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十四年三月三十一日

カナダ駐在日本  
国特命全權大使

松平 康東 (署名)

カナダ外務大臣

L・B・ピアソン閣下

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十四年三月三十一日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有する。

本使は、本日署名された通商に関する日本国とカナダとの間の協定に關し、一時的に第三條一及び二の規定によらないことを認める同條三の規定にかかわらず、日本国政府が、次の九商品に対しては、日本国政府とカナダ政府との間で合意される例外を除く外、無条件の非差別的待遇を与えることを約束する旨を述べる光榮を有します。

小麦  
大麦  
木材パルプ  
亜麻仁種子  
銅地金  
鉛地金  
亜鉛地金  
合成樹脂  
粉乳

本大臣は、カナダ政府が前記の商品の日本国への輸入に関する非差別的待遇についての日本国政府の特別の約束を記録にとどめることを述べる光榮を有します。

千九百五十四年三月三十一日

カナダ駐在日本  
国特命全權大使

松平 康東閣下

カナダ外務大臣

L・B・ピアソン (署名)

カナダ駐在日本  
国特命全權大使

松平 康東閣下

(佐藤尚武君登壇、拍手)

○佐藤尚武君 只今議題となりましたけしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

政府の説明によりますと、この議定書は国際連合主催の下に昨年五月からニューヨークで開催せられましたあへん会議において作成せられ、三十六カ国によつて署名せられたものでありまして、我が国もその審議に参加し、昨年六月二十三日これに署名いたしました次第であります。

本議定書は、従来の麻薬に関する諸条約を更に推進し、麻薬の害毒を一層強力に防衛することを目的としておりまして、各締約国が、一、けしの栽培及びあへんの生産、使用、取引等を取り締まるための機関を設立すること。二、あへんの在庫量を制限すること。三、特定の締約国で生産されるあへん以外にあへんの輸出入を禁止すること。並びに、四、あへんの使用及び輸出入の目的を医学上及び化学上の需要に限定すること等を主な内容とし、二十五カ国が批准又は加入したのち三十日目に効力を生ずることになっている旨の説明がありました。

質疑におきましては、日本は曾つて、殊に戦時中は麻薬の取締について、殊に国際間に信用がなく、しばしば諸外国から問題にされてきたのであるが、現在在は反対に密輸のために被害を受ける立場に置かれていた。一、現在我が国におけるけしの栽培並びに麻薬の密輸入及び取締の現状はどうなつてゐるか。二、この質問に対し、「国内におけるけしの栽培は、九割が和歌山県と大阪府で行われており、国内での麻薬の密造は大したことはなく、いずれも手落ちなく十分に取締つてゐるが、問題は密輸入である。終戦後密輸事犯は激増し、例えば昨年の検挙数は千三百四十名、千四百六十二名に上り、うち日本人は八百三十八名で、朝鮮人、中国人がこれに次ぎ、密輸品の大部分はヘロインである。密輸ルートは朝鮮、大陸、南方の三つの方面からであつて、このうち大陸から香港経由で外国汽船と航空機によつて持込まれるものがその大部分を占めてゐる。日本での荷揚げは時に移動して、一昨年は密輸品の六、七割が阪神地区に、昨年は六、七割が京浜地区に

持込まれることになった。密輸の数量は正確には掴み得ないが、国内にいる麻薬中毒患者の数は、最小限三万人と推定され、各自一日の使用量を〇・二グラムとし、又ヘロインの密輸施設を一グラム平均五千円とみれば一年間の密輸量は二百五十万キロ、価格にして実に百九億五千万円に上ると推定され、又香港経由で行われる密輸の根拠地がどこであるかは確かめ得ない。国際間の麻薬密輸状況に関する情報は、国連麻薬委員会から入手しているが、これを確認するまでには至っていない。併し本議定書第十二條の規定によれば、密輸に対し、根拠地の国に対し間接的に圧力を加えることが可能なわけである」との答弁がありました。

委員会は五月十日、質疑を終了し、討論を経て採決を行いましたところ、本件は、承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。

次に議題となりました通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

政府の説明によりますと、本件協定成立までの経緯とその内容は、おおむね、次の通りであります。

戦前、日加兩國間の通商関係は、カナダが大正二年五月に加入した旧日英通商航海条約によつて規律されておりましたが、同条約は昭和十七年七月失効いたしました結果、兩國間の通商関係は無条約状態となり、このため我が国よりカナダに輸出する商品には、同国の最高税率である一般關稅税率が適用されることとなり、戦後の対加貿易は甚だしく阻害され、例えば一九五三年のごときは我が国が方よりの輸出千五百萬ドルに対し、輸入一億四千萬ドル、差引八千九百萬ドルの入超という著しい

片貿易となつております。よつて政府は相互に最惠國税率を与える協定を締結するために、昭和二十七年十一月以来カナダ政府との間に折衝を重ねました末、今般この協定について両国の合意が成立し、去る三月三十一日オタワにおいて署名を行なつた次第であります。

この協定の成立によつて、我が国の産品はカナダにおいてガット税率による最惠國税率を適用されることになり、今後我が国の対加貿易は大幅に増大することが期待できるとのことです。なお昨年十月我が国のガット仮加入に際し、カナダは他の英連邦諸国と異なり、積極的に我が立場を支持する態度に出たのであります。この協定の交渉も同国の理解ある態度によつて順調に進められることになりました。

次に本協定の内容としては、一、両国が相互に関税に關する最惠國待遇を与えること。二、為替及び貿易制限に關し、原則として無差別待遇を与える一方、國際收支擁護のため必要な差別的制限を行ひ得ることを骨子とするものでありまして、批准書交換の日に効力を生じ、一年間有効と定められております。

なお本協定には、三つの附屬の交換公文がありますが、その交換公文におきましては、一、沖繩に對して与えられてゐる利益については、この協定の最惠國待遇の規定が適用されないこと。二、カナダにおいて国内産業に重大な損害を与える産品の輸入に對し、その損害を防止するために必要な關稅評價を行ひ得ること。三、我が國において小麦、大麦、木材、パルプ等の九品目について、原則として無差別待遇

遇を与える旨を述べております。以上が政府の説明でありました。

委員会は四月三十日以降五回に亘つて本件の審議を行いました。

次に質疑の主なものを挙げますれば、「協定有効期間の短い理由。日加貿易が片貿易である原因と今後の見通し。交換公文の趣意如何。又第二、第三の交換公文は片手落ちではないか等の質問に對しては、我が方は恒久的通商条約の締結を希望したが、先方は一般的通商条約について、英連邦諸国の間では、日本と恒久的のものを結ばないとの申合せがあり、他方ガットの今後の成行とも脱み合せて考える必要があるもので、今回は先ず急を要する貿易だけについて取極めた」との意向でありましたので、我が方もこれに依り、暫定的な意味でこの關稅協定ができたわけである。対加貿易が著しく片貿易となつてゐるのは、我が國において絶対的に必要とする小麦、大麦の輸入が輸入額の約七割を占めてゐるからであり、これに對し我が國からの輸出品はみかん、茶その他概して細かい雜貨類などであるから貿易のバランスは容易に望み得ない。併し本協定によつて我が輸出品に對する適用税率が著しく引下げられる結果、今後我が國の輸出が年額千万ドル見当の増加を見ることは困難でないと思はれる。次に、沖繩に關する交換公文は、日米友好通商航海条約の附屬議定書第十四項(b)の規定と同様の趣旨に則つたものであり、又タイ国などとの民間航空協定の附屬交換公文の精神とも相通するものである。又第二の交換公文は、他國のダンピングを防止するために設けたカナダ關稅法の規定の趣旨を明らかにしたものであつて、カナダは各國に對するガット税率の適用に際しても同様の留保を行なつてゐる。この關稅法の規定は交換公文がなくともカナダとしては自由に発動し得る性質のものであるが、我が國に對してこれを発動する場合にこれが濫用されることのないように意を用ひ、早目に日本側に通告すると、日本に協議の機会を与えるとかを条件とすることを約束してゐるわけである。今日までの貿易状況では、この規定が発動される虞れはない。將來これが問題となり得る場合といへば、カナダの紡績業者が本協定に反對してゐる現状に鑑みて、綿製品中、高級でない物の對加輸出が急激に増加する場合くらいのものであろう。第三の交換公文は、カナダは輸入制限を行なつてゐないのに對し、日本が輸入制限を行なつてゐる事情を考慮し、日本はカナダからの輸入品中九品目に對して差別的待遇をしないというだけの趣旨であつて、何ら片手落ちではなく日本はこれらの物をどこの國からも自由に輸入し得ることには変わりはない」との答弁がありました。

委員会は五月十一日、質疑を終了し、引續き討論に入りましたところ、曾根委員は、「本件協定に賛成する。この協定により對加貿易の障害が一応除去されることになるので歓迎する。ただ政府に對して、對加輸出の増進に併せて努力を払う一方、輸入品についてはアジアその他の地域からも輸入するように市場の転換を図ること。二、これを切つかけとして全般的通商条約の締結に進むこと。三、英連邦の特惠關稅制度は現状では認めざるを得ないが、抜本的には容認したいから、これが是正に今後とも絶大の努力を払われんことを要望する」旨を述べられました。

次に佐多委員は、「この協定は關稅の最惠國待遇、為替及び貿易制限の無差別待遇を骨子として片貿易の是正を主目的としてゐるので、これに賛成する。ただ、片貿易は正に對しての政府の努力にはまだ欠けるところがある。輸出については各品目別に詳細にその振興策を立て、輸入についても中国市場等への転換を図らんことを切望する」と述べられ、次に高良委員は、「この協定を今後正式の通商条約に発展せしめること、隣邦たるカナダとは一層貿易、文化の交流を図らんことを希望して賛成」され、次に國委員は、「この協定の成立は日本の經濟發展上大いなる効果がある。英連邦との調整上より米大陸との貿易關係も緊密になる。ただ、日本が余りにカナダに力を集中する結果、先方に脅威を感じしめるがごときことのないよう公正な態度を持し、又粗悪品を出すことなく、信用を高め、以て健全な貿易の發展に努められたい」との希望を附して本件に賛成せられました。最後に鶴見委員は、「賛成である。ただ一つ、希望としてカナダの英連邦内における比重が年々増加しつつある事実と、カナダの米國に對する比重の非常に大きいことを十分に認識して施策すべきであることを附言しておきたい」と述べられました。

以上を以て討論を了し、次いで採決を行いましたところ、本件は、承認すべきものと全会一致を以て決定いたしました次第であります。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。

兩件全部を問題に供します。委員長報告の通り兩件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて兩件は、全会一致を以て承認することに決しました。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 日程第四、離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先ず、委員長報告を求めます。經濟安定委員會理事岩沢忠恭君。

審査報告書

離島振興法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十一日  
經濟安定委員長 早川 慎一  
參議院議長河井彌八郎

多数意見者署名  
岩沢 忠恭 奥 むめお  
八木 秀次 吉米地彌三

第九條第二項の改正規定中「第五十二條第二項を、同法第五十二條第二項に、」第四十三條第一項を「第四十三條」に改める。  
別表の改正規定中「第四十三條第一項を、第四十三條」に改める。

要領書

一、委員會の決定の理由  
本改正法案は、離島振興計画に基き國が行く港灣工事の費用の負

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより兩件の採決をいたします。

兩件全部を問題に供します。委員長報告の通り兩件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて兩件は、全会一致を以て承認することに決しました。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 日程第四、離島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先ず、委員長報告を求めます。經濟安定委員會理事岩沢忠恭君。

審査報告書

離島振興法の一部を改正する法律案  
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十九年五月十一日  
經濟安定委員長 早川 慎一  
參議院議長河井彌八郎

多数意見者署名  
岩沢 忠恭 奥 むめお  
八木 秀次 吉米地彌三

第九條第二項の改正規定中「第五十二條第二項を、同法第五十二條第二項に、」第四十三條第一項を「第四十三條」に改める。  
別表の改正規定中「第四十三條第一項を、第四十三條」に改める。

要領書

一、委員會の決定の理由  
本改正法案は、離島振興計画に基き國が行く港灣工事の費用の負

担に關して港灣法の特例を定め、  
 國庫の負担割合を増加しようとするものである。委員会はこれを概ね妥当の措置と認めたが、港灣法改正案の修正成立に伴い、条文整理のため所要の修正を行つた。  
 二、事件の利害得失  
 離島振興の目的達成に資するところである。

## 三、費用

本法の施行に伴い特に費用を要しないが、この措置により國庫に納付される公共団体の港灣事業費分担金は、昭和二十八年度事業分において約四十四万円、昭和二十九年事業分において約五百七十五万円の減少となる。

離島振興法の一部を改正する法律案  
 右の本院提出案をここに送付する。  
 昭和二十九年四月二十日

衆議院議長 堤 康次郎  
 參議院議長 河井彌八郎

離島振興法の一部を改正する法律案  
 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九條第二項中「第四十二條第一項及び第三項、同法第四十三條第二項及び第三項を、第四十二條第一項及び第三項(第五十二條第二項において準用する場合を含む)、同法第四十三條第一項第二号及び第三号、同法第五十二條第三項」に改める。  
 別表中「港灣法第四十二條第一項及び第三項並びに同法第四十三條第二号及び第三号」を「港灣法第四十二條第一項及び第三項(第五十二條第二項において準用する場合を含む)、同法第四十三條第一項第二号及び第三号、同法第五十二條第三項」に改める。

昭和二十九年五月十四日 參議院會議録第四十六号 交付税及び贈与税配付金特別会計法案外五件

二項において準用する場合を含む。、第四十三條第一項第二号及び第三号並びに第五十二條第三項に改め、特定重要港灣以外の重要港灣の項及び避難港の項のうち「港灣管理者をそれぞれ港灣管理者又は國」に改める。

## 附則

この法律は、公布の日から起算して、昭和二十八年七月二十二日から適用する。

## 〔岩沢忠義君登壇、拍手〕

○岩沢忠義君 只今議題となりました離島振興法の一部を改正する法律案につきまして、経済安定委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法案は、衆議院議員河井彌八郎君ほか五十二名より発議され、去る四月二十日衆議院において可決の上、即日本院に提出されたものでございます。

この内容について簡単に御説明いたしますと、離島の振興に關しましては、その後進性を除去するために、先に第十六國會において離島振興法が制定せられ、これに基き事業が現在進められてつづつております。然るに離島振興法におきまして、港灣工事の費用負担割合につき港灣法の特例が設けられておりますのは、港灣管理者の行方工事に限られており、國が直轄の港灣工事を行なう場合には特例が認められていないために、離島振興法に一つの障害となつておるのでござい

ます。今回この点の不備を改正いたしまして、國の直轄工事につきましても、港灣管理者が行う工事の場合と均衡をとり、費用の負担に關する特例を設けることにいたしましたのでござい

ます。委員におきましては、発議者國田直君より提案理由の説明を聞き、発議者及び政府關係官に質疑を行いました

が、その内容につきましては速記録に譲ることを御了承願ひたいと思つたのであります。

かくて質疑を終り、討論に入りまして、岩沢委員より、「港灣法改正法案が修正成立することに伴ひ、条文整理のため、本法案に所要の修正を加える」旨の動議が提出され、採決に入りましたところ、本法案は、岩沢委員の修正案通り修正議決すべきものと、全会一致で決定いたしました。

右、御報告申し上げます。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。委員長は、修正議決報告でござい

ます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
 ○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致を以て、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第五、交付税及び贈与税配付金特別会計法案  
 日程第六、経済援助資金特別会計法案

日程第七、閉鎖機關令の一部を改正する法律案  
 日程第八、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令の一部を改正する法律案  
 日程第九、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

日程第十、大蔵省關係法令の整理に關する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、六案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求め

ます。大蔵委員長大矢半次郎君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

交付税及び贈与税配付金特別会計法案  
 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十九年四月十五日  
 衆議院議長 堤 康次郎  
 參議院議長 河井彌八郎

〔小字及び一は衆議院修正〕  
 交付税及び贈与税配付金特別会計法案  
 交付税及び贈与税配付金特別会計法

計法  
 第一条 地方交付税及び地方贈与税の配付に關する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般會計と区分して経理する。

(管理)  
 第二条 この會計は、内閣總理大臣及び大蔵大臣(以下「所管大臣」といふ)が、法令で定めるところに従ひ、管理する。

2. 内閣總理大臣は、政令で定めるところにより、前項の規定による事務を自治庁長官に行わせることができる。

(歳入及び歳出)  
 第三条 この會計においては、第四

條の規定による一般會計からの繰入金、入場税の収入及び附屬雜収入をもつてその歳入とし、地方交付税交付金(地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)による地方交付税の交付金をいう。)、入場税と税課手金(入場税と税法(昭和二十九年法律 号)による入場税と税の課手金をいう。)、第五條の規定による一般會計への繰入金及び附屬諸費をもつてその歳出とする。

(一般會計からの繰入金)  
 第四条 地方交付税法第六條第二項に規定する交付税の總額に相當する金額は、予算で定めるところにより、毎會計年度、一般會計からこの會計に繰り入れるものとする。

(一般會計への繰入金)  
 第五条 この會計の毎會計年度における入場税の収入額の十分の一に相當する金額は、政令で定めるところにより、この會計から一般會計に繰り入れるものとする。

(歳入歳出予算計算書の作製)  
 第六条 所管大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)  
 第七条 この會計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて歳入及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)  
 第八条 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、國會に提出しなければならない。



(歳入歳出予算計算書の作製)  
第六条 大蔵大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)  
第七条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。

一 歳入歳出予算計算書  
二 前年度の資金受払額総計表及び前年度末現在の運用資産明細表

三 前年度及び当該年度の資金の運用及び使用の計画表  
(剰余金の繰入)

第九条 この会計において、毎会計年度の決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算書の作製)

第十条 大蔵大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作製しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十一条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、歳入

歳入歳出決算書、資金受払額総計表及び当該年度末現在の運用資産明細表を添附しなければならない。

(支出残額の繰越)  
第十二条 この会計の毎会計年度の歳入予算における支出残額は、順次翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十三条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三十四号の次に次の一号を加える。

三十四号の二 経済援助資金を管理並びに運用及び使用するこ

と。

第十号中第十四号の次に次の一号を加える。

十四号の二 経済援助資金を管理並びに運用及び使用するこ

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 交付税及び譲与税配付金特別会計法案外五件

閉鎖機関令の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和二十九年四月二十二日  
衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長 河井 廣八郎

閉鎖機関令の一部を改正する法律案  
閉鎖機関令の一部を改正する法律

閉鎖機関令(昭和二十二年勅令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に在る債権及び債務は、これを本邦内に在る財産とし、閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に在る債権及び債務は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産とする。

閉鎖機関の本邦外に在る本店、支店その他の営業所に在る債権及び債務は、これを閉鎖機関の本邦内に在る財産とする。

閉鎖機関の本邦内に在る本店、支店その他の営業所に在る債権及び債務のうち左に掲げるものは、前項の規定にかかわらず、これを本邦内に在る財産とみなす。

一 閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務

二 金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出され、且つ、左に掲げる者が所持する未払送金為替に係る債務で省令で定めるもの

イ 本邦内に住所(法人にあつては主たる事務所。以下同じ)を有する者

ロ 閉鎖機関でイに該当しないもの

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)に規定する在外会社

三 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金に係る債務のうち前号に掲げる債務に準ずるものとして省令で定めるもの

四 前二号に掲げる債務を除く外、第二号に掲げる者を債権者とする預金その他の金融業務上の債務で省令で定めるもの

五 左に掲げる者に対する預金その他の金融業務上の債権で省令で定めるもの

イ 本邦内に主たる事務所を有する金融機関

ロ その他の閉鎖機関又は第二号ハに掲げる在外会社

六 閉鎖機関の有する左に掲げる債権の債務者に対し当該閉鎖機関の負う債務で省令で定めるもの。但し、その者に対するこれらの債権の額を限度とする。

イ 前号に掲げる者の本邦外の店舗から金融機関の本邦内の店舗に向けて振り出された未払送金為替に係る債権

ロ 第五号に規定する債権

七 閉鎖機関が、第二号から第四号までに規定する債権の債権者に対して有する債権で省令で定めるもの。但し、その者に対して負うこれらの号に規定する債務の額を限度とする。

ハ 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令(昭和二十四年政令第二百九十一号)に規定する在外会社

三 本邦内に住所を有する者を債権者とする預金に係る債務のうち前号に掲げる債務に準ずるものとして省令で定めるもの

入 第五号及び前号に掲げる債権以外の債権で、大蔵大臣が指定し、又は特殊清算人が大蔵大臣の承認を受けたもの

第十條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

特殊清算人は、特に必要がある場合においては、大蔵大臣の承認を得て、閉鎖機関の本邦内に在る財産以外の財産についても、前項各号(第四号を除く)に規定する職務を行うことができる。

第十一條の二の次に次の二条を加える。

第十一條の三 第二條第二項第二号又は第三号に規定する債務のうち、外貨表示のもの本邦通貨への換算については、別表第一に掲げる換算率を適用する。

第二條第二項第四号若しくは第六号に規定する債務又は同項第七号に規定する債権(当該債権の債務者が同項第五号に掲げる者である場合を除く)の本邦通貨への換算については、別表第二に掲げる換算率を適用する。

前二項の場合において、外貨についての換算率が別表に掲げられていないときは、その換算率は、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七條第一項又は第二項の規定により当該外貨につき外国為替相場が定められていたものについて、これによるものとし、その外国為替相場が定められていないものについては、同条第二項の規定の趣旨に従ひ、(現に流通していない外貨については、その有した購買力等を勘案して)大蔵大臣の定める換算率によるものとする。

昭和二十九年五月十四日  
参議院會議録第四十六号  
交付税及び譲与税配付金特別会計法案外五件

大蔵大臣は、前項の換算率を告  
示しなければならぬ。

第十一條の四 特殊清算人は、第二條第二項第二号から第四号までに規定する債務に係る債権者に対して、省令の定めるところにより、当該特殊清算人にその債権を申し出るべきことを催告しなければならない。

前項の債権者が同項の規定によるその債権を申し出ない場合においては、その債権者は、特殊清算から除斥される。

第二項の規定により除斥された債権者は、除斥されなかつた債権者に対して弁済した後の残余財産に對してのみ、その弁済を請求することができる。

第十九条第一項中「当該閉鎖機関の本邦内に在る財産をもつて担保された債務」を「第二条第二項の規定により本邦内に在る財産とみなされた債務」に改める。

第十九条の二十七の次に次の二条を加える。

第十九条の二十八 特殊清算人は、省令の定めるところにより、債権者のために弁済すべき財産を供託するか又は信託して、その債務を免かれることができる。

第十九条の二十九　特殊清算人が、大蔵大臣の承認を得て、閉鎖機関の発行した社債、営団債又は金庫債の償還を委託した場合は、当該委託を受けた者は、債権者のために社債、営団債又は金庫債の償還を受けるのに必要な一切の裁判上又は裁判外行為をすることが出来る。

商法第三百九条第二項及び第三項、第三百十條、第三百十一條、第三百十五條並びに第三百十八條

第一項の規定は、前項の場合に準用する。

附則の次に別表第一及び別表第二として次のように加える。

### 別表第一

| 表示通貨單位名          | 換算率(本邦通貨1円に対する金額)                                                                                                      |
|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （満州中央銀行券）<br>円   | 1円                                                                                                                     |
| （中国適合準備銀行券）<br>円 | 表示金額のうち330,000円以下の部分<br>330,000円をこえる部分<br>表示金額のうち750,000円以下の部分<br>表示金額のうち750,000円をこえる部分<br>11円<br>21円<br>51円           |
| （蒙疆銀行券）<br>円     | 表示金額のうち1,830,000円以下の部分<br>1,830,000円をこえる部分<br>表示金額のうち4,170,000円以下の部分<br>表示金額のうち4,170,000円をこえる部分<br>61円<br>117円<br>394円 |
| （中央準備銀行券）<br>円   | 表示金額のうち1,830,000円以下の部分<br>1,830,000円をこえる部分<br>表示金額のうち4,170,000円以下の部分<br>表示金額のうち4,170,000円をこえる部分<br>61円<br>117円<br>394円 |
| （昭和十二年軍用手票）<br>円 | 10円                                                                                                                    |

表第二

| 店舗所在地域             | 表示通貨單位名                       | 換算率(本邦通貨1円に対する金額) |
|--------------------|-------------------------------|-------------------|
| 朝鮮                 | 円                             | 1.5円              |
| 台湾                 | 円                             | 1.5円              |
| 閩東州                | 円                             | 1.6円              |
| 滿州                 | （満州中央銀行券）<br>円                | 1.6円              |
| 華北                 | （中国適合準備銀行券）<br>円              | 100円              |
| 蒙疆                 | （蒙疆銀行券）<br>円                  | 50円               |
| 華南<br>（香港・海南島を含む。） | （中央準備銀行券）<br>円<br>（昭和十二年軍用手票） | 2,400円<br>10円     |

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日において、閉鎖機関が既に債務の弁済のために

供託しているときは、特殊清算人（閉鎖機関の特殊清算が終了している場合には大蔵大臣の指定する者）は、債権者のために、供託金の還付を請求することができる。

3 前項の規定により還付を受けた者は、省令の定めるところにより、当該還付を受けた財産を同項の債権者のために信託し、又はこれらの者に交付しなければならぬといふ。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關する政令の一部を改正する法律

案 右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した  
よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和二十九年四月二十二日  
衆議院議長 堤 康次郎  
參議院議長 河井彌八郎

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に關

する政令の一部を改正する法律案  
旧日本占領地域に本店を有する

法律  
会社の本邦内にある財産の整理  
に関する政令の一部を改正する

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する

る。  
十一号)の一部を次のように改正す

第二条第一項第一号の次に次の一  
号を加える。

の二「在外金融機関」在外会  
社のうち金融機関として主務大臣  
が告示で指定するものをいう。

第二条第一項第五号を次のように改める。

五「未払送金為替に係る債務」  
在外金融機関が本邦内の金融機  
関の店舗に向けて振り出した关

金為替の、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財

産の整理に関する政令の一部を改正する法律（昭和二十九

第 号」という。)の施行の際  
未払となつてゐる部分につき、当

該在外金融機關が当該為替の所持人に対し負う債務をいう。但

し、その所持人が左の一に該当する場合に限る。

イ 本邦内に住所（法人にあつ

ては主たる事務所を有する者

口 在外会社又は閉鎖機関全  
(昭和二十二年勅令第七十四  
号)に規定する閉鎖機関(以下

「閉鎖機関」という。）  
第二条第一項第五号の次に次の一

五の二「預金等に係る債務」前号に掲げる債務を除く外、在外金

融機関の負う預金その他の金融業務上の債務で主務省令で定めるものをいう。但し、その債権

者が前号イ又はロに該当する場合に限る。



第二条第一項第六号イを次のように改める。

イ 左に掲げる資産

(一) 旧金、銀、有価証券等に  
関する金融取引の取締に關  
する件(昭和二十年大蔵省  
令第八十八号。以下「大蔵  
省令第八十八号」という。)

第二条第二号の規定に該當  
する在外会社の本邦内にあ  
る資産

(二) に掲げるものを除き、  
未払送金為替に係る債務又  
は預金等に係る債務の債権  
者に対して在外金融機関の  
有する債権。但し、その債  
権の金額は、当該債務の金  
額(第二十七条の三の規定  
により支払う金額を含む。)

を限度とする。

(三) 及び(四)に掲げるものを  
除き、この政令又は他の法  
令の規定により在外金融機  
関又は金融機関再建整備法  
(昭和二十一年法律第三十  
九号)に規定する金融機関  
若しくは閉鎖機関から本邦  
内において支払を受けるこ  
とができる債権

第二条第一項第六号ロの(四)の規定  
中「(三)の下に、(四)及び(五)」を「資  
産」の下に「(イ)及び(二)に規定す  
るものを除く。」を加える。

第二条第一項第六号ロ中(四)を(四)  
とし、(五)の次に次のように加える。

(四) 未払送金為替に係る債務  
及び預金等に係る債務(第  
二十七条の三の規定により  
支払う金額を含む。)

(四) から(五)までに掲げる負  
債を除き、この政令又は他の  
法令の規定により在外金融機

関又は金融機関再建整備法  
に規定する金融機関若しく  
は閉鎖機関に対して本邦内  
において支払う債務。但し、  
その債務の金額は、当該債  
務の債権者ごとに、当該在  
外会社がその者に対して有  
する(イ)及び(二)に掲げる  
債権の金額を限度とする。

第八条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、第二  
条第一項第六号ロの(四)又は(五)に掲  
げる債務の債権者は、当該債権に  
つき相殺をすることが出来る。

第十五条の次に次の一条を加え  
る。

第十五条の二 特殊整理人は、法律  
第 号の施行の日(その施行の  
日において在外金融機関でないも  
のについては、指定日)から一月内  
に、少くとも二回の公告をもつ  
て、未払送金為替に係る債務及び  
預金等に係る債務の債権者に対  
し、一月を下らない範囲において  
主務大臣の定める期間内にその債  
権を申し出るように催告をしなけ  
ればならない。

2 前条第二項から第四項までの規  
定は、前項の規定により催告をす  
る場合に準用する。

第二十七条の次に次の二条を加え  
る。

(換算方法)

第二十七条の二 未払送金為替に係  
る債務で別表第一に換算率の定  
があるもの及び預金等に係る債務で  
別表第二に換算率の定があるもの  
の金額は、それぞれこれらの表に  
定める換算率により換算した金額  
とする。

2 第二条第一項第六号イの(四)及び  
(五)に掲げる債権並びに同号ロの(四)

に掲げる債務で別表第二に換算率  
の定があるものの金額は、前項又  
は他の法令に別段の定めがある場合  
を除き、同表に定める換算率によ  
り換算した金額とする。

(加算金額)

第二十七条の三 在外金融機関は、  
未払送金為替に係る債務又は預金  
等に係る債務の債権者に対し、主  
務省令の定めるところにより計算  
した金額を当該債務の金額に加算  
して支払うことができる。

第二十八号第一項第四号中「第二  
号に規定する債務及び(五)」を「第二号及  
び第四号から前号までに規定する債  
務並びに(二)に改め、(資産)の下に(第  
二条第一項第六号イの(四)及び(五)に規  
定するものを除く。)」を加え、同号を  
同項第十号とし、以下六号ずつ繰り  
下げ、同項第三号の次に次の六号を  
加える。

四 未払送金為替に係る債務で、  
一件の金額が五万円以下のものは  
全額、五万円をこえるものは  
五万円までの金額

五 前号に掲げるものを除く未払  
送金為替に係る債務

六 預金等に係る債務で、一件の  
金額が五万円以下のものは全  
額、五万円をこえるものは五万  
円までの金額

七 前号に掲げるものを除く預金  
等に係る債務

八 第二十七条の三の規定により  
支払う金額

九 前各号に掲げる債務以外の債  
務で、本邦内において支払うも  
の

第二十八号の二中「第三号」を「第  
九号」に、「同項第四号」を「同項第十  
号」に改める。

第三十六号第一項中「第三条」を

「第二条第一項第一号の二、第三条、  
第十五条の二、」に改め、同条第二  
項中「第七号及び(五)」を「第二条第一項  
第五号の二、第七号、第二十七条の  
三及び(五)」に改める。

第四十二号第二号中「第十五条、」  
の下に「第十五条の二、」を加える。  
附則の次に別表第一及び別表第二  
として、次のように加える。

別表第一

| 債権の種類   | 換算率(大蔵省令第一号に於ける金額)                                          |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 日本銀行(株) | 換算金額のうち330,000円以下の部分 11円<br>表示金額のうち330,000円をこえる部分 21円       |
| 日本銀行(株) | 換算金額のうち750,000円以下の部分 51円<br>表示金額のうち750,000円をこえる部分 61円       |
| 日本銀行(株) | 換算金額のうち1,830,000円以下の部分 61円<br>表示金額のうち1,830,000円をこえる部分 117円  |
| 日本銀行(株) | 換算金額のうち4,170,000円以下の部分 394円<br>表示金額のうち4,170,000円をこえる部分 394円 |

別表第二

| 債権の種類   | 換算率(大蔵省令第一号に於ける金額)                                          |
|---------|-------------------------------------------------------------|
| 日本銀行(株) | 換算金額のうち1,830,000円以下の部分 61円<br>表示金額のうち1,830,000円をこえる部分 117円  |
| 日本銀行(株) | 換算金額のうち4,170,000円以下の部分 394円<br>表示金額のうち4,170,000円をこえる部分 394円 |

附則

1 この法律は、公布の日から施行  
する。

2 大蔵省設置法(昭和二十四年法  
律第四十四号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第十号中第二十九号を削る。

第十一号中第十一号を第十二号  
とし、第十号を第十一号とし、第

九号の次に次の一号を加える。

十 外国に居住する本邦人(外  
国に本店を有する本邦法人を  
含む)が本邦内に所有する財産  
を管理すること。

〔審査報告書は都合により附録に  
掲載〕

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 交付税及び譲与税配付金特別会計法案外五件

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十二日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井 廣八郎

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

金融機関再建整備法の一部を改正する法律

金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

金融機関再建整備法目次中「第五章 旧勘定の最終処理」を「第五章 旧勘定の最終処理」を「第五章の二 在外資産負債の処理」に改める。

第三十六條の次に次の一条を加える。

第三十六條の二 主務大臣は、前に旧勘定に属した資産及び負債で、最終処理の際、暫定評価基準により評価が行はれてゐたものにつき、確定評価基準を決定することができる。

第七條第三項及び第九條の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第三十七條第一項中「前条第二項」を「第三十六條第二項」に、同条第二項中「前項」を「第一項」に、同条第三項中「前二項を前四項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する処分益又は処分損とは、処分価額と確定評価基準により評価が行はれた時の帳簿価額との差益又は差損をいふ。但し、確定評価基準により評価が行はれてゐない資産及び負債については、処分価額と新勘定及び旧勘定の区分の消滅した時の帳簿価額との差益又は差損をいふ。

第一項に規定する増価益又は減価損とは、新勘定及び旧勘定の区分の消滅の際、暫定評価基準により評価が行はれてゐたものにつき、前条の規定により設けられた確定評価基準によつて評価が行はれた場合に生じた差益又は差損をいふ。

第三十七條の三第一項中「整理が完了したとき」の下に「(これらの資産及び負債のうち、第七條第一項の命令で定めるものを除くすべてについて確定評価基準による評価が行はれたときを含む)」を加え、「確定損を負擔した整理債務の債権者にその整理負担額の全額まで」とを「同条第一項第五号に規定する金額の全額まで」に改め、同条第二項を次のように改める。

金融機関は、その調整勘定の閉鎖の際、同勘定に利益金の残額があるときは、第二十五條第一項の規定により株主として確定損を負擔した者(相続人その他の一般承継人を含む。以下同じ)に、左の各号の金額を分配しなければならない。

一 負擔した確定損に相当する金額

二 金融機関の新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日から

本号の規定による分配の日までの期間に應じ、前条第一項第四号に規定する約定利率のない整理債務の債権者に分配する場合に附する利率による利息に相当する金額

第三十七條の三に次の三項を加える。

前項の場合において、調整勘定の利益金の残額がその分配金額に不足するときは、その確定損の整理負担額に應じ、均等の割合で分配しなければならない。

金融機関は、第二項の規定により分配してもなおその調整勘定に利益金の残額があるときは、これを当該金融機関の利益準備金として積み立てるものとする。

前三項の規定は、第三十八條の三の規定により在外資産負債処理勘定を設けてゐる金融機関には、適用しない。

第三十七條の七中「普通所得」を「所得」とし、「(昭和二十五年法律第二百二十六号)」に改め、同条に次の三項を加える。

第三十七條の二第一項第四号又は第五号の規定により分配される利息に相当する金額は、所得税法の適用にについては、同法第九條第二号に規定する配当所得とみなす。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 在外資産負債の処理

(在外資産負債)

第三十八條の二 この章において「在外資産」及び「在外負債」とは、金融機関の支店又は従たる事務所のうち金融機関経理応急措置法の施行の際同法の施行地外にあつたもの(以下「在外店舗」といふ)に係る資産及び負債であつて、この法律の施行地外に住所を有する者(閉鎖機関令に規定する閉鎖機関及び旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令に規定する在外会社を除く)に係る債権及び債務以外のものをいふ。

2 在外店舗がこの法律の施行地内にあつた店舗(事務所を含む。以下同じ)に向けて振り出した送金為替のうち、未払となつてゐる部分に係る支払の債務は、当該振出店舗の属した金融機関が当該為替の所持人に対して当該振出店舗に係る負債としてこれを負うものとする。

3 在外資産に属する債権又は在外負債に属する債務で別表に換算率の定があるものの金額は、同表の換算率により換算した金額とする。但し、在外資産に属する債権のうち、その債務者が閉鎖機関令

に規定する閉鎖機関であるものについては同令に定める換算率、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令に規定する在外会社であるものについては同令に定める換算率を適用するものとする。

4 前項の債権及び債務については、金融機関再建整備法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第三号)の施行の日以後は、利息は附されないものとする。

(在外資産負債処理勘定の設定)

第三十八條の三 在外資産又は在外負債を有する金融機関(以下この章において単に「金融機関」といふ)は、主務大臣の指定する日において在外資産負債処理勘定(以下「在外勘定」といふ)を設けなければならない。

2 第三十九條第一項に規定する整備計画書の定めるところにより、事業の全部を譲渡して解散した金融機関が、金融機関経理応急措置法の施行の際、在外資産又は在外負債を有してゐたときは、当該事業を譲り受けた金融機関は、主務大臣の定めるところにより、当該在外資産又は在外負債をその譲り受けた金融機関の在外資産又は在外負債として引き継ぎ、在外勘定を設けなければならない。

3 在外資産及び在外負債は、在外勘定に属するものとし、他の勘定に属せしめてはならない。

(在外勘定の経理)

第三十八條の四 金融機関の在外負債に関する債権者が、債権者であ

に規定する閉鎖機関であるものについては同令に定める換算率、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令に規定する在外会社であるものについては同令に定める換算率を適用するものとする。

4 前項の債権及び債務については、金融機関再建整備法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第三号)の施行の日以後は、利息は附されないものとする。

(在外資産負債処理勘定の設定)

第三十八條の三 在外資産又は在外負債を有する金融機関(以下この章において単に「金融機関」といふ)は、主務大臣の指定する日において在外資産負債処理勘定(以下「在外勘定」といふ)を設けなければならない。

2 第三十九條第一項に規定する整備計画書の定めるところにより、事業の全部を譲渡して解散した金融機関が、金融機関経理応急措置法の施行の際、在外資産又は在外負債を有してゐたときは、当該事業を譲り受けた金融機関は、主務大臣の定めるところにより、当該在外資産又は在外負債をその譲り受けた金融機関の在外資産又は在外負債として引き継ぎ、在外勘定を設けなければならない。

3 在外資産及び在外負債は、在外勘定に属するものとし、他の勘定に属せしめてはならない。

(在外勘定の経理)

第三十八條の四 金融機関の在外負債に関する債権者が、債権者であ

に規定する閉鎖機関であるものについては同令に定める換算率、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令に規定する在外会社であるものについては同令に定める換算率を適用するものとする。

4 前項の債権及び債務については、金融機関再建整備法の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第三号)の施行の日以後は、利息は附されないものとする。

(在外資産負債処理勘定の設定)

第三十八條の三 在外資産又は在外負債を有する金融機関(以下この章において単に「金融機関」といふ)は、主務大臣の指定する日において在外資産負債処理勘定(以下「在外勘定」といふ)を設けなければならない。

2 第三十九條第一項に規定する整備計画書の定めるところにより、事業の全部を譲渡して解散した金融機関が、金融機関経理応急措置法の施行の際、在外資産又は在外負債を有してゐたときは、当該事業を譲り受けた金融機関は、主務大臣の定めるところにより、当該在外資産又は在外負債をその譲り受けた金融機関の在外資産又は在外負債として引き継ぎ、在外勘定を設けなければならない。

3 在外資産及び在外負債は、在外勘定に属するものとし、他の勘定に属せしめてはならない。

(在外勘定の経理)

第三十八條の四 金融機関の在外負債に関する債権者が、債権者であ

に規定する閉鎖機関であるものについては同令に定める換算率、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内に在る財産の整理に関する政令に規定する在外会社であるものについては同令に定める換算率を適用するものとする。

ることを証する物件を添えて、当該金融機関に申し出た場合において、当該金融機関は、その申出が正当であるときは、その申出に係る債権に関する債務を当該金融機関の在外勘定の債務として確認しなければならない。

2 金融機関は、その在外資産については当該金融機関への帰属が確定した金額を在外勘定の資産の部に、在外負債については前項の規定により確認した金額を在外勘定の負債の部に計上するものとする。

3 金融機関は、金融機関経理応急措置法第三十二条第三項の規定により当該金融機関の旧勘定に属させられた在外店舗に対する借のうち、在外勘定の設定の際、当該金融機関の他の勘定に計上されているものを在外勘定に対する借とするものとする。

4 金融機関は、その調整勘定の閉鎖の際、同勘定に利益金の残額があるときは、これをその在外勘定に繰り入れて資産の部に計上するものとする。

5 在外勘定は、他の勘定と区分して経理しなければならない。

6 在外勘定の経理に關し必要な事項は、主務大臣が定める。

(支払)

第三十八条の五 金融機関は、在外勘定に計上された第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る債務のうち、主務大臣の指定する日までに前条第一項の債権者の申出があつたものにつき、その指定された

日から九十日以内に、在外勘定に計上された資産の範囲内において、一件五万円(当該送金為替につき既に支払われた金額があるときは、その支払われた金額を五万円から差し引いた金額)を限度として支払をしなければならない。

2 金融機関は、前項の規定による支払をした後その在外勘定におお資産が計上されているとき、又はその支払後在外勘定に新たに資産が計上されたときは、主務大臣の認可を受け、省令で定めるところによりあらかじめ公告をして、在外勘定に計上されている債務につき、当該資産の範囲内において、支払をしなければならない。

3 前二項の場合において、支払に充てる資産が不足するときは、在外勘定に計上された債務の債権者に対し、その支払われるべき金額に及び、それぞれ均等の割合で支払をしなければならない。

(支払資金の繰入)

第三十八条の六 金融機関が前条第一項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払に充てるべき資産が不足するときは、当該金融機関は、その調整勘定からその利益金の範囲内で当該不足金額の全部又は一部を在外勘定に繰り入れ、その支払に充てることのできる。

2 前項の規定により在外勘定への繰入をした金融機関は、前条第一項の規定により支払を行った後、在外勘定に資産が計上されたとき

は、同条第二項の規定による支払に先立ち、随時、その繰り入れた金額に相当する金額を返済しなければならない。但し、当該金融機関の調整勘定が第三十七条の三第一項の規定により閉鎖されたときは、この限りでない。

(支払資金の借入)

第三十八条の七 調整勘定を設けなかつた金融機関が第三十八条の五第一項の規定による支払をする場合に、在外勘定にその支払に充てるべき資産が不足するときは、当該金融機関は、旧勘定の最終処理の際における旧勘定の積立金のうち、第二十五条第一項第二号の規定により取りくずされなかつた部分に相当する金額の範囲内で、他の勘定から当該不足金額の全部又は一部を在外勘定に借り入れ、その支払に充てることのできる。

2 前条第二項本文の規定は、前項の規定による借入金金の返済について準用する。

(在外勘定の閉鎖)

第三十八条の八 金融機関は、在外負債に関する債権者への支払が完了したと認められるときは、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところによりあらかじめ公告をして、その在外勘定を閉鎖することのできる。

2 金融機関は、前項の規定による閉鎖の際、その在外勘定に資産が計上されているときは、当該資産の範囲内において、第三十八条の五の規定により支払われた債務の債権者に対し、主務大臣の定める

ところにより、利息に相当する金額を分配しなければならない。

3 前項の規定による分配をしてもなおその在外勘定に資産があるときは、当該金融機関は、当該資産の範囲内において、第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に対し、第三十七条の三第二項各号の金額を分配しなければならない。

4 第三十七条の三第三項の規定は、前項の規定による分配について準用する。

5 第三項の規定による分配を全額までしてもなおその在外勘定に資産があるときは、これを他の勘定に移し、これに相当する金額は、当該金融機関の利益準備金として積み立てるものとする。

6 調整勘定を有する金融機関の在外勘定の閉鎖の際、その在外勘定に資産があるときは、前三項の規定にかかわらず、当該資産を引当てにこれに見合ふ利益金をその調整勘定に繰り入れるものとする。

第三十八条の九 金融機関は、在外資産のないことが確定したときは、主務大臣の認可を受け、省令の定めるところにより公告をして、その在外勘定を閉鎖するものとする。

2 金融機関が前項の規定により在外勘定を閉鎖したときは、その在外負債に関する債権は、すべて同勘定の閉鎖の日において消滅するものとする。

(税法上の特例)

第三十八条の十 在外勘定に繰り入れられる金額又は在外勘定から支出す

る金額は、法人税法による各事業年度の所得及び地方税法により事業税を課する場合における各事業年度の所得の計算上、これを益金又は損金に算入しない。

2 第三十七条の七第二項から第四項までの規定は、第三十八条の八第二項又は第三項の規定により分配される金額について準用する。第六十三条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 第三十七条の三第二項若しくは第三項(第三十八条の八第四項において準用する場合を含む)、第三十八条の五又は第三十八条の八第二項若しくは第三項の規定による支払若しくは分配を怠り、又はこれらの規定に違反してその支払若しくは分配をなしたとき

第六十三条に次の二号を加える。  
十二 第三十八条の四の規定による経理を怠り、又は同条の規定に違反してその経理をなしたとき

十三 第三十八条の六第二項(第三十八条の七第二項において準用する場合を含む)の規定による返済を怠り、又は同項の規定に違反してその返済をなしたとき  
第七十条第一号中「又は第三十四条第一項を、第三十四条第一項、第三十八条の五第二項、第三十八条の八第一項又は第三十八条の九第一項」に改める。

附則の次に別表として次のように加える。

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 交付税及び譲与税配付金特別会計法案外五件

別表  
(一)  
第三十八条の二第二項の未払送金為替に係る償戻について適用する換算率表

| 表示通貨单位名称                            | 換算率(本邦通貨1円に對する金額)                                                                                                    |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 円<br>(滿州中央銀行券)                      | 1円                                                                                                                   |
| 円<br>(中国匯合準備銀行券)                    | 表示金額のうち330,000円以下の部分 11円<br>表示金額のうち330,000円をこえる部分 21円<br>表示金額のうち750,000円をこえる部分 51円                                   |
| 円<br>(中央儲備銀行券)                      | 表示金額のうち1,830,000円以下の部分 61円<br>表示金額のうち1,830,000円をこえる部分 117円<br>表示金額のうち4,170,000円以下の部分 394円<br>表示金額のうち4,170,000円をこえる部分 |
| 円<br>(昭和十二年軍用)<br>(手票)              | 10円                                                                                                                  |
| 1グルヂン<br>(外貨表示軍用手票)<br>(票文は南方開拓金庫券) | 1グルヂン                                                                                                                |

(二) 債権（債権者たる金融機関の在外負債として経理されるものを除く。）又は第三十八条の二第二項の未払金為替に係る債権以外の債権について適用する換算率表

|              |                                 |                             |
|--------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 在外店舗<br>所在地域 | 表 示 通 貨 単 位 名                   | 換 算 率<br>(本邦通貨1円<br>に對する金額) |
| 朝鮮           | 円                               | 1.5 円                       |
| 台灣           | 円                               | 1.5 円                       |
| 樺太           | 円                               | 1 円                         |
| 琉球           | 円                               | 1 円                         |
| 關東州          | 円                               | 1.6 円                       |
| 中華           | (中國 運合 事 備銀行券)<br>円             | 100 円                       |
|              | (中央 儲 備 銀行 券)<br>円              | 2,400 円                     |
|              | (昭和十二年 軍用手票)                    | 10 円                        |
| シヤン          | グルデン<br>(外貨表示軍用手票又は南<br>方開拓金庫券) | 6 グルデン                      |

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 金融機関再建整備法の規定によ

る調整勘定を設けなかつた金融機関のうち、同法第二十五条第一項第三号の規定により資本を減少したものは、この法律の施行の日の

属する事業年度の決算において、前に旧勘定に属した資産及び負債について、新勘定及び旧勘定の区分の消滅した日の翌日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損失金（金融機関再建整備法第三十七条第一項第一号又は第四号に規定する利益金及び損失金をいう。次項において同じ。）を計算し、その差益に相当する金額を限度として、同法第二十五条第一項の規定により株主として確定拠を負担した者に対し、同法第三十七条の三第二項の規定に準じて計算した金額を支払わなければならない。

3 金融機關再建整備法の規定による調整勘定を設けた金融機關のうち、この法律の施行前に金融機關再建整備法第三十七条の二第一項第五号に規定する金額の全額まで分配してその調整勘定を閉鎖したものは、この法律の施行の日の属する事業年度の決算において、改正前の金融機關再建整備法第三十七条の三第二項の規定により法定準備金に併せられた金額と、前に旧勘定に属した資産及び負債について、調整勘定を閉鎖した日からこの法律の施行の日までに生じた利益金及び損失金を計算した場合の差益に相当する金額との合計額を限度として、金融機關再建整備法第二十五条第一項の規定により株主として確定損を負担した者に對し、同法第三十七条の三第二項の規定に準じて計算した金額を支払わなければならない。

4 金融機関再建整備法第三十七条の第三項の規定は、前二項の規定による支払について準用する。

5 金融機関再建整備法第三十七条の七第三項の規定は、第二項又は第三項の規定による支払金額のうち利息に相当する金額を除く部分について、同法第三十七条の七第三項の規定は、第二項又は第三項の規定による支払金額のうち利息に相当する金額について、それぞれ準用する。

6 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関は、前に旧勘定に属した資産で資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）による再評価を行った後、この法律の施行前に処分したものにつき、この法律の施行の日属する事業年度の決算において、改正後の金融機関再建整備法第三十七条の規定により調整勘定で処理すべき処分益を再計算しなければならぬ。

7 左の場合には、その行為をした金融機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第二項から第四項までの規定による支払を怠り、又はこれらの規定に違反してその支払をしたとき。

二 前項の規定による経理を怠り又は同項の規定に違反してその経理をしたとき。

8 資産再評価法の一部を次のよう  
に改正する。

第二百五条及び第二百六条を次のように改める。

(調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金の取くずし)

第五百五条 金融機関再建整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関が、前に旧勘定に属した資産で再評価を行ったものを処分し、同法第三十七条第一項に規定する処分益を生じた場合は、当該金融機関は、再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している間は、その処分した日において、その処分益に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならない。但し、その処分の際、当該資産

の処分価額とその時における  
 簿価額との差益があるときは、  
 処分益とその差益との差額に相  
 当する再評価積立金を取りくぞ  
 せば足りる。

2 前項に規定する金融機関において、前に旧勘定に属した資産で再評価を行ったものにつき、金融機関再建整備法第三十七条第一項に規定する増価益を生じた場合は、当該金融機関は、再評価積立金を負債の部に計上している間は、その確定評価基準による評価を行った日において、その増価益に相当する金額の再評価積立金を取りくずさなければならぬ。但し、その確定評価基準による評価を行った際、当該資産の評価価額とそれと直前の帳簿価額との差益がある

ときは、増価益とその差益との差額に相当する再評価額立金を取りくずせば足りる。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年四月二十七日

衆議院議長 堤 康次郎  
参議院議長 河井彌八郎

第六百六条 削除  
第七百七条第一項第一号及び第七百七十六条第二号中「第七百七条又は第七百七十六条の規定」と「第七百七条から第七百七十六条までの規定」に改める。  
第七百七十一条を次のように改める。

第九 改正後の資産再評価法第五十五条の規定は、この法律の施行前に処分された資産につき第六項の規定により再計算された処分益の経理についても適用する。この場合において、同条中「その処分した日」とあるのは、「金融機関再建整備法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第 号）附則第六項に規定する決算の日」と読み替へるものとする。

第十 農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年法律第四百十号）に基く再建整備又は農林漁業組合連合会整備促進法（昭和二十八年法律第百九十九号）に基く整備を行つてい

る農林漁業協同組合及び農協同組合連合会並びに当該農協同組合連合会の構成員たる農協同組合及び農協同組合連合会に対する金融機関再建整備法第三十七條及び資産再評価法第七百七十一条の規定の適用については、この法律によるこれらの規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 交付税及び譲与税配付金特別会計法案外五件

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

大蔵省関係法令の整理に関する法律案

十 国立銀行条例及国立銀行成規（明治九年太政官布告第六号）  
十一 金銀公債証券発行条例（明治九年太政官布告第八号）  
十二 内国製造の西洋紙及土産無税輸出を差出す件（明治九年太政官布告第十号）  
十三 内国製造の水産無税輸出を差出す件（明治九年太政官布告第十一号）  
十四 内国製造の摺附木当分無税輸出を差出す件（明治十年太政官布告第十二号）  
十五 各社領朱墨印地の旧神宮に配当公債証券下賜の件（明治十年太政官布告第十三号）  
十六 銀行紙幣を札新に発行の件（明治十年太政官布告第十四号）  
十七 起業公債券千五百五拾万円募集方大蔵卿へ委任の件（明治十一年太政官布告第十五号）  
十八 銀行紙幣五円札発行の件（明治十一年太政官布告第十六号）  
十九 貿易銀鑄造見合せ貿易一円銀再発行の件（明治十一年太政官布告第十七号）  
二十 木綿織物外十四品無税輸出を差出す件（明治十二年太政官布告第十八号）  
二十一 拾四円四角紙幣改造漸次交換の件（明治十三年太政官布告第十九号）  
二十二 書画及種々の製作品無税輸出を差出す件（明治十三年太政官布告第二十号）  
二十三 金札引換公債條例（明治十三年太政官布告第二十七号）

二十四 硫黄無税輸出を差出す件（明治十四年太政官布告第二十七号）  
二十五 半円二十銭紙幣改造漸次交換の件（明治十五年太政官布告第二十五号）  
二十六 中道鉄道公債証券條例（明治十六年太政官布告第四十七号）  
二十七 金札引換無記名公債証券條例（明治十六年太政官布告第四十八号）  
二十八 政府発行の紙幣は明治十九年一月より漸次銀貨に交換消却する件（明治十八年太政官布告第十四号）  
二十九 北海道開墾地租地方税免除の件（明治二十二年法律第十八号）  
三十 明治二十二年度会計特別整理の件（明治二十三年法律第十一号）  
三十一 紙幣交換基金特別会計法（明治二十三年法律第二十四号）  
三十二 銀行紙幣交換基金特別会計法（明治二十三年法律第二十五号）  
三十三 会計法補則（明治二十三年法律第五十七号）  
三十四 小包郵便にて外国へ輸出する物品無税免除の件（明治二十三年法律第八十二号）  
三十五 海軍省所管軍艦及水雷艇並兵器製造費繰越に関する法律（明治二十四年法律第一号）  
三十六 震災地方租税特別処分法（明治二十五年法律第一号）  
三十七 銀行條例貯蓄銀行條例施行延期法律（明治二十五年法律第九号）

三十八 綿糸輸出税免除法律（明治二十七年法律第四号）  
三十九 国事に關する犯罪のため諸條を沒收せられたる者に關する法律（明治二十七年法律第二十号）  
四十 東京砲兵工廠搬運運轉資本増加に関する法律（明治二十七年法律第二十二号）  
四十一 臨時軍事費特別會計法（明治二十七年法律第二十四号）  
四十二 軍費支弁のため公債募集に關する法律（明治二十七年法律第二十五号）  
四十三 朝鮮事件費に關する財政上必要処分を件（明治二十七年勅令第四百三十三号）  
四十四 軍人公債條例（明治二十七年勅令第四百四十四号）  
四十五 軍費支弁の爲公債募集に關する法律（明治二十八年法律第八号）  
四十六 内務省所管諸官衙及び議院建築費並後川修築費繰越に關する法律（明治二十八年法律第九号）  
四十七 震災地方租税特別処分法（明治二十八年法律第二十九号）  
四十八 官設鐵道用品資金増加法律（明治二十九年法律第一号）  
四十九 官設鐵道用品を官設鐵道用品資金より買入るとき前金払換算法に關する法律（明治二十九年法律第二号）  
五十 營業滿期国立銀行処分法（明治二十九年法律第七号）  
五十一 国立銀行紙幣の通用引換期限に關する法律（明治二十九

- 年法律第八号)
- 五十二 領守府造船材料資金増加に関する法律(明治二十九年法律第九号)
- 五十三 臨時軍事費特別会計に関する法律(明治二十九年法律第十号)
- 五十四 国立銀行營業滿期前特別処分法(明治二十九年法律第十一号)
- 五十五 鐵道公債及事業公債利子支払期改正法律(明治三十年法律第一号)
- 五十六 東京大阪砲兵工廠搬運運轉資本増加に関する法律(明治三十年法律第三号)
- 五十七 千住製鐵所搬運運轉資本増加に関する法律(明治三十年法律第四号)
- 五十八 震災地方租税特別処分法(明治三十年法律第二十二号)
- 五十九 明治二十九年海軍省所管露出臨時臨時軍事費中支出未済予算額の繰越使用に関する法律(明治三十年法律第二十八号)
- 六十 水害地方地租特別処分法(明治三十年法律第三十号)
- 六十一 煙草製造營業者煙草税現金取納に関する法律(明治三十年法律第四十号)
- 六十二 家禄賞典禄処分法(明治三十年法律第五十号)
- 六十三 一円銀貨幣引換に関する法律(明治三十一年法律第五号)
- 六十四 政府発行紙幣通用廃止に関する法律(明治三十一年法律第六号)
- 六十五 特別輸出港輸出品指定に関する法律(明治三十一年法律第七号)
- 六十六 水害地方地租特別処分法(明治三十一年法律第二十二号)
- 六十七 水害地方地租特別処分法(明治三十二年法律第三号)
- 六十八 償金を公債費途へ繰替運用に関する法律(明治三十二年法律第八号)
- 六十九 造幣局搬運運轉資本増加に関する法律(明治三十二年法律第十一号)
- 七十 特別年限地租増徴に関する法律(明治三十二年法律第四十三号)
- 七十一 製造煙草輸出交付金に関する法律(明治三十二年法律第七十四号)
- 七十二 家禄賞典禄処分法施行法(明治三十二年法律第八十四号)
- 七十三 水害地方地租特別処分法(明治三十三年法律第一号)
- 七十四 印刷局搬運運轉資本増加に関する法律(明治三十三年法律第七号)
- 七十五 虫害地地租特別処分法(明治三十三年法律第二十四号)
- 七十六 外国より輸入する鹹魚燻製魚及魚粕に関する法律(明治三十三年法律第八十六号)
- 七十七 清国事件費に関する財政上必要処分件(明治三十三年勅令第二百七十七号)
- 七十八 内務省所管露出臨時部土木事業費中信濃川河口修築費繰越に関する法律(明治三十四年法律第四号)
- 七十九 北海道鉄道部支部局及派出工場現金前渡官吏設置に関する法律(明治三十四年法律第十五号)
- 八十 屯田兵及屯田兵村に給付したる土地の登録税免除に関する法律(明治三十四年法律第二十五号)
- 八十一 第五回内国勸業博覧会参考館へ陳列の爲輸入する貨物關稅免除に関する法律(明治三十五年法律第十号)
- 八十二 虫害地地租特別処分法(明治三十五年法律第二十五号)
- 八十三 電害地地租特別処分法(明治三十五年法律第二十六号)
- 八十四 製鐵所搬運運轉資本に不足を生ずる場合に一時借入を爲すを得る法律(明治三十五年法律第三十号)
- 八十五 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分件(明治三十六年勅令第二百九十一号)
- 八十六 陸海軍に属する臨時事件費特別会計法(明治三十七年法律第二号)
- 八十七 貯蓄債券法(明治三十七年法律第十八号)
- 八十八 公債募集に関する件(明治三十七年勅令第二百二十八号)
- 八十九 古社寺保存法第十六条に依り國庫より支出すべき金額に関する法律(明治三十八年法律第十四号)
- 九十 外国に於ける銀行事業に関する法律(明治三十八年法律第四十七号)
- 九十一 公債募集に関する件(明治三十八年勅令第九十四号)
- 九十二 臨時事件費支弁に関する法律(明治三十九年法律第一号)
- 九十三 軍艦水雷艇補充基金の組入に関する法律(明治三十九年法律第八号)
- 九十四 災害地方田畑地租免除に関する法律(明治三十九年法律第十号)
- 九十五 台灣總督府鉄道部現金前渡官吏設置に関する法律(明治三十九年法律第二十五号)
- 九十六 韓国に於て帝國の經營する鐵道の會計に関する法律(明治三十九年法律第三十九号)
- 九十七 鐵道国有法及京釜鐵道買収法に依り買取したる鐵道の出納官吏に関する法律(明治三十九年法律第四十号)
- 九十八 陸海軍に属する臨時事件費特別会計終結に関する法律(明治三十九年法律第五十二号)
- 九十九 韓國鐵道の収益勘定欠損補充に関する法律(明治四十年法律第十五号)
- 百 千住製鐵所搬運運轉資本増加に関する法律(明治四十年法律第十六号)
- 百一 樺太に於ける租税に関する法律(明治四十年法律第二十一号)
- 百二 明治三十九年一般會計所屬の經費を各帝國大學特別会計に繰越す場合に於ける剰余金繰入に関する法律(明治四十年法律第二十二号)
- 百三 租税其の他の收入徴収処分囑託に関する法律(明治四十年法律第三十四号)
- 百四 日本大博覧會出品外國貨物免稅に関する法律(明治四十一年法律第五号)
- 百五 学校及圖書館資金附屬土地売却代金を一般會計に繰入るる件に関する法律(明治四十一年法律第九号)
- 百六 造幣局搬運運轉資本増加及設備擴張費に関する法律(明治四十一年法律第十一号)
- 百七 台灣銀行に於て発行したる一円銀貨を以て引換ふべき銀行券の引換期限に関する法律(明治四十二年法律第一号)
- 百八 家禄賞典禄処分に関する法律(明治四十二年法律第二十一号)
- 百九 明治三十七八年戰役の爲損害を被りたる者の救恤に関する法律(明治四十二年法律第三十八号)
- 百十 沖繩県に於ける旧租免除に関する法律(明治四十三年法律第二十五号)
- 百十一 製塩地整理に関する法律(明治四十三年法律第四十八号)
- 百十二 沖繩県諸禄処分法(明治四十三年法律第五十九号)
- 百十三 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分件(明治四十三年勅令第三百二十六号)
- 百十四 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分件(明治四十三年勅令第三百二十七号)
- 百十五 帝國憲法第七十条に依る財政上必要処分件(明治四十三年勅令第三百二十八号)



- 百十六 朝鮮に於ける臨時恩賜に  
関する件(明治四十三年勅令第  
三百二十九号)
- 百十七 旧韓国政府に属したる歳  
入歳出の予算に關する會計の経  
理及旧韓国政府に属したる財産  
の管理に關する件(明治四十三年  
勅令第三百三十号)
- 百十八 東京府管内入丈島地租  
に關する法律(明治四十四年法  
律第一号)
- 百十九 朝鮮に於ける貨幣整理の  
為生じたる債務を貨幣整理資金  
特別會計に移属せしむる件に關  
する法律(明治四十四年法律第  
十一号)
- 百二十 韓国鐵道會計所屬資金の  
繰入に關する法律(明治四十四  
年法律第五十六号)
- 百二十一 清國事件費支弁に關す  
る法律(明治四十五年法律第一  
号)
- 百二十二 學校及圖書館資金の一  
部所屬費等に關する法律(明治  
四十五年法律第四号)
- 百二十三 樺太酒類出港税法(大  
正元年法律第一号)
- 百二十四 京都帝國大學臨時政府  
支出金に關する法律(大正二年  
法律第三号)
- 百二十五 改組延納年賦金免除に  
關する法律(大正三年法律第二  
号)
- 百二十六 大嘗祭斎田の土地免租  
に關する法律(大正三年法律第  
十七号)
- 百二十七 大正三年臨時事件に關  
する臨時軍事費特別會計法(大  
正三年法律第四十二号)
- 百二十八 輸入稅率等の特例に關  
する法律(大正三年法律第四十  
三号)
- 百二十九 大嘗祭斎田の土地免租  
に關する法律(大正三年法律第  
四十五号)
- 百三十 大正三年臨時事件に關す  
る一時賜金として交付する公債  
發行に關する法律(大正四年法  
律第十六号)
- 百三十一 大正四年田租第一期分  
延納に關する法律(大正四年法  
律第二十八号)
- 百三十二 大正三年臨時事件の経  
費支弁に關する法律(大正五年  
法律第四号)
- 百三十三 造幣局設備擴張費に關  
する法律(大正五年法律第二十  
二号)
- 百三十四 東京砲兵工廠及大阪砲  
兵工廠の搬運運轉資本増加に關  
する法律(大正五年法律第二十  
三号)
- 百三十五 京都帝國大學臨時政府  
支出金に關する法律(大正六年  
法律第四号)
- 百三十六 學校及圖書館特別會計  
資金の一部を一般會計に繰入る  
る件に關する法律(大正六年法  
律第五号)
- 百三十七 臨時國庫証券法(大正  
六年法律第七号)
- 百三十八 小額紙幣發行に關する  
件(大正六年勅令第二百一十二号)
- 百三十九 足尾鐵道及有馬鐵道の  
買収に關する法律(大正七年法  
律第十三号)
- 百四十 旧韓国貨幣の処分に關す  
る法律(大正七年法律第二十三  
号)
- 百四十一 第一回國勢調査施行に  
要する地方經費國庫支弁に關す  
る法律(大正八年法律第五号)
- 百四十二 造幣局搬運運轉資本増  
加設備擴張費に關する法律  
(大正八年法律第九号)
- 百四十三 高等諸學校創設及擴張  
費支弁に關する法律(大正八年  
法律第三十一号)
- 百四十四 仙北輕便鐵道買収費支  
弁のため公債發行に關する法律  
(大正八年法律第三十二号)
- 百四十五 家祿賞典給付に關する  
法律(大正八年法律第三十四  
号)
- 百四十六 没祿処分を受けたる者  
に対する給付処分に關する法律  
(大正八年法律第三十五号)
- 百四十七 小額紙幣發行に關する  
法律(大正九年法律第六号)
- 百四十八 國債償還資金の繰入を  
為さるることに關する法律(大  
正九年法律第四十号)
- 百四十九 朝鮮又は台灣より移出  
したる物品の内地又は樺太に於  
ける取締に關する法律(大正九  
年法律第五十二号)
- 百五十 關稅法、關稅定率法、保  
稅倉庫法及仮置場法等の朝鮮に  
於ける特例に關する法律(大正  
九年法律第五十三号)
- 百五十一 大豆、生牛肉、鳥卵、  
綿織糸及綿織物の輸入稅の低減  
又は免除に關する件(大正九年  
勅令第五十二号)
- 百五十二 独逸國との平和条約賠  
償金項に基き受領したる賠償物  
件輸入稅免除に關する法律  
(大正十年法律第四号)
- 百五十三 海軍燃料廠の石炭、煉  
炭又は燃料油の買入に關する法  
律(大正十年法律第九号)
- 百五十四 小田原電氣鐵道株式會  
社所屬鐵道經營廢止に対する補  
償の爲公債發行に關する法律  
(大正十年法律第三十九号)
- 百五十五 和賀輕便鐵道株式會社  
所屬鐵道經營廢止に対する補償  
の爲公債發行に關する法律(大  
正十一年法律第五号)
- 百五十六 關東州事業公債法(大  
正十一年法律第十五号)
- 百五十七 東京帝國大學臨時政府  
支出金繰入に關する法律(大正  
十一年法律第二十六号)
- 百五十八 大湯鐵道魚沼鐵道買収  
の爲公債發行に關する法律(大  
正十一年法律第三十号)
- 百五十九 露國政變及西比利亞事  
變の爲損害を被りたる者の救恤  
に關する法律(大正十一年法律  
第三十九号)
- 百六十 内地、朝鮮、台灣又は樺  
太と南洋群島との間に於ける船  
舶及貨物の出入に關する法律  
(大正十一年法律第五十号)
- 百六十一 行政整理又は軍備の制  
限整理に關する公債發行に關する  
法律(大正十二年法律第十七号)
- 百六十二 岩北鐵道株式會社所屬  
鐵道經營廢止に対する補償の爲  
公債發行に關する法律(大正十  
二年法律第二十四号)
- 百六十三 東京帝國大學臨時政府  
支出金繰入に關する法律(大正  
十二年法律第二十六号)
- 百六十四 西比利亞引揚の爲損害  
を被りたる者等の救恤に關する  
法律(大正十二年法律第三十九  
号)
- 百六十五 復興事業の施行に伴ひ  
支払ふべき金額を國債証券を以  
て交付する等に關する法律(大  
正十二年法律第五十五号)
- 百六十六 東京帝國大學臨時政府  
支出金繰入に關する法律(大正  
十二年法律第五十七号)
- 百六十七 震災被害者に対する租  
稅の減稅等に關する件(大正十  
二年勅令第四百十号)
- 百六十八 生活必需品並土木又は  
建築の用に供する器具、機械及  
材料の輸入稅の低減又は免除に  
關する件(大正十二年勅令第四  
百一十号)
- 百六十九 日本銀行の手形の割引  
に因る損失の補償に關する財政  
上必要処分件(大正十二年勅  
令第四百二十四号)
- 百七十 大正十年度乃至大正十二  
年度の歳入歳出の決算の特例に  
關する法律(大正十三年法律第  
一号)
- 百七十一 震災被害地の地租免除  
等に關する法律(大正十三年法  
律第四号)
- 百七十二 古社寺保存金の臨時支  
出に關する法律(大正十三年法  
律第十二号)
- 百七十三 震災に因る喪失無記名  
國債証券に關する法律(大正十  
三年法律第十四号)

- 百七十四 震災被害者の營業税課税標準算定の特例等に関する件 (大正十三年勅令第二十一号)
- 百七十五 震災善後に関する経費支弁の爲公債発行に関する件 (大正十三年勅令第四十六号)
- 百七十六 行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債発行に関する法律 (大正十四年法律第二十四号)
- 百七十七 大正三年臨時事件に関する臨時軍事費特別会計の終結に関する法律 (大正十四年法律第三十四号)
- 百七十八 日本銀行の手形割引に因る損失の補償に関する法律 (大正十四年法律第三十五号)
- 百七十九 同盟及聯合國と独逸國及其の同盟國との戦争に因り損害を被りたる帝國臣民の救恤に関する法律 (大正十四年法律第三十九号)
- 百八十 帝國美術院美術研究奨励金委任経理に関する法律 (大正十四年法律第四十号)
- 百八十一 中国鉄道株式会社所属鉄道及東京電燈株式会社所属軌道の経営廢止に対する補償の爲公債発行に関する法律 (大正十四年法律第四十九号)
- 百八十二 長州鉄道株式会社所属鉄道買収の爲公債発行に関する法律 (大正十四年法律第五十号)
- 百八十三 造幣局工場其の他改築費に関する法律 (大正十五年法律第三十号)
- 百八十四 大正九年に於ける尼港事變及「オコック」事變の爲損害を被りたる者の救恤に関する法律 (大正十五年法律第四十四号)
- 百八十五 海軍軍備制限に関する条約の實施に伴う損害の補償に関する法律 (大正十五年法律第五十一号)
- 百八十六 東濃鉄道株式会社所属鉄道買収の爲公債発行に関する法律 (大正十五年法律第五十九号)
- 百八十七 外国官庁の用地として貸付する国有財産に関する法律 (昭和二年法律第一号)
- 百八十八 震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律 (昭和二年法律第十七号)
- 百八十九 震災手形損失補償公債法 (昭和二年法律第十九号)
- 百九十 震災手形善後処理法 (昭和二年法律第二十号)
- 百九十一 水戸鉄道株式会社、越後鉄道株式会社、陸奥鉄道株式会社、苦小牧輕便鉄道株式会社及日高拓殖鉄道株式会社所属鉄道買収の爲公債発行に関する法律 (昭和二年法律第二十九号)
- 百九十二 兌換銀行券整理法 (昭和二年法律第四十六号)
- 百九十三 大宮榮彦田の土地免租に関する法律 (昭和三年法律第一号)
- 百九十四 山口縣管軌道及筑後軌道株式会社所属軌道補償の爲公債発行に関する法律 (昭和四年法律第十六号)
- 百九十五 借入金整理に関する法律 (昭和四年法律第二十七号)
- 百九十六 製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部の横浜正金銀行に對する債權の譲渡を受けることに関する法律 (昭和四年法律第二十八号)
- 百九十七 同盟及聯合國と独逸國及其の同盟國との戦争に因り損害を被りたる帝國臣民の追加救恤に関する法律 (昭和四年法律第三十六号)
- 百九十八 大正紀念帝室博物館復興費會事業費の補助に関する法律 (昭和四年法律第四十二号)
- 百九十九 製鐵地整理に関する法律 (昭和四年法律第五十二号)
- 二百 製鉄所特別会計に於て大蔵省預金部又は日本銀行の横浜正金銀行又は株式会社日本興業銀行に對する債券の譲渡を受けることに関する法律 (昭和五年法律第三号)
- 二百一 京都高等工芸学校移転改築費に充用したる金額の補填に関する法律 (昭和六年法律第十号)
- 二百二 祐徳軌道株式会社所属軌道補償の爲公債発行に関する法律 (昭和六年法律第三十五号)
- 二百三 「ロンドン」海軍条約實施に伴ふ海軍職工整理に関する公債発行に関する法律 (昭和六年法律第四十五号)
- 二百四 震災被害者に対する租税の減免猶予等に関する法律 (昭和六年法律第四十六号)
- 二百五 昭和七年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債発行に関する法律 (昭和七年法律第六号)
- 二百六 行政整理又は軍備整理に際し退官退職したる者等に交付する公債発行に関する法律 (昭和七年法律第七号)
- 二百七 造幣局資金払出に関する法律 (昭和七年法律第十二号)
- 二百八 柳河軌道株式会社所属軌道補償の爲公債発行に関する法律 (昭和七年法律第十五号)
- 二百九 満州事件に関する経費支弁の爲公債発行に関する件 (昭和七年勅令第六号)
- 二百十 昭和六年度に於ける國債償還資金の繰入一部停止に関する件 (昭和七年勅令第七号)
- 二百十一 満州事件に関する経費支弁の爲公債発行に関する件 (昭和七年勅令第十四号)
- 二百十二 満州事件に関する経費支弁の爲公債発行に関する件 (昭和七年勅令第十九号)
- 二百十三 造幣局工場及其の附属設備の新當費に関する法律 (昭和八年法律第四号)
- 二百十四 大阪帝國大学工学部設置に付帝國大学特別會計及官立大学特別會計の關涉に関する法律 (昭和八年法律第五号)
- 二百十五 震災被害者に対する租税の免除猶予等に関する法律 (昭和八年法律第十三号)
- 二百十六 旧韓國起業資金貸付の爲發行したる英貨興業債券の元利支払爲善差損金補給に関する法律 (昭和八年法律第十六号)
- 二百十七 兩備鉄道株式会社所属鉄道外四鐵道及兼業に屬する資産買収の爲公債発行に関する法律 (昭和八年法律第三十五号)
- 二百十八 富山鐵道株式会社所属鐵道中堀川新笹津間經營廢止に對する補償の爲公債発行に関する法律 (昭和八年法律第三十六号)
- 二百十九 秋田鐵道株式会社所属鐵道外三鐵道買収の爲公債発行に関する法律 (昭和九年法律第十六号)
- 二百二十 播磨鐵道株式会社所属鐵道の經營廢止に對する補償の爲公債発行に関する法律 (昭和九年法律第十七号)
- 二百二十一 函館市の火災被害者に對する租税の免除猶予等に関する法律 (昭和九年法律第二十一号)
- 二百二十二 風水害に因る被害者に對する租税の減免猶予等に関する法律 (昭和九年法律第五十一号)
- 二百二十三 造幣局の庁舎、工場其の他の用に供する建物及其の附属設備の新當費に関する法律 (昭和十年法律第六号)
- 二百二十四 東京高等農林学校及函館高等水産学校の創設に伴う帝國大学特別會計及学校及圖書館特別會計の關涉に関する法律 (昭和十年法律第七号)
- 二百二十五 札幌軌道株式会社及矢作水力株式会社所属軌道の經營廢止に對する補償の爲公債発行に関する法律 (昭和十年法律第十号)
- 二百二十六 宮崎縣管軌道及軌道並に大隅鐵道株式会社所属鐵道買収の爲公債発行に関する法律 (昭和十年法律第十一号)
- 二百二十七 東京農業教育専門學校創設に伴ふ帝國大学特別會計

及学校及図書館特別会計の関涉に關する法律(昭和十二年法律第十三号)

二百二十八 神戸商業大学移転改築費に充用したる金額の補填に關する法律(昭和十二年法律第三十号)

二百二十九 臨時軍事費特別会計法(昭和十二年法律第八十五号)

二百三十 造幣局東京出張所庁舎其他の新築費に關する法律(昭和十三年法律第八号)

二百三十一 名古屋帝国大学創設に伴ふ帝国大学特別会計及官立大学特別会計の関涉に關する法律(昭和十四年法律第五号)

二百三十二 臨時陸軍材料資金特別会計法(昭和十四年法律第五十四号)

二百三十三 造幣局の東京出張所の庁舎、工場其他の建物及其の附属設備の新築拡張に要する經費に關する法律(昭和十五年法律第七号)

二百三十四 造幣局の資金に關する法律(昭和十八年法律第十三号)

二百三十五 樺太内地行政一元化に伴ふ樺太庁特別会計と他の会計との関涉に關する法律(昭和十八年法律第二十三号)

二百三十六 国債関係事務簡便化に關する法律(昭和十八年法律百十一号)

二百三十七 改定予算に關する法律(昭和二十一年法律第十八号)

二百三十八 政府の契約の特例に關する法律(昭和二十一年法律第六十号)

二百三十九 増加所得税法(昭和二十一年法律第六十三号)

二百四十 復員に關する經費等支出の件(昭和二十一年勅令第二百七十七号)

二百四十一 生鮮食料品、石炭、鉄及電気銅に關する價格調整補助金等支出の件(昭和二十一年勅令第五百十九号)

二百四十二 政府職員の給与改善に伴ひ要する經費等支出の件(昭和二十一年勅令第五百七十九号)

二百四十三 昭和二十一年年度に於ける大蔵省証券及借入金金の最高額に關する件(昭和二十一年勅令第五百四十一号)

二百四十四 外地等職員の帰還に伴ひ要する經費等支出の件(昭和二十一年勅令第五百四十二号)

二百四十五 會計法第七條第一項の規定の特例に關する法律(昭和二十二年法律第九号)

二百四十六 會計法等の特例に關する法律(昭和二十二年法律第十九号)

二百四十七 日本証券取引所の解散等に關する法律(昭和二十二年法律第二十一号)

二百四十八 金融機関債券発行特例法(昭和二十二年法律第四十七号)

二百四十九 非戦災者特別税法(昭和二十二年法律第四十三号)

二百五十 政府が発行する福利券の当せん金に対する所得税の課

税の特例に關する法律(昭和二十三年法律第二十二号)

二百五十一 政府が発行する福利券の当せん金の支払等に關する法律(昭和二十三年法律第三十七号)

二百五十二 国有鉄道事業特別会計及び通信事業特別会計に關する事業運営以外の行政に要する經費の財源に充てたるための一般會計から繰入金に關する法律(昭和二十三年法律第九十九号)

二百五十三 公団等の予算及び決算の暫定措置に關する法律(昭和二十四年法律第二十七号)

二百五十四 専売局特別會計等の昭和二十四年度の予算の特例に關する法律(昭和二十四年法律第二十八号)

二百五十五 薪炭供給調節特別會計における債務の支払財源に充てたるための一般會計から繰入金に關する法律(昭和二十四年法律第二百七十七号)

二百五十六 一般會計と國立病院特別會計との間における国有財産の所屬替又は所管換の無償整理に關する法律(昭和二十五年法律第八号)

二百五十七 配炭公団の損失金補てんのための交付金等に關する法律(昭和二十五年法律第七十三号)

二百五十八 主要食糧供出報奨物資の配給に伴う損失補てんに關する法律(昭和二十五年法律第二百四十三号)

二百五十九 鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に關する法律(昭和二十六年法律第七十五号)

二百六十 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲与並びにこれに伴う財政措置に關する法律(昭和二十六年法律第三百一十号)

(ボツダム宣言の受諾に伴ひ、発する命令に關する件に基く大蔵省関係諸法令の措置に關する法律の一部を次のように改正する。)

第二条 ボツダム宣言の受諾に伴ひ、発する命令に關する件に基く大蔵省関係諸法令の措置に關する法律(昭和二十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中第四号及び第五号を次のように改める。

四及び五 削除

第八条中第十一号を次のように改める。

十一 削除

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第三條 (日本専売公社法の一部改正)

第三條 日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十七條の二及び第二十七條中「、にが」を削る。

(たばこ専売法の一部改正)

第四條 たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第五十四條第一項但書を次のように改める。

但し、第五十五條第三項の規定により処理するもの並びに第六十一條の二第一項の規定により許可を受けて輸出するもの及び同項の規定により輸出の許可を受けた者に充て渡すものについては、この限りでない。

第五十五條第一項に次の但書を加える。

但し、第六十一條の二第一項の規定により許可を受けて輸出するもの及び同項の規定により輸出の許可を受けた者に充て渡すものについては、この限りでない。

第六十條第一項に次の但書を加える。

但し、第六十一條の二第一項の規定により輸出の許可を受けた者に充て渡すものについては、この限りでない。

第七章中第六十一條の次に次の一條を加える。

(公社を経由しない輸出)

第六十一條の二 巻紙製造者でその製造した巻紙を輸出しようとする者(前条第一項の規定により公社から輸出のため当該巻紙を買い受けた者を除く)又は公社以外の者から巻紙を買い受けて輸出しようとする者は、公社に申請してその許可を受けなければならない。

2 公社以外の者から巻紙を買い受けて輸出しようとする者は、前項の申請をする際に、当該巻紙の買受についての売渡人の同意書を提出しなければならない。

3 第一項の規定により許可を受けた者は、その輸出しようとする巻

紙を蔵置する場所を公社に届け  
出なければならぬ。これを更  
更しよとする場合も、同様と  
する。

4 第一項の申請があつたとき  
は、公社は、その巻紙の供給確保  
又は取替上著しい支障がない限  
り、その許可を拒むことができ  
ない。

5 第四十七条第一項及び第二項  
並びに第四十八条(第一項但書  
後段を除く)の規定は、第一項  
の規定による輸出に準用する。

6 輸出のため公社以外の者から  
巻紙を買受けた者は、その輸  
出を取りやめたときは、公社の  
指示するところにより、その巻  
紙を処理しなければならない。  
第六十八条中「又は製造たばこ  
の製造用器具機械の製作者」を  
「公社の許可を受けて巻紙を輸出  
する者又は製造たばこの製造用器  
具機械の製作者」に改める。

第七十一條第一号中「第四十八  
条第一項(第六十一條第二項にお  
いて準用する場合を含む。)」を、第  
四十八條第一項(第六十一條第二  
項及び第六十一條の二第五項にお  
いて準用する場合を含む。)、第  
六十一條の二第一項に改める。

第七十三條第一号中「第四十八  
条第二項(第六十一條第二項にお  
いて準用する場合を含む。)」を、第  
四十八條第二項(第六十一條第二  
項及び第六十一條の二第五項にお  
いて準用する場合を含む。)」に、  
「又は第五十八條第三項を、第五  
十八條第三項又は第六十一條の二  
第六項」に改める。

(第五條 塩専売法(昭和二十四年法  
律第二十号)の一部を次のよう  
に改正する。  
本則中「及びにがり」、「にが  
り」、「又はにがり及び若しくは  
にがり」を削る。  
第一條中第二項を削り、第三項  
を第二項とし、以下一項ずつ繰り  
上げる。

第二十三條第五項を削る。  
第四十四條を次のように改め  
る。  
第四十四條 削除  
第四十五條第一項第二号中、「輸  
出のため公社から塩を買受けた  
者又は公社からにがりを買受けた  
者」を「又は輸出のため公社から  
塩を買受けた者」に改める。  
第四十七條第二号中「第二項又  
は第五項を第二項」に改め、「こ  
れらの」を削る。  
(塩業組合法の一部改正)  
第六條 塩業組合法(昭和二十八  
年法律第七号)の一部を次のよう  
に改正する。  
第六條及び第八條中、「にがり」  
を削る。  
(政府契約の支払遅延防止等に関  
する法律の一部改正)

第七條 政府契約の支払遅延防止等  
に関する法律(昭和二十四年法律  
第二百五十六号)の一部を次のよ  
うに改正する。  
第六條第三項を削る。  
(国債に関する法律の一部改正)  
第八條 国債に関する法律(明治三  
十九年法律第三十四号)の一部を  
次のように改正する。

第九條に次の但書を加える。  
但し外国に於て起債シタル国  
債(外国に於て起債シタル地方  
債又は公社債ニシテ国が元利仕  
義務ヲ承擔シタルモノヲ含ム)  
ニ付テハ当該起債地ノ法令又ハ  
慣習ニ依ルコトヲ得  
第九條に次の一項を加える。  
割賦償還ノ方法ニ依リ償還スベ  
キ国債ノ賦金(元金ト同時ニ仕  
払ハルベキ利子ヲ含ム)ノ消滅  
時効ハ十箇年ヲ以テ完成ス  
(銀行法等特別法の一部改正)  
第九條 銀行法等特別法(昭和二十  
九年法律第二十一号)の一部を次の  
ように改正する。  
第四條から第六條までを削る。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行  
する。但し、第一條第二百三十  
六号、第三條から第六條まで及び  
附則第三項の規定は、昭和二十九  
年十一月一日から適用する。  
2 旧家賃算定法施行法に係  
る国債の消滅時効については、な  
お従前の例による。  
3 旧国債関係事務簡便化に関する  
法律第二條の規定は、左に掲げる  
国債の元利金については、なおそ  
の効力を有する。  
一 外国その他政令で定める地域  
から引き揚げ、この法律の施行  
の日以後に本邦(政令で定める  
地域を除く)に到着した者が引  
揚の際携帯した国債で、その者  
が本邦に到着した日から六月以  
内に支払の請求をしたもの  
二 政令で定めるやむを得ない事  
由に因り消滅時効の完成の日ま

で元利金の支払の請求がされ  
なかつた国債で、政令で定める  
期間内に支払の請求があつたも  
の

4 この法律の施行前に締結した旧  
政府契約の特例に関する法律第一  
條に規定する特定契約について  
は、同法及びこの法律による改正  
前の政府契約の支払遅延防止等  
に関する法律第六條第三項の規定  
は、なおその効力を有する。  
5 この法律の施行前にした旧政府  
契約の特例に関する法律に規定す  
る違反行為に対する罰則の適用に  
ついては、なお従前の例による。  
6 この法律の施行前に課した増加  
所得税並びにこの法律の施行前に  
課した、又は課すべきであつた非  
戦災者特別税及び非戦災家屋税  
については、なお従前の例によ  
る。

【大矢次郎君登壇、拍手】  
○大矢次郎君 只今議題となりまし  
た六法律案について、大蔵委員会にお  
ける審議の経過並びに結果を御報告申  
上げます。  
先ず、交付税及び譲与税配付金特別  
会計法案について申し上げます。  
本案は、地方交付税及び地方譲与税  
の配付に関する政府の経理を明確にす  
るために特別会計を設置しようとする  
ものであります。大要について申し上げ  
ますと、この会計は、内閣総理大臣及び  
大蔵大臣が共同管理し、地方交付税相  
当額の一般会計からの繰入金、入場税  
収入及び附属雑収入を歳入とし、地方  
交付税交付金、入場譲与税譲与金、入  
場税収入の一割相当額の一般会計へ

の繰入額及び附属諸費を歳出とし、毎  
会計年度の決算上の剰余金は翌年度の  
歳入に繰入れ、毎会計年度の歳出予算  
支出残額は翌年度に繰越して使用する  
ことができることとする等、交付税及  
び譲与税の配付に關し、必要とされる  
会計運営の制度を規定すると共に、昭  
和二十九年年度の揮発油譲与税の配付に  
關する経理につき所要の規定を設ける  
こととしたしております。

なお、本法案につきましましては、衆議  
院において、この法律は公布の日か  
ら施行し、昭和二十九年年度の予算か  
ら適用することとし、又昭和二十九年  
年度に限り、入場譲与税法附則第二項の  
規定により、一般会計において負担す  
べき額がある場合においては、入場税  
収入額中の一般会計に繰入れるべき金  
額を以てこれに充当することとし、な  
お、不足があるときは、一般会計から  
この会計に繰入れることとする。共  
に、一時借入金が増入不足のため償還  
できないときは、借換をすることがで  
き、又、右の借換を行なつた場合は、一  
年以内に償還しなければならぬこと  
とする等の修正が行われました。

本案の審議に當りましては、各委員  
から熱心な質疑が行われましたが、そ  
の主なものについて申し上げますと、  
「入場税の税率が修正され、引下げと  
なる結果、昭和二十九年年度の入場税収  
入は予定額の百九十二億圓に達しない  
ような場合も考えられるが、このよう  
な場合、入場譲与税を予定額通り交付  
するために、政府はどのような対策を  
講ずる考えであるか」との質疑には、  
「先ず、入場税の収入額の十分の一に  
相当する金額の一般会計への繰入をと  
りやめ、又二十億圓の一時借入金の借

入の繰入額及び附属諸費を歳出とし、毎  
会計年度の決算上の剰余金は翌年度の  
歳入に繰入れ、毎会計年度の歳出予算  
支出残額は翌年度に繰越して使用する  
ことができることとする等、交付税及  
び譲与税の配付に關し、必要とされる  
会計運営の制度を規定すると共に、昭  
和二十九年年度の揮発油譲与税の配付に  
關する経理につき所要の規定を設ける  
こととしたしております。

【大矢次郎君登壇、拍手】  
○大矢次郎君 只今議題となりまし  
た六法律案について、大蔵委員会にお  
ける審議の経過並びに結果を御報告申  
上げます。  
先ず、交付税及び譲与税配付金特別  
会計法案について申し上げます。  
本案は、地方交付税及び地方譲与税  
の配付に関する政府の経理を明確にす  
るために特別会計を設置しようとする  
ものであります。大要について申し上げ  
ますと、この会計は、内閣総理大臣及び  
大蔵大臣が共同管理し、地方交付税相  
当額の一般会計からの繰入金、入場税  
収入及び附属雑収入を歳入とし、地方  
交付税交付金、入場譲与税譲与金、入  
場税収入の一割相当額の一般会計へ

の繰入額及び附属諸費を歳出とし、毎  
会計年度の決算上の剰余金は翌年度の  
歳入に繰入れ、毎会計年度の歳出予算  
支出残額は翌年度に繰越して使用する  
ことができることとする等、交付税及  
び譲与税の配付に關し、必要とされる  
会計運営の制度を規定すると共に、昭  
和二十九年年度の揮発油譲与税の配付に  
關する経理につき所要の規定を設ける  
こととしたしております。

なお、本法案につきましましては、衆議  
院において、この法律は公布の日か  
ら施行し、昭和二十九年年度の予算か  
ら適用することとし、又昭和二十九年  
年度に限り、入場譲与税法附則第二項の  
規定により、一般会計において負担す  
べき額がある場合においては、入場税  
収入額中の一般会計に繰入れるべき金  
額を以てこれに充当することとし、な  
お、不足があるときは、一般会計から  
この会計に繰入れることとする。共  
に、一時借入金が増入不足のため償還  
できないときは、借換をすることがで  
き、又、右の借換を行なつた場合は、一  
年以内に償還しなければならぬこと  
とする等の修正が行われました。

換が認められることとなるので、これに補い、なお、これらの措置を講じて不足することとなれば、昭和三十年度予算で支出の方法を考えなければならぬと考へる」との答弁があり、又「入場税法の施行は相当遅れることとなるが、その施行が遅れても、本年度百七十二億八千万円の入場税手続は予定通り支出しなければならぬのか」との質問に対し、「この法律の施行が一カ月或いはそれ以上も遅れることとなれば、この数字は当然変更が加えられなければならないと思うが、なおよく研究してみたい」との答弁があり、また、その他詳細は速記録によつて御承知願いたいと思ひます。

質疑を終了し、討論に入り、採決の結果、多数を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、経済援助資金特別会計法案について申し上げます。

本案は、経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて、本邦の工業の助成その他経済力の増強に資する目的のために、アメリカ合衆国政府から贈与される円資金を以て、新たに経済援助資金を設け、その資金の経理を明確にするため、特別会計を設けようとするものであります。

以下、本案の内容の概略を申し上げます。経済援助資金は、前述の贈与円資金及び資金の運用収益金を以て充て、工業の助成その他経済力の増強に資するため必要な費途にこれを運用又は使用することとし、又本特別会計は、贈与円の受入金、運用資金の回収

金、運用収益金を歳入とし、資金の運用又は使用のための支出金を歳出として、その経理を行うこととしたしております。

なお、本案は、政府原案では、この法律は昭和二十九年四月一日から施行することとなつておりましたが、衆議院でこの法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年年度の予算から適用することに修正されました。

本案の審議に当りましては、協定と本会計との関連、資金の費途、その運用及び使用方法等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論に入り、菊川委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て、衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、閉鎖機関令の一部を改正する法律案について申し上げます。

閉鎖機関の特殊清算につきましては、昭和二十九年九月以来、鋭意その処理を進めて参りまして、当初千八百八十八に上る閉鎖機関のうち、現在までに約千五機関が特殊清算の終了を見たのであります。従来閉鎖機関の清算は、その本邦内にある財産についてのみ行われ、在外店舗にかかる債権債務は、清算の範囲外のものとしておつたのであります。が、今般、在外財産問題調査会の答申を参酌し、これまで未処理のままとなつていた未払送金為替及び外債金等にかかる債権債務を併合する途を開くと共に、閉鎖機関の清算を促進するために必要な措置を講ずることを目的としておるのであります。

次に、本案の主な内容についてその概略を申し上げます。第一に、閉鎖機関は、在外店舗にかかる債権債務のうち未払送金為替、外債金等については、本邦内に住所を有する個人、法人及びその他の閉鎖機関、在外会社に対して、現在残存しておる国内資産の限度内で支払を行ひ得ることとし、その場合、受領人に対して有する反対債権を相殺できるようにしようとするものであります。なお、これら債権債務のうち現地通貨建乃至外貨建のものにつきまして所要の規定を設けようとするものであります。第二に、閉鎖機関の外債にある財産についても、特殊清算人は大蔵大臣の承認を得て、管理、処分等の職務を行ひ得るものとしようとするものであります。第三に、閉鎖機関の債務のうち少額のものについては、これを信託又は供託して弁済を免れ得ることとし、又、閉鎖機関はその発行した債権、當面債につき、銀行に償還の委託をすることにより、その債務を消滅せしめることにしようとするものであります。

本案審議に当りましては、閉鎖機関の債務のうち少額のものについては、これを信託又は供託することができ、こととなつてゐるが、その信託又は供託する相手方について、特別の考慮を払ふ必要があるのではないか。又未払送金為替等の支払金額の限度、換算率の基準の適否等について質疑がなされたのであります。が、それらの詳細は、速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りましたところ、安井委員より、「在外財産の処理が速に行われることを希望して賛成する」旨の意見が述べられ、野澤委員より「一、審議会の委員に現地にいた在外資産の関係者を入れること。二、換算率は不徹底であるので、現地の関係者の意見を聴取して決定すべきであること。三、未払送金為替の支払金額の限度を二十万円とすべきであること」などの要望を附して、賛成の意見が述べられ、次いで平林委員より、「一、本案は引揚者の耐乏に報いるに極めて軽少であるので、新内閣によつて完全な措置を講ずべきである。二、去る四月二十三日の本院の決議に鑑み、内閣は退陣すべきであるとの観点より本案に反対する」との意見が述べられ、更に小林委員より、「未払送金為替等の証憑書類をすでに紛失している者も相当あるので、債権者即ち引揚者に有利になるような含みを以て処理されることを希望して賛成する」との意見が述べられたのであります。

討論を終り、採決の結果、多数を以て、原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案について申し上げます。

先ず本案の提案の理由を申し上げます。旧日本占領地域に本店を有する会社、いわゆる在外会社の特殊整理につきましては、従来この政令の規定に従い、その本邦内にある財産の特殊整理を実施して参つてゐるのであります。

が、当初指定されました千百七十五社のうち、本邦内に資産がないため指定を解除したものが六百三十社、整理を完了したものが五百八社で、現在未整理のものは僅かに三十七社となつております。この在外会社のうち、金融機関である在外会社につきましては、その在内外余財産がある場合にも、未払送金為替及び在外預金にかかる債務等は在外の債務であるとして、従来この特殊整理の対象から除外されておりましたところ、今回在外財産問題調査会から内閣総理大臣に対し、提出された答申書の趣旨に従い、これらの債務を支払う途を開くと共に、在外会社の特殊整理を促進するために必要な措置を講ずることを目的としてゐるのであります。

以下、本案の主な内容につき申し上げます。その概要を申し上げます。

第一に、在外金融機関は、在外店舗にかかる債権債務のうち未払送金為替、在外預金等にかかる債務を特殊整理の対象に組入れ、これを本邦内に住所を有する個人、法人、閉鎖機関及び在外会社に対して、現在残存している国内資産の範囲内で小額債務を優先して支払うこととし、その場合受領人に対して有する反対債権を相殺することができ、こととしたしております。

第二に、これらの債権債務の中には、現地通貨による表示のものもあり、また、これを本邦円貨額に換算するための所要の規定を設けることとしたしております。

第三に、在外会社は金融機関から未払送金為替、又は在外預金にかかる債権の支払いを受けることができること

になつております。本案審議の詳細は速記録によつて御承知願います。

質疑を終り、討論、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

次に、金融機関再建整備法の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦後、金融機関は、金融機関整理法、急措置法及び金融機関再建整備法に基づいて、その旧勘定に属する資産及び負債の整理を行うこととなり、昭和二十三年、その大多数は、資本及び第二封鎖預金等の切捨てを行い、更に相当数のものは政府の補償を受けることにより、旧勘定の最終処理を完了したのであります。その際、これらの金融機関は旧勘定の整理に伴う事後調整のために、新たに調整勘定を設け、前に旧勘定に属した資産負債の処分その他によつて生じた損益をこの勘定で整理することになつたのであります。その後この調整勘定の利益金は予想以上に蓄積され、相当数の金融機関は、右利益金を政府補償の返済、旧預金者に対する分配等に充てて来たのであります。

が、この際、右調整勘定の処理を一層促進すると共に、当初金融機関の再建整備に当り、その対象から外された在外店舗にかかる資産及び負債についても、可能な限り速かにその処理を促進するために本案が提出されたのであります。

次に、本案の主な内容につきまして、その概要を申し上げます。第一に、金融機関は、前に旧勘定に属した資産につき再評価を行なつた後にこれを処分したときは、その処分益に新たに再評価勘定を設け、その勘定に属する資産及び負債の整理を行うこととなり、昭和二十三年、その大多数は、資本及び第二封鎖預金等の切捨てを行い、更に相当数のものは政府の補償を受けることにより、旧勘定の最終処理を完了したのであります。その際、これらの金融機関は旧勘定の整理に伴う事後調整のために、新たに調整勘定を設け、前に旧勘定に属した資産負債の処分その他によつて生じた損益をこの勘定で整理することになつたのであります。その後この調整勘定の利益金は予想以上に蓄積され、相当数の金融機関は、右利益金を政府補償の返済、旧預金者に対する分配等に充てて来たのであります。

が、この際、右調整勘定の処理を一層促進すると共に、当初金融機関の再建整備に当り、その対象から外された在外店舗にかかる資産及び負債についても、可能な限り速かにその処理を促進するために本案が提出されたのであります。

次に、本案の主な内容につきまして、その概要を申し上げます。第一に、金融機関は、前に旧勘定に属した資産につき再評価を行なつた後にこれを処分したときは、その処分益に新たに再評価勘定を設け、その勘定に属する資産及び負債の整理を行うこととなり、昭和二十三年、その大多数は、資本及び第二封鎖預金等の切捨てを行い、更に相当数のものは政府の補償を受けることにより、旧勘定の最終処理を完了したのであります。その際、これらの金融機関は旧勘定の整理に伴う事後調整のために、新たに調整勘定を設け、前に旧勘定に属した資産負債の処分その他によつて生じた損益をこの勘定で整理することになつたのであります。その後この調整勘定の利益金は予想以上に蓄積され、相当数の金融機関は、右利益金を政府補償の返済、旧預金者に対する分配等に充てて来たのであります。

が、この際、右調整勘定の処理を一層促進すると共に、当初金融機関の再建整備に当り、その対象から外された在外店舗にかかる資産及び負債についても、可能な限り速かにその処理を促進するために本案が提出されたのであります。

評価勘定をも含めて、これを調整勘定で整理することとし、この場合には再評価勘定金を取り出す必要がなければならぬこととし、その必要とするものであります。

第二に、金融機関は、前に旧勘定に属した資産及び負債について、その整理の促進を図るため、新たに確定評価基準を設け得ることとし、これによる評価を行なつた場合にも調整勘定を閉鎖することができるとすることとし、その必要とするものであります。

第三に、金融機関は、その調整勘定を閉鎖する際、同勘定に利益金の残額があるときは、確定損を負担した株主に對し、その負担額及び利息に相当する金額を分配することができるとすることとし、但し、在外店舗を有した金融機関につきましても、在外資産負債処理勘定に先ず繰入れて在外負債の支払財源に充て、更にこの在外勘定を閉鎖する際、同勘定に資産の残額があるときは、旧株主へ分配することとし、この必要とするものであります。

第四に、金融機関の在外資産負債につき、先在外財産問題調査会が内閣総理大臣宛提出いたしました答申の趣旨に則り、いわゆる未払送金為替や在外預金の支払の途を開くことにしようとするものであります。即ち金融機関は新たに在外資産負債処理勘定を設け、当該金融機関への帰属が確定した在外資産調整勘定利益金の残額等を同勘定の資産の部に計上し、これらの資産の範囲内でその金融機関が本邦内に住所を有する者、閉鎖機関又は在外会社に対して負つておる未払送金為替及び外債預金等の在外債務を支払うこととし、その必要とするものであります。併しながら当面この在外資産負債処理勘定の資産の部に計上されるのは、一、二の銀行を除いては極めて僅少にとどまると思われますので、特に未払送金為替につきましても、一件の金額五万円までの部分は優先的にこれを支払うこととし、その不足する支払資金を調整勘定から借入れることができることにしようとするものであります。

なお以上、未払送金為替、外債預金等の債務又は債権のうち、現地通貨建乃至外貨建のものについては、その額の本邦通貨への換算につきましても別表の規定を設けることにしようとするものであります。

要するに今回の改正は、營業を続けながら整理を進めるといふ金融機関再建整備法の立法の趣旨を尊重しつつ、できるだけ関係者間の利害の調整を図ろうとするものであります。従つて在外資産負債の關係で、調整勘定利益金の分配を今日まで認めなかつた銀行につきましても、諸措置と併行して旧預金者に対する分配を認める方向で考えられてゐるのであります。

委員会における審議に当りましては、調整勘定に属した資産及び負債の整理状況並びに資産再評価勘定金の取崩し、送金小切手、在外預金等に対する支払の見通し等の諸点について熱心な質疑が交わされたのであります。が、それらの詳細は、速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

最後に、大蔵省関係法令の整理に関する法律案について申し上げます。

本案は、大蔵省関係法令のうち、すでに実効性を喪失したものを整理のため廃止し、併せて事務手續を簡素化するため、たばこ専売法等を改正すると共に、これらの法令の改廃に伴つて経過措置を必要とするものにつき所要の規定を設けようとするものであります。

以下、その大要について申し上げます。先ず第一に、明治四年に制定せられた太政官布告、新紙幣を発行する件外二百五十九件の法令は、おおよね特定の時期を対象とし、その時期における特定の措置を規定したものであります。現在においてはすでに実効性を失つておりますので、これらの法令を廃止することとしたのであります。

第二に、事務簡素化の見地から、巻紙の輸出につきまして、従来の日本専売公社の一手買取制を廃止し、日本専売公社の輸出と並んで、製造業者等の自己輸出を認めることとし、又たがり専売は、昭和十九年四月金属マグネシウムの増産確保の要請によつて実施されたものであります。現在においては実施当時の目的の大部分は失われておりますので、この際これを廃止することとし、たばこ専売法、塩専売法等の一部を改正することとしたのであります。

第三に、戦後の日本銀行が国内居住者から保管した外国通貨等のうち、今なお保管しているものにつき、これを各所有者に返還するため、この際、右保管を取りやめることとし、又戦後は財閥系会社に対し、同一資本系統の会社の株式の保有を禁止した際、特に金融機関に対しては、担保権の行使等により取得した株式に限り、例外的に保有を認めておりましたが、最近に至りこの保有株式の処分も完結いたしましたので、この際この特例を廃止することとし、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基き大蔵省関係諸法令の措置に関する法律の一部を改正することとしたのであります。

右のほかに、以上に述べた法令の改廃に伴つて経過措置を必要とするものにつきましても、所要の規定を設けることとしたのであります。

本案の審議の詳細は、速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

右のほかに、以上に述べた法令の改廃に伴つて経過措置を必要とするものにつきましても、所要の規定を設けることとしたのであります。

本案の審議の詳細は、速記録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定をいたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより六案の採決をいたします。

先ず交付税及び譲与税配付金特別会計法案

経済援助資金特別会計法案

以上、両案全部を問題に供します。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて、両案は可決せられます。

た。

○議長(河井彌八郎) 次に、閉鎖機関令の一部を改正する法律案全部を問題

令の一部を改正する法律案全部を問題

令の一部を改正する法律案全部を問題

令の一部を改正する法律案全部を問題

令の一部を改正する法律案全部を問題

令の一部を改正する法律案全部を問題



つてその補助金を使用しないと

き、又は当該補助の目的である事業の施行若しくは補助の実施が著しく不適当であるときは、当該都道府県に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができ

る。

第六条を次のように改める。

(災害復旧事業等の監督)

第六條 農林大臣は、第三條第一項の規定により国の補助を受ける都道府県に対して、当該都道府県の行う災害復旧事業又は災害復旧事業を行う者に対してする当該都道府県の補助を適正に実施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行若しくは補助の実施に關し必要な指示をすることができ

る。

附則第五項を附則第六項とし、附則第四項中「前項を」第三項に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の災害復旧事業についての第三條第一項の規定の適用については、同項第二号中「次項各号(第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号)の区分に従ひ、それぞれ当該各号に定める比率」とあるのは「十分の九」と、「当該各号に定める比率をこえて」とあるのは「十分の九をこえて」と読み替へるものとする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正前の第三條第一項の規定により国が支出した補助金については、なお従前の例による。

〔片桐眞吉君登壇、拍手〕

○片桐眞吉君 只今議題となりました農林関係二法案につきまして、農林委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

先ず農林省関係法令の整理に関する法律案について申し上げます。

本法律案は、すでに他省のものについても行われましたように、政府の企図する行政事務の改善、簡素化の一環として、農林省関係の法令について取りあへず整理すべきものと認められるものを廃止改正を行わんとする趣旨を以て提案せられたものであります。明治十六年太政官布告第六十三号、人家稠密の地において牛豚類の糞糞を禁ずるの件外七法令を廃止すると共に、占領行政の遺物である桑園の登録、家畜人工授精師の毎年の届出義務というような不要と認められる制度を廃止するため、養蚕業法及び家畜改良増殖法の一部を改正せんとするのがその内容であります。

委員会におきましては農林当局から逐条的な説明を聴取する等審議が行われたのであります。ここで特に申し上げることもなく、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

農地、灌漑排水施設及び農道等の農業用施設、林地荒廃防止施設及び林道等の林業用施設並びに水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設及び留施設等の漁港施設等の災害復旧につきましては、従来これら復旧事業を行う個々の者に対して、国から直接に補助することになつていたのであります。が、年々頻発する災害に伴ひまして、復旧事業の件数も、又事業費も累増し、これら個々の者に対して、一々国が直接補助金を交付して、これがすべてについて責任を負うことは實際上不可能であります。現に補助の指令は国が行なつてはおりますが、その支払は、都道府県に委任するといふやうなやり方をいたしておりました。かような権限の不明確なやり方が不正不当事件発生の重要な原因となつていたとの見解によつて、この際かようなやり方を改めまして、「政府は」といふことと

改めまして、都道府県が行う復旧事業については、従来通り国から直接都道府県に対して補助金を交付するのであります。都道府県以外の方の復旧事業につきましては、都道府県から、その者に補助金を交付し、それに対して規定の率によつて、国から補助金を都道府県に交付する、いわゆる間接補助にしようとするのが本法律案提案の趣旨及びその内容であります。なお、国からの補助率は、いずれの場合も従来通りであります。

委員会におきましては、農林当局との間に、「今回の改正は、批准事項を都道府県に転嫁することになるものとも見られるが、会計検査院当局の意向はど

うであるか。都道府県は単に經由機關であるに過ぎないのであるが、それで以て果して所期する成果が得られるか。今回の措置は、将来における補助率引下げの前提ではないか。間接補助に改めることによつて、復旧作業に遅延を来たすようなことがないか。都道府県における事務費が増大することと思ふが、これに対して国庫補助の裏付けが用意されているか。都道府県における事務費に対する国庫補助が激減せられ、要員維持に支障を来たしている向

きがあるが、これが対策は如何であるか」等、諸般の問題について質疑が行われ、これに対して、「災害復旧国庫補助については、当初から間接補助で行きたい希望であつたが、占領下でその希望が容れられず、ために直接補助としたものであるが、併し実情は、都道府県に対する委任施行といふやうな複雑なやり方をしていたのであつて、今回の改正によつて都道府県の責任が明確化せられ、成果が収められると思

われる。会計検査院の意向も本措置に賛成である。又都道府県の事務費の補助については善処したい」等、政府側から答弁があつたのであります。これらの詳細は、會議録に載ることを御了承願いたしのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りまし

たところ、特に発言もなく、採決の結果、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。(拍手、

「政府は出ていない」「前例になる歌目だ、駄目だ」「悪例を残しちゃいかんよ」と呼ぶ者あり)

○議長(河井彌八君) 只今、農林当局の出席を求めております。

「議長、休憩」「政府は怠慢だ」「その他発言する者多し」

○議長(河井彌八君) 諸君に申しま

す。

議長は、政府から提出せられておるこの議案が日程に載つておるにかかわらず、政府当局の出席のないことを遺憾といたします。(「異議なし」と呼ぶ者あり、拍手)そこで、只今農林政務次官の出席を求めておりますが、まだ見えません。

よつて、諸君にお諮りいたします。この両案、即ち日程第十一及び第十二の両案の採決は、本日はこれを延期いたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めま

す。内閣委員長小酒井義男君。

本日委員長から左の報告書を提出し

限に関する法律案修正議決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に

追加して、國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外八十二名発議)を議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認

めます。先ず委員長長の報告を求めま

す。内閣委員長小酒井義男君。

本日委員長から左の報告書を提出し

限に関する法律案修正議決報告書

○議長(河井彌八君) この際、日程に

追加して、國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外八十二名発議)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案  
右の議案を附議する。

昭和二十九年二月十七日  
附議者

|       |       |
|-------|-------|
| 八木 幸吉 | 吉米地三  |
| 石川 清一 | 菊田 七平 |
| 有馬 英二 | 寺本 廣作 |
| 堀木 謙三 | 鶴見 祐輔 |
| 深川タマエ | 笹森 順造 |
| 武藤 常介 | 最上 英子 |
| 紅露 みつ | 井村 徳二 |
| 松浦 定義 | 一松 定吉 |
| 秋山 長造 | 阿具根 登 |
| 安部キミ子 | 荒木正三郎 |
| 内村 清次 | 渡野 三朗 |
| 江田 三郎 | 岡田 宗司 |
| 岡 三郎  | 大倉 精一 |
| 河合 義一 | 龜田 得治 |
| 木下 源吾 | 清澤 俊英 |
| 菊川 孝夫 | 久保 等  |
| 栗山 良夫 | 小林 孝平 |
| 小酒井義男 | 佐多 忠隆 |
| 重盛 壽治 | 白井 勇  |
| 高田なほ子 | 竹中 勝男 |
| 千葉 信  | 中田 吉雄 |
| 永岡 光治 | 成瀬 橋治 |
| 野海 勝  | 羽生 三七 |
| 藤田 進  | 藤原 道子 |
| 松本治一郎 | 三橋八次郎 |
| 三輪 貞治 | 森崎 隆  |
| 矢嶋 三義 | 大和 與一 |
| 湯山 勇  | 吉田 法晴 |
| 若木 勝藏 | 森下 政一 |
| 赤松 常子 | 天田 勝正 |

東 隆 加藤シヅエ  
片岡 文重 上條 愛一  
小林 亦治 小松 正雄  
相馬 助治 曾根 益  
田中 一 田畑 金光  
棚橋 小虎 堂森 芳夫  
戸叶 武 永井純一郎  
松浦 清一 松澤 兼人  
松永 義雄 三木 治朗  
村尾 重雄 八木 秀次  
山下 義信 山田 節男  
山口 重彦

参議院議長河井彌八郎  
國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律  
内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官である者は、商業、工業、金融業その他の営利を目的とする私企業（以下「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ね、自ら営利企業を営み、又は報酬を得て営利企業以外の事業を行う団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ねてはならない。

附 則  
この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

本法律案は、参議院議員八木幸吉君ほか八十二名の附議にかかるものであります。先ず、附議者の本法律案の提案の理由として説明されておるところを御報告いたします。  
内閣総理大臣、その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官は、我が国の行政において、最も重要な職であつて、その政治的活動が、我が国の商業、工業、金融業等の私企業に申すに及ばず、私企業以外の事業にも有形無形の影響を及ぼすことは言をまたないところであり、若しこれらの人がこれらの事業に関与したしている場合には、その公正なる職務を遂行する上に支障を来たすことも予想されるのみならず、その職務遂行の上に、世の疑惑を招く虞れが多分に予想せられる。いわんや官紀がややもすれば乱れんとしている今日においては、右に挙げたような要職にある人は、いさしくも世上の疑惑を招くがごとき私企業等の關係を一切断ち切つて、その行動の公正を期することが必要であらうと思はれる。

〔小酒井義男君登壇、拍手〕  
○小酒井義男君 只今議題となりました國務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

以上が提案理由として述べられたところであり、次に附議者代表から、本法律案の提案理由の説明の補足として説明された要点を御報告いたします。

この法律案の主な狙いは、國務大臣等は行政における最も重要な職であるので、若しこれら國務大臣等が私企業等に関与したおつたならば、一方においては、その本務を公正に行う上に支障を来たすことが予想せられ、又、他方においては、これらの人々が

一身を捧げて、その本務に専念することが妨げられることとなるので、この法律案では、この二つの点を防止せんとするものである。本来、國務大臣等の私企業等への関与を制限することは、國務大臣等の重要な職責に鑑み、政府みずから手で自肅されるべき筋合いのものであつて、これがために新たに立法の必要はないようにも考えられるが、すでに過去においても、國務大臣等で私企業に関与しておつた人々もあり、又現閣僚の中にも私企業に関与している人があることは、当委員会でも緒方國務大臣の答弁によつて明らかであるので、現在の世情から見て、これを現状のままでは、もはや放任しておくことのできない段階に達しておるものと認め、ここにこの法律案を附議することに決心した次第である。

以上が、この本法律案の提案趣旨の補足説明であります。  
内閣委員会は、委員会を八回開きまして、本法律案の審査に当り、この間、緒方國務大臣の出席を求めまして、委員長よりこの法律案に関連して、次の三点について政府の所見を聴取いたしました。

その第一点は、「政府は、國務大臣の服務について、明治二十年勅令第三十九号官吏服務規律の適用ありと解釈されておるかどうか。」  
その第二点は、「若し國務大臣に、この官吏服務規律の規定の適用ありと政府の解釈でありとすれば、次に政府に伺いたい点は、その第七条には、官吏は本属長官の許可を得るに非ざれば、営業会社の社長又は役員となることができない。又その第十三条には、官吏は本属長官の許可を得るに非ざれば、本職のほかに給料を得る他の事務を行うことができないという趣旨の規定があるが、現在、國務大臣が私企業等に関与する場合には、内閣総理大臣は、これらの規定を適用して許可を与えておられるのであるかどうか。」  
その第三点は、「國務大臣の服務に關し、この官吏服務規律の適用の有無にかかわらず、政府は、今後國務大臣の私企業等への関与について、全面的にこれを許さないという方針であるかどうか。」  
以上三点につきまして、政府の所見を質したのであります。これに對し、緒方國務大臣より、次の答弁がありました。

第一点について。國務大臣の服務については「官吏服務規律によつて規律されておるものと解釈する。」  
第二点について。「從來から、國務大臣が私企業に関与する場合には、内閣総理大臣は、官吏服務規律によつて、國務大臣に就任の際、又は在任中のときは、その都度許可を与えておる。即ち内閣総理大臣を本属長官としておる。」  
第三点について。「國務大臣の私企業への関与については、職務に直接關係のないものを含めて、一律に全面的に禁止することは、必ずしも実情に即するものでないと考え。今後、職務と私企業との關係、私企業における地位等を慎重に考慮して、個々の場合について善処したいと考えておる。なお、制度上の問題としては、公務員制度調

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号 議員派遣の件 軍事郵便貯金等特別処理法案

査会を設けることになつておるので、その意見も参酌して更に検討を加えて行きたい考である。

以上が、右三点に対する政府の所見として明らかにされた点であります。

なお、緒方内閣大臣より、この問題に關連して、最近、種々の汚職問題が相次いで起つておるので、そのようなことも勿論、従来内閣総理大臣の許可、不許可の際に、考慮に入れたことではあるが、更に今後、そのような点については嚴重に研究し、許可、不許可をきまることが必要ではないかと考えておる」との発言がありました。

内閣委員会は、本日の委員会において、本法律案についての質疑も終結いたしましたので、討論に入りまししたところ、長島委員より、本法律案に對し次の修正案が發議されました。これを朗讀いたします。

國務大臣等の私企業等への関与の制限に關する法律案に對する修正案

國務大臣等の私企業等への関与の制限に關する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「國務大臣等」を「國務大臣」に改める。

本則中「内閣官房長官及び政務次官」を削る。

修正案發議の理由としては、原案におきましては、私企業等への関与の制限を受ける者の範圍を内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官としたしておりますが、内閣官房長官及び政務次官は、國務大臣と比較いたしまして、その内閣における地

位及び職務権限が著しく異なつておりますので、これらを國務大臣と同一に律する必要はないものと認めまして、ここに本法律案に對し、修正を發議する次第であります。

討論の終了後、先づ修正案について採決をいたしましたところ、全会一致を以て可決せられ、次いで修正案を除いた原案について採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は、修正議決報告をございします。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正通り議決せられました。

○議長(河井彌八郎) この際、お諮りいたします。農林委員長から、凍霜害に關する実地調査のため、埼玉、群馬、上林忠次君、河合義一君、群馬県に松永義雄君、栃木県に関根久蔵君、鈴木一君を、明日から二日間の日程を以て派遣されたい旨の要求書が提出されております。委員長要求の通り議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつて、委員長要求の通り議員を派遣することに決しました。

○議長(河井彌八郎) 日程第十四、軍事郵便貯金等特別処理法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

先づ委員長の報告を求めます。郵政委員長池田田字右衛門君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

軍事郵便貯金等特別処理法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和二十九年五月十日

衆議院議長 堤 康次郎

参議院議長 河井彌八郎

軍事郵便貯金等特別処理法案

軍事郵便貯金等特別処理法案

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、軍事郵便貯金、軍事郵便為替、外地郵便貯金、外地郵便為替、外地郵便振替貯金等の特別処理に關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語は、当該各号に定める定義に従ふものとする。

一 「軍事郵便貯金」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所で預入された郵便貯金をいう。

二 「軍事郵便為替」とは、旧野戦郵便局又は旧海軍軍用郵便所に振出の請求があつた郵便為替をいう。

三 「外地郵便貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で預入された郵便貯金をいう。

四 「外地郵便為替」とは、旧外地等にあつた郵便局に振出の請求があつた郵便為替をいう。

五 「外地郵便振替貯金」とは、旧外地等にあつた郵便局で払い込まれた郵便振替貯金の払込金(口座に受け入れられたものを含む)をいう。

六 「旧外地等」とは、朝鮮、台湾、関東州、樺太、千島列島、南洋群島、小笠原群島、硫黄列島、硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)をいう。

(軍事郵便貯金の換算)

第三条 昭和二十年八月十六日以後預入された軍事郵便貯金の現在高(この法律の施行前に本邦にある郵便局で払いもどしがあつた軍事郵便貯金については、その払いもどし前の現在高)の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千五百円までの部分につき  
別表甲欄に掲げる換算率  
二 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円となるまでの部分につき  
別表乙欄に掲げる換算率  
三 表示金額千五百円をこえる部分のうち、別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が三千五百円をこえることとなる部分につき  
別表丙欄に掲げる換算率

第四条 昭和二十年八月十六日以後

(軍事郵便為替の換算)

第五条 昭和二十年八月十六日以後預入された外地郵便貯金の現在高の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき  
別表乙欄に掲げる換算率  
二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき  
別表丙欄に掲げる換算率

第六条 昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

振出の請求があつた軍事郵便為替の金額(この法律の施行前に本邦にある郵便局で払込があつた軍事郵便為替については、その払込前の金額)は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき  
別表甲欄に掲げる換算率  
二 表示金額千円をこえる部分につき  
別表乙欄に掲げる換算率

(外地郵便貯金の換算)

第五条 昭和二十年八月十六日以後預入された外地郵便貯金の現在高の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき  
別表乙欄に掲げる換算率  
二 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき  
別表丙欄に掲げる換算率

(外地郵便為替の換算)

第六条 昭和二十年八月十六日以後振出の請求があつた外地郵便為替の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

一 表示金額千円までの部分につき  
別表甲欄に掲げる換算率  
二 表示金額千円をこえる部分につき  
別表乙欄に掲げる換算率

(外地郵便振替貯金の換算)

第七条 昭和二十年八月十六日以後払い込まれた外地郵便振替貯金(口座に受け入れられたものは、その現在高)の金額は、左に掲げる換算率により換算した金額の合計額とする。

- 一 表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円となるまでの部分につき
- 二 別表乙欄に掲げる換算率表示金額を別表乙欄に掲げる換算率により換算した金額が五千円をこえることとなる部分につき

別表丙欄に掲げる換算率(軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の取扱の制限)

第八条 郵政省は、預金者の請求により、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳と引き換えに新たに通常郵便貯金の貯金通帳を交付する。

2 前項の規定による請求があつた場合において、預金者が他に通常郵便貯金の貯金通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に軍事郵便貯金又は外地郵便貯金を組み入れる。

3 郵政省は、第一項の規定による貯金通帳の引換交付前の軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の貯金通帳によつては、払いもどし証書による全部払いもどしの取扱を除いて、貯金の預入及び払いもどしの取扱をしない。

4 郵政省は、外地郵便貯金である定額郵便貯金の貯金証書によつては、払いもどし証書による払いもどしの取扱を除いて、貯金の払いもどしの取扱をしない。

(払いもどし証書等の有効期間に関する特例)  
第九条 軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の払いもどし証書、軍事郵便貯金又は外地郵便貯金の為替証書

及び旧外地等にあつた郵便振替貯金の口座所管庁の発行した払出証書で昭和十七年四月十七日以後この法律の施行前に発行されたものは、有効期間の計算については、

附則

| 取換機關の所在地(旧郵便貯金及び旧海軍郵便貯金に於ては、その最後の所在地) | 換算率(1円に対する表示金額) |    |      |
|---------------------------------------|-----------------|----|------|
|                                       | 甲               | 乙  | 丙    |
| 東京                                    | 1円              | 1円 | 1.5円 |
| 神奈川                                   | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 千葉                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 埼玉                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 茨城                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 栃木                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 群馬                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 新潟                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 富山                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 石川                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 福井                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 山梨                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 長野                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 岐阜                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 愛知                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 三重                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 滋賀                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 京都                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 大阪                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 兵庫                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 奈良                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 和歌山                                   | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 鳥取                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 徳島                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 高松                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 香川                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 岡山                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 広島                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 山口                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 福岡                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 佐賀                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 長門                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 大分                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 熊本                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 鹿儿岛                                   | 1円              | 1円 | 1.6円 |
| 那覇                                    | 1円              | 1円 | 1.6円 |

〔池田宇右衛門君登壇、拍手〕

○池田宇右衛門君 只今議題となりまして、軍事郵便貯金等特別処理法案について、郵政委員会における審議の経過並びに結果につき御報告を申し上げます。

この法律案は、戦時中に設けられた野戦郵便局又は海軍軍用郵便所で取扱われた軍事郵便貯金及び軍事郵便為替並びに旧外地等にあつた郵便局で取扱われた外地郵便貯金、外地郵便為替及び外地郵便振替貯金について、貯金通帳等に表示されている金額を一定の換算率により換算して支払うこととし、軍事郵便貯金及び外地郵便貯金の貯金通帳と引換えに、新たに通常郵便貯金の通帳を交付し、又、預金者等を保護

て参つたのでありますが、この支払の制限につきましては、従来預金者や受取人からその解除方を強く要望されていたところでありまして、

ところが、今回軍事郵便貯金と同様に、その支払が停止されておりました一般の在外金融機関の取扱にかかると金為替及び預貯金について支払の措置がとられることとなりましたので、軍事郵便貯金等につきましても、同様支払の措置を講ずることが必要でありまして、在外財産問題調査会に諮問いたしまして、その答申に基いて支払の制限を撤廃しようとするものであります。その預入金等が、終戦後の価値の下落した現地通貨等によつて受入れられていた実情を考慮いたしまして、表示金額のままで支払をすることは適当でないもので、この点につきましても、右調査会の答申に基いて、その取扱機関の所在地及び表示金額に応じ、一般の金融機関の未払送金為替又は在外預金の支払の際の換算率を適用し、その金額を換算して支払をいたそうとするものであります。而してその換算の方法は、一般金融機関の未払送金為替及び在外預金等の支払措置とは若干異なり、軍事郵便貯金等の取扱実情及び軍事郵便貯金等が少額債券である特殊性を考慮して、取扱機関の所在地と、各地域発行の通帳の表示金額につき、それ／＼甲、乙、丙と三段階の換算率によつて表示金額を換算しようとするものであります。なお、以上のほか、本件に基いて支払をなすに当つての手続として、通帳の引換、払戻証書等の有効期間の特例等について規定したものであります。

委員会における質疑の主なるものを申し上げますと、第一に、「本法律案によつて救済せられる通帳数及び金額は全体で幾らか」との問に對しましては、「通帳延数約七十四万五千通に達し、支払総額は約四億二千万円である」との答弁があり、又、「支払の最高額はどのくらいか」との問に對しましては、「十万円以内である」との答弁がありました。又、「換算率としてこの別表は如何にして定めたか」につきましてもは、「郵政大臣において換算率をみずから制定することはできないので、一般在外財産問題処理方針の問題について、内閣に設置せられていた在外財産問題調査会の答申によつたと同様、同調査会の軍事郵便貯金等の処理についての答申に基くものである」との答弁がありました。又、「七十数万通の貯金又は為替を本法に基いて処理することとは、相当の労働量であり、これがためには定員の措置を必要とすると思ふが」との問に對しましては、「郵政局は、すでに本法施行以前においても、一定の制限の下に支払をしていので、従つて定員についてもそれを見込んでおり、既定定員によつて処理し得る」との答弁がありました。最後に、「本法実施のために要する四億二千万円はいづこにおいて負担することとなるか」との質問に對しましては、「臨時軍事費特別会計の整理の段階において、これと睨み合せて最終的に決定せらるべきもので、恐らく一般会計において負担することになるであろう」との答弁がありました。

かくて質疑を終り、討論に入りまして、ところ、三木委員より、「本法律案

に伴い支払に要した資金については、将来政府は一般会計よりこの全額を補填すべきである」との附帯条件を附して賛成する旨の発言がありました。他に発言もなく、討論を終結し、採決の結果、三木委員の発言の通り附帯決議を附して、全会一致を以て、可決すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。(拍手)

議事の都合により、本日はこれにて延会いたします。次会の議事日程は、決定次第公報を以て御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後九時十七分散会

○本日の会議に付した事件

- 一、議員の請願
- 一、警察大学における憲法違反の疑いある教育に関する緊急質問
- 一、院議尊重に関する内閣総理大臣に対する緊急質問
- 一、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する法律案
- 一、教育公務員特例法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十三 補助金等の臨時特例等に関する法律案
- 一、日程第十六 厚生年金保険法案

- 一、日程第十七 船員保険法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十八 厚生年金保険及び船員保険交渉法案
- 一、日程第一 漁港審議会委員の任命に関する件
- 一、日程第二 けしの栽培並びにあへんの生産、国際取引、卸取引及び使用の制限及び取締に関する議定書の批准について承認を求めるの件
- 一、日程第三 通商に関する日本国とカナダとの間の協定の批准について承認を求めるの件
- 一、日程第四 離島振興法の一部を改正する法律案
- 一、日程第五 交付税及び護手税配付金特別会計法案
- 一、日程第六 経済援助資金特別会計法案
- 一、日程第七 閉鎖機関令の一部を改正する法律案
- 一、日程第八 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案
- 一、日程第九 金融機関再建整備法の一部を改正する法律案
- 一、日程第十 大蔵省関係法令の整理に関する法律案
- 一、日程第十一 農林省関係法令の整理に関する法律案
- 一、日程第十二 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 一、国務大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案

- 一、議員派遣の件
- 一、日程第十四 軍事郵便貯金等特別処理法案

出席者は左の通り。

議長 河井 彌八君  
副議長 重宗 雄三君

議員

- 河野 謙三君 佐藤 尚武君
- 高良 とみ君 小林 武治君
- 小林 政夫君 岸 良一君
- 北 勝太郎君 加藤 正人君
- 片柳 眞吉君 梶原 茂嘉君
- 上林 忠次君 楠見 義男君
- 柏木 康治君 奥 むねお君
- 井野 頂哉君 石黒 忠雄君
- 飯島通次郎君 加賀山之雄君
- 赤木 正雄君 山川 良一君
- 森 八三三君 森田 義衛君
- 村上 義一君 宮城タマヨ君
- 溝口 三郎君 三木與吉郎君
- 三浦 辰雄君 廣瀬 久忠君
- 後藤 文夫君 早川 愼一君
- 野田 俊作君 西田 隆男君
- 中山 福蔵君 豊田 雅孝君
- 常岡 一郎君 土田国太郎君
- 田村 文吉君 館 吾二君
- 竹下 豊次君 高橋 道男君
- 杉山 昌作君 高瀬莊太郎君
- 新谷寅三郎君 島村 軍次君
- 白井 勇君 横川 信夫君
- 深水 六郎君 木村 守江君
- 安井 謙君 伊能 芳雄君
- 青柳 秀夫君 高野 一夫君
- 西川弥平治君 石井 桂君
- 井上 清一君 関根 久蔵君
- 川口爲之助君 吉田 萬次君
- 酒井 利雄君 佐藤清一郎君

- 劍木 幸弘君 森田 豊壽君
- 谷口弥三郎君 宮本 邦彦君
- 長島 銀藏君 長谷山行毅君
- 宮田 重文君 滝井治三郎君
- 田中 啓一君 大矢半次郎君
- 石川 榮一君 岡崎 眞一君
- 松本 昇君 石原幹市郎君
- 植竹 春彦君 岡田 信次君
- 松岡 平市君 大谷 豊潤君
- 國 伊能君 一松 政二君
- 西郷吉之助君 中川 幸平君
- 北村 一男君 左藤 義詮君
- 寺尾 豊君 中山 壽彦君
- 中川 以良君 山縣 勝見君
- 吉野 信次君 大屋 晋三君
- 津島 壽一君 大達 茂雄君
- 青木 一男君 大野木秀次郎君
- 小龍 彬君 古池 信三君
- 伊能繁次郎君 杉原 荒太君
- 榊原 亨君 大谷 實雄君
- 宮澤 喜一君 高橋 倫君
- 横山 フク君 西岡 ハル君
- 重政 庸徳君 小澤久太郎君
- 鹿島守之助君 木内 四郎君
- 藤野 繁雄君 雨森 常夫君
- 石村 幸作君 青山 正一君
- 秋山俊一郎君 入交 太蔵君
- 高橋進太郎君 仁田 竹一君
- 松平 勇雄君 永岡 光治君
- 加藤 武徳君 上原 正吉君
- 郡 祐一君 山本 米治君
- 愛知 揆一君 平井 太郎君
- 川村 松助君 堀 末治君
- 白波瀬米吉君 池田宇右衛門君
- 島津 忠彦君 湯山 勇君
- 大和 與一君 松野 鶴平君
- 小林 英三君 草葉 隆圓君

- 泉山 三六君 黒川 武雄君
- 石坂 豊一君 井上 知治君
- 岩沢 忠恭君 木下 源吾君
- 内村 清次君 秋山 長造君
- 阿具根 登君 海野 三朗君
- 山口 重彦君 片岡 文重君
- 大倉 精一君 河合 義一君
- 岡 三郎君 亀田 得治君
- 小松 正雄君 永井純一郎君
- 近藤 信一君 竹中 勝男君
- 清澤 俊英君 成瀬 幡治君
- 小林 亦治君 小酒井義男君
- 佐多 忠隆君 重盛 壽治君
- 江田 三郎君 小林 孝平君
- 久保 等君 堂森 芳夫君
- 田畑 金光君 森崎 隆君
- 高田なほ子君 安部キミ子君
- 矢嶋 三義君 藤田 進君
- 岡田 宗司君 田中 一君
- 戸叶 武君 栗山 良夫君
- 吉田 法晴君 藤原 道子君
- 小笠原三男君 菊川 孝夫君
- 若木 勝蔵君 山田 節男君
- 天田 勝正君 松本治一郎君
- 中田 吉雄君 三橋八次郎君
- 千葉 信君 羽生 三七君
- 野溝 勝君 荒木正三郎君
- 三木 治朗君 曾根 益君
- 山下 義信君 鮎川 義介君
- 市川 房枝君 東 隆君
- 木村篤太郎君 野本 品吉君
- 松永 義雄君 石川 清一君
- 最上 英子君 三好 英之君
- 鈴木 強平君 松浦 清一君
- 赤松 常子君 深川タマエ君
- 武藤 常介君 寺本 廣作君
- 松浦 定義君 須藤 五郎君



|              |         |
|--------------|---------|
| 平林 太一君       | 八木 秀次君  |
| 加藤 シツエ君      | 井村 徳二君  |
| 紅露 みつ君       | 八木 幸吉君  |
| 鈴木 一君        | 加瀬 完君   |
| 千田 正君        | 松澤 兼人君  |
| 上條 愛一君       | 有馬 英二君  |
| 堀木 鎌三君       | 笹森 順造君  |
| 菊田 七平君       | 長谷部 ひろ君 |
| 木村 福八郎君      | 相馬 助治君  |
| 村尾 重雄君       | 棚橋 小虎君  |
| 鶴見 祐輔君       | 一松 定吉君  |
| 苦米地 義三君      | 松原 一彦君  |
| 羽仁 五郎君       | 大山 郁夫君  |
| 堀 眞琴君        |         |
| 内閣官房長官       | 福永 健司君  |
| 内閣総理大臣       | 吉田 茂君   |
| 法務大臣         | 加藤 徳五郎君 |
| 文部大臣         | 大達 茂雄君  |
| 厚生大臣         | 草葉 隆圓君  |
| 農林大臣         | 保利 茂君   |
| 労働大臣         | 小坂 善太郎君 |
| 国務大臣         | 緒方 竹虎君  |
| 政府委員         |         |
| 国家地方警察本部長官   | 斎藤 昇君   |
| 国家地方警察本部警備部長 | 山口 喜雄君  |
| 経済審議院事務次官    | 深水 六郎君  |
| 法務事務次官       | 三浦 實之助君 |
| 外務事務次官       | 小龍 彬君   |
| 大蔵事務次官       | 植木 庚子郎君 |
| 文部事務次官       | 福井 勇君   |
| 厚生省保険局長      | 久下 勝次君  |
| 郵政事務次官       | 飯塚 定輔君  |

昭和二十九年五月十四日 参議院會議録第四十六号

一〇一六

明治三十五年  
三月三十一日第三種郵便物認可

定價 一部

十五円  
(配達料共)

發行所

東京總督府  
大藏省印刷局  
電話九段三三二五  
振替東京一九〇〇〇  
官報課